

## 危機管理課



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部局名 危機管理監

### 1 危機管理監 石田 義和

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		危機管理監 代理兼課長	専門監兼 課長補佐	専門監	その他	計	
課名及び グループ数							
1	危機管理課	4	1	1	2	28	32
計			1	1	2	28	32

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 静岡県・浜松市・湖西市総合防災訓練（危機管理課）
- (2) 馬込川河口部水門整備事業（危機管理課）
- (3) SNS情報集約システム導入事業（危機管理課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 令和4年台風第15号での災害対応経験を踏まえ、災害対策本部体制の見直しや地域との連絡体制の確立など早急に対応する必要がある。（危機管理課）
- (2) デジタル同報無線を整備し2021年に運用を開始した。今後も難聴地域等への対応として戸別受信機を配付するとともに、個人の情報端末で受信いただくための啓発に努める。（危機管理課）



# 所管事務・事業の概要

危機管理監 危機管理課

## 1 事務分掌

- (1) 災害対策、国民保護その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 地域防災計画及び国民保護計画に関すること。
- (3) 津波対策の推進及び総合調整に関すること。
- (4) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の総括に関すること。
- (5) 防災意識その他の危機管理に係る意識の普及及び啓発に関すること。
- (6) 自主防災組織に係る事務の総括に関すること。
- (7) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急処理事態対策本部その他の危機に関する対策本部に関すること。
- (8) 防災学習センターに関すること。
- (9) 防災会議及び国民保護協議会に関すること。
- (10) 危機管理に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (11) 他部局との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 静岡県・浜松市・湖西市総合防災訓練  
静岡県、静岡県警察、自衛隊、災害協定締結事業者等の関係機関と連携して開催し「顔の見える関係」と「実行体制」を構築する（静岡県との共催による訓練は17年ぶり）。
- (2) 馬込川河口部水門整備事業  
当初、静岡県はレベル1対策として河川堤防の嵩上げを計画していたが、地域要望を踏まえ、レベル1を超える防潮堤と同等の防護水準を確保した水門を県と連携して整備することとなった。このため、地方財政法第27条第1項の規定に基づき、県議会の議決を経た本市が負担すべき金額を負担する。
- (3) SNS情報集約システム導入事業  
SNSから市内の被害情報を迅速に収集し、避難情報の発令判断や被災者支援などの災害対応に活用する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 令和4年台風第15号での災害対応経験を踏まえ、災害対策本部体制の見直しや地域との連絡体制の確立など早急に対応する必要がある。
- (2) デジタル同報無線を整備し2021年に運用を開始した。今後も、難聴地域等への対応として戸別受信機を配付するとともに、個人の情報端末で受信いただくための啓発に努める。

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市地域防災計画
- ・計画年度 昭和38年度～
- ・計画内容、目標等 災害対策基本法に基づき、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るための計画

- ・計画名 浜松市国民保護計画
- ・計画年度 平成 19 年度～
- ・計画内容、目標等 国民保護法及び静岡県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護するための措置及び実施体制等について定めた計画

- ・計画名 浜松市国土強靱化地域計画
- ・計画年度 平成 30 年度
- ・計画内容、目標等 国土強靱化の観点から、大規模自然震災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を総合的・計画的に推進する指針を示した計画

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
防災学習センター (はま防～家)	中区山下町 192	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代の担い手となる小・中学生を中心とした多くの市民が防災について学習し、体験できる施設</li> <li>・1階2階：展示エリア 3階：講座室、小講座室、多目的ホール</li> <li>・開館時間：9:30～21:00（展示エリア～17:00）</li> <li>・休館日：月曜日、祝日（土・日を除く）、年末年始（12/29～翌年1/3）</li> </ul>

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	危機管理監 代理兼課長	専門監兼 課長補佐	専門監	総務管理 グループ	市民啓発 グループ	計画調整 グループ	事業推進 グループ	合計
常勤	1	1	1	4	6	5	5	23
再任用					1		2	3
会計年度				1	2	1	2	6

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本館 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2537 (053-457-2530)
- ・メールアドレス bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 企 画 調 整 部

企 画 課

広 聴 広 報 課

国 際 課

東 京 事 務 所





## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名          企画調整部

### 1 企画調整部長 石坂 守啓

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	企画課	3	2		2	14	18
2	広聴広報課	4		2	1	27	30
3	国際課			1	1	10	12
4	東京事務所	1	1	1		4	6
計		1	2	4	4	55	66

### 3 各部局または区役所における重点事業

- （1）総合計画推進事業（企画課）
- （2）遠州灘海浜公園篠原地区道の駅整備事業（企画課）
- （3）市政広報事業（広聴広報課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- （1）遠州灘海浜公園篠原地区道の駅整備（企画課）
- （2）静岡大学・浜松医科大学統合再編の推進（企画課）



# 所管事務・事業の概要

企画調整部 企画課

## 1 事務分掌

- (1) 市の総合計画に関すること。
- (2) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 地方創生及びSDGsの総合調整に関すること。
- (4) 区制度に関すること。
- (5) 大都市制度の調査及び研究に関すること。
- (6) 指定都市市長会等に関すること。
- (7) 地方分権の推進に関すること。
- (8) 広域行政に関すること。
- (9) 大学等高等教育機関との連携に関すること。
- (10) 市政運営会議等に関すること。
- (11) 総合教育会議に関すること。
- (12) 東京事務所との連絡調整に関すること。
- (13) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (14) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 総合計画推進事業  
2024年度に終期を迎える総合計画基本計画について、総合的な政策の検証や、次の10年間に取り組むべき政策の立案など、次期計画の策定を進める。
- (2) 遠州灘海浜公園篠原地区道の駅整備事業  
遠州灘海浜公園篠原地区への県による新野球場建設を前提として、周辺地域を含めた交流人口の拡大やにぎわい創出に向けて、近接地への道の駅設置に関する調査研究を行う。
- (3) 大都市制度調査研究事業  
政令指定都市として加入すべき会議に参加し、指定都市が直面する重要課題や施策に関する意見・情報交換などを通じて連携を強化し、大都市行政の円滑な推進を図る。
- (4) 広域行政推進事業  
三遠南信地域を枠組みとした三遠南信地域連携ビジョン（SENA）の推進に取り組むとともに、「遠州広域行政推進会議」を枠組みとした連携により、広域的行政課題への対応を図る。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 浜松市総合計画次期基本計画の策定
- (2) 第2期浜松市“やらまいか”総合戦略の改定及びSDGsの推進
- (3) 遠州灘海浜公園篠原地区への県営野球場建設促進及び周辺地域への道の駅整備
- (4) 静岡大学・浜松医科大学統合再編の推進
- (5) 三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）や遠州広域行政推進会議等における広域連携の推進

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市総合計画
- ・計画年度 2015(平成27)年度～2044(令和26)年度

- ・計画内容、目標等

都市の将来像に「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げ、柔軟な発想と多様な結びつきの中で、市民協働によるまちづくりを推進するとともに、本市の特長である産業と文化の創造により、創造都市としての自立的な発展を目指す。

基本構想：浜松市未来ビジョン(2015(平成 27)年度～2044(令和 26)年度)

30 年後の未来の理想の姿を見据えたバックキャスト方式により、「都市の将来像」と「1 ダースの未来」を定めている。

基本計画：第 1 次推進プラン(2015(平成 27)年度～2024(令和 6)年度)

未来ビジョンの実現に向けて、長期的な展望に立ち、10 年間の総合的な政策を定めている。

実施計画：戦略計画(単年度)

基本計画に掲げた 10 年後の姿を実現するため、毎年度策定している。戦略計画を核とする PDCA サイクルにより進捗管理を行う。

- ・計画名 第 2 期浜松市“やらまいか”総合戦略

- ・計画年度 2020(令和 2)年度～2024(令和 6)年度

- ・計画内容、目標等

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定。「若者がチャレンジできるまち」「子育て世代を全力で応援するまち」「持続可能で創造性あふれるまち」の 3 つの基本目標を掲げ、合計特殊出生率の上昇を目指すとともに、東京圏との社会移動を均衡させることにより、人口減少を抑え、長期的な人口構成の最適化を図る。

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	総合計画 ・調整 グループ	地方創生 ・SDGs 推進 グループ	大都市制度 ・広域行政 グループ	合 計
常 勤	1	1	1	5	5	5	18
再任用							
会計年度							

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本館 5 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2241 (050-3730-1867)
- ・メールアドレス kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

企画調整部 広聴広報課

## 1 事務分掌

- (1) 広聴及び広報に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 市政情報の発信に関すること。
- (3) 広報刊行物の発行に関すること。
- (4) 市民コールセンターに関すること。
- (5) 報道機関等との連絡調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 市政広報事業  
広報はままつをはじめテレビ、ラジオ、インターネットなど各種媒体を活用し、さまざまな市政情報を広く市民に発信するもの
- (2) オープンデータプラットフォーム・ホームページ運用事業  
オープンデータプラットフォームを通じて、オープンデータの蓄積・公開、各種 SNS の発信、LINE チャットボットによる市民からの問い合わせ対応などを効率的に実施するとともに、ホームページ管理システム「CMS」により浜松市公式ホームページを運用し、市政情報を発信するもの
- (3) 広聴事業  
市民の声を市政に反映させるため各種広聴集会をはじめ、市民の声、市民アンケート調査、広聴モニターアンケート調査、パブリック・コメント制度の運用管理などを実施するもの
- (4) 区再編準備事業  
令和6年1月1日の行政区再編により、新たに誕生する新区の概要や、市民サービス提供体制等を広く市民に周知するため、広報はままつ臨時号の発行や、市公式ホームページの更新を行うもの

## 3 課題・懸案事項

- (1) 市民の情報収集手段が多様化する中での適時・的確な市政情報の提供
- (2) 多岐にわたる市民ニーズを把握する広聴活動の取り組み

## 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	広聴グループ	市民コールセンターグループ	広報グループ	報道グループ	合計
常勤	1		1	3	2	4	5	16
再任用								
会計年度				2	6	3	3	14

## 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本館 5 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2020 (053-457-2028)
- ・メールアドレス koho2@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

企画調整部 国際課

## 1 事務分掌

- (1) 国際化施策の企画、調整及び実施に関すること
- (2) 多文化共生の推進に関すること
- (3) 外国人市民共生審議会に関すること
- (4) 公益財団法人浜松国際交流協会との総合調整に関すること

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 多文化共生推進事業  
インターカルチュラル・シティの政策理念を踏まえた価値創造型の多文化共生施策の推進
- (2) 国際交流連携推進事業  
国際機関への参加や海外諸都市との交流・連携を通じた施策推進

## 3 課題・懸案事項

- ・多文化共生拠点施設における専門人材の不足

## 4 事業計画等

- (1) 計画名 第3次浜松市多文化共生都市ビジョン  
計画年度 令和5～9年度  
計画内容、目標等 浜松型の多文化共生社会の実現を目指して策定した「協働」「創造」「安心」の3つの柱からなる計画
- (2) 計画名 第2次浜松市国際戦略プラン  
計画年度 令和元～5年度  
計画内容、目標等 本市の強みや特長を生かし、庁内横断的に戦略的な国際施策展開を図るための指針

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市多文化共生センター	中区早馬町2-1 クリエート浜松4階	多言語による相談コーナー、 情報提供カウンター、セミナールーム
浜松市外国人学習支援センター	西区雄踏町宇布見9611-1	セミナールーム、交流スペース、会議室

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	職員	合計
常勤	1	1	4	6
会計年度			4	4
国際交流員			2	2

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館5階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2359 (050-3730-1867)
- ・メールアドレス kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

企画調整部 東京事務所

## 1 事務分掌

- (1) 各省庁その他関係機関との連絡調整に関すること
- (2) 首都圏における市政に関連する情報の収集及び発信に関すること
- (3) 首都圏におけるシティプロモーションに関すること
- (4) その他首都圏における特命事項に関すること

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 首都圏情報収集発信事業  
「浜松やらまいか交流会」や「はままつ若者交流会」の開催により本市の情報を発信するとともに、参加者の相互交流を深め、関係人口の拡大を図る。  
また、関係課と連携し観光・物産PRを行うイベントを実施し、本市の魅力や情報を発信する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 国等の最新の生きた情報を本庁へ迅速に提供するため、人的ネットワークの拡充や職員の収集能力の向上
- (2) 首都圏において、本市の情報発信を図る中で将来的なU I Jターンに繋がる意識の醸成
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響で停滞していた首都圏におけるシティプロモーションをより効果的に進めるため、関係課と連携し情報発信の強化・拡大

## 4 職員調べ

(単位：人)

区分	参与 (所長)	副参事 (副所長)	首都圏活動 グループ	合計
常勤	1	1	3	5
会計年度			1	1

## 5 問い合わせ先

- ・所在地等 東京都千代田区平河町 2-4-1 日本都市センター会館 12 階
- ・電話番号(FAX 番号) 03-3556-2691 (050-3737-5485)
- ・メールアドレス hama-to@city.hamamatsu.shizuoka.jp





# デジタル・スマートシティ推進部

デジタル・スマートシティ推進課

情報システム課



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 デジタル・スマートシティ推進部

1 デジタル・スマートシティ推進部長 水谷 供子

### 2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	デジタル・スマートシティ推進課	4	1	1	1	17	20
2	情報システム課	3	1		1	28	30
計		1	1	1	2	45	50

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) デジタル・スマートシティ推進事業（デジタル・スマートシティ推進課）
- (2) 浜松版 MaaS 推進事業（デジタル・スマートシティ推進課）
- (3) デジタル・ガバメント推進事業（デジタル・スマートシティ推進課）
- (4) デジタル業務改革推進事業（デジタル・スマートシティ推進課）
- (5) 庁内事務系システム管理事業（情報システム課）
- (6) 住民情報系システム維持管理事業（情報システム課）
- (7) 社会情報基盤整備充実事業（情報システム課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) デジタル活用のサポート（デジタル・スマートシティ推進課）
- (2) 共助型地域交通等モデル事業の確立（デジタル・スマートシティ推進課）
- (3) 標準化対象 20 業務について、限られた期間内（2025 年度まで）での標準準拠システムへの移行対応（情報システム課）
- (4) 光ファイバ未整備地域の解消に向けた国及び事業者との調整（情報システム課）



## 所管事務・事業の概要

### デジタル・スマートシティ推進部 デジタル・スマートシティ推進課

#### 1 事務分掌

- (1) デジタル・スマートシティに関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) デジタル・ガバメントに関する企画及び調整に関すること。
- (3) デジタルを活用した業務改革に関する企画及び調整に関すること。
- (4) 浜松版 MaaS に関すること。
- (5) デジタル・マーケティングに関すること。
- (6) デジタル・スマートシティ推進本部会議に関すること。
- (7) 部の予算及び決算の統括に関すること。
- (8) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

#### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) デジタル・スマートシティ推進事業  
デジタルを活用したまちづくり推進条例に規定する基本方針のデジタル・スマートシティ構想に基づき、官民連携プラットフォームやデータ連携基盤を活用し、地域課題の解決及び新たなビジネスの創出を図る。
- (2) 浜松版 MaaS 推進事業  
浜松版 MaaS 構想に基づき、各種サービスとモビリティの連携により、持続可能なまちづくりや地域活性化を図る。
- (3) デジタル・ガバメント推進事業  
DX 推進計画に基づき、デジタルの活用により、市民サービスの向上と業務効率化を一体的に推進する。
- (4) デジタル業務改革推進事業  
デジタルを活用した業務改革を全庁挙げて推進する。また、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及と利活用の促進を図る。
- (5) デジタル・マーケティング推進事業  
デジタル・マーケティング戦略に基づき、効果的な情報発信や情報伝達のための相談支援及び人材育成を行う。

#### 3 課題・懸案事項

- (1) デジタル活用のサポート
- (2) 共助型地域交通等モデル事業の確立

#### 4 事業計画等

- ・ 条例の名称 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例
- ・ 施行年度 2022 年（令和 4 年）度
- ・ 条例の目的  
デジタルを活用したまちづくりに関する基本事項を定め、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的として制定。
  
- ・ 計画名 浜松市デジタル・スマートシティ構想
- ・ 計画年度 2020 年（令和 2 年）度
- ・ 計画内容、目標等  
デジタルを活用したまちづくり推進条例第 6 条第 1 項に規定する基本方針。デジタルの

力を最大限活用し、「市民 QoL（生活の質）の向上」と「都市の最適化」を目指す。

- ・計画名 浜松版 MaaS 構想
- ・計画年度 2020 年（令和 2 年）度
- ・計画内容、目標等  
人口減少・少子高齢化で限られた資源（ヒト・モノ・コト）をモビリティで繋ぎ、持続可能な都市を目指す。

- ・計画名 浜松市 DX 推進計画
- ・計画年度 2022 年（令和 4 年）度
- ・計画内容、目標等  
デジタルを活用したまちづくり推進条例第 6 条第 2 項に基づく計画及び官民データ活用促進基本法第 9 条第 3 項に規定する市町村官民データ活用推進計画として位置づける。デジタル・ガバメント（電子行政）や官民データの活用を本計画に基づき効果的に推進するとともに取組を加速する。

## 5 職員調べ

（単位：人）

区分	参与	課長	課長 補佐	デジ タル・スマ ートシテ ィ推進グ ループ	浜松版 MaaS 推進 グループ	デジ タル・ガバ メント推 進グルー プ	デジタル 業務改革 推進グル ープ	合計
常勤	1	1	1	6	2	4	5	20
再任用								
会計年度								

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 5 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2454
- ・メールアドレス dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

### デジタル・スマートシティ推進部 情報システム課

#### 1 事務分掌

- (1) 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (2) 情報基盤の整備、管理及び運用に関すること。
- (3) 地域情報センターに関すること。

#### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 住民情報系システム維持管理事業  
住民情報系システムの維持管理・運用保守を行い、各業務が安定的に実施できる環境を提供する。
- (2) 庁内事務系システム維持管理事業  
庁内事務の効率化を目的としたシステムの運用・維持管理を行い、職員に対し事務の効率化を支援することで、市民サービスの維持向上を図る。
- (3) ネットワーク等維持管理事業  
庁内情報ネットワークやパソコン機器等の適正な維持管理を行い、セキュリティの強化及び事務の効率化を図る。
- (4) 社会情報基盤整備充実事業  
天竜区や北区の一部地域に残る光ファイバ網の未整備地域や携帯電話の不感地域を解消し情報通信インフラの格差是正を目指す。
- (5) 区再編準備事業  
2024年1月の行政区再編に対応するため、まっぼっくりやグループウェア等の当課所管業務システムのシステム改修、庁内全体の業務システムの改修に係る進捗管理及び庁内のネットワーク工事を行う。

#### 3 課題・懸案事項

- (1) 標準化対象 20 業務について、限られた期間内（2025 年度まで）での標準準拠システムへの移行対応
- (2) 光ファイバ未整備地域の解消に向けた国及び事業者との調整

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市地域情報センター	浜松市中区中央一丁目 12 番 7 号	ホール

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	情報化支援グループ	基盤運用グループ	システム運用グループ	合計
常勤	1	1	8	8	7	25
再任用						
会計年度			4	1		5

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目 12 番 7 号 浜松市地域情報センター4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-456-5000 (053-456-5001)
- ・メールアドレス j-center@city.hamamatsu.shizuoka.jp



政策調査官



部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部局名 政策補佐官

1 政策補佐官 金原 栄行

2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	政策調査官			1		1	2
計				1		1	2

3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 市長特命事項への対応（政策調査官）
- (2) 都市政策アドバイザーの活用（政策調査官）
- (3) 民間専門人材の活用（政策調査官）

4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 新たな特命事項への対応（政策調査官）



## 所管事務・事業の概要

政策補佐官 政策調査官

### 1 事務分掌

- (1) 特定の政策に係る企画立案及び調整を行う職として、政策補佐官を置く。
- (2) 政策補佐官を補佐し、特定の政策に係る企画立案及び調整を行う職として、政策調査官を置く。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 市長特命事項への対応  
市長からの特命事項に円滑かつ迅速に対応する。
- (2) 都市政策アドバイザーの活用  
市政全般に関してアドバイザーから助言をいただくとともに意見交換を実施する。
- (3) 民間専門人材の活用  
プロジェクトマネージャーの募集・選考・委嘱を実施するとともに、個別の活動支援を行う。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 新たな特命事項への対応

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	副主幹	合計
常勤	1	1	2
再任用			
会計年度			

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 5階（秘書課内）
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2027 (053-457-2235)
- ・メールアドレス hisho@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 總 務 部

秘 書 課

人 事 課

政 策 法 務 課

職 員 厚 生 課

文 書 行 政 課





## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 総務部

### 1 総務部長 田中 孝太郎

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1 秘書課	1			1	1	5	7
2 人事課	5		1	2		27	30
3 政策法務課	4		2	1	1	12	16
4 職員厚生課	2			1	1	13	15
5 文書行政課	2	1 (0.2)		1 (0.7)	1 (0.7)	23 (15.6)	26 (17.2)
計		1 (0.2)	3	6 (0.7)	4 (0.7)	80 (15.6)	94 (17.2)

※全職員が市選挙管理委員会事務局職員との併任のため、文書行政課業務に係る人工数を（ ）書きで表記した。

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 市長・副市長秘書管理事業（秘書課）
- (2) 人事管理運営事業、人材開発推進事業（人事課）
- (3) 政策法務事業、経営改革推進事業（政策法務課）
- (4) 職員の健康、安全衛生管理事業（職員厚生課）
- (5) 公文書管理事業、基幹統計調査事業（文書行政課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 市長秘書管理業務の円滑な遂行（秘書課）
- (2) 区政担当副市長の円滑な業務遂行の支援（秘書課）

- (3) 区の再編及び職員の定年延長を踏まえた現行の定員適正化計画の見直し（人事課）
- (4) デジタル人材の育成（人事課）
- (5) 行政経営推進プランの進行管理（政策法務課）
- (6) 外郭団体の運営への関与（政策法務課）
- (7) 職員のメンタルヘルス対策の推進（職員厚生課）
- (8) 公文書館機能の整備（文書行政課）

## 所管事務・事業の概要

総務部 秘書課

### 1 事務分掌

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 栄典及び表彰に関すること。
- (4) 市長会、市政事務研究会等に関すること。
- (5) 行事に係る共催及び後援名義の総括に関すること。
- (6) 市長の資産等の公開に関すること。
- (7) 市勢功労者表彰審査委員会に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 市長・副市長秘書管理事業
  - ・市長、副市長業務が円滑に進むよう、スケジュール管理等を丁寧かつ柔軟に行う。
- (2) 市制記念式典開催事業
  - ・市制112周年の式典について、厳粛・盛大に実施する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 新市長秘書管理業務の円滑な遂行
- (2) 区政担当副市長の円滑な業務遂行の支援

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当 課長	課長 補佐	秘書 グループ	合計
常勤	1		1	5	7
再任用					
会計年度					

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 中区元城町103-2（浜松市役所本館5階）
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2070（050-3737-0092）
- ・メールアドレス [hisho@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:hisho@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

# 所管事務・事業の概要

総務部 人事課

## 1 事務分掌

- (1) 職員の定数及び配置に関すること。
- (2) 行政組織に関すること。
- (3) 職員の任命、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。
- (4) 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (5) 職員の給与、退職手当及び児童手当に関すること。
- (6) 職員の人事評価に関すること。
- (7) 職員の研修に係る事務並びにその企画及び調整に関すること。
- (8) 職員団体及び労働団体に関すること。
- (9) 職員懲戒審査委員会に関すること。
- (10) 特別職報酬等審議会に関すること。
- (11) 他の執行機関との総合調整に関すること。
- (12) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (13) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 人事管理運営事業  
持続可能な都市経営を行うため、簡素で効率的な組織体制の整備と定員管理を行うとともに、職員給与の執行管理と勤務条件の整備を行う。
- (2) 人材開発推進事業  
職員人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像、職場像の実現に向け各種研修等を実施するとともに、休職中の職員を対象とした職場復帰支援プログラムを実施する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 区の再編及び職員の定年延長を踏まえた現行の定員適正化計画の見直し
- (2) デジタル人材の育成

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市定員適正化計画
- ・計画年度 令和3年4月1日から令和7年4月1日まで
- ・計画内容、目標等 新たな行政需要等への対応、事務事業の見直し、民間委託の活用、再任用職員の活用等の取り組みによる定員管理を行い、令和2年度9,138人の定員を令和7年度9,077人とすることを目標とする。
  
- ・計画名 はままつ女性職員活躍応援プラン
- ・計画年度 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- ・計画内容、目標等 女性職員の活躍推進に向け、女性管理職の割合15%、採用における女性職員の割合50%、男性の育児休業取得率15%とすることを目標に各種取り組みを実施する。
  
- ・方針名 浜松市職員人材育成基本方針
- ・改訂年度 令和2年3月改訂

- ・内容、目標等 市民サービス向上のために、目指すべき職員像・職場像を示した職員人材育成基本方針

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	組織・任用グループ	給与グループ	制度管理グループ	人材開発グループ	復帰支援グループ	合計
常勤	1	1	1	5	7	4	3	2	24
再任用								1	1
会計年度				1	3		1		5

## 6 問い合わせ先

### (1) 人事課（組織・任用、制度管理、給与グループ）

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所北館 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2081 (053-457-2087)
- ・メールアドレス jinji@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### (2) 人材開発担当（人材開発、復帰支援グループ）

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目 12 番 7 号 浜松市地域情報センター 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2088(050-3730-6463)
- ・メールアドレス jinzai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

総務部 政策法務課

## 1 事務分掌

- (1) 政策法務の推進に関すること。
- (2) 条例、規則等の制定改廃に関すること。
- (3) 事務事業の執行に係る法的助言に関すること。
- (4) 訴訟、不服申立て等の総括に関すること。
- (5) 相談弁護士に関すること。
- (6) 行財政改革に係る事務の総括に関すること。
- (7) 外郭団体関与の総括に関すること。
- (8) 附属機関等の総括に関すること。
- (9) 内部統制制度の総括に関すること。
- (10) 外部監査制度に関すること。
- (11) 行政不服審査会に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 政策法務推進事業  
政策法務主任等を対象とした研修の実施、政策法務アドバイザーへの相談による法的課題の解決
- (2) 法務相談事業  
相談弁護士への相談を通じて法的紛争の予防及び迅速・適法な解決
- (3) 訴訟等対応事業  
本市を当事者とする訴訟等における係争の対応
- (4) 政策法務デジタル運営経費  
条例や規則の審査を行い、それらを管理するための例規検索システムの運用
- (5) 経営改革推進事業  
行政経営推進プランに基づく行財政改革の推進、内部統制制度の整備・運用
- (6) 包括外部監査委託事業  
財務管理、事業の経営管理等にかかる外部監査人による監査

## 3 課題・懸案事項

- (1) 行政経営推進プランの進行管理  
2020年度から10年間を取組期間とする計画（総論、前後期の実施計画）について、前期実施計画の終期（2024年度）を見据え、総論の見直し、並びに後期実施に向けた目標管理のあり方等
- (2) 外郭団体の運営への関与  
現行の「外郭団体評価書（2020年度～2024年度）」による関与のあり方について、より効率的・効果的かつ実効性を伴う手法への見直し

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市行政経営推進プラン  
「総論（2019.9公表）」と「実施計画（2020.3公表）」の2層
- ・計画年度 2020年度～2029年度（10年間、実施計画は前・後期各5年間）

・概 要

○基本理念

「今日も、そしてこれからも市民の役に立ち続ける市役所」であるため、事業の見直しや公有財産の有効活用等、不断の行財政改革に取り組み、確保した経営資源を市民福祉の向上や必要な投資に充当します。

○3つの目標

①健全財政の堅持、②生産性の向上、③稼ぐ力の増強

13件（19項目）の取組み

○重点取組

AI（Artificial Intelligence）・IoT（Internet of Things）・RPA（Robotic Process Automation）などのICTツールを利活用した生産性向上に向けた取組

・方針名 浜松市民間活力の導入に関する基本方針

・施行年度 2017年4月1日（改正2020年4月1日）

・概 要

○目的

公共サービスの質の向上と効率化を実現するため、また、住民福祉の増進、財政健全化、市内経済の持続的かつ安定的な成長に寄与することを目的に、「民間でできることは民間に」の考えに基づき、民間事業者等の知恵・資金等を有効活用した、「民間活力の導入」を推進するもの。

○主な内容

民間事業者等による発案・提案制度

PPP/PFI手法の優先的検討

・方針名 浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針

・施行年度 2008年4月1日（改正2019年4月1日）

・概 要

○目的

附属機関の適正な設置および公正かつ円滑な運営等を図るとともに、市民の参画及び開かれた市政の推進

○主な内容

附属機関の設置・見直し（廃止又は統合）

委員の選任基準（同一人の複数機関への選任、男女の登用率、任期等）

## 5 職員調べ

（単位：人）

区 分	課 長 (参事)	参事	担 当 課 長	課 長 補 佐 (専門監)	法務 グループ	訟務 グループ	経営改革・ 外郭団体 調整 グループ	内部統制・ 事務査察 グループ	合計
常 勤	1	1	1	1	3	2	3	1	13
再任用								3	3
会計年度									

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所北館 4 階
- ・電話番号 (FAX番号) 053-457-2250 (050-3737-5694)  
053-457-2244 (050-3737-5694) 【経営推進担当】
- ・メールアドレス houmu@city.hamamatsu.shizuoka.jp  
gyokei@city.hamamatsu.shizuoka.jp 【経営推進担当】



## 所管事務・事業の概要

総務部 職員厚生課

### 1 事務分掌

- (1) 職員の福利厚生企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 職員の安全衛生に関すること。
- (3) 職員の保健及び健康診断に関すること。
- (4) 職員の被服に関すること。
- (5) 職員の公務災害補償等に関すること。
- (6) 地方公務員災害補償基金に関すること。
- (7) 静岡県市町村職員共済組合及び職員厚生会に関すること。
- (8) 退隠料、遺族扶助料等に関すること。
- (9) 公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

#### (1) 職員の健康、安全衛生管理事業

健康診断・保健指導

ストレスチェック・メンタルヘルス相談

公務災害の認定・補償

### 3 課題・懸案事項

- (1) 職員のメンタルヘルス対策の推進
- (2) 高年齢職員の転倒災害防止の取組み

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	安全衛生 グループ	健康管理 グループ	合計
常勤	1	1	3	2	7
再任用				2	2
会計年度			3	3	6

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所北館3階
- ・電話番号 (FAX 番号) 053-457-2388 (457-2389)
- ・メールアドレス syokuin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

総務部 文書行政課

### 1 事務分掌

- (1) 行政区域に関すること。
- (2) 市町村合併等に伴う証明書の発行に係る事務の総括に関すること。
- (3) 文書及び公印の管理並びにその総括に関すること。
- (4) 情報公開及び個人情報の保護に係る事務並びにその総括に関すること。
- (5) 住居表示に係る事務の総括に関すること。
- (6) 統計に係る事務の総括に関すること。
- (7) 自衛官の募集に関すること。
- (8) 情報公開・個人情報保護委員会に関すること。
- (9) 行政区画等審議会に関すること。
- (10) 他の部課に属しないこと。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 公文書管理事業  
公文書管理及び情報公開・個人情報保護に関する事業
- (2) 住居表示事業  
住居表示の実施、街区表示板の維持管理等
- (3) 統計調査員確保対策事業  
統計調査員の確保、研修会の開催等
- (4) 基幹統計調査事業  
統計法に基づく基幹統計調査の実施
- (5) 統計運営経費  
県・政令指定都市との連携を図る事業、本市の基礎的な統計資料を収集・発行する事業等

### 3 課題・懸案事項

- (1) 改正個人情報保護法への対応
- (2) 公文書館機能の整備
- (3) 統計調査員の確保対策

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	参与	課長	専門監 課長補佐	総務・選挙 調整官	文書情報 グループ	総務統計 グループ	合計
常勤	1 (0.2)	1 (0.7)	1 (0.7)		6 (4.8)	10 (5.9)	19 (12.3)
再任用							
会計年度				1 (0.1)	6 (4.8)		7 (4.9)

※全職員が市選挙管理委員会事務局職員との併任のため、文書行政課業務に係る人工数を（）書きで表記した。

## 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所北館 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2521 (053-457-2236)
- ・メールアドレス senkan@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 財 務 部

財 政 課

アセットマネジメント推進課

公 共 建 築 課

調 達 課

技 術 監 理 課

税 務 総 務 課

市 民 税 課

資 産 税 課

収 納 対 策 課



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 財務部

- 1 財務部長 石切山 真孝  
財務担当部長 村上 隆康

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分							
課名及び グループ数	参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計	
1 財政課	3		1	1	16	18	
2 アセットマネジメント推進課	4		1	1	1	23	
3 公共建築課	6		1	1	2	39	
4 調達課	3			1	1	22	
5 技術監理課	3			1	2	20	
6 税務総務課	4		1		2	23	
7 市民税課	10			1	3	89	
8 資産税課	11			1	4	89	
9 収納対策課	11			1	3	79	
計			4	8	18	400	

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 財産管理運営経費（財政課）
- (2) アセットマネジメント推進事業（アセットマネジメント推進課）
- (3) 収納対策事業（収納対策課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 持続可能な財政運営（財政課）
- (2) 次期公共施設等総合管理計画の策定（アセットマネジメント推進課）
- (3) 公平公正・効率的な課税と収納（税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課）





# 所管事務・事業の概要

財務部 財政課

## 1 事務分掌

- (1) 財政全般の企画及び調整に関すること。
- (2) 予算編成、予算執行計画、資金調整及び資金配当に関すること。
- (3) 財政事情の公表及び調整に関すること。
- (4) 市議会議案の調製及び議決等の処理に関すること。
- (5) 地方交付税に関すること。
- (6) 市債に関すること
- (7) 宝くじに関すること。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (10) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 議案作成事業  
市議会の定例会及び臨時会の予算、決算、条例等の議案をとりまとめ議会に提出。
- (2) 財政管理デジタル運営経費  
ホームページ等を通じて本市の財政状況の公表を推進。
- (3) 財政管理運営経費  
予算の編成と執行管理、歳入の確保。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 持続可能な財政運営  
中期財政計画に基づき規律ある財政運営を堅持し、将来世代への負担軽減を図るとともに、不測の事態が生じてでも住民サービスを安定的かつ継続的に提供できる強固な財政基盤を構築する。
- (2) 税外収入の確保

## 4 事業計画等

- ・計画名 中期財政計画
- ・計画年度 平成27年度～令和6年度（2015年度～2024年度）（10年間）
- ・計画目標 ①一人当たり市債残高「平成26年度末見通しの612千円/人を令和6年度末までに10%削減し、550千円/人とする」  
②補足目標 ア実質公債費比率「類似政令指定都市平均を下回る」  
イ将来負担比率 「実質0%近傍を維持」  
③参考 令和5年度末計画値 560千円/人 見込値 564千円/人

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	財政計画グループ	財源グループ	議会グループ	合計
常勤	1	1	5	5	6	18

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所北館 4 階
- ・電話番号 (FAX 番号) 053-457-2270 (050-3730-0119)
- ・メールアドレス [zaisek@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:zaisek@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

# 所管事務・事業の概要

## 財務部 アセットマネジメント推進課

### 1 事務分掌

- (1) 公有財産の総括及び管理の指導に関すること。
- (2) 公有財産の有効活用に関すること。
- (3) 公の施設の総括に関すること。
- (4) 公共建築物の保全及び長寿命化の総括に関すること。
- (5) 普通財産の取得、管理、処分及び調整に関すること。
- (6) 公有財産台帳の整理に関すること。
- (7) 市有財産の保険及び共済に関すること。
- (8) 本庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の部課の配置に関すること。
- (9) 本庁舎の窓口の案内業務に関すること。
- (10) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (11) 三大地財産区、四大地財産区及び赤佐財産区との総合調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) アセットマネジメント推進事業  
公共施設等総合管理計画に基づき、本市が保有する資産のあり方を明確にしたうえで施設の見直しや統廃合・複合化による保有財産の縮減や長寿命化の実施、PPP/PFIの導入を図る。
- (2) 公有財産維持管理事業  
公有財産の維持管理を行うとともに市有地の売却や貸付など適正な管理を行い市の安定的な資産経営を図る。
- (3) 借地解消事業  
有償借地の購入や施設廃止に伴う返還等、公共施設用地の借地解消を進める。
- (4) 庁舎等維持管理事業  
安全・安心な市民サービス提供のために、本庁舎等の建物や設備の維持管理や改修工事を進める。
- (5) 公有自動車管理運営事業  
市公用車の適正な車両管理と運行管理を図る。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 次期公共施設等総合管理計画の策定  
資産経営を推進するために策定した公共施設等総合管理計画が令和6年度に計画期間満了となることを踏まえ、次期計画を策定する。

### 4 事業計画等

- (1) 浜松市公共施設等総合管理計画
  - ・計画年度：平成27年度～令和6年度
  - ・計画内容、目標等：市が保有するタテモノ資産・インフラ資産について、資産の見直しや活用、運営管理等についての方針を示すもの。
- (2) 浜松市公共建築物長寿命化指針
  - ・計画年度：平成29年度～
  - ・計画内容、目標等：公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化を実施する場合の基本的な考え方を定めたもの。

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
本庁舎 本館	中区元城町 103-2	庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上8階
本庁舎 北館	同上	庁舎 鉄筋コンクリート造 地上5階
イーステージ浜松オフィス棟	中区中央一丁目 2-1	庁舎 鉄骨造 7階のうち5階6階7階
鴨江分庁舎	中区鴨江三丁目 1-10	庁舎 鉄筋コンクリート造 地上4階
元目分庁舎	中区元目町 102-1	庁舎 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
ザ・シティ浜松中央館 5階の一部	中区鍛冶町 100-1	鉄筋コンクリート造地下1階地上15階のうち5階の一部

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当 課長	課長 補佐	経営推進 グループ	PPP推進 グループ	資産管理 グループ	庁舎車両 グループ	合計
常勤	1	1	1	3	3	4	4	17
再任用								
会計年度						1	8	9

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所北館 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2533 (050-3730-0119)
- ・メールアドレス asset@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

財務部 公共建築課

## 1 事務分掌

- (1) 公共建築物（市営住宅を除く。）の建設に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 公共建築物の建築工事及び設備工事の設計及び監理に関すること。
- (3) 公共建築物の長寿命化推進事業に関すること。
- (4) 公共建築物の耐震化推進事業に関すること。
- (5) 公共建築物のユニバーサルデザインの推進に関すること。
- (6) 公共建築物の保全に係る指導、助言及び相談に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 公共建築物長寿命化推進事業  
建築から一定の年数が経過した公共建築物について、計画的な改修により建築物の長寿命化を進め、長期的な財政負担の軽減を図るとともに、市民に安全で安心な施設を提供する。
- (2) 公共建築物耐震化推進事業  
大規模空間を持つ公共建築物の吊り天井などの非構造部材の落下防止対策や、公共建築物のより一層の耐震化を行うことにより、施設利用者の安全確保を図る。
- (3) 公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業  
誰もが利用できる公共施設を提供するため、ユニバーサルデザインに配慮した設計、工事及び工事監理業務を実施し、公共建築物の適正な整備水準を確保する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 既存公共建築物の長寿命化  
「浜松市公共建築物長寿命化指針」及び「浜松市公共建築物長寿命化計画《一般施設》」（平成 29 年 9 月）に基づき既存公共建築物の小規模改修と大規模改修を計画的に進める。大規模改修については、改修レベルの平準化と改修経費の削減を図るため、劣化状況と施設用途に応じた施設改修を行う。また、改良保全を伴う場合は、施設所管課及びアセットマネジメント推進課と改修内容について検討する。
- (2) 公共建築物の耐震化《吊り天井落下防止対策、耐震補強》とユニバーサルデザイン化  
建築基準法施行令に規定された特定天井を有する 31 施設（H28 年度末時点）について、優先順位を決めて計画的に吊り天井落下防止対策を実施する。また、公共建築物長寿命化推進事業で実施する大規模改修の対象施設について、一層の耐震性能向上を図るため、併せて耐震補強工事を実施する。さらに、施設の新築、増改築及び改修を行う場合は、ユニバーサルデザイン化を図り、誰もが利用できる公共施設の実現を目指す。
- (3) 建物保全の機能強化  
施設管理者に対して、保全研修会の開催や「たてもの保全通信」の発行により必要な情報を提供し、建物保全に対する意識向上を図る。また、保全相談や施設パトロールを通して、施設管理者に建物保全の指導、助言を行うとともに、修繕の早期実施を促す。
- (4) 公共建築物のカーボンニュートラル推進  
公共建築物の新築・改築及び改修時に施設の脱炭素化を図るため、設計時の ZEB 化対応について検討を進める。また、ZEB 化の手法について、コスト面も含めて比較検討を行う。
- (5) 公共建築物の地域材活用促進  
「浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針（第 4 期）R3～R7」に基づき公共建築物の新築・改築及び改修時に「地域産の FSC 認証材」を活用し、公共建築物の木造化・木質化を進める。

#### 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市公共建築物長寿命化推進計画 ～一般施設～
- ・計画年度 平成 30 年～令和 6 年（7 年間）
- ・計画内容、目標等 「浜松市公共施設等総合管理計画」（平成 28 年 3 月）及び「浜松市公共建築物長寿命化指針」（平成 29 年 9 月）に基づき、市が保有する公共建築物（一般施設）329 施設の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担の軽減・平準化と市民への安全で快適な建築物を提供する。大規模改修工事は、計画期間内に建設後 40 年を迎え、施設のあり方検討調査の結果等から対象となる 51 施設のうち、34 施設について計画している。
  
- ・計画名 第 2 次浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン化推進計画
- ・計画年度 平成 27 年～令和 6 年（10 年間）
- ・計画内容、目標等 「不特定多数の市民等が利用する施設」を対象とし、公共建築物長寿命化推進事業で実施する大規模改修工事及び施設が計画的に実施する大型工事と併せて、EV やバリアフリートイレ、身体障害者専用駐車場屋根などを整備し、ユニバーサルデザイン化を図る。

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	次長 (課長)	副参事 (課長 補佐)	専門監	建 築 企 画 グループ	長寿命化 推 進 グループ	営 繕 建 築 グループ	営 繕 電 気 グループ	営 繕 機 械 グループ	施 設 保 全 グループ	合計
常 勤	1	1	1	3	8	8	6	7	2	37
再任用									1	1
会計年度				1					4	5

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 1 0 3 番地の 2 浜松市役所本館 5 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2461 (050-3730-0119)
- ・メールアドレス kokyoken@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

財務部 調達課

### 1 事務分掌

- (1) 工事その他の請負契約に係る事務及びその総括に関すること。
- (2) 物品の購入及び修繕に係る事務並びにその総括に関すること。
- (3) 契約制度等の調査研究に関すること。
- (4) 業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (5) 物品の規格統一に関すること。
- (6) 市収入証紙に関すること。
- (7) 不用品の処分に関すること。
- (8) 入札監視委員会に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

#### (1) 電子入札システム事業

原則として、全ての工事（小額工事を除く）、工事関連業務委託の入札を、静岡県の共同利用システムを利用して実施する。

物品購入については、予定価格 30 万円超 160 万円以下（印刷は 250 万円以下）の金額帯でオープンカウンター方式（公募型見積合せ）により、電子入札システムを利用して実施する。

#### (2) 調達デジタル運営経費（電子契約システム事業）

令和 5 年 4 月から工事、物品については、一部の契約を除き、本格導入としている。各課対応となる業務委託・賃貸借については、令和 5 年度中の準備期間を経て令和 6 年度以降の導入を予定。

#### (3) 調達運営経費

各課からの工事・物品の発注依頼に基づき、入札・契約事務を適正に処理する。  
行財政環境を踏まえた適切な制度や運用基準の構築に努める。

### 3 課題・懸案事項

#### (1) 電子契約の運用及び拡大

調達課で運用していく中で検証を行い、関係例規や事務マニュアルの見直しなど、システム運用上の課題に対応していくとともに、各課の業務委託・賃貸借への導入拡大を検討していく。

#### (2) 浜松市収入証紙の廃止に向けた対応

収入証紙については、申請窓口での現金を取り扱うリスクの軽減などのメリットがある一方で、多くが収入証紙販売窓口と申請窓口が異なるため、利用者の利便性が損なわれている現状がある。手数料の支払方法の多様化・利用者の利便性向上を目的として、キャッシュレス化が広く普及・浸透が図られることを前提に、収入証紙販売事業の廃止に向けて調整を図る。

#### 4 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	契約制度 グループ	工事契約 グループ	物品購入 グループ	合 計
常 勤	1		1	3	6	6	17
再任用					2	1	3
会計年度						4	4

#### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所北館 5 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2170 (050-3730-3713)
- ・メールアドレス tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 所管事務・事業の概要

財務部 技術監理課

## 1 事務分掌

- (1) 建設工事の施工検査に関すること。
- (2) 建設工事の品質確保に寄与した事業者及び技術者の表彰に関すること。
- (3) 建設工事関連業務委託の検査に関すること。
- (4) 建設工事に供する材料の検査に関すること。
- (5) 建設工事の設計内容の確認に関すること。
- (6) 建設工事の技術管理、積算及び品質確保に関すること。
- (7) 公共事業の事業評価に関すること。
- (8) 公共事業のコスト縮減に関すること。
- (9) 建設工事に関する職員の技術研修に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務(道路及び河川区域内に係るものに限る。)の調整に関すること。
- (11) 建設副産物に係る施策の企画及び調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 職員技術研修事業  
職員の技術力強化・向上を目指して、技術研修の企画・実施及び外部における高度な技術研修への派遣などを通じて、公共工事の品質確保のために必要な知識と技術を得ることのできる機会を創出するもの。
- (2) 建設工事技術管理事業  
良質な公共施設を提供するため、設計積算、施工の各段階における基準の制定や、建設工事の積算に必要な労務費調査等に関する事務を行うもの。
- (3) 工事検査事業  
給付の完了の確認のための検査を実施するとともに、中間検査、中間技術検査など施工の節目にも適切に検査を行い公共工事の品質確保を図るもの。
- (4) デジタル運営経費  
デジタル通信技術を使った事業経費。職員技術研修のうち県が行う研修へのWEB参加に要する経費や、公共工事の受注者と市監督員とのやり取りを、電子データにてネットワークでの情報共有化を推進するための経費。これにより生産性向上やコスト縮減並びに労働時間短縮を図るもの。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 改正品確法関連の取組強化  
令和元年の改正品確法の趣旨である「働き方改革」や「担い手の確保・育成」に繋がる各種施策（工事及び業務委託発注の平準化、週休2日制工事、建設業のキャリア講座、情報共有システム、ICT活用工事、建設キャリアアップシステム）などの更なる推進を図る。
- (2) 技術職員の技術力向上  
技術職員に対し基礎的な知識を習得するための研修を開催するほか、専門知識の習得のため研修機関への職員派遣を支援することに加え、自発性を高める効果的な研修のあり方を模索し、実務能力を向上させることを念頭に職場外研修の充実を図る。

(3) 検査体制の効率化（遠隔臨場の推進）

特に土木工事において北遠地域の災害復旧工事など遠隔地の工事発注件数が増えているなか、新型コロナウイルス対策として情報通信技術が飛躍的に向上した「遠隔臨場検査」を推進し、工事検査の業務効率向上を図る。

(4) 公共残土処分地不足と建設発生土の有効利用

令和3年7月に発生した熱海伊豆山での土砂災害を受け県の盛土条例が施行されるなか、建設発生土の民間処分場や土質改良プラントなどが厳格化された盛土条例の基準への対応に苦慮している。市指定処分場も受入がひっ迫するなか、建設発生土の場内利用や現場間流用、ストックヤード（仮置き場）設置など様々な手法を検討し、公共工事の円滑な発注に寄与する必要がある。

#### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐 (専門監)	専門監	技術総務 グループ	技術企画 グループ	技術管理 グループ	合計
常勤	1		1	1	4	3	3	13
再任用					1	3	2	6
会計年度					1	3		4

#### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所北館 5 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2620 (050-3737-1052)
- ・メールアドレス [gijutsukanri@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:gijutsukanri@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 所管事務・事業の概要

財務部 税務総務課

### 1 事務分掌

- (1) 税務行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 税務事務の総括に関すること。
- (3) 市税の収納管理に関すること。
- (4) 市税の口座振替に関すること。
- (5) 市税の督促に関すること。
- (6) 市税の過誤納金の還付に関すること。
- (7) 固定資産評価審査委員会に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

#### 【公平公正・効率的な課税と収納】

- (1) 税務管理事業
  - ・市税の収納及び未納分の督促
  - ・市税の口座振替・納期内納付の奨励等
- (2) 区再編準備事業
  - ・固定資産税納付方法等確認通知事業
  - ・収納管理システム改修事業
- (3) 税務総務デジタル運営経費
  - ・収納業務（コンビニ収納・共通納税）
  - ・Web 口座振替受付サービス関係業務
  - ・税務証明コンビニ交付関係業務
- (4) 税務総務運営経費
  - ・地方税の電子化推進
  - ・固定資産評価審査委員会に係る事務の処理

### 3 課題・懸案事項

- (1) 標準準拠システム移行※税務4課共通
  - ・標準準拠システムへの移行について、2026年1月までを目標として進めている。
- (2) 市税滞納削減アクションプランの推進について（継続）※税務4課共通
  - ・税を取り巻く環境の変化や諸課題に的確に対応し、持続可能で安定的な税務行政の構築を図り、税財源の確保と公平・公正な賦課徴収につなげるための取組を推進する。

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	税制企画グループ	収納管理グループ	税務グループ	還付グループ	合計
常勤	1	2	4	4	5	5	21
再任用					1		1
会計年度				1	2	1	4

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元目町120番地の1 元目分庁舎1階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2141 (050-3385-8458)
- ・メールアドレス zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

財務部 市民税課

## 1 事務分掌

- (1) 個人市民税、個人県民税、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の賦課等に関すること。
- (2) 所管に係る税の申告書及び届出書等の受付並びにその総括に関すること。
- (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に係る事務並びにその総括に関すること。
- (4) 所管に係る税に関する証明及びその総括に関すること（収納に関するものを除く。）。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

### 【公平公正・効率的な課税と収納】

- (1) 市民税等課税事業
  - ・所管の税に関する申告書の受付、証明書の発行及び賦課等
- (2) 区再編準備事業
  - ・市民税課の区再編の準備に要する経費
- (3) 市民税等デジタル運営経費
  - ・市民税課のデジタル関連事業に要する経費
- (4) 市民税等管理運営経費
  - ・市民税等の課税業務に係る研修旅費や図書、消耗品などの事務経費

## 3 課題・懸案事項

- (1) 中古商品軽自動車にかかる課税免除について
  - ・令和5年2月議会において税条例を一部改正。令和6年4月1日の実施に向けて、今後要綱を整備し、システム検証及び業界への周知を含め準備を進めていく。
- (2) 市民税・県民税申告相談会場の見直しについて
  - ・令和6年度（令和7年2月～3月）開催の申告相談において、浜名区の2会場は区の再編や大規模改修により代替施設を模索している。また、配置職員に余裕のないこともあり、会場および申告期間を見直していく。

## 4 職員調べ

(単位:人)

区分	課長	課長補佐	管理グループ	市民税システムグループ	市民税総括グループ	個人市民税第1グループ	個人市民税第2グループ	個人市民税第3グループ	個人市民税第4グループ	特別徴収グループ	法人・事業所税グループ	軽自動車税グループ	合計
常勤	1	2	4	5	4	12	8	6	9	9	5	6	71
再任用					1	1		1	1	2	1		7
会計年度			3		1	1		1		4	3	2	15

## 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元目町120番地の1 元目分庁舎1階・2階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2160 (FAX:053-472-6910)
- ・メールアドレス shiminze@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

財務部 資産税課

### 1 事務分掌

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課等に関すること。
- (2) 固定資産の評価に関すること。
- (3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (4) 不動産取得税の申告書及び報告書に関すること。
- (5) 土地家屋縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳等の閲覧並びにその総括に関すること。
- (6) 所管に係る税の申告書及び届出書等の受付並びにその総括に関すること。
- (7) 所管に係る税に関する証明及びその総括に関すること（収納に関するものを除く）。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

【公平公正・効率的な課税と収納】

- (1) 固定資産税等課税事業
  - ・固定資産税等を課税するため、税務調査により土地・家屋等を評価し、納税通知書を作成・発送する。
- (2) 固定資産税等デジタル運営経費
  - ・地理情報システムなど資産税課所管システムの保守運用経費。2023年11月から登記課税連携システムの運用を開始予定。
- (3) 区再編準備事業費
  - ・行政区再編に伴う固定資産税システム等の改修経費等。
- (4) 固定資産税等管理運営経費
  - ・固定資産税等の課税に必要な職員の研修旅費や図書、消耗品など事務的な経費。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 令和6年度評価替え作業
  - ・固定資産評価基準の改正等による評価への影響やシステム改修等に対応する。
  - ・通常業務に支障が生じることがないように、評価替え作業を円滑に進める。
- (2) 登記情報のオンライン化
  - ・登記課税連携システム稼働後における円滑な運用のための業務フローを構築する。
  - ・システム構築にあたり、2022年度に行った登記データと課税データの突合により判明した不一致を解消する。

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課補長佐	管グループ	土地企画グループ	家屋企画グループ	土地第一グループ	土地第二グループ	家屋第一グループ	家屋第二グループ	償却資産グループ	北区土地グループ	北区家屋グループ	天竜区税務グループ	合計
常勤	1	2	4	4	3	10	9	12	11	4	4	3	4	71
再任用			3			1	1	1		1	3		1	11
会計年度			5							2	2	1	2	12

## 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元目町 120 番地の 1 元目分庁舎 3 階
- ・電話番号 (FAX 番号) 053-457-2157 (053-472-6910)
- ・メールアドレス shisanze@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

財務部 収納対策課

## 1 事務分掌

- (1) 市税及び国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関すること(市長が指定した者に限る。)
- (2) 未収債権の徴収及び徴収に係る助言等に関すること。
- (3) 未収債権に係る調査及び総合調整に関すること。
- (4) 市税及び個人県民税の収納に係る証明並びにその総括に関すること。
- (5) 特別滞納対策室に関すること。
- (6) 静岡地方税滞納整理機構との連絡調整に関すること。

## 2 重点事業(主要事業、継続事業)

【公平公正・効率的な課税と収納】

- (1) 収納対策事業
  - ・市税及び国民健康保険料を主とした未収金の滞納整理。
  - ・民間業者への委託による市税及び国民健康保険料の初期未納者に対する電話及び訪問催告。
  - ・広域連合である「静岡地方税滞納整理機構」の運営支援及び同機構と協調した収納対策。
- (2) 収納対策デジタル運営経費
  - ・収納対策事業のデジタル関連事業に要する事務経費。
- (3) 収納対策推進運営経費
  - ・収納対策事業の管理運営に要する事務経費。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 「公平・公正」を意識した収納対策の実施
  - ・限られた業務資源を有効に活用し、徴収の実績を維持する。
- (2) 現年課税分の年度内処理
  - ・現年課税分の年度内処理に注力することで、現年収入率の向上を図るとともに滞納繰越の発生を抑制し安定的な財源の確保に努める。

## 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	室長	徴収管理グループ	債権回収グループ	グループ審査	徴収第一グループ	徴収第二グループ	徴収第三グループ	徴収第四グループ	徴収指導グループ	特別整理第一グループ	特別整理第二グループ	特別整理第三グループ	合計
常勤	1	2	1	4	3	3	6	6	3	6	6	6	6	5	58
再任用									1					2	3
会計年度				5		5	2	2	1	4	1		2		22

## 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元目町 120 番地の 1 元目分庁舎 4 階
- ・電話番号 (FAX 番号) 053-457-2268 (050-3730-9578)
- ・メールアドレス noze@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 市 民 部

市 民 生 活 課

市民協働・地域政策課

UD・男女共同参画課

創造都市・文化振興課

スポーツ振興課

文 化 財 課

中 央 図 書 館

美 術 館



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 市民部

1 市民部長                    新谷 直幸  
     文化振興担当部長      嶋野 聡

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		課名及び グループ数	参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計	
1	市民生活課	3			4	1	38	43	
2	市民協働・地域政策課	3		1		1	19	21	
3	UD・男女共同参画課	2			1	1	9	11	
4	文化 振興 担 当 部	創造都市・文化振興課	3		1	2	1	19	23
5		スポーツ振興課	2			1	1	10	12
6		文化財課	4			2	3	33	38
7		中央図書館	9			1	2	61	64
8		美術館	1			1	1	8	10
計				2	12	11	197	222	

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 斎場再編・整備事業（市民生活課）
- (2) 自治会等コミュニティ振興事業（市民協働・地域政策課）
- (3) 音楽文化発信・交流事業（創造都市・文化振興課）
- (4) スポーツ普及・活性化事業（スポーツ振興課）
- (5) (新規) パラスポーツ推進事業（スポーツ振興課）
- (6) 文化財調査顕彰事業（文化財課）

- (7) 図書館管理運営事業（中央図書館）
- (8) 図書館指定管理運営事業（中央図書館）
- (9) 美術展開催事業（美術館）

#### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 市営墓地・納骨堂における納骨需要の変化への対応（市民生活課）
- (2) オール浜松体制で取り組む中山間地域の振興（市民協働・地域政策課）
- (3) 生理用ナプキンディスペンサー設置の実証実験（ニーズ調査）（UD・男女共同参画課）
- (4) アクトシティ浜松の大規模改修（創造都市・文化振興課）
- (5) 市内スポーツ施設の新設や戦略的・計画的改修の実施（スポーツ振興課）
- (6) 地域総がかりで文化財を後世につなぐ仕組みづくり（文化財課）
- (7) 施設の老朽化への対応（中央図書館）
- (8) 美術館収蔵品の活用と管理（美術館）

# 所管事務・事業の概要

市民部 市民生活課

## 1 事務分掌

- (1) 市民安全に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 暴力追放運動に関すること。
- (3) 航空自衛隊浜松基地問題に関すること。
- (4) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に係る区役所事務の総括に関すること。
- (5) 旅券の申請、交付等に係る事務の総括に関すること。
- (6) 埋火葬及び改葬の許可に係る事務の総括に関すること。
- (7) 斎場に係る事務の総括に関すること。
- (8) 墓園、墓地及び納骨堂に係る事務及びその総括に関すること。
- (9) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の総括に関すること。
- (10) くらしのセンターに関すること。
- (11) 静岡県公安委員の推薦及び静岡県警察本部浜松市警察部との連絡調整に関すること。
- (12) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (13) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 斎場再編・整備事業（浜松斎場の建替え、雄踏斎場の拡張・改修）
- (2) 空家対策事業（空家の適正管理・活用の促進、管理不全空家に対する措置）
- (3) 消費生活推進事業（エシカル消費、フェアトレードの推進）
- (4) 犯罪被害者等支援事業（犯罪被害に対する相談、被害者等への見舞金等の支給）
- (5) 証明書コンビニ交付推進事業（コンビニと窓口の機能分担、デジタル活用）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 市営墓地・納骨堂における納骨需要の変化への対応
- (2) 増加する管理不全空家への対応
- (3) 消費者教育コーディネーターの継続配置
- (4) 消費生活相談員の確保
- (5) 証明書コンビニ交付への周知

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市斎場再編整備方針
- ・計画年度 平成 28 年度～
- ・計画内容、目標等 増加する火葬体数に対応するため市内 7 斎場の再編、再整備を行うもの。
  
- ・計画名 第 2 次浜松市空家等対策計画
- ・計画年度 令和 4 年度～令和 13 年度
- ・計画内容、目標等 空家対策に関する基本方針を示し、管理不全状態の空家の解消に向けて取り組むもの。
  
- ・計画名 浜松市消費者教育推進計画（第二次）
- ・計画年度 令和 3 年度～令和 7 年度
- ・計画内容、目標等 消費者市民社会の形成をめざした消費者教育を推進する。

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市三方原墓園	北区根洗町 784 番地	11,912 区画
浜松市中沢墓園	中区中沢町 5 番	2,989 区画
浜松市舞阪吹上墓地	西区舞阪町舞阪 2697 番地の 18	521 区画
浜松市雄踏墓地 (1・2・3 号区)	西区雄踏町宇布見 5961 番地の 4 ほか	506 区画
浜松市細江高台墓地	北区細江町中川 7172 番地の 1954	517 区画
浜松市船明墓地	天竜区船明 2065 番	2,628 区画
浜松市納骨堂 (三方原墓園内)	北区三方原町 2420 番地の 2	永年 9,000 体ほか

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	戸籍住基 担当課長	課長 補佐	くらしの センター 所長	管理調整 グループ	市民安全 グループ	くらしの センター	合計
常勤	1	1	2	1	7	5	3	20
再任用							4	4
会計年度						2	17	19

## 7 問い合わせ先

### (1) 市民生活課

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 3 階
- ・電話番号 (FAX 番号) 053-457-2026 (053-452-0291)
- ・メールアドレス simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### (2) 市民生活課 (戸籍・住基担当)

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 1 階  
(中区役所区民生活課)
- ・電話番号 (FAX 番号) 053-457-2834 (053-452-2134)
- ・メールアドレス siminkj@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### (3) 市民生活課 (くらしのセンター)

- ・所在地等 浜松市中区海老塚町 51-1
- ・電話番号 (FAX 番号) 053-457-2635 (050-3737-7926)
- ・メールアドレス kurashi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

市民部 市民協働・地域政策課

## 1 事務分掌

- (1) 市民協働に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 地域の振興に関すること。
- (3) 区役所に係る総合調整に関すること。
- (4) 中山間地域の振興の総括に関すること。
- (5) 地域住民組織との連絡調整に係る事務の総括に関すること。
- (6) 特定非営利活動法人の認証及び認定特定非営利活動法人の認定等に関すること。
- (7) 地縁による団体の認可の総括に関すること。
- (8) コミュニティの推進及びその総括に関すること。
- (9) 市域への移住及び定住の促進に関すること。
- (10) はたちの集いの総括に関すること。
- (11) 区長会議に関すること。
- (12) 市民協働センターに関すること。
- (13) 市民協働推進委員会に関すること。
- (14) 区協議会の総括に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 市民協働推進事業（小学生向け市民協働を楽しく学ぶ講座、出前講座）
- (2) 自治会等コミュニティ振興事業（区政推進事業、地域施設管理運営事業）
- (3) はままつ暮らし促進事業（移住相談、移住就業支援金、移住住宅補助金）
- (4) 市内間交流事業（子ども中山間地域交流事業、中山間地域プロモーション事業）
- (5) 生活支援事業（浜松山里いきいき応援隊活動事業（地域おこし協力隊事業））
- (6) 中山間地域まちづくり事業（中山間地域の課題解決活動に対する NPO 法人等への交付金）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 円滑な区政推進に向けた制度・仕組みづくり
- (2) 自治会等をはじめとしたコミュニティの振興
- (3) 協働センターを拠点とした地域づくりの推進（地域施設管理運営委託）
- (4) オール浜松体制で取り組む中山間地域の振興
- (5) 中山間地域をはじめとする浜松への移住・定住の促進

## 4 事業計画等

- (1) 浜松市中山間地域振興計画（みんなでやらまいか宣言！）
  - ・計画年度 平成 27 年度～令和 6 年度
  - ・計画内容、目標等  
中山間地域と都市部に暮らすすべての市民が、中山間地域の魅力と課題を認識し、ひとつの浜松として中山間地域の振興に取り組む、その方向性を定めた計画  
基本理念：ひとつの浜松で築く中山間地域の未来
- (2) 浜松市過疎地域持続的発展計画
  - ・計画年度 令和 3 年度～令和 8 年度（経過措置期間）
  - ・計画内容、目標等  
過疎法に基づく過疎地域で各種施策を総合的かつ計画的に推進することで、魅力あるまちづくりと活力ある市民生活の実現を図る計画

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
市民協働センター ※愛称「はまこら」	浜松市中区中央一丁目 13番3号	サロン、ギャラリー、アトリエ、研修室3室、 スタジオほか
白井鐵造記念館	浜松市天竜区春野町宮 川1768番地	白井鐵造氏の資料を展示 (施設の所管は天竜区役所)
水窪山村開発 センター	浜松市天竜区水窪町奥 領家2965番地の1	集会室、調理実習室、和室、小会議室 (施設の所管は天竜区役所)

※以下の施設は、各区役所が所管し管理運営しています。

施設名	所在地	施設概要等
東部協働センター ほか41箇所	浜松市中区相生町23 番地の1 ほか41箇所	ホール、講座室、会議室、和室、実習室ほか (各区役所の第1種及び第2種出先機関)
熊ふれあいセンタ ー ほか7箇所	浜松市天竜区熊1977 番地の2 ほか7箇所	ホール、会議室、和室、実習室ほか (天竜区役所の第2種出先機関)

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	市民協働 グループ	地域政策 グループ	移住・ 中山間地域 グループ	合計
常勤	1	1	5	3	6	16
会計年度			2	1	2	5

※上記ほか育休職員1人

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館3階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2094 (053-457-2750)
- ・メールアドレス shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 所管事務・事業の概要

市民部 UD・男女共同参画課

## 1 事務分掌

- (1) ユニバーサル社会の推進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に関すること。
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に係る事務の総括に関すること。
- (4) 男女共同参画の啓発及び相談に関すること。
- (5) 女性活動の促進に関すること。
- (6) 男女共同参画の推進拠点に関すること。
- (7) 男女共同参画・文化芸術活動推進センターに関すること。
- (8) ユニバーサルデザイン審議会に関すること。
- (9) 男女共同参画審議会に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) ユニバーサルデザイン推進事業（UD学習支援講座、UD推進講座）
- (2) 男女共同参画推進事業（男女共同参画の啓発講座）
- (3) DV防止支援事業（DV根絶のための電話相談、DV防止の啓発）
- (4) 活動拠点施設事業（あいホールの管理運営、男女共同参画推進講座開催・相談等業務委託）
- (5) UD男女共同参画デジタル運営経費  
（音声文字化アプリケーションの活用促進、あいホールオンライン相談）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 事業所等へのユニバーサルデザインの推進
- (2) あいホール相談室の拡充
- (3) 生理用ナプキンディスペンサー設置の実証実験（ニーズ調査）

## 4 事業計画等

- ・計画名 第3次浜松市ユニバーサルデザイン計画「U・優プラン」
- ・計画年度 令和4年度～令和8年度
- ・計画内容 『思いやりの心が結ぶ優しいまち』を基本理念として、「ひと」「こと」「くらし」の3つの柱を「こころ」が覆う基本目標を掲げ、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるもの。
  
- ・計画名 第3次浜松市男女共同参画基本計画
- ・計画年度 平成30年度～令和6年度
- ・計画内容 すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを推進するもの。

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）	中区幸3丁目3番1号	男女共同参画社会の推進及び文化芸術活動の推進の場を創出する。

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	UD推進 グループ	共同参画 グループ	合 計
常 勤	1	1	2	2	6
再任用			1		1
会計年度			2	2	4

※上記ほか産休職員1人

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 3 階南側
- ・電話番号(FAX 番号) UD推進グループ：053-457-2364 (053-457-2750)  
共同参画グループ：053-457-2561 (053-457-2750)
- ・メールアドレス ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

市民部 創造都市・文化振興課

## 1 事務分掌

- (1) 文化芸術及び音楽文化の施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 創造都市の推進及び総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の推進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 文化を担う人材の育成に関すること。
- (5) 市民文化創造拠点施設の整備に関すること。
- (6) 生涯学習施設の総括に関すること。
- (7) アクトシティ浜松、楽器博物館、茶室、旧浜松銀行協会、鴨江アートセンター、浜松科学館及び市民音楽ホールに関すること。
- (8) 公益財団法人浜松市文化振興財団との総合調整に関すること。
- (9) 文化芸術関係団体及び音楽関係団体との連絡調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 音楽文化発信・交流事業（浜松国際ピアノコンクール、浜松吹奏楽大会など）
- (2) 芸術文化人材育成事業（アクトシティ音楽院、管楽器再生・活用事業など）
- (3) 市民音楽文化振興事業（まちなかコンサート、市民オペラなど）
- (4) 文化施設管理事業（アクトシティ浜松、楽器博物館、市民音楽ホールの管理運営など）
- (5) 創造都市推進事業（浜松版アーツカウンシル、クリエイティブシティブースターなど）
- (6) 生涯学習機会提供事業（IT キッズプロジェクト、アクティブ・シニア講座など）
- (7) 生涯学習施設運営事業（浜松科学館の運営など）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 旧教育文化会館の解体と跡地活用
- (2) アクトシティ浜松の大規模改修

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市文化振興ビジョン
- ・計画年度 令和2年度～
- ・計画内容 文化に関わる本市の目指すべき都市像を明示するとともに、文化振興のための全体的な施策のあり方を整理し、今後の文化振興の指針となるもの。
  
- ・計画名 「創造都市・浜松」推進のための基本方針
- ・計画年度 平成25年度～
- ・計画内容 創造都市の意義を明確にするとともに、目指す創造都市の姿や実現のための取り組みイメージを示すもの。
  
- ・計画名 : 浜松市生涯学習推進大綱
- ・計画年度: 平成21年度～
- ・計画内容 「楽しみや生きがいが見つかるまち・浜松」を目指し、学習環境づくりと学習成果を生かす仕組みづくりの方向性を示すもの。

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
アクトシティ浜松	中区板屋町 111 番地の 1	大ホール、中ホール、コンgresセンター、展示イベントホール、研修交流センター
浜松市楽器博物館	中区中央三丁目 9 番 1 号	展示室、収蔵庫
浜松市茶室	中区鹿谷町 11 番 4 号	主棟（松韻亭）：広間、立礼席 離れ（萩庵）：四畳半台目、水屋
浜松市旧浜松銀行協会	中区栄町 3 番地の 1	木下恵介記念館、ギャラリー、アートホール
浜松市鴨江アートセンター	中区鴨江町 1 番地	展示室、会議室、工房
浜松科学館	中区北寺島町 256 番地の 3	鉄筋コンクリート 4 階建 6,891.95 m <sup>2</sup>
市民音楽ホール	北区新都田三丁目 2 番 1 号	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上 5 階建 6,388 m <sup>2</sup>

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	文化振興グループ	創造都市推進グループ	生涯学習推進グループ	合計
常勤	1	2	1	7	4	5	20
再任用						1	1
会計年度					1	1	2

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2417(050-3730-2887) 文化振興  
053-457-2301(同上) 創造都市担当  
053-457-2413(同上) 生涯学習担当
- ・メールアドレス bunka@city.hamamatsu.shizuoka.jp 文化振興  
souzoutoshi@city.hamamatsu.shizuoka.jp 創造都市担当  
shogaigk@city.hamamatsu.shizuoka.jp 生涯学習担当

# 所管事務・事業の概要

市民部 スポーツ振興課

## 1 事務分掌

- (1) スポーツ振興の施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) スポーツ行事の実施及びその総括に関すること。
- (3) スポーツ行事の誘致等に関すること。
- (4) 小・中学校スポーツ施設の利用の総括に関すること。
- (5) レクリエーションスポーツに関すること。
- (6) 浜松アリーナ、花川運動公園(庭球場 会議室 競技管理室 ゲートボール場 自由広場)、四ツ池公園(陸上競技場 浜松球場 第2野球場 自由広場)及び古橋廣之進記念浜松市総合水泳場に関すること。
- (7) 公益財団法人浜松市スポーツ協会との総合調整に関すること。
- (8) スポーツ振興団体との連絡調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) スポーツ普及・活性化事業(浜松市スポーツ推進計画に基づくスポーツ振興など)
- (2) 大型スポーツイベント等誘致事業(国際大会、全国大会の開催誘致・大会運営支援、ナショナルチーム、プロチーム、実業団の事前合宿支援、レガシー協定に基づくブラジル選手団の事前合宿受け入れなど)
- (3) (新規) パラスポーツ推進事業(障がいの有無にかかわらず誰もが楽しめるインクルーシブスポーツの推進など)
- (4) ビーチ・マリンスポーツ推進事業(ビーチ・マリンスポーツ事業化計画に基づくスポーツ振興など)
- (5) スポーツ発信交流事業(浜松シティマラソンの開催や各種大会開催支援など)
- (6) 競技スポーツ振興事業(市町対抗駅伝競走大会出場、ジュニアスポーツ育成、全国大会出場選手等激励など)
- (7) スポーツ施設運営事業(市内 55 施設の管理運営など)

## 3 課題・懸案事項

- (1) 市内スポーツ施設の新設や戦略的・計画的改修の実施

## 4 事業計画等

- ・計画名 第2期浜松市スポーツ推進計画
- ・計画年度 平成31年度～令和6年度
- ・計画内容、目標等 年齢や性別、障がい等を問わず、市民一人ひとりがライフスタイルの一部にスポーツを取り入れ、心身ともに健やかで、豊かな生活を営むことができるまち「スポーツ文化都市 浜松」の実現を目指すため、多種多様な施策を推進する。

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松アリーナ	浜松市東区和田町 808番地の1	メインアリーナ、サブアリーナ、フィットネススタジオ、研修・合宿施設等
花川運動公園	浜松市中区西丘町 724番地	庭球場(20面)、管理棟

四ツ池公園(浜松球場、陸上競技場)	浜松市中区上島六丁目19番1号	浜松球場、第2球場、陸上競技場、自由広場
古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(ToBiO)	浜松市西区篠原町23982番地の1	メインプール、飛び込みプール、サブプール、ジム、スタジオ、屋外レジャープール

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	スポーツ戦略グループ	スポーツ コミッション グループ	合 計
常 勤	1	1	5	4	11
会計年度				1	1

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) TEL : 457-2421 FAX : 050-3730-1391
- ・メールアドレス sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

市民部 文化財課

### 1 事務分掌

- (1) 文化財に関すること。
- (2) 賀茂真淵記念館に関すること。
- (3) 博物館に関すること。
- (4) 美術館との連絡調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 文化財調査顕彰事業（秋葉信仰関連文化財群調査の実施）
- (2) 博物館運営事業（博物館リニューアル基本構想の策定）
- (3) 遺跡公園運営事業（国指定史跡蛭塚遺跡の整備基本設計に着手）

### 3 課題・懸案事項

- (1) 地域総がかりで文化財を後世につなぐ仕組みづくり

### 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市文化財保存活用地域計画
- ・計画年度 令和3年度～令和12年度
- ・計画内容 文化財をめぐる近年の社会情勢の急激な変化に対応するため、本市における文化財の特徴をまとめるとともに、文化財の保存と活用の方針を定め、今後10年間で実施する具体的な取組・事業を示すもの

### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
【博物館施設】 博物館（本館） ほか分館5施設	中区蛭塚四丁目 22-1 ほか	（本館）展示室、講座室 ほか （分館） 姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館、水窪民俗資料館、舞阪郷土資料館、市民ミュージアム浜北、春野歴史民俗資料館
【遺跡公園】 蛭塚公園	中区蛭塚四丁目 22-1	（蛭塚公園）復元家屋5棟、江戸時代民家1棟 （そのほか）伊場遺跡公園
地域遺産センター	北区引佐町井伊谷 616-5	展示室、収蔵庫、文化財整理室
中村家住宅 ほか4施設	西区雄踏町宇布見 4912-1 ほか	（そのほか） 舞坂宿脇本陣、鈴木家住宅、田代家住宅、 内山真龍資料館
賀茂真淵記念館	中区東伊場一丁目 22-2	展示室、講座室、会議室、庭園 ほか

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当 課長 副参事	専門監 課長 補佐	保存・活用 グループ	埋蔵文化財 グループ	博物館運営 グループ	博物館学芸 グループ	合計
常勤	1	1	2	4	5	2	5	20
再任用			1		1			2
会計年度				2	7	2	5	16

## 7 問い合わせ先

### 文化財課（本庁）

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2466 (050-3730-1391)
- ・メールアドレス bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### 博物館（本館）

- ・所在地等 浜松市中区蛸塚四丁目 22-1
- ・電話番号(FAX 番号) 053-456-2208 (053-456-2275)
- ・メールアドレス hamahaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 所管事務・事業の概要

市民部 中央図書館

## 1 事務分掌

- (1) 中央図書館に関すること。
- (2) 市史に関すること。
- (3) 地区図書館に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 図書館管理運営事業（市直営図書館 6 館の管理運営、図書運搬等）
- (2) 図書館指定管理運営事業（指定管理者制度による 17 館 1 分室の運営）
- (3) 図書館サービスシステム維持管理事業（システムの維持管理、図書館情報発信サービス、システム更新に向けた調査・研究）
- (4) 資料収集事業（図書、新聞雑誌、郷土資料、視聴覚資料等の購入）
- (5) 電子図書館事業（「浜松市文化遺産デジタルアーカイブ」によるデジタル化資料等の公開、電子書籍等の閲覧）
- (6) 調べ学習応援事業（学習支援パックの充実化及び貸出、調べ学習コンクールの開催）
- (7) 図書館サービス事業（各種講座、講演会等の開催、音訳・点訳による読書資料の提供、郷土資料の調査・整理・保存、多言語資料の収集、読み聞かせボランティアの養成、調べもの相談）
- (8) ブックスタート事業（0 歳児及び保護者を対象とした絵本の読み聞かせや、絵本の配布等）
- (9) 施設整備事業（施設の維持管理・保全、大規模改修等）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 施設の老朽化への対応
- (2) 専門人材の確保と育成
- (3) 多様化する市民ニーズへの対応

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市図書館ビジョン
- ・計画年度 平成 30 年度～令和 10 年度
- ・計画内容、目標等 知の拠点となる図書館の役割に対し、サービスや資料提供のあり方及び管理運営体制の基本方針を明確にしたビジョン
  
- ・計画名 第 3 次浜松市子ども読書活動推進計画
- ・計画年度 令和 4 年度～令和 13 年度
- ・計画内容、目標等 子どもの読書活動を推進するために、施策の方向、推進・支援体制の整備、本市の重点目標などについて総合的に示した計画

## 5 所管施設

施設名	住所	施設概要等
浜松市立中央図書館 ほか 23 箇所	中区松城町 214-21 ほか	一般書・児童書・新聞雑誌書架、 閲覧室、読書室 調査支援室 ほか

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	図書館 管理 グループ	図書館 サービス グループ	調査支援 グループ	資料・情報 グループ	地区館	合 計
常 勤	1	1	9	9	4	8	5	37
再任用					3			3
会計年度				13	2	2	7	24

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区松城町 214-21
- ・電話番号 053-456-0234
- ・FAX 053-453-2324
- ・メールアドレス chuo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

市民部 美術館

### 1 事務分掌

- (1) 美術館に関すること。
- (2) 新美術館の建設に関すること。
- (3) 秋野不矩美術館に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 美術館運営事業（美術館の維持管理など）
- (2) 資料収集保存事業（所蔵品の収集、保存、修繕、調査など）
- (3) 美術展開催事業（特別展、企画展、平常展（所蔵作品）の企画運営など）
- (4) 秋野不矩美術館管理運営事業（秋野不矩美術館の指定管理、管理運営など）

### 3 課題・懸案事項

- (1) 美術館収蔵品の活用と管理
- (2) 浜松市美術館の公開承認施設取得
- (3) 浜松市美術館の老朽化

### 4 事業計画等

- ・計画名：浜松市美術館展覧会
- ・計画年度：2023（令和5）年度～2025（令和7）年度
- ・計画内容、目標等：北斎展、山本二三展、みほとけ展、市展などの展覧会を予定

### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
美術館	中区松城町 100-1	第一、第二、第三展示室、講座室ほか
秋野不矩美術館	天竜区二俣町二俣 130	第一、第二、企画展示室ほか

### 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	美術振興グループ	合計
常勤	1	1	7	9
会計年度			1	1

### 7 問い合わせ先

#### 浜松市美術館

- ・所在地等：浜松市中区松城町 100 番地の 1
- ・電話番号(FAX 番号)：053-454-6801 (053-454-6829)
- ・メールアドレス：art-muse@city.hamamatsu.shizuoka.jp

#### 秋野不矩美術館

- ・所在地等：浜松市天竜区二俣町二俣 130 番地
- ・電話番号(FAX 番号)：053-922-0315 (053-922-0316)
- ・メールアドレス：tn-art-muse@city.hamamatsu.shizuoka.jp



## 健 康 福 祉 部

福 祉 総 務 課  
障 害 保 健 福 祉 課  
高 齢 者 福 祉 課  
介 護 保 険 課  
国 保 年 金 課  
障 害 者 更 生 相 談 所  
健 康 医 療 課  
病 院 管 理 課  
健 康 増 進 課  
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー  
看 護 専 門 学 校  
保 健 環 境 研 究 所  
佐 久 間 病 院  
保 健 総 務 課  
生 活 衛 生 課  
保 健 所 浜 北 支 所



部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 健康福祉部

- 1 健康福祉部長 鈴木 秀司  
 医療担当部長 平野 由利子  
 保健所長 西原 信彦

2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		課名及び グループ数	参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
1	福祉総務課	5		1	1	2	28	32
2	障害保健福祉課	5			2	1	47	50
3	高齢者福祉課	4			2	1	24	27
4	介護保険課	5			1	1	40	42
5	国保年金課	6			1	2	45	48
6	障害者更生相談所	1			1	1	8	10
7	健康医療課	2	1	1		1	32	35
8	病院管理課	2		1	1	1	9	12
9	健康増進課	5			2	2	62	66
10	精神保健福祉センター	2	1		1		17	19
11	看護専門学校	2			2		28	30
12	保健環境研究所	4			1	2	41	44
13	佐久間病院	7		1	1	1	61	64
14	保健総務課	2		1		2	19	22
15	生活衛生課	5			3	3	41	47
16	保健所浜北支所	2			1	1	14	16
計			2	5	20	21	516	564

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 地域福祉推進事業（福祉総務課）
- (2) 障害者地域生活支援事業（障害保健福祉課）
- (3) 身体障害者・療育手帳交付事業（障害更生相談所）
- (4) 在宅医療・介護連携推進事業（高齢者福祉課）
- (5) 介護保険事業（介護保険課）
- (6) 国民健康保険事業（国保年金課）
- (7) 母子相談事業（健康増進課）
- (8) 健康支援事業（健康増進課）
- (9) 歯科保健事業（健康増進課）
- (10) 浜松医療センター新病院整備事業（病院管理課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 重層的支援体制の整備と推進（福祉総務課）
- (2) 医療的ケアを必要とする児・者（医ケア児等）に対する支援体制の整備（障害保健福祉課）
- (3) 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進（高齢者福祉課）
- (4) 要介護認定事務（所要日数）の短縮（介護保険課）
- (5) 国民健康保険事業の財政健全化と安定した運営（国保年金課）
- (6) 中山間地域（天竜区及び北区引佐町の一部）の医療提供体制の確保（健康医療課）
- (7) 医師確保事業（佐久間病院）
- (8) 浜松医療センター新病院棟開院に向けた移転等の調整（病院管理課）



## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 福祉総務課

### 1 事務分掌

- (1) 福祉に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 地域福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 生活保護の総括に関すること。
- (4) 生活保護法による施設の設置、認可及び指導に関すること。
- (5) 生活保護法に係る指定医療機関及び指定介護機関の指定、指導等に関すること。
- (6) 生活保護法の施行に係る事務監査に関すること。
- (7) 生活困窮者自立支援法の総括に関すること。
- (8) 生活困窮者自立支援法による生活困窮者就労訓練事業の認定に関すること。
- (9) 社会福祉法人の認可及び指導監査に関すること。
- (10) 社会福祉連携推進法人の認定及び指導監査に関すること。
- (11) 社会福祉施設の指導監査に関すること。
- (12) 民生委員及び児童委員に係る事務の総括に関すること。
- (13) 災害救助、水難救護及び漂流物等に関すること。
- (14) 災害見舞及び被災者の援護に係る事務の総括に関すること。
- (15) 日本赤十字社に係る事業の総括に関すること。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護の総括に関すること。
- (17) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護の総括に関すること。
- (18) 旧軍人及び旧軍属の恩給及び叙位叙勲に関すること。
- (19) 成年後見人制度の利用の促進及び総合調整に関すること。
- (20) 福祉交流センターに関すること。
- (21) 人権啓発センターに関すること。
- (22) 福祉事務所との連絡調整に関すること。
- (23) 社会福祉審議会に関すること。
- (24) 民生委員推薦会に関すること。
- (25) 人権施策推進審議会に関すること。
- (26) 災害弔慰金等支給審査委員会に関すること。
- (27) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との総合調整に関すること。
- (28) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (29) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

#### (1) 地域福祉推進事業

高齢や障害などで支援が必要となっても、幅広い市民の参加により相互に支え合うことによって、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる福祉社会の構築を図る。

#### (2) 生活困窮者自立支援事業

相談者が抱える複合的な課題を全体として受け止め、支援計画を策定したうえで関係機関と連携した支援を行う。

#### (3) 生活保護扶助事業

生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

(4) 指導監査事業

社会福祉法人及び社会福祉施設に対し、関係法令及び通知が求める最低基準の遵守状況を定期的に監査し、権限に基づいた改善指導を実施することにより、法人・施設の適正な運営と円滑な事業推進を図り、福祉サービスの向上を促進する。

(5) 人権啓発事業

市民の人権に関する意識の向上を図ることにより、お互いの人権を尊重したまちづくりを推進し、思いやりあふれる社会の実現を目指す。

3 課題・懸案事項

- (1) 重層的支援体制の整備の推進
- (2) 人権を尊重し多様性を認め合う社会づくり推進条例の制定

4 事業計画等

- ・計画名 第4次浜松市地域福祉計画
- ・計画年度 令和元年度～5年度
- ・計画内容、目標等 すべての市民が住みなれた地域で安心して暮らせる社会づくりのために本市の推進する地域福祉の方向性及び具体的な取り組みを示したもの。みんなが生き生きと「関わり」を持ってつながり、支え合う地域づくりを目指す。
  
- ・計画名 浜松市人権施策推進計画
- ・計画年度 令和2年度～6年度
- ・計画内容、目標等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権施策の方向性と具体的な取り組みを示したもの。人権を尊重した心豊かで住みやすい社会の実現。

5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
福祉交流センター	浜松市中区成子町 140番地の8	ホール、大会議室、特別会議室、ギャラリー、4室、講習室4室、スタジオ・多目的室6室ほか

6 職員調べ

(単位：人)

区分	次長 (課長)	担当 課長	専門監 (課長補佐) (所長)	総務 調整 グループ	施設 管理 グループ	生活 保護 グループ	指導 監査 グループ	人権 啓発 センター	合計
常勤	1	1	2	3	2	6	4	2	21
再任用				1		1		1	3
会計年度				2	2	1	1	2	8

7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 3階
- ・電話番号(FAX 番号) (053) 457-2326 (FAX : 050-3730-5988)
- ・メールアドレス fukushisomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

## 健康福祉部 障害保健福祉課

### 1 事務分掌

- (1) 障害者及び障害児の福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(育成医療に係るものを除く。)及び児童福祉法(障害児に係るものに限る。)の施行に係る事務並びにその総括に関すること。
- (3) 障害者及び障害児に関する相談の総括に関すること。
- (4) こころの健康相談に関すること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法(障害児に係るものに限る。)に係る施設の設置、認可及び指導に関すること。
- (6) 指定障害福祉サービス事業者等の指定及びその更新に関すること。
- (7) 指定障害福祉サービス事業者等の指導及び監督に関すること。
- (8) 障害者及び障害児の援護の総括に関すること。
- (9) 障害者の虐待防止に係る事務及びその総括に関すること。
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務及びその総括に関すること。
- (11) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務の総括に関すること。
- (12) 心身障害者扶養共済制度の総括に関すること。
- (13) 障害者の就労支援に関すること。
- (14) 障害者の福祉避難所に関すること。
- (15) 発達医療総合福祉センター、根洗学園及び浜北障害者生活介護施設光の園に関すること。
- (16) 障害者更生相談所との連絡調整に関すること。
- (17) 障害支援区分審査会の総括に関すること。
- (18) 障害者施策推進協議会及び精神保健福祉審議会に関すること。
- (19) 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団との総合調整に関すること。
- (20) 浜名学園組合との連絡調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 障害者地域生活支援事業  
移動支援事業、日常生活用具給付等事業、相談支援事業、日中一時支援事業等を地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するもの。
- (2) こころの健康づくり推進事業  
精神障害者及びその家族等を対象に相談、訪問指導を行い、治療の奨励と心の健康回復を促進するとともに、精神障害者の退院支援、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るもの。
- (3) 障害者就労支援事業  
障害の特性やニーズに応じた就労支援を実施するとともに、働くことができる職域や職場の拡大を促進する。また、障がいのある人の自立した生活を支援するため、福祉就労における工賃向上に向けた取組みを推進する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 医療的ケアを必要とする児・者（医ケア児等）に対する支援体制整備
- (2) 障害福祉サービス等事業者に対する指導監査
- (3) 第4次（令和6～11年度）浜松市障がい者計画の策定

第7期（令和6～8年度）浜松市障がい福祉実施計画の策定

第3期（令和6～8年度）浜松市障がい児福祉計画の策定

#### 4 事業計画等

- ・計画名 第3次浜松市障がい者計画
- ・計画年度 平成30年度～令和5年度
- ・計画内容、目標等 障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、障害のある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定。4つの基本目標と5つの重点施策、8つの分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進している。
  
- ・計画名 第6期浜松市障がい福祉実施計画  
第2期浜松市障がい児福祉実施計画
- ・計画年度 令和3～5年度
- ・計画内容、目標等 障害者総合支援法、児童福祉法に基づく市町村障害福祉計画として、障害のある人と障害のある子供の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等にかかる目標を設定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としている。

#### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市発達医療総合福祉センター	浜北区高菌 775-1	身体障害者福祉センター、療育センター、友愛のさと診療所、子どものこころの診療所、生活介護・就労継続支援施設、児童発達支援センター等
浜松市根洗学園	北区根洗町 667-1	児童発達支援センター
浜松市浜北障害者生活介護施設 光の園	浜北区小松 3236-1	生活介護施設

#### 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	総務調整グループ	手当助成グループ	生活・就労支援グループ	指導・請求審査グループ	精神保健グループ	合計
常勤	1	1	1	5	5	5	6	10	34
再任用									
会計年度				1	6	4	5		16

#### 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 2階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2059 (FAX : 053-457-2630)
- ・メールアドレス shoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

健康福祉部 高齢者福祉課

## 1 事務分掌

- (1) 高齢者の保健福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 老人福祉法の施行に係る事務の総括に関すること。
- (3) 老人福祉に係る施設の設置、認可及び指導に関すること。
- (4) 軽費老人ホームに係る事務の総括に関すること。
- (5) 高齢者の生きがい事業等に係る事務の総括に関すること。
- (6) 全国健康福祉祭の実施に係る事務に関すること。
- (7) 高齢者の保健福祉に係る総合相談の総括に関すること。
- (8) 高齢者の生活支援に係る事務の総括に関すること。
- (9) 地域支援事業に係る事務の総括に関すること。
- (10) 在宅医療と介護との連携の推進に関すること。
- (11) 地域包括支援センターに係る事務の総括に関すること。
- (12) 高齢者の虐待防止に係る事務の総括に関すること。
- (13) 高齢者の福祉避難所に関すること。
- (14) ふれあい交流センターに係る事務の総括に関すること。
- (15) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (16) 公益社団法人浜松市シルバー人材センターとの総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業  
包括的かつ継続的に、在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりを推進する。
- (2) 地域介護予防活動支援事業（ロコモーショントレーニング事業ほか）  
高齢者のロコモティブシンドロームを予防する体操を普及し、健康寿命の延伸と介護予防を図る。
- (3) 認知症施策推進事業  
認知症に対する知識の普及啓発や、本人・家族支援、早期発見・早期対応、予防などに重点的に取り組む。
- (4) 地域包括支援センター運営事業  
地域包括ケアの実現のために包括的・継続的な支援を行う機関として市内 22 か所に設置。
- (5) ふれあい交流センター運営事業  
高齢者の生きがいづくりと健康増進、及び地域の子育てを支援し、高齢者と子供の世代を超えた交流の場を提供する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進
- (2) ふれあい交流センターの運営方法の検討
- (3) 第 10 次（令和 6 年度～ 8 年度）浜松市高齢者保健福祉計画の策定

## 4 事業計画等

- ・計画名 はままつ友愛の高齢者プラン<第 9 次浜松市高齢者保健福祉計画>
- ・計画年度 令和 3 年度～ 5 年度
- ・計画内容、目標等 高齢者に関する各種保健福祉事業の円滑な実施に関する計画で、高齢者を取り巻く状況の変化を長期的に見据え、計画期間における必要な高齢者福祉サービスの見込量とその方策等を示したもの

(目標)

- ・ 6つの重点施策ごとに成果目標を設定

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
ふれあい交流センター いたや ほか 11 か所	中区板屋町 596 ほか	大広間、和室 ほか
浜北生きがいデイサービス センター	浜北区平口 1604-1	機能訓練室 ほか

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	生 き が い・長 寿 政 策 グ ル ー プ	施 設 福 社 グ ル ー プ	地 域 包 括 ケ ア 推 進 グ ル ー プ	医 療・介 護 連 携 推 進 グ ル ー プ	合 計
常 勤	1	1	1	5	3	5	4	20
再任用								
会計年度				5	1		1	7

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 3階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2789 (FAX : 053-458-4885)
- ・メールアドレス kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

健康福祉部 介護保険課

## 1 事務分掌

- (1) 介護保険事業の企画、調整及び総括に関すること。
- (2) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に係る事務の総括に関すること。
- (3) 指定居宅サービス事業者等の指定並びに介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可並びにこれらの更新に関すること。
- (4) 指定居宅サービス事業者等、介護老人保健施設及び介護医療院の指導及び監督に関すること。
- (5) 介護保険運営協議会に関すること。
- (6) 介護認定審査会の総括に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 介護保険事業  
保険料を徴収し、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行う
- (2) 介護サービス提供基盤整備費助成事業  
介護サービス提供施設の整備等に対する助成
- (3) 介護人材確保対策事業  
介護人材の確保、質の向上、離職防止を目的とした事業

## 3 課題・懸案事項

- (1) 要介護認定事務（所要日数）の短縮
- (2) 介護保険料収納率の向上
- (3) 第9期（令和6～8年度）介護保険事業計画の策定
- (4) 介護認定審査会のデジタル化事業

## 4 事業計画等

- ・計画名 はままつ友愛の高齢者プラン〈第8期浜松市介護保険事業計画〉
- ・計画年度 令和3～5年度
- ・計画内容、目標等 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画で、介護保険法に基づき3年を1期として事業計画を策定している。第8期計画では、高齢者人口の増加や介護サービスの見込量、制度改正などを踏まえた保険料の設定や介護予防事業などを計画的に推進するための施策を示している。  
(目標)  
・6つの重点施策ごとに成果目標を策定

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	総務・給付グループ	保険料グループ	認定グループ	指導第1グループ	指導第2グループ	合計
常勤	1	1	6	4	5	5	4	26
再任用						1		1
会計年度			2	2	5	3	3	15

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2862 (FAX : 053-450-0084)
- ・メールアドレス [kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)



## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 国保年金課

### 1 事務分掌

- (1) 国民健康保険事業の企画、調整及び総括に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に係る事務の総括に関すること。
- (3) 特定健康診査、特定保健指導等の実施に関すること。
- (4) 国民年金に係る事務の総括に関すること。
- (5) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (6) 国民健康保険団体連合会との連絡調整に関すること。
- (7) 静岡県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 国民健康保険事業  
被用者保険や後期高齢者医療制度等他の医療保険制度に加入していない住民を対象とした医療保険制度。保険料を徴し、病気や怪我をしたとき等に必要な保険給付を行う。
- (2) 後期高齢者医療事業  
75歳以上及び一定の障害があると認定された65歳以上の住民を対象とした医療保険制度。保険料を徴し、病気や怪我をしたとき等に必要な保険給付を行う。
- (3) 国民年金受託事務事業  
国からの法定受託事務として、国民年金第1号被保険者（自営業者、学生、無職者等）を対象として、資格取得及び保険料免除申請や年金受給請求に関する受付、審査を行う。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 国民健康保険事業の財政健全化と安定した運営
- (2) 国民健康保険料の収納率向上
- (3) 医療費適正化

### 4 事業計画等

- (1) 国民健康保険料滞納削減第4期アクションプラン  
計画年度：令和元年度～5年度  
目標：保険料収納率の向上、滞納額削減
- (2) 浜松市国民健康保険第2期データヘルス計画  
計画年度：平成30年度～令和5年度  
目標：健康・医療情報を活用して被保険者の健康の保持増進を目指す。

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	管理・国民年金グループ	資格・賦課グループ	収納対策グループ	国保・後期医療費適正化対策室	給付グループ	後期高齢グループ	合計
常勤	1	1	4	4	7	5	5	4	31
再任用									
会計年度			2	1	5	2	3	4	17

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2636 (FAX:050-3730-5988)
- ・メールアドレス [kokuhohamamatsu@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kokuhohamamatsu@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 障害者更生相談所

### 1 事務分掌

- (1) 身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (2) 身体障害者及び知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (3) 身体障害者手帳及び療育手帳（児童に係るものを除く。）の交付の審査及び認定に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費及び自立支援医療（更生医療に係るものに限る。）の支給に係る判定に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 身体障害者・療育手帳交付事業  
身体障害者手帳については、身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき審査し、障害程度の認定を行う。  
療育手帳については、医学的判定、心理学的判定により障害程度認定を行う。
- (2) 地域リハビリテーション推進事業  
福祉関係職員の技術向上を図るための研修会等の実施や、補装具出張相談等により、医師等による医学的な相談や理学療法士による個別相談を実施し福祉の向上を図る。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 地域リハビリテーション推進事業（出張相談、補装具を活用した生活提案事業等）の充実

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	副所長	相談・判定 グループ	合計
常勤	1	1	5	7
再任用				
会計年度			3	3

### 5 問い合わせ先

- ・所在地 浜松市中区中央1丁目12-1 県浜松総合庁舎4階
- ・電話番号 457-2707 (FAX番号 457-2645)
- ・メールアドレス kosei-soudan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 健康医療課

### 1 事務分掌

- (1) 保健医療施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 夜間救急室に関すること。
- (3) 精神保健福祉センター、看護専門学校、保健環境研究所との連絡調整に関すること。
- (4) 保健医療審議会及び予防接種健康被害調査委員会に関すること。
- (5) 医療関係団体との連絡調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 救急医療事業  
夜間、土曜日の午後及び休日における救急医療体制の安定的な運営
- (2) 災害時医療救護対策推進事業  
大規模災害時における医療救護体制の構築
- (3) 健康医療推進事業  
がん患者に対する妊孕性温存治療費や医療用補整具購入に関する補助
- (4) 地域医療推進事業  
中山間地域における地域支援看護師によるオンライン診療の支援

### 3 課題・懸案事項

- (1) 中山間地域（天竜区及び北区引佐町の一部）の医療提供体制の確保
- (2) 大規模災害時における医療救護体制の構築
- (3) がん対策推進計画及び自殺対策推進計画の改訂

### 4 事業計画等

- ・ 第二次浜松市がん対策推進計画（平成 30 年度～令和 5 年度）  
全体目標：がんによる死亡者数の減少  
主な計画内容：がんの予防、がんの早期発見、がん医療体制の充実、相談支援
- ・ 第三次浜松市自殺対策推進計画（令和元年度～令和 5 年度）  
計画目標：浜松市の自殺者がひとりでも少なくなることを目指す  
数値目標：2022 年自殺死亡率 12.0 以下  
主な計画内容：相談・支援体制の充実、教育・啓発の促進、多職種連携体制の強化

### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
夜間救急室	中区伝馬町 311-2	夜間、土曜午後における初期救急医療

### 6 職員調べ

(単位：人)

区分	参与	課長	課長補佐	健康医療グループ	夜間救急室	合計
常勤	1	1	1	4	16	23
再任用				2	2	4
会計年度				2	6	8

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号 浜松市保健所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-453-6178 (053-459-3561)
- ・メールアドレス iryou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 病院管理課

### 1 事務分掌

- (1) 病院事業の企画、運営及び調査に関すること。
- (2) 浜松医療センター及び浜松市リハビリテーション病院に関すること。
- (3) 佐久間病院との連絡調整に関すること。
- (4) 病院事業評価委員会に関すること。
- (5) 公益財団法人浜松市医療公社との総合調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 浜松医療センター新病院整備事業
  - ・新病院棟工事は、令和6年1月開院に向けて令和2年度から工事進捗中
  - ・既存棟改修工事は、令和5年度契約締結予定
    - (3号館改修：令和5～7年度、渡り廊下棟改修及び1・2号館解体：令和7～8年度)

### 3 課題・懸案事項

- (1) 浜松医療センター新病院棟開院に向けた移転等の調整
- (2) 浜松医療センター及び浜松市リハビリテーション病院の安定した病院運営の継続並びに健全な経営の維持

### 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市病院経営強化プラン
- ・計画年度 令和5年度から令和9年度までの5年間
- ・計画内容、目標等 令和5年度内に策定

### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松医療センター	中区富塚町 328	〈病床数〉606床 〈診療科目〉内科、外科、精神科、救急科、小児科、産婦人科など34科目
浜松市リハビリテーション病院	中区和合北一丁目 6-1	〈病床数〉225床 〈診療科目〉内科、整形外科、リハビリテーション科、歯科

### 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	病院経営グループ	病院整備グループ	合計
常勤	1	1	1	5	3	11
再任用						
会計年度				1		1

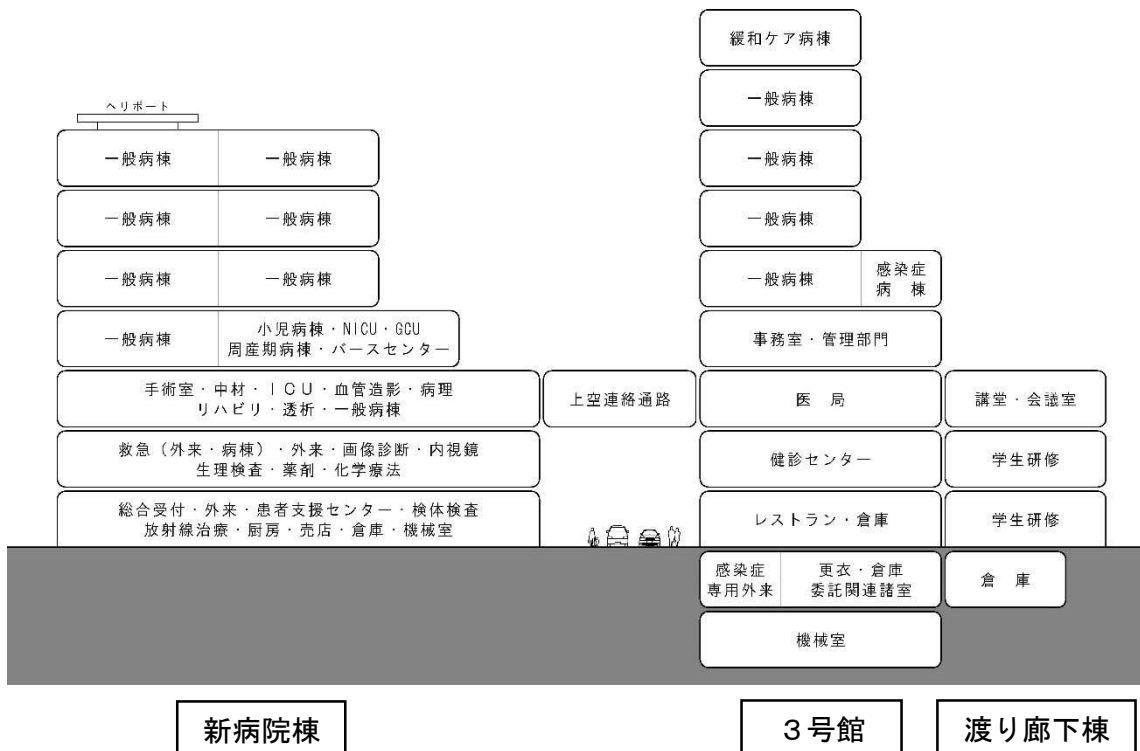
## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区富塚町 328  
浜松医療センター 健診センター北側事務棟
- ・電話番号(FAX 番号) 053-451-2772 (053-451-2773)
- ・メールアドレス byouin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## ■配置イメージ



## ■階層構成イメージ



## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 健康増進課

### 1 事務分掌

- (1) 健康づくりの施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 地域保健活動の総括に関すること。
- (3) 保健師の活動の統括に関すること。
- (4) 母子保健に係る事業の総括に関すること。
- (5) 予防接種に係る事務の総括に関すること。
- (6) がん検診等に係る事務の総括に関すること。
- (7) 栄養に係る事業の総括に関すること。
- (8) 受動喫煙防止対策に関すること。
- (9) 小児慢性特定疾病対策に係る事務に関すること。
- (10) 自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、養育医療及び療育医療に関すること。
- (11) 不妊治療等支援事業に関すること。
- (12) 難病対策に係る事務及びその総括に関すること。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理等に係る事務及びその総括に関すること。
- (14) 保健センター等の総括に関すること。
- (15) 口腔保健医療センターに関すること。
- (16) 母子保健推進会議に関すること。
- (17) 指定難病審査会に関すること。
- (18) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- (19) 歯科保健推進会議に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 妊産婦乳幼児健康診査事業  
妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減や、疾病の早期発見のための健康診査
- (2) 母子相談事業  
妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を図る相談指導
- (3) 母子予防接種事業  
感染症の発症、まん延を防止するための予防接種、接種率向上の取組
- (4) 出産・子育て応援交付金交付事業  
妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種事業  
新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保
- (6) がん検診等事業  
がん、歯周病等の早期発見、早期治療のためのがん検診等、受診率向上の取組
- (7) 健康支援事業  
健康の保持増進のための健康支援、健康はままつ21等の次期計画策定
- (8) 歯科保健事業  
それぞれの年齢層に対する口腔機能に着目した歯科健診、保健指導

### 3 課題・懸案事項

- (1) 子宮頸がん予防の啓発
- (2) 3歳児健康診査における屈折検査の体制整備
- (3) デジタル機器を活用した糖尿病予防事業の推進



#### 4 事業計画等

- ・計画名 健康はままつ 21【後期計画】
- ・計画年度 平成 30 年度から令和 5 年度まで
- ・計画内容、目標等 「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「子どもの健やかな成長」を目標とした市民の健康づくりの指針
  
- ・計画名 第 3 次浜松市食育推進計画
- ・計画年度 平成 30 年度から令和 5 年度まで
- ・計画内容、目標等 生涯にわたり健康的な食生活を実践していけるよう市民の食を通じた健康づくりの推進を図るための計画
  
- ・計画名 浜松市歯科口腔保健推進計画【後期計画】
- ・計画年度 平成 30 年度から令和 5 年度まで
- ・計画内容、目標等 市民の生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るための計画

#### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市口腔保健医療センター	中区鴨江二丁目 11 番 2 号	診察室、口腔指導室、講座室、会議室

#### 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	調整・予防グループ	母子グループ	健康推進グループ	難病支援グループ	口腔保健医療センター	合計
常勤	1	1	9	8	4	6	4	33
再任用					1	2		3
会計年度			9	8	1	5	7	30

#### 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号 浜松市保健所 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-453-6130 (053-453-6133)
- ・メールアドレス kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 精神保健福祉センター

### 1 事務分掌

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものに関すること。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付に係る判定に関すること。
- (4) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）の支給に係る判定に関すること。
- (5) 精神医療審査会に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) ひきこもり対策推進事業  
社会参加が困難となっているひきこもり者及びその家族の相談を継続実施し、当事者個々の状況により医療機関、就労支援機関、教育機関へつなげ自立を促す。
- (2) 自殺対策推進事業  
「浜松市自殺対策推進計画」に基づき相談体制の充実や教育等を行う。
- (3) 精神保健福祉推進事業  
精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発や、区役所では対応が難しい事案の相談対応を行う。

### 3 課題・懸案事項

- (1) ひきこもり回復者への就労等社会活動への参加に関する仕組みづくり
- (2) 増加している10代の自殺への対応。学校現場での相談体制、医療機関へのつなぎ等こころの健康づくりの体制整備

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市若者コミュニティプラザ	浜松市中区中央一丁目	ひきこもりサポートセンターこだまと若者サポートステーションはままつ（産業振興課主管）が使用している。相談室、交流スペース、ミーティングルーム等

### 5 職員調べ

（単位：人）

区分	課長	課長補佐	地域支援グループ	相談支援グループ	合計
常勤	1	1	5	6	13
再任用					
会計年度			3	3	6

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2709 (053-401-1028)
- ・メールアドレス sei-hokenc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 看護専門学校

### 1 事務分掌

- (1) 看護専門学校の管理運営に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 学校管理運営事業
- ・有能な学生の確保
  - ・看護教員の資質の向上、地域医療に貢献できる実践看護師の育成
- (2) 看護師就業促進事業
- ・市内で働く看護師の資質の向上と定着促進
  - ・未就業の看護師資格所持者への再就業支援

### 3 課題・懸案事項

- (1) 少子化、高学歴志向及び大学の看護学部が増加している中での有能な入学生の確保
- (2) 休学・退学・留年を減らすため、授業や実習を行いながら、学生の体調管理の支援、個々の学生の特性把握や心身状態の変化へ早期対応するのに苦慮している

### 4 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	教 務 主 任 (副 参事)	教務 グループ	事務 グループ	合 計
常 勤	1	1	15	3	20
再任用				1	1
会計年度			5	2	7
医療機関から派遣			2		2

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区佐鳴台五丁目 8-1
- ・電話番号(FAX 番号) 053-455-0891(053-455-0893)
- ・メールアドレス kango@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

健康福祉部 保健環境研究所

## 1 事務分掌

- (1) 感染症及び食中毒に係る微生物検査及び寄生虫検査に関すること
- (2) 食品、飲料水等に係る微生物検査及び化学物質検査に関すること
- (3) 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、廃棄物等に係る測定及び検査に関すること
- (4) 食肉衛生検査所に関すること
- (5) その他生活衛生及び環境対策上必要な検査及び調査研究に関すること

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 食中毒、感染症検査事業  
食中毒・感染症の発生時の原因追求、及び発生防止のための監視・指導に係る検査
- (2) 食品残留農薬等検査事業  
食品中の添加物・薬品等の残留物質、家庭用品並びに医薬品成分の検査
- (3) 大気汚染、悪臭等測定事業  
大気汚染状況の常時測定や悪臭、騒音等の測定
- (4) 河川、工場排水等水質測定事業  
河川、湖沼を始め、産業廃棄物、事業場排水の水質測定、及び水質事故における検査
- (5) 食肉安全対策推進事業  
衛生的な食肉生産のための牛、豚及び鶏の個体検査

## 3 課題・懸案事項

- (1) 地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部理化学研究部会の研究会開催
- (2) ヨーネ病発生時における迅速診断法の検討
- (3) 食肉製品及び魚肉ねり製品の検査試料採取方法の検討
- (4) 地域保健法に基づく基本指針による危機管理対処計画の策定

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
保健環境研究所	東区上西町 939 番地の 2	感染症や食中毒などの原因を特定するための微生物検査、食品分析や、生活環境に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁などの測定を行う。
食肉衛生検査所	東区上西町 986 番地	安全で衛生的な食肉・食鳥肉を市民に供給するため、牛・豚・鶏など食肉になる動物を 1 頭 1 羽ごとに検査する。

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	微生物検査グループ	食品分析グループ	環境測定グループ	食肉衛生検査所	合計
常勤	1	1	6	6	9	9	32
再任用						2	2
会計年度			1	1	1	7	10

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市東区上西町 939 番地の 2
- ・電話番号(FAX 番号) 053-411-1311 (053-411-1313)
- ・メールアドレス hokanken@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 佐久間病院

### 1 事務分掌

- (1) 診療に関すること。
- (2) 患者の看護及び診療の介助に関すること。
- (3) 在宅医療に関すること。
- (4) 医療相談に関すること。
- (5) 保健医療福祉に係る連携及び調整に関すること。
- (6) 医療技術に関すること。
- (7) 薬剤及び製剤に関すること。
- (8) 麻薬の取扱いに関すること。
- (9) 入院患者の給食に関すること。
- (10) 患者の栄養指導に関すること。
- (11) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (12) 患者の診療受付及び入退院事務に関すること。
- (13) 診療報酬等の算定、請求及び収納に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

#### (1) 病棟・外来事業

病棟に設置する一般病床 36 床及び感染症病床 4 床により、急性期入院患者等の治療・看護を行う。

8 つの診療科（内科、精神科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科）を掲げ、外来診療を行う。

#### (2) 救急事業

二次救急病院として 24 時間 365 日の受入体制で救急業務を行う。

#### (3) 附属診療所運営事業

天竜区佐久間町内に附属診療所を 2 ヶ所開設し、週 1～3 回職員を派遣し、総合診療（内科、小児科、外科、整形外科）を行う。

#### (4) 公衆衛生活動等

学校医と産業医の活動、事業者等各種健診、人間ドック、ワクチン接種事業、在宅医療活動を行う。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 医師確保事業
- (2) 安定した病院運営の継続並びに健全な経営の維持

### 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市病院経営強化プラン
- ・計画年度 令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間
- ・計画内容、目標等 令和 5 年度内に策定

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
附属浦川診療所	佐久間町浦川 2915-1	火・木曜午前、金曜午後に総合診療を実施
附属山香診療所	佐久間町大井 2421-2	水曜午前に総合診療を実施

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	院長 事務長	専門監 技監	医師	一般病棟・ 外 来 グループ	医療技術 グループ	薬 局・ 支 援 グループ	総 務・ 医 事 グループ	合 計
常 勤	2	2	4	27	8	3	4	50
再任用				3		1	1	5
会計年度				6	1	1	1	9

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区佐久間町中部 18-5
- ・電話番号(FAX 番号) 053-965-0054 (053-965-0350)
- ・メールアドレス sakumahp@ruby.ocn.ne.jp

# 所管事務・事業の概要

健康福祉部 保健所 保健総務課

## 1 事務分掌

- (1) 人口動態統計その他地域保健に係る事務及びその総括に関すること。
- (2) 医事及び薬事に係る事務並びにその総括に関すること。
- (3) 医療相談に関すること。
- (4) 食品、添加物等の検査に係る精度管理に関すること。
- (5) 健康危機管理等に関すること。
- (6) 狂犬病予防に係る事務及びその総括に関すること。
- (7) 化製場等に係る事務及びその総括に関すること。
- (8) 保健所施設の維持管理に関すること。
- (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による申請、届出等の受付等に係る事務に関すること。
- (10) 保健所内業務の連絡調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 保健所等維持管理運営事業  
保健所庁舎等の維持管理、市民の健康を守る拠点として必要な設備の整備
- (2) 医療体制充実事業  
病院、診療所、薬局等の許認可事務及び監視指導業務並びに医療相談

## 3 課題・懸案事項

- (1) 適切な監視指導体制の確保  
・実地による病院立入検査を実施する。

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
保健所	中区鴨江二丁目 11 番 2 号	保健総務課・生活衛生課・健康医療課・健康増進課・ウェルネス推進事業本部

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	総務調整グループ	医事薬事グループ	合計
常勤	1	1	5	8	15
再任用			1		1
会計年度			3	3	6

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号 浜松市保健所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-453-6111 (053-453-6124)
- ・メールアドレス hokenk@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 所管事務・事業の概要

健康福祉部 保健所 生活衛生課

## 1 事務分掌

- (1) 食品衛生に係る事務及びその総括に関すること。
- (2) 旅館業、興行場営業、浴場業その他生活衛生関係営業に係る事務及びその総括に関すること。
- (3) 温泉の利用に係る事務及びその総括に関すること。
- (4) 飲料水及び遊泳用プールの指導に係る事務並びにその総括に関すること。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に係る事務及びその総括に関すること。
- (6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可、立入検査等に係る事務並びにその総括に関すること。
- (7) 感染症の予防及び対策に係る事務並びにその総括に関すること。
- (8) 衛生害虫等の防除指導等に係る事務及びその総括に関すること。
- (9) 生活衛生関係営業諸団体の指導等に関すること。
- (10) 栄養の改善に係る事務及びその総括に関すること。
- (11) 感染症診査協議会に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 生活衛生対策推進事業  
旅館・公衆浴場等日常生活に係る生活衛生関係営業施設に対する監視指導の実施
- (2) 感染症対策事業  
感染症の予防及びまん延防止のため、感染症発生動向調査・患者の医療費助成などの実施
- (3) 食の安全対策推進事業  
飲食店等の食品関係営業施設に対する許可事務・監視指導及び食品の収去等の実施

## 3 課題・懸案事項

- (1) レジオネラ症防止対策
- (2) 「食」の安全対策の推進
- (3) 改正感染症法対応

## 4 事業計画等

- ・計画名 改正感染症法を踏まえた予防計画の策定
- ・計画年度 令和6年4月1日施行
- ・計画内容、目標等 県が策定していた予防計画が保健所設置市にも求められ、「保健所の体制整備」「人材の養成・資質の向上」などを計画

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課長	担当課長	課長補佐	専門監	生活衛生グループ	感染症調整グループ	感染症対策グループ	食品営業許可グループ	食品安全対策グループ	合計
常 勤	1	2	1	2	4	4	7	6	5	32
再任用								1		1
会計年度					1	6	2	3	2	14

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号 浜松市保健所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-453-6112 (053-459-3561)
- ・メールアドレス seiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

健康福祉部 保健所 浜北支所

### 1 事務分掌

- (1) 人口動態統計その他地域保健に係る事務に関すること（北区、浜北区及び天竜区に係るものに限る。以下同じ。）。
- (2) 医事及び薬事に関すること。
- (3) 狂犬病予防に関すること。
- (4) 化製場等に係る事務に関すること。
- (5) 食品衛生に関すること。
- (6) 旅館業、興行場営業、浴場業その他生活衛生関係営業に係る事務に関すること。
- (7) 温泉の利用に係る事務に関すること。
- (8) 飲料水及び遊泳用プールの指導に関すること。
- (9) 建築物の衛生的環境の確保に係る事務に関すること。
- (10) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可、立入検査等に関すること。
- (11) 感染症の予防及び対策に関すること。
- (12) 衛生害虫等の防除指導等に関すること。
- (13) 生活衛生関係営業諸団体の指導等に関すること。
- (14) 栄養の改善に係る事務に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

北区、浜北区及び天竜区に係る保健所（保健総務課及び生活衛生課）の業務を行っているため、重点事業は保健総務課及び生活衛生課に準じて行う。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 災害時対応 浜松赤十字病院前救護所の運営

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	医薬予防グループ	生活衛生グループ	合計
常勤		1	5	6	12
再任用	1		1		2
会計年度				2	2

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地 なゆた浜北 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1398 (053-585-3671)
- ・メールアドレス hk-hokenjo@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# こども家庭部

次世代育成課

子育て支援課

幼児教育・保育課

児童相談所



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 こども家庭部

### 1 こども家庭部長 吉積 慶太

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	次世代育成課	2		1	1	23	25
2	子育て支援課	2	1		1	27	29
3	幼児教育・保育課	9		2	3	746	751
4	児童相談所	10	1		3	76	80
計		1	1	3	8	872	885

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 地域少子化対策事業（次世代育成課）
- (2) こども保護対策事業（子育て支援課）
- (3) 私立保育所等助成事業（幼児教育・保育課）
- (4) 児童保護事業（児童相談所）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 未婚化・晩婚化への対応（次世代育成課）
- (2) こども家庭センターの設置（子育て支援課）
- (3) 市立幼稚園・保育園の適正化等（幼児教育・保育課）
- (4) 児童虐待への迅速かつ的確な対応（児童相談所）





# 所管事務・事業の概要

こども家庭部 次世代育成課

## 1 事務分掌

- (1) 少子化対策及び子ども・若者育成支援に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業の総括に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) 私学振興（幼稚園に係るものを除く。）に関すること。
- (5) 家庭教育の推進に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援法の施行に係る指導監査に関すること。
- (7) 認定こども園、家庭的保育事業等及び認可外保育施設の指導監査に関すること。
- (8) 浜松こども館及び青少年の家に関すること。
- (9) 青少年育成センターに関すること。
- (10) いじめ問題再調査委員会に関すること。
- (11) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (12) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 地域少子化対策事業
  - ・結婚を望む男女への出会いの機会の提供や結婚相談に、県と連携して取り組むとともに、結婚新生活に必要な費用を支援する。
- (2) 子ども・若者支援プラン推進事業
  - ・2020（令和2）年に策定した第2期浜松市子ども・若者支援プランの進捗管理を行う。
- (3) 子ども・若者サポート事業
  - ・子ども・若者育成支援推進法に基づき、浜松市若者相談支援窓口「わかば」を開設し、SNSを活用する等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を庁内外の関係機関・団体が連携しながら総合的に支援する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 未婚化・晩婚化への対応
- (2) 第3期浜松市子ども・若者支援プラン策定
- (3) 浜松市若者相談支援窓口「わかば」の機能強化

## 4 事業計画等

- ・計画名 第2期浜松市子ども・若者支援プラン
- ・計画年度 2020（令和2）年4月～2025（令和7）年3月
- ・計画内容、目標等

### 【基本理念】

子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松

### 【基本施策】

- 1 子ども・子育て支援
  - ・就学前における教育・保育の提供
  - ・地域の子ども・子育て支援
- 2 ひとり親家庭等自立促進
  - ・子育て・生活支援
  - ・就業支援

- ・養育費確保支援
  - ・経済的支援
- 3 若者支援
- ・関係機関のネットワークづくりの推進
  - ・若者とその家族への支援

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
青少年育成センター	中区中央一丁目 2-1 イーステージ浜松 オフィス棟 7 階	青少年の健全育成を目指し、補導活動及び環境浄化活動等を実施する施設 浜松市若者相談支援窓口「わかば」を開設
浜松こども館	中区鍛冶町 100-1 ザザシティ浜松中央館 5・6・7 階	健全な遊びと創造的な体験及び交流の場を提供し、児童の健全育成と子育て支援を図るための施設
青少年の家	中区住吉四丁目 23-1	自然体験活動等を通して、青少年の健全育成を図るための施設

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	青少年育成センター 所長	監査・調整 グループ	管理・育成 グループ	青少年育成 センター	合計
常勤	1	1	1	3	3	6	15
再任用				1		1	2
会計年度				2	1	5	8

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2795 (053-457-2039)
- ・メールアドレス katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

## こども家庭部 子育て支援課

### 1 事務分掌

- (1) 子育て支援に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 子育て支援に係る情報の収集及び人材育成に関すること。
- (3) 児童福祉法（障害児、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等に係るものを除く。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務の総括に関すること。
- (4) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る施設（障害児、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等に係るものを除く。）の設置、認可及び指導に関すること。
- (5) 発達障害児の支援（障害福祉サービスに係るものを除く。）に関すること。
- (6) 発達障害者支援センターに関すること。
- (7) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務の総括に関すること。
- (8) 遺児等の援護に係る事務の総括に関すること。
- (9) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務の総括に関すること。
- (10) 要保護児童対策及び売春防止法に係る対策の総括並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に係る対策の実施に関すること。
- (11) 子育て情報センターに関すること。
- (12) 児童相談所との連絡調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) こども保護対策事業
  - ・妊産婦や子育て世帯等への包括的な相談支援を行う子育てのワンストップ窓口「こども家庭センター」を各区役所や行政センターに設置する。
  - ・ヤングケアラー支援を推進するため、家事・育児支援を行うヘルパーや通訳を派遣するとともに、相談者への助言やサービスの紹介等を行うコーディネーターを配置する
- (2) 子供の未来応援地域ネットワーク支援事業
  - ・子育て世帯に対する支援の充実を図るため、子ども食堂や学習支援など、子どもの居場所づくりの活動を支援する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) こども家庭センターの設置
- (2) ヤングケアラーへの支援
- (3) 子ども医療費助成事業の拡充

### 4 事業計画等

- ・計画名 子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市こどもの貧困対策計画）
- ・計画年度 2021（令和3）年10月～2025（令和7）年3月
- ・計画内容、目標等

#### 【目指す姿】

すべての子どもが、ひととまちに支えられ、夢と希望を持って、自分の可能性を広げることができる社会

#### 【基本方針】

- 1 子どもの社会的自立に向けた「生きる力」の育成
  - ・子どもの学びを支える教育支援
  - ・施策2 子どもの育ちを支える生活支援

- ・子供の将来を支える自立支援
- 2 生活基盤の安定に向けた保護者への経済・就労・子育て支援
  - ・生活を安定させる経済的支援
  - ・保護者の就業を支える就労支援
  - ・保護者を孤立させない相談支援
- 3 行政・地域・関係機関等の連携による子ども支援体制の構築
  - ・子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり
  - ・子ども支援ネットワークの充実
  - ・社会全体で子どもを育む意識の醸成

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
発達相談支援センター 「ルピロ」	中区鍛冶町 100-1 ザザシティ浜松中央館 5階	発達障害児（者）及びその家族に対する相談・発達支援
子育て支援ひろば 「さわさわひろば」ほか 24 箇所	中区広沢三丁目 11-9 ほか	妊婦や子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての相談・情報提供・助言等の援助を行う場所を社会福祉法人等への委託により開設。受託者の運営することも園等の施設を利用して実施
浜松市子育て情報センター	中区中央三丁目 4-18 3階	NPO などの子育て支援者と連携を図り、様々な子育て支援に関する事業の展開と子育て情報の収集や発信を行う施設

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	専門監 課長補佐	手当・助成 グループ	家庭支援 グループ	合計
常勤	1	1	12	8	22
再任用				2	2
会計年度			2	3	5

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鍛冶町 100-1 ザザシティ浜松中央館 5階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2792 (053-457-3011)
- ・メールアドレス kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

こども家庭部 幼児教育・保育課

## 1 事務分掌

- (1) 幼児教育及び保育に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 児童福祉法（保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等に係るものに限る。）の施行に係る事務の総括に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務の総括に関すること。
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に係る事務に関すること。
- (5) 保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の施設の設置、認可等及び指導に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認及び指導に関すること。
- (7) 特別保育事業に関すること。
- (8) 私学振興（幼稚園に係るものに限る。）に関すること。
- (9) 認可外保育施設に係る事務（指導監査を除く。）に関すること。
- (10) 幼稚園及び保育園に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 私立保育所等助成事業
  - ・保育所等の待機児童ゼロを維持するため、保育ニーズの変化に合わせた適切な定員を確保するとともに、保育士や幼稚園教諭等への住居費支援を行うなど、保育人材の確保を図る。
  - ・民間保育所等による保育補助者の雇用に対する助成を行う等、保育士等の業務負担軽減と安全安心な保育を提供する体制づくりを支援する。
- (2) 市立保育所管理運営事業、市立幼稚園運営事業 他
  - ・人口減少や施設の老朽化等に対応するため、「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」を策定し、規模適正化等に関する検討を進める。
  - ・医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、市立の受入園において職員研修等を行うなど、受入れ体制を整備する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 市立幼稚園・保育園の適正化等
- (2) 保育所等利用待機児童ゼロの維持
- (3) 安全安心な保育環境の確保

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
市立南保育園ほか 19 園	中区浅田町 73-39 ほか	利用定員 2,230 人
市立南の星幼稚園ほか 59 園	南区西島町 1148-1 ほか	利用定員 4,230 人

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	専門監課長補佐	企画調整 G	制度運営 G	無償化事業 G	入所管理 G	入所調整 G	施設給付・収納 G	職員管理 G	指導 G	施設 G	保育園	幼稚園	合計
常勤	1	1	3	3	5	4	7	3	4	6	3	5	277	290	612
再任用							2	4		2	4		7	2	21
会計年度					1	3	2	6	5		3	3	82	13	118

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2827 (053-457-2039)
- ・メールアドレス [youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

# 所管事務・事業の概要

こども家庭部 児童相談所

## 1 事務分掌

- (1) 児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (2) 児童及びその家庭についての調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。
- (3) 前号に規定する調査及び判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- (4) 要保護児童の保護措置等に関すること。
- (5) 療育手帳（児童に係るものに限る。）の交付の審査及び認定に関すること。
- (6) 一時保護所に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 児童保護事業
  - ・増加する児童虐待に対応するため、児童相談所に現職の警察官を配置し、警察と機動的かつ円滑な連携を図るとともに、児童虐待事案に対して迅速かつ的確な対応を行う。
  - ・全国一元的に開始された児童虐待防止のためのSNS相談に対応し、子育て相談や児童虐待防止に関する相談体制を拡充する。
- (2) 里親推進事業
  - ・社会的養護を必要とする児童が、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育を推進するため、里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助等の里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 児童虐待への迅速かつ的確な対応
- (2) 里親登録及び里親への委託の推進
- (3) 児童の意見聴取等の仕組みの整備

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
一時保護所	(非公開)	(敷地) 市有地、面積 2,825.62 m <sup>2</sup> (建物) 軽量鉄骨造 2 階建て、延面積 851.40 m <sup>2</sup> (入所定員) 20 人

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長 (参与)	副所長 (専門監)	主幹	弁護士	総務 グループ	相談 グループ	初期 対応 グループ	判定 第一 グループ	判定 第二 グループ	育成 東 グループ	育成 中 グループ	育成 西 グループ	里親 推進 グループ	一時 保護所	合計
常勤	1	1	1		3	5	7	7	8	6	6	6	3	14	68
再任用														2	2
会計年度					1	1	1	2				1	2		8
非常勤				2											2

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目 12-1 静岡県浜松総合庁舎 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2703 (053-457-2645)
- ・メールアドレス jidosodan@city.hamamatsu.shizuoka.jp





# 環 境 部

環 境 政 策 課

環 境 保 全 課

ごみ減量推進課

廃棄物処理課

産業廃棄物対策課

南清掃事業所

平和清掃事業所

浜北環境事業所

天竜環境事業所



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 環境部

### 1 環境部長 山田 英二

### 2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	環境政策課	2	1		2	9	12
2	環境保全課	2		1	1	19	21
3	ごみ減量推進課	3	1	1	1	15	18
4	廃棄物処理課	6		3	2	37	42
5	産業廃棄物対策課	3		1	1	18	20
6	南清掃事業所	4		1	1	81	83
7	平和清掃事業所	3		1	1	29	31
8	浜北環境事業所	2		1	1	26	28
9	天竜環境事業所	3		1	1	27	29
計		1	1	10	11	261	284

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 住居等の不良な生活環境対策事業（環境政策課）
- (2) 水質保全事業（環境保全課）
- (3) ごみ減量・リサイクル推進事業（ごみ減量推進課）
- (4) 新清掃工場整備運営事業（廃棄物処理課）
- (5) 西部清掃工場更新事業（廃棄物処理課）
- (6) 産業廃棄物適正処理推進事業（産業廃棄物対策課）
- (7) ごみ収集事業（各事業所）

#### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 計画的な特定外来生物(アライグマ、クリハラリス、ヌートリア)対策(環境政策課)
- (2) 家庭ごみ有料化の対応について(ごみ減量推進課)
- (3) 環境・清掃事業所及び収集業務の体制の再編(廃棄物処理課)
- (4) 旧ごみ処理施設等の集約と解体に向けた調整(廃棄物処理課・他事業所)
- (5) PCB廃棄物等の法定期限内処理(産業廃棄物対策課)

# 所管事務・事業の概要

環境部 環境政策課

## 1 事務分掌

- (1) 環境施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 環境基本計画の推進に関すること。
- (3) 環境影響評価に関すること。
- (4) 環境教育の推進に関すること。
- (5) 生物多様性の保全に関すること。
- (6) 環境審議会に関すること。
- (7) 環境影響評価審査会に関すること。
- (8) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (9) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 環境基本計画策定事業  
「第2次浜松市環境基本計画」が2024(令和6)年度までを計画期間としていることから、2023(令和5)年度から2年間かけて次期計画を策定する。
- (2) 生物多様性保全事業  
本市の多様で豊かな自然環境を次世代に継承するため、2023(令和5)年度に新たな「生物多様性はままつ戦略」（計画期間2024(令和6)年度～2033(令和15)年度）を策定し、推進する。
- (3) 住居等の不良な生活環境対策事業  
いわゆる「ごみ屋敷」を防止・解消するため、立入調査や改善措置命令等を規定する条例を制定するとともに、発生した案件に対しては、庁内関係各課や関連団体と連携して支援を中心とした対策を進める。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 上位計画、環境分野の個別計画、関連計画と整合を図った第3次環境基本計画の策定
- (2) 計画的な特定外来生物（アライグマ、クリハラリス、ヌートリア）対策
- (3) 条例の周知と庁内連携による住居等の不良な生活環境（ごみ屋敷）の解消・発生防止

## 4 事業計画等

- ・ 計画名 第2次浜松市環境基本計画
- ・ 計画年度 2015(平成27)～2024(令和6)年度 ※2020(令和2)年4月改定
- ・ 計画内容 浜松市環境基本条例に基づく、環境の保全及び創造に関する基本的な計画
  
- ・ 計画名 生物多様性はままつ戦略2018
- ・ 計画年度 2018(平成30)～2022(令和4)年度
- ・ 計画内容 生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする計画

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	次長 (課長)	専門監 (課長補佐)	企画調整 グループ	環境共生 グループ	合計
常勤	1	1	3	5	10
再任用				1	1
会計年度			1		1

※環境省への派遣職員1人は一覧表に含んでいない

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎4階
- ・電話番号(FAX 番号) TEL:053-453-6146 (FAX:050-3606-4345)
- ・メールアドレス kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

環境部 環境保全課

### 1 事務分掌

- (1) 環境保全の推進及び啓発に関すること。
- (2) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に関すること。
- (3) 公害及び環境保全に関する相談及び苦情処理に関すること。
- (4) 地下水の保全対策に係る事務及びその総括に関すること。
- (5) 特定化学物質の排出等の管理に関すること。
- (6) 浜名湖及び佐鳴湖の水質浄化のための事業場等への指導及び市民への啓発並びにその総括に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 大気・騒音対策事業
  - ・野焼き、騒音、振動、悪臭等に係る公害苦情の未然防止に向けた取組を進める。
- (2) 水質保全事業
  - ・快適な生活環境創造のための水環境改善に向け、下水道部局等と連携指導を強化する。
  - ・佐鳴湖水環境向上行動計画及び地域協議会について、市民アンケート実施後に今後の方向性を定める。
  - ・有機フッ素化合物(PFAS)への対応を図る。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 快適な生活環境創造のための水環境改善
- (2) 公害苦情の未然防止
- (3) 佐鳴湖地域協議会次期行動計画の検討等
- (4) 有機フッ素化合物(PFAS)

### 4 事業計画等

- ・計画名：佐鳴湖水環境向上行動計画（第二期）
- ・計画年度：令和2年度～令和6年度
- ・計画内容：佐鳴湖の水環境改善、目標：COD8mg/L以下、透明度0.5m以上

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	大気・騒音対策グループ	水質保全グループ	合計
常勤	1	1	8	7	17
再任用				1	1
会計年度			2	1	3

※正規職員2名育児休業中、令和6年4月30日まで

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鴨江三丁目1-10 鴨江分庁舎4階
- ・電話番号(FAX番号) TEL:053-453-6128(FAX:050-3606-4363)
- ・メールアドレス kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

環境部 ごみ減量推進課

## 1 事務分掌

- (1) 一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- (2) ごみ減量及び資源循環の施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
- (4) 環境美化の推進に関すること。
- (5) 浄化槽に係る事務及びその総括に関すること。
- (6) 一般財団法人浜松市清掃公社との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) ごみ減量・リサイクル推進事業
  - ・生ごみ減量推進事業
  - ・資源物集団回収団体活動推進事業
  - ・みどりのリサイクル推進事業
  - ・環境美化活動推進事業
  - ・ごみ減量教育推進事業

## 3 課題・懸案事項

- (1) 家庭ごみ有料化の対応
- (2) 新たな減量・資源化施策の検討
- (3) 災害廃棄物の適正・迅速な処理体制の構築

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編』
- ・計画年度 2022(令和4)年度～2028(令和10)年度
- ・計画内容 本市のごみ処理行政の方向性と目標を設定し、目標達成のための具体的施策を示した中長期の計画。目標達成に向けた進捗管理を実施。
  
- ・計画名 浜松市一般廃棄物処理実施計画
- ・計画年度 毎年度策定
- ・計画内容 浜松市一般廃棄物処理基本計画に基づき、当該年度に実施するごみ減量・資源化事業及び適正処理指針を示す年度計画。
  
- ・計画名 浜松市災害廃棄物処理計画
- ・策定年度 2021(令和3)年度に改定(国内の災害実態に基づき随時見直す)
- ・計画内容 災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための行政内部の計画。

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	参与	課長	専門監 (課長補佐)	計画調整 グループ	指導許可 グループ	減量推進 グループ	合計
常勤	1	1	1	6	3	4	16
再任用					1		1
会計年度						1	1

※浜松市清掃公社への派遣職員2人は一覧表に含んでいない



## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎2階
- ・電話番号(FAX番号) 053-453-0026 (050-3737-2282)
- ・メールアドレス gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

環境部 廃棄物処理課

### 1 事務分掌

- (1) 一般廃棄物処理施設の整備及びその総括に関すること。
- (2) 旧一般廃棄物処理施設の管理及びその総括に関すること。
- (3) し尿処理施設の管理運営に関すること。
- (4) 西部清掃工場に関すること。
- (5) 新清掃工場の整備運営に関すること(天竜清掃工場)。
- (6) 一般廃棄物の処理に係る事務及びその総括に関すること。
- (7) ごみ集積所の適正管理の総括に関すること。
- (8) 北部収集窓口センターに関すること。
- (9) 清掃事業所及び環境事業所との連絡調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 収集業務管理事業  
家庭ごみの収集の総括、容器包装プラスチックなどの再資源化を行う。
- (2) 新清掃工場整備運営事業(天竜清掃工場)  
新清掃工場の整備、運営を行う(天竜清掃工場)。
- (3) 衛生工場維持管理事業  
東部及び西部各衛生工場の管理、運営を行う。
- (4) 西部清掃工場運営事業  
西部清掃工場の運営を行う。
- (5) 西部清掃工場更新事業  
西部清掃工場の代替となる清掃工場を整備する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 新清掃工場等施設整備運営事業について(天竜清掃工場)
- (2) 西部清掃工場の施設更新について
- (3) 南部清掃工場の解体について
- (4) 旧ごみ処理施設等の集約と解体について
- (5) 2024年度からの環境・清掃事業所及び収集業務の体制について
- (6) 次期最終処分場の整備研究について
- (7) プラスチック循環法の対応について

### 4 事業計画等

- ・ 計画名 浜松市一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画編)
- ・ 計画年度 2014～2028年度
- ・ 計画内容 長寿命化計画の実施等
  
- ・ 計画名 循環型社会形成推進地域計画
- ・ 計画年度 2018～2023年度
- ・ 計画内容 循環型社会形成推進交付金を用いた廃棄物処理施設の整備等

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
西部清掃工場	西区篠原町 26098 番地の 1	D B O 事業により浜松グリーンウェブ(株)に委託 焼却処理能力 164.9t/24 時間×3 基
東部衛生工場	東区豊町 6441 番地	包括委託による し尿・浄化槽汚泥の処理 処理能力 200k1/日
西部衛生工場	西区伊左地町 1570 番地の 2	包括委託によるし尿・浄化槽汚泥の処理 処理能力 400k1/日
北部収集窓口 センター	東区半田山二丁目 24 番 2 号	中区・東区の一般廃棄物の収集運搬 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬 ごみ集積所の適正管理等

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	総務計画グループ	西部清掃工場グループ	衛生工場グループ	新清掃整備グループ	新清掃運営準備グループ	収集業務グループ	北部収集窓口センター	合計
常勤	1	2	1	3	4	3	3	3	7	6	33
再任用						1		1			2
会計年度				1	1	1			3	1	7

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鴨江三丁目 1 番 10 号 鴨江分庁舎 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) TEL : 053-453-6191 (FAX : 050-3385-8314)
- ・メールアドレス shori@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

環境部 産業廃棄物対策課

### 1 事務分掌

- (1) 産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進に関すること
- (2) 環境基本計画に基づく産業廃棄物に係る事業の推進に関すること
- (3) 産業廃棄物処理業等の許可、指導等に関すること
- (4) 廃棄物処理施設の設置の許可、指導等に関すること
- (5) 産業廃棄物の適正処理促進のための監視及び指導に関すること
- (6) 産業廃棄物の処理に係る相談及び苦情処理並びにその総括に関すること
- (7) 不法投棄の未然防止に係る対策の実施及びその総括に関すること

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 産業廃棄物適正処理推進事業  
廃棄物処理法、自動車リサイクル法に基づく許認可及び監視指導を通じて、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図る。

### 3 課題・懸案事項

- (1) PCB廃棄物等の法定期限内処理
- (2) 許可取消訴訟
- (3) 細江町のごみ屋敷対応

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	減量化推進 グループ	許可審査 グループ	指導 グループ	合計
常勤	1	1	4 ※内1名育休中	5	4	15
再任用			1			1
会計年度			1 ※育休職員分		3	4

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎3階
- ・電話番号(FAX番号) 053-453-6110 (FAX 050-3385-9273)
- ・メールアドレス sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

環境部 南清掃事業所

### 1 事務分掌

- (1) 南部清掃工場の管理運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬、受入れ及び処理に関すること。
- (3) 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 地域の清掃活動支援等に関すること。
- (5) 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- (6) ごみ集積所の適正管理に関すること。
- (7) 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) ごみ収集事業  
清潔な生活環境を保つため、南区を対象に家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行う。  
※中区、南区の家庭から排出される連絡ごみを含む。
- (2) 資源物処理事業  
資源物等の受入れ及び収集・運搬
- (3) ごみ焼却施設運営事業  
市民から排出された一般廃棄物（可燃ごみ）のうち南部清掃工場に搬入された一般廃棄物（可燃ごみ）の焼却処理を行う。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 南部清掃工場休止までの適正運営

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
南部清掃工場	南区江之島町 1715 番地	焼却施設 150t/24 時間×3 炉

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	専門監 (副所長)	総務 グループ	施設管理 グループ	収集 グループ	焼却発電 グループ	合計
常勤	1	1	2	6	22	18	50
再任用				4	2	8	14
会計年度			1	7	10	1	19

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 〒430-0844 浜松市南区江之島町 1715
- ・電話番号(FAX 番号) TEL:053-425-3680 (FAX:053-427-0006)
- ・メールアドレス sjminami@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

環境部 平和清掃事業所

## 1 事務分掌

- (1) 平和最終処分場、引佐最終処分場、舞阪吹上第2廃棄物最終処分場及び平和破砕処理センターの管理運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬、受入れ及び処理に関すること。
- (3) 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 地域の清掃活動支援等に関すること。
- (5) 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- (6) ごみ集積所の適正管理に関すること。
- (7) 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) ごみ収集運搬事業  
清潔な生活環境を保つため、西区、北区の家庭から排出される一般廃棄物収集運搬を行う。
- (2) 資源物処理事業  
資源物等の適正な活用を図るため、所管区の家庭から排出されるペットボトル及びプラスチック製容器包装の中間処理並びに、ガラス瓶の再資源化を行う。
- (3) 不燃物等処理施設運営事業  
平和破砕処理センターに搬入される不燃・連絡ごみ及びプラスチック製容器包装を適正に処理又は再資源化するため、施設の運転管理、整備工事等を行う。
- (4) 埋立処分場運営事業・浸出水処理施設運営事業  
最終処分場の埋立地及び浸出水処理施設の運営維持管理を適正に行う。
- (5) 連絡ごみ・資源物自己搬入受取所の運営  
平和清掃事業所に市民から自己搬入されるごみ等を受取る施設の運営維持管理を適正に行う。
- (6) 平和最終処分場等に係る地元対策  
臭気対策及び建設時覚書の協議事項を取扱う。
- (7) 平和破砕処理センターにおける電池対策  
破砕処理センターにおける課題である電子タバコ等のリチウムイオン電池に起因する発煙発火の抑制を図る。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 平和最終処分場等に係る地元対策
  - ア 平和破砕処理センターの臭気対策
  - イ 平和最終処分場建設時覚書の協議事項の取扱い
  - ウ 引佐最終処分場に係る地元との経緯の整理

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
平和最終処分場 (第1期・第2期)	浜松市西区平松町 77番地	処分場 第1期：R元年9月廃止 第2期：埋立容量 567,700 m <sup>3</sup> 浸出水処理施設
平和破砕処理センター	浜松市西区平松町 81番地	粗大ごみ・不燃物ごみ 140t/5h プラスチック製容器包装圧縮減容 45t/5h×2
引佐最終処分場(第1期)	浜松市北区引佐町 三岳610番地の3	処分場 第1期：埋立容量 77,300 m <sup>3</sup> 浸出水処理施設
舞阪吹上第2廃棄物最終 処分場	浜松市西区舞阪町 舞阪2621番地の26	処分場 埋立容量 39,500 m <sup>3</sup>

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	専門監 (副所長)	総務 グループ	施設管理 グループ	収集 グループ	合計
常勤	1	1	3	3	13	21
再任用				2	1	3
会計年度			3	4		7

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市西区平松町77
- ・電話番号(FAX番号) TEL:053-487-1131 (FAX:053-484-2001)
- ・メールアドレス sjheiwa@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

環境部 浜北環境事業所

## 1 事務分掌

- (1) 浜北環境センターの管理運営及び浜北清掃センターの管理に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬及び受入れに関すること。
- (3) 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 地域の清掃活動支援等に関すること。
- (5) 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- (6) ごみ集積所の適正管理に関すること。
- (7) 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。
- (8) 大平埋立処分場跡地の管理に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) ごみ収集事業  
清潔な生活環境を保つため、浜北区を対象に家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行う。（浜北区、東区の家庭から排出される連絡ごみを含む。）
- (2) 資源物処理事業  
資源の有効活用を図るため、所管区家庭から排出されるプラスチック製容器包装等資源物の中間処理や再資源化を行う。
- (3) 埋立処分場運営事業  
埋立処分場の運営維持管理を適正に行う。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 浜北清掃センターの焼却施設の維持管理
- (2) 浜北環境センター（灰木埋立処分場）の維持管理

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜北清掃センター	浜北区永島 954 番地	焼却施設 90t/日×1 炉、20 t /8h×2 炉
浜北環境センター	浜北区灰木 172 番地	埋立処分場 埋立容量 60,273 m <sup>3</sup>
旧大平埋立処分場	浜北区中瀬 7942 番地	敷地面積 10,514 m <sup>2</sup>

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	専門監 副所長	総務管理 グループ	収集 グループ	合計
常勤	1	1	3	17	22
再任用				4	4
会計年度			1	1	2

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜北区永島 9 5 4 番地
- ・電話番号 (FAX 番号) TEL : 053-586-8686 (FAX : 053-586-9843)
- ・メールアドレス hk-kankyoj@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 所管事務・事業の概要

環境部 天竜環境事業所

## 1 事務分掌

- (1) 天竜ごみ処理工場及び水窪・佐久間クリーンセンターの管理に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬及び受入れに関すること。
- (3) 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 地域の清掃活動支援等の環境美化に関すること。
- (5) 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- (6) ごみ集積所の適正管理に関すること。
- (7) 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。
- (8) 旧一般廃棄物処理施設（他の所管に係る施設を除く。）の管理に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) ごみ収集事業  
清潔な生活環境を保つため、所管区の家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行う。
- (2) 資源物処理事業  
資源の有効活用を図るため、所管区の家庭から排出されるプラスチック製容器包装等資源物の中間処理や再資源化を行う。
- (3) 旧ごみ処理施設管理事業  
天竜ごみ処理工場等の所管施設の管理を適切に行う。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 佐久間ゴミ収集センターの解体について
- (2) 天竜清掃工場への移転について

## 4 所管施設

No	施設名	所在地	施設概要等
1	天竜ごみ処理工場	天竜区小川 558-3	焼却施設 休止
2	水窪・佐久間クリーンセンター	天竜区水窪町奥領家 2258	焼却施設 休止
3	はるのクリーンセンター	天竜区春野町宮川 2858	焼却施設 休止
4	佐久間ゴミ収集センター	天竜区佐久間町浦川 4150-5	焼却施設 廃止 (R6 解体予定)
5	天竜塵芥処理場（笹岡）	天竜区二俣町二俣 642-3	埋立処分場 終了

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	専門監 (副所長)	総務管理 グループ	収集第1 グループ	収集第2 グループ	合計
常勤	1	1	3	7	3	15
再任用				6	1	7
会計年度			1	2	4	7

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 天竜区小川 558 番地の 3
- ・電話番号 (FAX 番号) TEL : 053-983-2121 (FAX : 053-985-1116)
- ・メールアドレス tn-kankyoj@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 産 業 部

産 業 振 興 課

企業立地推進課

スタートアップ推進課

観光・シティプロモーション課

農 業 水 産 課

農 業 振 興 課

農 地 整 備 課

農 地 利 用 課

林 業 振 興 課

中央卸売市場

食肉地方卸売市場



部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 産業部

- 1 産業部長 北嶋 秀明  
 スタートアップ推進担当部長 加藤 路子  
 観光・ブランド振興担当部長 齊田 一朗  
 農林水産担当部長 清水 克

2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計	
課名及び グループ数								
1	産業振興課	10		1	4	1	47	53
2	企業立地推進課			1	1	1	12	15
スタートアップ推進担当部長								
3	スタートアップ推進課	1			1	2	8	11
観光・ブランド振興担当部長								
4	観光・シティプロモーション課	6		3		1	31	35
農林水産担当部長								
5	農業水産課	4			1	1	15	17
6	農業振興課	6			1	3	27	31
7	農地整備課	5			2	1	27	30
8	農地利用課	6		1		1	37	39
9	林業振興課	1			1	2	16	19
10	中央卸売市場	3			1	1	15	17
11	食肉地方卸売市場	1			1	1	4	6
計				6	13	15	239	273

### 3 各部局または区役所における重点事業

#### 産業部

- (1) 産業イノベーション推進事業（産業振興課）
- (2) 雇用促進事業（産業振興課）
- (3) 商店街振興対策事業（産業振興課）
- (4) 都心機能集積支援事業（産業振興課）
- (5) 企業誘致関連事業（企業立地推進課）

#### スタートアップ推進担当

- (1) ファンドサポート事業（スタートアップ推進課）
- (2) 次世代スタートアップ育成事業（スタートアップ推進課）
- (3) 実証実験サポート事業（スタートアップ推進課）

#### 観光・ブランド振興担当

- (1) 観光客誘致事業（観光・シティープロモーション課）
- (2) 海外戦略推進事業（観光・シティープロモーション課）
- (3) シティプロモーション事業（観光・シティープロモーション課）
- (4) ふるさと納税事業（観光・シティープロモーション課）

#### 農林水産担当

- (1) もうかる農業推進事業（農業水産課）
- (2) 担い手育成支援事業（農業振興課）
- (3) かんがい排水整備事業（農地整備課）
- (4) 農地の確保と有効利用事業（農地利用課）
- (5) 森林管理事業（林業振興課）
- (6) 中央卸売市場事業（中央卸売市場）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

#### 産業部

- (1) 地域企業は社会課題解決につながるイノベーション創出、脱炭素・デジタル化などへの対応、企業力向上に向けた生産性や付加価値の向上（産業振興課）
- (2) 産業人材の獲得や新たな企業価値の創造に向けた、若年者、女性、高齢者、障がい者、

外国人などの多様な人材の参画（産業振興課）

（3）小売業・飲食業など商業関連事業者の業況低迷への対応（産業振興課）

（4）中心市街地の賑わいの喪失（産業振興課）

（5）新たな大規模工場用地の確保（企業立地推進課）

#### スタートアップ推進担当

（1）スタートアップが生まれ・育ち・集まる環境づくり（スタートアップ推進課）

（2）スタートアップの創業を目指す次世代人材（高校生、大学生など）の育成（スタートアップ推進課）

（3）スタートアップを活用した社会課題解決の推進（スタートアップ推進課）

#### 観光・ブランド振興担当

（1）アフター大河の誘客と都市ブランド力の向上（観光・シティープロモーション課）

（2）映像作品のロケ誘致と作品を活用したプロモーションの推進（観光・シティープロモーション課）

（3）インバウンド需要の回復に対応した受入態勢の再構築（観光・シティープロモーション課）

#### 農林水産担当

（1）多様な担い手の確保と育成（農業水産課）（農業振興課）

（2）農業水利施設の適切な管理・運営及び農地の基盤整備の推進（農地整備課）

（3）農地の集積、集約化による作業の効率化（農地利用課）

（4）「浜松パワーフード」の認知度向上による農林水産物の販路拡大（農業水産課）

（5）FSC 森林認証に基づく天竜美林の多面的機能強化と林業・木材産業の振興（林業振興課）

（6）市場施設の機能強化に向けた再整備の推進（中央卸売市場）





## 所管事務・事業の概要

産業部 産業振興課

### 1 事務分掌

- (1) 産業政策全般の企画及び調整に関すること。
- (2) 中小企業の金融対策に関すること。
- (3) 中小企業の事業継続及び継承の支援に関すること。
- (4) 臨時運行許可に係る事務の総括に関すること。
- (5) 電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に係る事務に関すること。
- (6) 中小企業の技術の高度化及び生産性の向上に関すること。
- (7) 新産業の創出に関すること。
- (8) 産業振興における産学官金の連携に関すること。
- (9) テレワークの促進に関すること。
- (10) 中小企業の海外ビジネス展開支援に関すること。
- (11) 流通及び貿易の振興に関すること。
- (12) 地場産業の振興に関すること。
- (13) 創業支援に関すること。
- (14) 商店街の活性化に関すること。
- (15) 大型集客施設の立地に関すること。
- (16) 中心市街地の活性化に関すること。
- (17) リノベーションの促進に関すること。
- (18) 勤労者の福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (19) 公共職業安定所との一体的な行政サービスの提供に関すること。
- (20) 雇用の促進に関すること。
- (21) 勤労会館、勤労青少年ホーム、総合産業展示館及びギャラリーモールに関すること。
- (22) 計量検査所に関すること。
- (23) 公営競技室に関すること。
- (24) 労働教育協議会、大規模小売店舗立地審議会及び商業集積審議会に関すること。
- (25) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構及び株式会社なゆた浜北との総合調整に関すること。
- (26) 公益財団法人浜松市勤労福祉協会との総合調整に関すること。
- (27) モーターボート競争事業及び浜名湖競艇企業団との連絡調整に関すること。
- (28) 商工会議所その他産業振興関係団体との連絡調整に関すること。
- (29) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (30) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 中小企業金融支援事業  
中小企業が資金需要に応じて必要な資金を円滑に調達できるよう、金融機関と協調した低利子融資を実施する。
- (2) 中小企業活性化支援事業  
市内4商工会（浜北、浜名、奥浜名湖、天竜）と静岡県中小企業団体中央会が行う中小企業の経営改善や活性化に関する事業等に対し助成する。
- (3) 産業イノベーション推進事業  
第2期はままつ産業イノベーション構想実現のために、中核をなす事業であり、(公財)浜松地域イノベーション推進機構と連携し、市内中小企業に対する企業力向上や販路開

拓、新事業展開等の幅広い支援を行い、本市産業の持続的な発展を図る。

(4) 地域産業振興支援事業

本市の地域産業である繊維、バイク、楽器産業の販路開拓、販売促進につなげ産業振興を図るため、地域企業が有する高い技術力、製品、他に類を見ない企業の集積を広くPRする。

(5) 海外ビジネス展開支援事業

海外需要を取り込み、国内事業の活性化を目指す意欲的な中小企業を支援することで、税収及び雇用を確保し、地域経済の持続的な発展を図る。

(6) 創業支援事業

産学官金が連携して本市における創業を促進するため、創業相談窓口「はままつ起業家カフェ」を中心に創業を志す起業家に対し伴走型の支援を実施する。

(7) 商業振興支援事業

小売業などの経営者、従業員の育成のためのセミナー「ネクストリーダー塾」を浜松商工会議所との共催で実施する。

(8) 商店街振興対策事業

商店街が行う街路灯等の施設整備、商業者団体が行うイベントなどへの助成、空き店舗を利活用する事業者の支援などを行い、商業の活性化を図る。

(9) 都心機能集積支援事業（都心業務機能集積促進助成、ギャラリーモール・新川モール運営事業）

中心市街地におけるオフィス集積を図るための助成、回遊性を向上させ賑わいを創出するための拠点となるギャラリーモールや新川モールの管理運営を行う。

(10) 都心機能集積支援事業（リノベーション推進事業）

遊休不動産などを活用して都市機能を集積する「リノベーションまちづくり」を推進し、魅力的な中心市街地の形成を図る。

(11) 雇用促進事業

産業人材を獲得するため、若年者、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活躍を促進する。

### 3 課題・懸案事項

(1) 地域企業は社会課題解決につながるイノベーション創出に積極的に挑戦するとともに、サプライチェーンの一員として「脱炭素」「デジタル化」などへの対応、企業力向上に向けた生産性や付加価値の向上などに継続的に取り組む必要がある。

(2) 産業人材の獲得や新たな企業価値の創造に向けては、若年者、女性、高齢者、障がい者、外国人などの多様な人材の参画不可欠である。

(3) 新型コロナウイルスの感染症の影響による小売業・飲食業など商業関連事業者の業況低迷への対応、老朽化した商店街施設の維持管理・撤去に取り組む必要がある。

(4) 本市の中心市街地は、これまでの賑わいの喪失に加え、新型コロナウイルスの感染症の影響により、さらに空き店舗等が増加しており、これらの利活用が課題である。

### 4 事業計画等

- ・計画名 : 第2期 はままつ産業イノベーション構想
- ・計画年度 : 令和4年度～令和8年度
- ・計画内容、目標等 : 既存のモノ・仕組みに新たな技術・アイデアを取り入れ、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことで、地域企業が大きな変化を捉え、自社の強みを生かした、イノベーションを実現し、本市産業の持続的な発展を目指しますための戦略ビジョン。

- ・計画名 : 浜松市創業支援等事業計画
- ・計画年度 : 平成 26 年度～令和 5 年度
- ・計画内容、目標等 : 「産業競争力強化法」に基づき、地域の新規創業者の支援を目的とした市と関係支援機関等の連携による創業支援事業について示した計画。

- ・計画名 : 令和 2 年度以降の浜松市中心市街地活性化の方針について
- ・計画年度 : 令和 2 年度～令和 6 年度
- ・計画内容、目標等 : 「中心市街地活性化基本計画」(平成 27 年 1 月～令和 2 年 3 月)と同様に 3 つの基本方針(人に優しい魅力あふれる都心機能の充実・強化、来街者であふれる魅力的な空間の創出、市民協働による都心経営モデルの構築)を掲げ、2 つの目標(歩いて楽しい魅力的なコージープレイス、誰もが主役になれるチャレンジ溢れるアグレッシブタウン)の実現を目指す。

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市立勤労青少年ホーム	中区船越町 11 番 11 号	勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図る(ホール(100人)、講習室、集会室、音楽室、料理実習室、美術工芸室、和室、体育館、テニスコート)
浜松市勤労会館	中区城北一丁目 8 番 1 号	勤労者等の文化の向上及び福祉の増進を図る(ホール(約 550 席)、会議室)
浜北地域活動・研修センター	浜北区於呂 2829 番地の 1	地域住民のコミュニティ活動、職業能力及び教養の向上(浜北区まちづくり推進課直営)
浜松家内労働福祉センター	中区曳馬六丁目 4 番 10 号	家内労働(内職)を希望する者への相談・紹介業務
浜松オートレース場	中区和合町 936 番地の 19	・競走路(アスファルトコンクリート舗装、周長 500m、幅員 42m、傾斜 1,000 分の 50、面積 26,014 m <sup>2</sup> ) ・スタンド(メイン・第 3・グリーン)、立見席…約 26,000 人収容 ・外向前売投票所、休憩所、案内所、駐車場他
計量検査所	中区住吉二丁目 9 番 1 号	適正な計量の実施を確保する(事務室、第 1・第 2 検査室、会議室、車庫)
浜松市総合産業展示館	東区流通元町 20 番 2 号	第一展示場、第二展示場、第三展示場、会議室 8 室、ホール 2 室、流通元町図書館 他
浜松市ギャラリーモール	中区砂山町 320 番地の 1	・面積 3,432 m <sup>2</sup> ・供用開始 2011 年 10 月
新川モール	中区田町 230 番地の 28	・面積 2,836 m <sup>2</sup> ・供用開始 2022 年 4 月 4 日

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	創業支援 グループ	新産業 創出 グループ	総務・ 金融 グループ	地域産業 グループ	商業振興 グループ
常 勤	1	2	1	2	5	4	5	5
再任用								
会計年度					2	1		

リノベー ションま ちづくり グループ	雇用促進 グループ	就労環境 グループ	計量 検査所	公営 競技室	合 計
4	4	3	2	5	43
			1		1
	2		4		9

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等：浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 6 階
- ・電話番号(FAX 番号)：053-457-2281(050-3730-8899)
- ・メールアドレス：sangyosomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

産業部 企業立地推進課

## 1 事務分掌

- (1) 企業、研究機関等の誘致等及びその総合調整に関すること。
- (2) 工場用地の開発調整及び支援に関すること。
- (3) 工場立地法の施行に係る事務に関すること。
- (4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画の推進に関すること。
- (5) 新・産業集積エリア開発事業の企画、調整及び実施に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 企業誘致関連事業  
新たな工場用地の開発や、市内企業の流出防止及び優良企業の戦略的な誘致を行う。
  - ・阿蔵山開発関連事業  
阿蔵山産業用地の戦略的な活用方針について、基本コンセプト及び誘致戦略を作成する。
  - ・企業立地コンシェルジュ関連事業  
企業の物件探しから操業後のアフターフォローまでをワンストップでサポートする。
- (2) 企業立地促進助成事業  
市内に立地した企業に対する助成を行い、企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図る。
  - ・浜松市企業立地支援事業費補助金  
用地取得・新規雇用、建物・設備投資、操業後の固定資産税等相当額を助成する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 新たな大規模工場用地の確保

## 4 事業計画等

- ・計画名 地域未来投資促進法に基づく浜松市基本計画
- ・計画年度 平成29年度～令和5年度  
※令和5年度中に次期計画を策定予定
- ・計画内容、目標等 地域の特性を活用した地域経済牽引事業を20件創出し、事業の波及効果により、促進区域で約112億円の付加価値を創出する。

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	参事 (課長)	副参事	専門監 (課長補佐)	課員	合計
常勤	1	1	1	9	12
再任用				1	1
会計年度				2	2

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館6階
- ・電話番号(FAX番号) 457-2282 (457-2283)
- ・メールアドレス yuchi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

産業部 スタートアップ推進課

## 1 事務分掌

- (1) スタートアップの支援に関すること。
- (2) スタートアップの誘致に関すること。
- (3) スタートアップ・エコシステムの構築に関すること。
- (4) 首都圏におけるスタートアップ等の誘致等に関すること。
- (5) 舞阪サテライトオフィスに関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) スタートアップ成長支援事業  
スタートアップ等に対して、「育成プログラムの提供」や「専門家の相談」など、成長ステージに応じたシームレスな支援を実施することにより、スタートアップの創出や成長を加速化する。
- (2) ファンサポート事業  
ベンチャーキャピタルの出資に協調してスタートアップに対する交付金を交付し、投資の活性化を通じてスタートアップの成長を図る。
- (3) 次世代スタートアップ育成事業  
産学官金の参画のもと、次世代人材（高校生、大学生等）をはじめ、先駆者である地域の先輩起業家・エンジニア等多様なイノベーション人材が集まるコミュニティを形成し、浜松地域の次世代を担うスタートアップ経営者及びトップエンジニアを育成するエコシステムを構築する。
- (4) 実証実験サポート事業  
今後の飛躍的な成長が期待されるスタートアップ等が、遠州地域における技術・サービス等の実用化に向けた実験・検証を実施することを通じて、社会課題の解決や市民サービスの向上につなげていく。
- (5) はままつスタートアップ・イノベーション拠点形成事業  
浜松市のイノベーション拠点（まちなか都心部と天竜区二俣）と首都圏イノベーション拠点（CIC Tokyo 他）との連携により、実証実験都市・浜松として、社会課題解決型イノベーションの創出を図る。

## 3 課題・懸案事項

- (1) スタートアップが生まれ・育ち・集まる環境づくり
- (2) スタートアップの創業を目指す次世代人材（高校生、大学生など）の育成
- (3) スタートアップを活用した社会課題解決の推進
- (4) スタートアップと地域企業の融合によるイノベーション創出

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市スタートアップ戦略
- ・計画年度 令和2年度～令和6年度
- ・計画内容、目標等

項目		基準値	最終目標値
生まれる	スタートアップの創業数	10社	30社

育つ	スタートアップ・エコシステムの形成に寄与するイベントの開催数	102 回	300 回
	市内スタートアップのファンドによる資金調達額	11 億円	30 億円
	市内スタートアップと企業・大学等との新規連携件数	25 件	75 件
集まる	市外からのスタートアップ進出数	4 社	12 社

※基準値 … 平成 30 年 10 月から令和元年 9 月までの実績値

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
スタートアップ&リノベーション拠点 (2023.6 開設予定)	中区鍛冶町 100-1 ザザシティ浜松中央館 4 階	次世代人材のコミュニティ拠点としてリニューアル
舞阪サテライトオフィス	西区舞阪町舞阪 2701-9 舞阪協働センター4 階	貸事務室 6 室、共有スペース
天竜トライアルオフィス	天竜区二俣町二俣 1283-1	コワーキングスペース 1 室、会議スペース 1 室
はままつ首都圏ビジネス情報センター	千代田区平河町 2-4-1 日本都市センター12 階	職員 2 名、アドバイザー 1 名配置

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	専門監 (課長補佐)	専門監	副主幹	主任	一般職員	合計
常勤	1	1	1	2	3	2	10
再任用							
会計年度						1	1

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 6 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2837 (457-2283)
- ・メールアドレス vs-sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

## 産業部 観光・シティプロモーション課

### 1 事務分掌

- (1) 観光・コンベンションの振興及びシティプロモーションに係る事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 産業分野における海外展開の調整に関すること。
- (3) 外国人観光客誘致の推進に関すること。
- (4) 広域観光に関すること。
- (5) 観光施設等の整備及び維持管理の総括に関すること。
- (6) ふるさと納税寄附金に関すること。
- (7) フィルムコミッション推進室に関すること。
- (8) 公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローとの総合調整に関すること。
- (9) 観光関係団体との連絡調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 観光客誘致事業  
市内観光施設や観光事業者と連携し、観光地としての魅力を高め、観光誘客及び滞在促進を図ることで、市内観光産業を振興する。
- (2) 海外戦略推進事業  
訪日外国人の受入環境整備や官民連携・広域連携による誘客活動を通じて、外国人観光客の獲得と旅行消費の拡大を図り、観光産業の活性化につなげる。
- (3) シティプロモーション事業  
多彩な魅力の発信による都市のブランディングを通じて、交流人口の拡大、移住・定住の促進、産品等の販路拡大、文化振興や企業誘致等、地方創生につなげる。
- (4) ふるさと納税事業  
ふるさと納税制度に基づき、全国から寄附金を集めるとともに、特産品の返礼を通じて地域産業を振興する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) アフター大河の誘客と都市ブランド力の向上
- (2) 映像作品のロケ誘致と作品を活用したプロモーションの推進
- (3) インバウンド需要の回復に対応した受入態勢の再構築

### 4 事業計画等

- ・計画名 浜名湖観光圏整備実施計画
- ・計画年度 2019年度～2023年度
- ・計画内容、目標等 環浜名湖地域における誘客・滞在促進の強化を図る。

### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
どうする家康 浜松 大河ドラマ館	中区元城町 102-1	大河ドラマ館、チケット売場、遺構展示、観光インフォメーション、土産品店



## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	室 長	課 長 補 佐	観光政策 グループ	シティプロ モーション グループ	海外戦略 グループ	家康プロジ ェクト瀬名 グループ
常 勤	1	1	1	1	5	6	2	4
再任用								
会計年度					1	6		

家康プロジ ェクト信康 グループ	フィルムコ ミッション 推進室	合 計
4	2	27
	1	8

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2295 (050-3730-8899)
- ・メールアドレス
  - kanko@city.hamamatsu.shizuoka.jp (観光政策 G)
  - cp@city.hamamatsu.shizuoka.jp (シティプロモーション G)
  - vh@city.hamamatsu.shizuoka.jp (海外戦略 G)
  - ieyasu.pj@city.hamamatsu.shizuoka.jp (家康プロジェクト G)
  - fc@city.hamamatsu.shizuoka.jp (フィルムコミッション推進室)

## 所管事務・事業の概要

産業部 農業水産課

### 1 事務分掌

- (1) 農林水産業の振興に係る施策の企画に関すること。
- (2) 農業振興基本計画等の策定及び調整に関すること。
- (3) 農業団体、林業団体及び漁業団体の指導及び検査に関すること。
- (4) 水産業の生産振興に関すること。
- (5) 水産業の被害対策に関すること。
- (6) スマート農業の推進に関すること。
- (7) 村榑漁港及び舞阪水産物荷さばき所に関すること。
- (8) フルーツパークに関すること。
- (9) 中央卸売市場との連絡調整に関すること。
- (10) 食肉地方卸売市場との連絡調整に関すること。
- (11) 農業関係団体及び水産業関係団体との連絡調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 農業経営塾開催事業  
農業経営に関する講座を開催することで本市の農業を牽引するリーダーを育成する。
- (2) 多様な担い手育成支援事業  
障がい者、高齢者等多様な担い手の農業参画機会の創出や、小中学校生対象の農業をテーマとした人材育成プログラムのモデル事業を行う。
- (3) 農商工連携・6次産業化推進事業  
1次産業と2次、3次産業を組み合わせた6次産業化及びブランド化等の取り組みに対する支援を行う。
- (4) 海外販路拡大事業  
農林水産物及びその加工品の海外販路開拓の取り組みを支援する。
- (5) 食と農の地域ブランド推進事業  
国の「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」認定を契機とした、浜松・浜名湖地域における食文化を基軸として国内外へPRする。
- (6) スマート農業推進事業  
AI・IoTを活用した高効率・高収入なスマート農業の導入に取り組む事業者を支援する。
- (7) WEB フードテーマパーク事業  
食資源に関するコンテンツを提供するWEBサイトを構築する。
- (8) 水産業振興事業  
特産海産物の放流、資源管理、保護対策事業を支援する。
- (9) 漁港整備事業  
漁業の拠点基地である漁港や生産現場である漁場を整備する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) フルーツパークは開園から26年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。令和5年度に実施する施設劣化度等の調査を踏まえ、施設の在り方を検討する必要がある。
- (2) スマート農業の拡大・拡散を図るため、西区村榑町字保令において次世代施設園芸事業及び県営土地改良事業の実施が予定されている。事業費削減のための建設発生土の流用調整や、

- 中間管理機構特例事業を活用した農地の一括貸付及び買収に関する調整を進める。
- (3) 近年、浜名湖における漁獲量は右肩下がりとなっている。資源減少の原因は複合的なものであるため特定できておらず、漁業だけでなく観光業にも影響を与えている。

#### 4 事業計画等

計画名	計画年度	計画内容
浜松市農業振興ビジョン	H31～R6	農業振興に関する体系的な施策の展開を図り、総合的、計画的に推進するためのビジョン
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	R3～	農業経営基盤強化促進法に基づき県が策定した基本方針に即し、本市の農業推進のための目標を取りまとめた構想
浜松市農村環境計画	H23～	地域の環境に総合的に配慮した農村整備事業の進め方を示す指針

#### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松フルーツパーク 時之栖(指定管理者制度導入施設)	北区都田町 4263-1	遊具、フードコート、熱帯果樹温室、東側果樹園 等
村櫛漁港	西区村櫛町字臨海 4828-5	物揚げ場、荷捌所、漁具倉庫、係留施設
舞阪水産物荷さばき所	西区舞阪町舞坂 2119-38	シラス棟、鮮魚棟

#### 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	企画調整グループ	農業政策グループ	次世代農業推進グループ	水産業振興グループ	合計
常勤	1	1	4	3	4	2	15
再任用						1	1
会計年度				1			1

#### 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 6 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2333 (050-3606-6171)
- ・メールアドレス nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

産業部 農業振興課

### 1 事務分掌

- (1) 農業の振興に係る施策の実施に関すること。
- (2) 農業の担い手育成に係る事務に関すること。
- (3) 農業の生産振興に係る事務に関すること。
- (4) 農業の被害対策に係る事務に関すること。
- (5) 家畜の防疫に係る事務に関すること。
- (6) 肥料、農薬及び植物防疫に係る事務に関すること。
- (7) 獣医師に係る届出の受付及び診療簿等の検査に関すること。
- (8) 飼育動物の診療施設に係る届出の受付及び立入検査等に関すること。
- (9) 有害鳥獣対策に係る事務に関すること。
- (10) 優良種苗等の研究開発に関すること。
- (11) 農業バイオセンターの管理に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 生産・経営基盤強化事業  
野生鳥獣による農作物被害対策として、野生動物捕獲に対する報奨金や、侵入防止柵の設置に対する助成を実施する。  
農業近代化資金や農業経営基盤強化資金の貸付を受けた農業者等の利子の一部を補給する。
- (2) 担い手育成支援事業  
認定新規就農者・認定農業者の確保と支援を図るため「青年等就農計画」・「農業経営改善計画」の作成、サポートチームによる相談等を実施する。  
認定新規就農者に対する資金拠出や、認定新規就農者・認定農業者に対する施設整備や機器購入に対する助成を実施する。
- (3) 農産物生産振興事業  
本市農業を維持・発展させるべく消費者ニーズの把握と認知度の向上を図る。  
農産物の生産体制強化や集出荷機能改善を目的とした施設整備に対する助成を実施する。
- (4) 市民に親しまれる農業振興事業  
遊休農地の有効活用及び多様化する余暇活動対策の一環としての「市民ふれあい農園」の整備に対する助成を行う。
- (5) 中山間・山間地域振興事業  
耕地が急峻かつ狭小で農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能の確保を図るため、営農活動を行う集落に対し交付金を拠出する。
- (6) 畜産環境・衛生対策支援事業  
環境改善及び家畜衛生の確保による家畜伝染病の蔓延防止を目的として、資材等の配布による害虫防除事業や防疫対策事業に加え、死亡獣畜の処理や悪臭防止対策事業などに対する助成を行う。
- (7) 農業バイオセンター維持管理事業  
市内の農業者に、組織培養技術による付加価値のある高品質な優良種苗や無病苗等の提供を目的として、施設の維持管理や研究開発、優良系統の保存を実施する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 高齢化、後継者不足による農業担い手の確保と育成を推進する。
- (2) 鳥獣被害対策について防護と捕獲の両面からの対策を推進する。
- (3) 飼料や資材、燃料等の高騰に対する農業者支援を行う。

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
農業バイオセンター	北区都田町 3932-1	優良種苗等や無病苗等の研究開発・育成供給の拠点施設

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	専門監	総務グループ	担い手支援グループ	生産環境グループ	北部農業グループ
常勤	1		1	1	2	5	5	5
再任用								1
会計年度					2	1	1	

浜北農業グループ	天竜農業グループ	合計
2	2	24
	1	2
1		5

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 6階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2331 (050-3737-9278)
- ・メールアドレス noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

産業部 農地整備課

## 1 事務分掌

- (1) 土地改良法の施行に係る事務に関する事。
- (2) 農業農村整備事業に係る事務に関する事。
- (3) 国営三方原用水事業、国営天竜川下流用水事業及び国営浜名湖北部用水事業に係る事務に関する事。
- (4) 県営土地改良事業に係る事務に関する事。
- (5) 土地改良財産に係る事務に関する事。
- (6) 土地改良事業関係団体に係る事務に関する事。
- (7) 農業に係る災害事業及び災害復旧事業に関する事。
- (8) 農村環境改善センター、奥浜名湖田園空間博物館総合案内所及び農村公園に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

### (1) 国・県施行事業

市の要望等により国や県が実施する事業に対して、市による負担金の支出や国営事業の事業化に向けた補完調査を実施し、農業生産性向上と経営基盤の安定を図る。

### (2) かんがい排水整備事業

近年頻発する集中豪雨等の自然災害から農地や市民の生命を守るために農業用生産基盤として整備された用・排水路等の整備・補修を行い農業用水の安定供給及び農用地からの排水機能を確保する。

### (3) 農業農村施設維持管理事業

重要な土地改良財産の整備補修を計画的かつ効果的に実施し、適正に管理をする。

### (4) 基幹水利施設維持管理事業

三方原、天竜川下流、浜名湖北部用水等の基幹水利施設の維持管理を行っている、浜松土地改良区、浜名湖北部用水土地改良区に対して負担金を交付し、農業用水の安定供給を図る。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 近年の市街化の進行や集中豪雨の増加により、浸水被害が顕著化しているため、農業分野に於いても、排水機場の適切な管理・運営等により操作負担や冠水被害の軽減、業務の安全性向上を図る。
- (2) 農業用水のみならず、上水道、工業用水として重要なライフラインである国営天竜川下流用水施設の老朽化・耐震対策を推進し、施設の適切な保全を図る。
- (3) 施設の老朽化進行や災害対応等による維持管理負担の増大と、施設の耐震対策等の推進、被害拡大防止に向けた地域との防災啓発、有効的な運用管理に向けた連携を図る。
- (4) 農村地域の高齢化、人口減少に伴う集落機能の低下により、農業・農村の有する多面的機能の発揮に支障が生じつつあるため、地域協働による保全管理活動を支援し、地域資源の保全管理を図る。

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
農村環境改善センター（指定管理者制度導入施設）	西区伊左地町 1320-1	農事研修室、和室、料理室、多目的ホール、テニスコート他

奥浜名湖田園空間 博物館総合案内所	北区細江町気賀 4585	ホール、研修室、小会議室
みかんの里資料館	北区三ヶ日町福長 70-20	ふるさと農業資料室、みかんの教室

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	事業推進 グループ	基盤整備 グループ	総務調整 グループ	団体指導 グループ
常 勤	1	1	1	3	4	3	3
再任用					2		1
会計年度						2	2

施設管理 グループ	合 計
2	18
1	4
4	8

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 6 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2311(050-3606-6171)
- ・メールアドレス nouseibi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

産業部 農地利用課

### 1 事務分掌

- (1) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (2) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (3) 農地中間管理事業に関すること。
- (4) 耕作放棄地対策事業に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 担い手への農地集積推進事業  
農地中間管理事業等を活用し、担い手農業者への農地集積と、営農の効率化のため耕作地の集約化を進める。
- (2) 農業振興地域制度管理事業  
農業振興地域の整備に関する法律に基づき策定した浜松市農業振興地域整備計画の定期的な更新(5年ごとの定期変更)と、農業振興地域における農用地の適正な管理業務(年2回の随時変更)を行う。
- (3) 耕作放棄地対策事業  
耕作放棄地の再生を促進するため、担い手農業者等が耕作放棄地を借りて再生させる際の再生工事費等を助成する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 農地中間管理事業等の法手続きを活用し、地域の状況（担い手や農地など）に合わせた農地利用の集積・集約化を促進する。
- (2) 浜松市農業振興地域整備計画の定期変更を実施する(R5・基礎調査、R6・計画変更、R7・計画書修正等)。
- (3) 農業関係者による話し合いにより、地域農業の現状・課題等を共有するとともに、地域の将来の農業のあり方、農地利用の姿などを定めた地域計画を策定する(R6年度まで)。

### 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市農業振興地域整備計画
- ・計画年度 S48～
- ・計画内容 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画で定める事項（農業生産基盤や農業近代化施設の整備など）について、概ね5年ごとに最新の状況に更新（定期変更）するもの。また、農業振興地域内の農用地利用に関する計画を定めるもの。  
※R6に定期変更実施予定

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	農地総務グループ	農地調整グループ	農地活用グループ	農地集積グループ	北部農地利用グループ	浜北農地利用グループ	合計
常勤	1	1	4	7	3	5	5	5	31
再任用								2	2
会計年度			2		1	1	2		6

※農業委員会事務局と併任



## 6 問い合わせ先

本庁（中区・東区・西区・南区）

- ・所在地等 中区元城町 103-2 浜松市役所本館 6 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2481 (FAX 050-3730-5387)
- ・メールアドレス nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

北部農地利用グループ（北区）

- ・所在地等 北区細江町気賀 305 北区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-523-3106 (FAX 053-523-1119)
- ・メールアドレス n-nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜北農地利用グループ（浜北区・天竜区）

- ・所在地等 浜北区貴布祢 3000 浜北区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1118 (FAX 053-585-6330)
- ・メールアドレス hk-nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

産業部 林業振興課

## 1 事務分掌

- (1) 森林政策の総合調整に関すること。
- (2) 森林・林業ビジョン等の策定及び調整に関すること。
- (3) 森林の整備及び保護並びに治山に係る事務に関すること。
- (4) 森林経営計画等の認定に係る事務に関すること。
- (5) 林業振興及び木材需要の拡大に係る事務に関すること。
- (6) 林道その他の林業施設の整備及び災害復旧事業に係る事務に関すること
- (7) 鳥獣の保護に係る事務に関すること。
- (8) 民有林の開発行為の許可に関すること。
- (9) 保安林に係る事務に関すること。
- (10) 天竜林業体育館に関すること。
- (11) 天竜森林事務所に関すること。
- (12) 森林関係団体及び林業関係団体との連絡調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 森林管理事業（森林認証推進事業、天竜美林カーボンクレジット創出モデル事業）  
国際認証制度である FSC 森林認証を活用し、持続可能な森林経営・管理を実現させるとともに、森林の新たな価値の創造することを目的に、森林カーボンクレジットの創出を図る。
- (2) 木材需要拡大事業  
林業・木材産業の成長産業化を目的に、天竜材（FSC 認証材）の「地産地消」、「地産外商」を推進する。
- (3) 低コスト林業推進事業  
効率的な林業経営の推進を目的に、森林施業の集約化に不可欠な林内路網整備や素材生産コストの低減に向けた林業機械の導入等を支援する。
- (4) 森林経営管理推進事業  
森林経営管理法に基づき、適切に管理されていない森林について、森林所有者への意向調査や経営管理権集積計画の作成、計画に基づく森林整備等を実施する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 森林環境譲与税の用途について、法律及び活用方針の趣旨に添って各種事業へ充当するとともに、より効果的かつ林業・木材関係者の理解を得られるよう、随時検証を行う。
- (2) 森林経営管理法に基づく森林経営管理制度について、森林環境譲与税を効果的に活用し、林業経営の効率化と森林管理の適正化を推進する。
- (3) 森林の新たな価値を創造し、森林を活用した木材生産以外の新規ビジネスを創出するため、専門人材の活用や各種調査等を実施し、森林カーボンクレジットの創出モデルを構築する。

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市森林・林業ビジョン
- ・計画年度 平成 19 年度～（30 年後・2049 年度）
- ・計画内容、目標等 中長期的な視点に立った森林と林業のあるべき姿（将来像）や森林経営・管理の方向等を示すもの。  
理念「価値ある森林の共創」  
目標「森林でつながる循環型社会」

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
林業体育館	天竜区月 963-1	バレーコート1面、器具庫、事務室

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	森林・林業政策グループ	天竜森林事務所	合計
常勤	1	1	1	6	7	16
再任用					2	2
会計年度				1		1

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 6 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2159(053-457-2214)
- ・メールアドレス ringyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

産業部 中央卸売市場

## 1 事務分掌

- (1) 市場の企画、運営、統計及び調査に関すること。
- (2) 市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者及び買出人に関すること。
- (3) 施設の使用指定及び維持管理に関すること。
- (4) 卸売の業務に係る物品の品質管理に関すること。
- (5) 市場の再整備に関すること。
- (6) 中央卸売市場開設運営協議会に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 中央卸売市場事業  
生鮮食料品流通の拠点として、施設の適切な維持管理・保守により円滑な市場運営を行い、市場の適正な機能を確認する。
- (2) 中央卸売市場再整備事業  
改正卸売市場法の基本方針等を踏まえ、社会環境の変化に対応した機能強化や施設規模・配置について市場関係者との合意形成を図り、本市場の特性を活かした最適な施設整備と持続可能な管理・運営体制を構築する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 原油価格・燃料費の高騰に伴う市場事業者の経営圧迫や食料品の価格転嫁への影響を抑制する必要がある。
- (2) 施設設備の老朽化が著しいことから、生鮮食料品の流通を担う基幹インフラとしての当面の機能保持に向けた維持補修を実施する。
- (3) 再整備事業の実施にあたり、財政負担軽減や多様なニーズに対応するための効果的な官民連携手法の導入を検討する。

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市中央卸売市場再整備基本計画（令和6年3月策定予定）

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
中央卸売市場	南区新貝町 239-1	青果せり場、水産せり場、冷蔵庫棟ほか

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	管理グループ	施設整備グループ	業務グループ	合計
常勤	1		1	2	2	2	8
再任用				1	2	2	5
会計年度				1		3	4

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市南区新貝町 239-1
- ・電話番号(FAX 番号) 053-427-7402 (053-427-7404)
- ・メールアドレス orosika@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

産業部 食肉地方卸売市場

## 1 事務分掌

- (1) と畜場の管理運営及び安全な食肉供給に関すること。
- (2) 市場の管理運営及び安定的な食肉流通に関すること。
- (3) 地方卸売市場取引委員会に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) と畜・市場事業  
市民の食のニーズに応えるため、地産地消を基本に良質な食肉を市民に提供し、安心・安全な食の充実を図る。
- (2) 新食肉センター再編整備事業  
静岡県が実施する県内の2つの食肉センター（小笠食肉センター及び本市食肉地方卸売市場）を1つに統合（小笠食肉センター敷地内）する再編整備に対し、負担金を支出する。  
令和8年度の新食肉センターの稼働後、本市食肉地方卸売市場は廃止する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 建設から40年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。と畜場・市場業務に支障をきたす事がないよう、日常点検による不具合の早期発見と早期改修を実施する。
- (2) と畜頭数の減少により収入が減り、電気料、灯油料等の経費の上昇で経営が圧迫されている。約3.7億円の運営経費の内、2分の1以上を一般会計からの繰入金に依存している。
- (3) 県内の食肉センターの再編については、静岡県を施設整備主体として令和8年度の全面稼働を目指し再編整備が進んでいる。

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市食肉地方卸売市場廃止計画
- ・計画年度 令和5年1月策定
- ・計画内容 令和8年度に予定する本市食肉地方卸売市場の廃止に伴い、事前に発生する業務から解体、跡地利用・処分方法まで、スケジュール等を見える化し、滞りなく手続きを進める。

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
食肉地方卸売市場	東区上西町986番地	と畜場及び卸売市場

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	施設管理グループ	合計
常勤	1	1	2	4
再任用			1	1
会計年度			1	1

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市東区上西町 986 番地
- ・電話番号(FAX 番号) 053-461-7555 (053-461-7510)
- ・メールアドレス nikuoros@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 都 市 整 備 部

都 市 計 画 課

土 地 政 策 課

交 通 政 策 課

市 街 地 整 備 課

建 築 行 政 課

住 宅 課

北部都市整備事務所

緑 政 課

公 園 課

動 物 園

動物愛護教育センター

公園管理事務所





## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 都市整備部

- 1 都市整備部長 井熊 久人  
花みどり担当部長 中村 浩一

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

課名及び グループ数		区分	参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
1	都市計画課	3		1		3	14	18
2	土地政策課	5			1	2	30	33
3	交通政策課	2			1	1	11	13
4	市街地整備課	7		1		3	24	28
5	建築行政課	5		1		2	29	32
6	住宅課	5			1	2	28	31
7	北部都市整備事務所	2			1	1	13	15
8	花担 み当 ど部 り長	緑政課	3		1	1	17	19
9		公園課	3		1	1	14	16
10		動物園	2		1	1	34	36
11		動物愛護教育センター	1		1	1	8	10
12		公園管理事務所	2		1	1	11	13
計				4	8	19	233	264

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 都市計画区域マスタープラン調査検討事業（都市計画課）
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用（土地政策課）
- (3) 公共交通推進事業（交通政策課）
- (4) 浜北中央北地区及び高塚駅北第二地区における土地区画整理事業の推進（市街地整備課）
- (5) 建築物及びブロック塀等の地震対策の促進（建築行政課）
- (6) 市営住宅（大規模団地）の集約事業について（住宅課）

- (7) 良質な建築物建設促進事業（北部都市整備事務所）
- (8) 館山寺総合公園運営事業（緑政課）
- (9) 遠州灘海浜公園（篠原地区）への県立野球場整備事業（公園課）
- (10) 動物園施設整備事業（動物園）
- (11) 動物愛護推進事業（動物愛護教育センター）
- (12) 公園緑地帯維持管理事業（公園管理事務所）

#### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 土地利用方針の策定等及びその実現に向けた合意形成（都市計画課）
- (2) 制度運用の開始時期にあわせ盛土規制法に特化した組織体制の確立（土地政策課）
- (3) 利用者低迷に伴う路線バス等の公共交通の維持（交通政策課）
- (4) 浜名湖花博 20 周年記念事業の開催に向けた県等との各種調整（緑政課）
- (5) 県立野球場整備に向けた県や関係団体との連携・調整（公園課）
- (6) 老朽化した動物園施設（獣舎、来園者便益施設、汚水処理施設等）の改修（動物園）
- (7) 犬猫の飼養管理における解決が困難な苦情相談に対する、動物ボランティアや動物愛護推進員との協働（動物愛護教育センター）
- (8) 老朽化が進む公園施設及び既存樹木の老木化・大木化への対応（公園管理事務所）

# 所管事務・事業の概要

都市整備部 都市計画課

## 1 事務分掌

- (1) 都市計画に係る調査、計画及び調整並びにその総括に関すること。
- (2) 都市計画決定(都市計画公園等に係るものを除く。)及び都市計画決定の総括に関すること。
- (3) 立地適正化計画の区域内における届出等に関すること。
- (4) 社会資本整備総合交付金等の総合調整に関すること。
- (5) 都市計画施設等の区域における建築の許可等に関すること。
- (6) 組合等が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業に伴う審査請求に関すること。
- (7) 北部都市整備事務所との連絡調整に関すること。
- (8) 都市計画審議会に関すること。
- (9) 一般財団法人浜松まちづくり公社との総合調整に関すること。
- (10) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (11) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 都市計画区域マスタープラン調査検討事業  
都市計画区域マスタープラン策定  
土地利用方針策定  
都市機能誘導方針策定
- (2) 都市防災推進事業  
防災都市づくり計画策定  
復興事前準備
- (3) 立地適正化計画推進事業  
都市機能、居住誘導施策の充実及び進捗管理等

## 3 課題・懸案事項

- (1) 土地利用方針の策定等及びその実現に向けた合意形成
- (2) 防災都市づくり計画の策定及びその実現に向けた市民への周知、啓発

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(都市計画区域マスタープラン)
- ・計画年度 令和2年度～令和17年度
- ・計画内容、目標等 都市計画区域を対象に広域的観点から定める都市計画の基本的な方針
  
- ・計画名 浜松市都市計画マスタープラン
- ・計画年度 令和2年度～令和27年度
- ・計画内容、目標等 市町村区域における地域に密着した都市計画の基本的な方針
  
- ・計画名 浜松市立地適正化計画
- ・計画年度 令和元年度～令和27年度
- ・計画内容、目標等 市街化区域内の一定の区域に生活に必要なサービス施設や居住の誘導を図るための計画

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	次 長 (課長)	専門監 (課長補佐)	専門監	都市総務 グループ	計画 グループ	都市戦略 グループ	合 計
常 勤	1	1	1	2	6	5	16
会計年度					2		2

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本館 6 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2363 (FAX 050-3737-6815)
- ・メールアドレス toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

都市整備部 土地政策課

## 1 事務分掌

- (1) 国土利用計画浜松市計画の策定、指導及び調整に関すること
- (2) 国土利用計画法の施行に係る事務及びその総括に関すること
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いに係る事務及びその総括に関すること
- (4) 地価公示及び地価調査に関すること
- (5) 土地利用事業の指導及びその総括に関すること
- (6) 土地利用審査会に関すること
- (7) スマートタウン開発支援事業に関すること
- (8) 庶務及び予算に関すること
- (9) 都市計画法に基づく開発行為の許可等に関すること
- (10) 開発審査会に関すること
- (11) 宅地造成等規制法に基づく許可等に関すること
- (12) 都市計画法に基づく市街化調整区域における建築の許可等に関すること
- (13) 浜松市屋外広告物条例に基づく許可等に関すること
- (14) 景観審議会に関すること
- (15) 景観及び屋外広告物に係る施策の企画、調整及び推進に関すること
- (16) 景観法及び浜松市景観条例に基づく届出等に関すること
- (17) 住民協議による土地利用の推進及び調整に関すること
- (18) 地区計画の区域内における届出等に関すること
- (19) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に係る事務に関すること（歴史まちづくりの推進及び調整に関すること）

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用
- (2) 宅地耐震化推進事業  
第2次スクリーニング計画策定
- (3) 土地利用適正化事業  
土地取引規制基礎調査事業  
浜松版スマートタウン開発支援事業  
市街化調整区域における開発許可制度の運用基準の見直し
- (4) まちづくり推進事業  
土地利用協議会活動支援事業  
地区計画制度運用事業
- (5) 景観形成・保全事業  
景観形成事業  
屋外広告物管理事業  
歴史まちづくりの推進

## 3 課題・懸案事項

- (1) 制度運用の開始時期にあわせ盛土規制法に特化した組織体制の確立。
- (2) 本市の大規模盛土造成地は、545箇所と他都市と比較しても数が多く、地盤調査及び安定計算等の費用等は膨大となるほか、経過観察業務も膨大な箇所となる。

(3) 土地利用方針の策定に即した適正な開発許可制度の運用基準への変更。

#### 4 事業計画等

- ・計画名 歴史的風致維持向上計画
- ・計画年度 令和4年度から令和13年度
- ・計画内容、目標等

令和4年3月25日に国(文部科学省、農林水産省、国土交通省)の認定を受けた「浜松市歴史的風致維持向上計画」に基づく施策の推進及び計画の進行管理を行うことで、本市固有の歴史的風致の維持・向上を図る。

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	土地利用 グループ	開発指導 グループ	開発調整 グループ	景観広告 グループ	景観・歴史まちづくり グループ	合計
常勤	1	1	4	8	6	4	5	29
再任用				1				1
会計年度			1			2		3

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館6階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2365 (050-3737-6815)
- ・メールアドレス tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

都市整備部 交通政策課

## 1 事務分掌

- (1) 総合的な都市交通体系の企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 公共交通事業の総括に関すること。
- (3) 天竜浜名湖線市町会議に関すること。
- (4) 浜松 21 世紀都市交通会議及び地域公共交通会議に関すること。
- (5) 市営駐車場に関すること
- (6) 駐車場法及び建築物における駐車施設の附置に関する条例に基づく設置届等に係る事務及びその総括に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 交通計画推進事業  
都市交通に関する長期的・総合的な調査である西遠都市圏総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）等
- (2) 公共交通推進事業  
地域バスの運行や、鉄道施設の耐震対策及びバリアフリー化への助成等
- (3) 天竜浜名湖鉄道経営支援事業  
地域の重要な交通手段である天竜浜名湖鉄道(株)への助成
- (4) 駐車場事業（特別会計）  
市営 4 駐車場の運営。
- (5) 旧駐車場施設管理事業  
廃止した旧東田町地下駐車場の撤去・解体までの維持管理

## 3 課題・懸案事項

- (1) 利用者低迷に伴う路線バス等の公共交通の維持
- (2) 駐車場経営戦略に基づくザザシティ駐車場の売却
- (3) 施設の老朽化が進行する天竜浜名湖鉄道(株)に対する経営支援

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市総合交通計画
- ・計画年度 平成 22 年度～令和 12 年度 ※令和 2 年度末見直し
- ・計画内容、目標等 将来あるべき将来都市像の実現を支える交通に関する「あるべき姿」とその「実現に向けた取り組み」を定めたもの。
  
- ・計画名 浜松市地域公共交通網形成計画
- ・計画年度 令和 3 年度～令和 12 年度
- ・計画内容、目標等 まちづくりと連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通網を再構築するための、公共交通のマスタープランとして定めたもの。
  
- ・計画名 浜松市駐車場経営戦略
- ・計画年度 令和 5 年度～令和 6 年度
- ・計画内容、目標等 市営駐車場の今後の方針や収支見込などを規定したもの。

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
ザザシティ駐車場 外3箇所	中区鍛冶町15外	収容台数：四輪：1,839台 二輪：70台

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	総務調整 グループ	交通計画 グループ	合計
常勤	1	1	5	5	12
再任用				1	1

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館6階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2810(FAX050-3730-5234)
- ・メールアドレス kotsu@city.hamamatsu.shizuoka.jp



## 所管事務・事業の概要

都市整備部 市街地整備課

### 1 事務分掌

- (1) 市街地再開発事業等の計画及び調整に関すること。
- (2) 市街地再開発事業の認可等に関すること。
- (3) 土地区画整理事業の計画及び調整に関すること。
- (4) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為の許可等に関すること。
- (5) 市が施行する土地区画整理事業に関すること。
- (6) 組合等が施行する土地区画整理事業の認可等及び監督に関すること。
- (7) 農住組合法の施行に関すること。
- (8) 浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例に係る事務に関すること。
- (9) 土地区画整理審議会に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 市街地再開発組合支援事業
- (2) 公共団体区画整理事業  
高竜地区・高塚駅北第二地区
- (3) 公共施設整備事業  
小林駅周辺
- (4) 組合等区画整理支援事業  
船明地区・中瀬南部地区・浜北中央北地区
- (5) 土地区画整理等調査事業  
大平台北東区域地下構造物調査事業

### 3 課題・懸案事項

- (1) 市街地再開発事業及び土地区画整理事業等の円滑な推進において、国交付金に関する国との協議及び事業費の確保
- (2) 組合施行土地区画整理事業で設置された地下排水管において、市対応方針を慎重に見据え広く市民の理解を得られる取り組みの実施

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	専門監 (課長補佐)	専門監	事業管理 グループ	企画調整 グループ	事業対策 グループ	高塚駅 周辺整備 グループ
常勤	1	2	1	2	3	3	6
会計年度				1	1		
区分	小林駅 周辺整備 グループ	組合指導 グループ	再開発 グループ	合計			
常勤	4	2	2	26			
会計年度				2			

## 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2715 (050-3730-2198)
- ・メールアドレス shigaichi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

都市整備部 建築行政課

## 1 事務分掌

- (1) 建築行政に係る施策の調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 建築基準法に基づく確認、検査、許可、認可及び道路の位置の指定等に関すること。
- (3) 違反建築物等の措置に関すること。
- (4) 特殊建築物等の定期報告及び防災指導等に関すること。
- (5) 狭い道路の拡幅整備に関すること。
- (6) 建築物等（公共建築物を除く。）の地震対策等に関すること。
- (7) 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく届出、指導及び調整に関すること。
- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定、指導及び助言に関すること。
- (9) 静岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出、指導及び助言に関すること。
- (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、届出、認定、指導及び助言に関すること。
- (11) 静岡県地球温暖化防止条例に基づく届出等に関すること。
- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務（道路及び河川区域内に係るものを除く。）及びその総括に関すること。
- (13) 建築基準法及び租税特別措置法に基づく証明書の交付に関すること。
- (14) 租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関すること。
- (15) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく計画の認定、指導及び助言に関すること。
- (16) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく計画の認定、指導及び助言に関すること。
- (17) 建築審査会及び建築紛争調停委員会に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 良質な建築物建設促進事業  
（既存建築物への査察、指導等）
- (2) 地震対策推進事業  
（耐震診断・補強計画・補強工事、ブロック塀撤去・改善、瓦屋根耐風診断・改修工事、がけ地近接等危険住宅移転事業、耐震シェルター設置等への助成）
- (3) 狭い道路拡幅整備事業  
（寄附用地の測量・登記、拡幅整備工事、助成金等の交付）
- (4) 民間建築物アスベスト対策事業  
（分析調査、除去等対策工事への助成）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 業務量増加に伴う技術職員（建築職・設備職）の確保と  
特定行政庁としての必須資格（建築主事）取得に向けた技術職員の能力向上
- (2) 防災意識の向上に効果的な普及・啓発活動

#### 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市耐震改修促進計画（令和3年4月改訂版）
- ・計画年度 令和3年度から令和7年度
- ・計画内容、目標等 民間住宅及び特定建築物の耐震化率95パーセント

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	参事 (課長)	専門監 (課長補佐)	建築総務 グループ	建築道路 グループ	建築耐震 グループ	建築安全 グループ	建築確認 検査 グループ	合 計
常 勤	1	1	4	5	5	5	4	25
再任用			1			2		3
会計年度			1	1			2	4

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 4階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2471 (050-3730-5234)
- ・メールアドレス kensido@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

都市整備部 住宅課

## 1 事務分掌

- (1) 住宅施策の調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 市営住宅の建設に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (3) 市営住宅の建築工事の設計及び監理に関すること。
- (4) 市営住宅の管理運営に関すること。
- (5) 公的賃貸住宅等に係る事務に関すること。
- (6) 住宅施策の普及啓発に関すること。
- (7) 北部住宅管理事務所に関すること。
- (8) 市営住宅管理運営委員会に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 市営住宅管理事業  
住居のセーフティーネット
- (2) 市営住宅ストック総合改善事業  
長寿命化・居住性向上
- (3) 住まいづくり推進事業  
住生活の安定確保、居住環境の向上
- (4) 高齢者向け優良賃貸住宅助成事業  
高齢者の居住の安定
- (5) 災害対策事業  
応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳整備

## 3 課題・懸案事項

- (1) 市営住宅の集約に向けた入居者との調整
- (2) マンション管理の適正化を図るための制度の普及や助言・指導
- (3) 市営住宅における保証人規定の見直し検討

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市住生活基本計画
- ・計画年度 令和4年度から令和13年度
- ・計画内容、目標等 (基本理念)  
誰もが安全で安心して暮らせる住生活の実現  
～多世代で支えあう持続可能な住まいづくり～
  
- ・計画名 浜松市公営住宅等長寿命化計画
- ・計画年度 令和3年度から令和12年度
- ・計画内容、目標等 市営住宅供給量の適正化及び既存ストックの長寿命化  
目標：住戸数5,854戸から5,100戸へ縮減
  
- ・計画名 浜松市マンション管理適正化推進計画
- ・計画年度 令和4年度から令和13年度
- ・計画内容、目標等 長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定している管理組合を75%以上

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
市営住宅 イーステージ浜松 団地ほか	浜松市中区中央一丁目 2番2号ほか	住宅に困窮する世帯の居住の安定を図る 市営住宅全75団地、5,734戸

## 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	専門監 (課長補佐)	企画 グループ	管理 グループ	収納 グループ	施設 グループ	北部住宅管 理事務所	合計
常勤	1	1	4	3	3	4	3	19
再任用							2	2
会計年度			3	3	3		1	10

## 7 問い合わせ先

### 住宅課

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 5階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2457 (050-3730-5234)
- ・メールアドレス [jutaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:jutaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

### 北部住宅管理事務所

- ・所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 なゆた浜北 3階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1163 (053-587-3127)
- ・メールアドレス [hk-jutaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:hk-jutaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

# 所管事務・事業の概要

都市整備部 北部都市整備事務所

## 1 事務分掌

- (1) 都市計画に係る調査、計画及び調整に関すること（浜北区及び天竜区に係るものに限る。以下第25号及び第26号を除きこの項において同じ。）。
- (2) 都市計画決定（都市計画公園等に係るものを除く。）に関すること。
- (3) 都市計画施設等（都市計画公園等を除く。）の区域における建築の許可等に関すること。
- (4) 国土利用計画浜松市計画の指導及び調整に関すること。
- (5) 国土利用計画法の施行に係る事務に関すること。
- (6) 住民協議による土地利用の推進及び調整に関すること。
- (7) 地区計画の区域内における届出等に関すること。
- (8) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いに係る事務に関すること。
- (9) 土地利用事業の指導に関すること。
- (10) 都市計画法に基づく市街化調整区域内における建築の許可等に関すること。
- (11) 景観法及び浜松市景観条例に基づく届出等に係る事務に関すること。
- (12) 浜松市屋外広告物条例に基づく許可等に関すること。
- (13) 駐車場法及び建築物における駐車施設の附置に関する条例に基づく設置届等に係る事務に関すること。
- (14) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為の許可等に関すること。
- (15) 建築基準法に基づく確認、検査、許可（定型的なもの及び仮設建築物に係るものに限る。）、認可及び道路の位置の指定等に関すること。
- (16) 違反建築物等の措置に関すること。
- (17) 特殊建築物等の定期報告及び防災指導等に関すること。
- (18) 狭い道路の拡幅整備に関すること。
- (19) 建築物等（公共建築物を除く。）の地震対策等に関すること。
- (20) 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく届出、指導及び調整に関すること。
- (21) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定、指導及び助言に関すること。
- (22) 静岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出、指導及び助言に関すること。
- (23) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、届出、認定、指導及び助言に関すること。
- (24) 静岡県地球温暖化防止条例に基づく届出等に関すること。
- (25) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務（道路及び河川区域内に係るものを除く。）に関すること。
- (26) 建築基準法及び租税特別措置法に基づく証明書の交付に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 良質な建築物建設促進事業  
既存建築物への査察、指導等
- (2) 地震対策推進事業  
ブロック塀撤去・改善に関する啓発、調査、指導等

### 3 課題・懸案事項

- (1) 業務量増加に伴う技術職員の確保と特定行政庁としての必須資格（建築主事）取得に向けた技術職員の能力向上

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	都市計画 グループ	建築行政 グループ	合計
常勤	1	1	3	6	11
再任用				1	1
会計年度			3		3

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地 なゆた浜北 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 585-1161 (050-3385-9036)
- ・メールアドレス hk-toshi@city.hamamatsu.shizuoka.jp



## 1 事務分掌

- (1) 公園緑地に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 緑の基本計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 都市計画公園等の都市計画決定に関すること。
- (4) 花と緑のまち・浜松の推進に関すること。
- (5) モザイカルチャー事業の推進及び普及啓発に関すること。
- (6) 緑地の保全及び緑化の推進並びにその総括に関すること。
- (7) 保存樹及び保存樹林に関すること。
- (8) 自然公園及び自然環境保全地域内における建築行為等の許可等に係る事務の総括に関すること。
- (9) 風致地区及び特別緑地保全地区内における建築行為等の許可等に関すること。
- (10) 生産緑地に関すること。
- (11) 特定市民農園に関すること。
- (12) 緑化推進センターに関すること。
- (13) フラワーパークに関すること。
- (14) 動物園との連絡調整に関すること。
- (15) 動物愛護教育センターとの連絡調整に関すること。
- (16) 公益財団法人浜松市花みどり振興財団との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 館山寺総合公園運営事業  
浜名湖花博 20 周年記念事業の開催
- (2) 浜松城公園長期整備構想推進事業  
旧元城小学校跡地の整備内容の検討

## 3 課題・懸案事項

- (1) 浜名湖花博 20 周年記念事業の開催に向けた県等との各種調整
- (2) 浜松城公園長期整備構想を踏まえた旧元城小学校跡地整備のための関係各課調整

## 4 事業計画等

- ・ 計画名 浜松市緑の基本計画
- ・ 計画年度 令和 3 年度～令和 12 年度
- ・ 計画内容 市の緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画であり、これにより、緑地の保全や緑化の推進を総合的、計画的に実施するもの（都市緑地法第 4 条）
- ・ 計画目標 「みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ」

## 5 所管施設

施設名	所在地	主要施設等
はままつフラワーパーク	西区舘山寺町 195 番地	メインエントランス、クリスタルパレス（大温室）、花みどり館等
みどり～な（浜松市緑化推進センター）	南区大塚町 1876 番の 1	管理棟、見本園（31 園）、芝生広場、圃場等

## 6 職員調べ

区分	課長	専門監 (課長補佐)	緑政・ 保全 グループ	花と緑の まち推進 グループ	施設管理 グループ	合計
常勤	1	1	6	4	4	16
再任用			1			1
会計年度			1		1	2

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等：浜松市中区北寺島町 617 番地の 6 南土木整備事務所 1 階
- ・電話番号（FAX 番号）：053-457-2565（053-457-2164）
- ・メールアドレス：[ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 所管事務・事業の概要

都市整備部 公園課

### 1 事務分掌

- (1) 都市公園等の調査及び計画に関すること
- (2) 都市公園等に係る用地事務に関すること
- (3) 都市公園等の設計及び建設に関すること
- (4) 公園管理事務所との連絡調整に関すること

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 遠州灘海浜公園（篠原地区）への県立野球場整備  
県が策定する公園基本計画に関する関連部署との連携
- (2) 浜松城公園（鹿谷地区）整備事業  
公園内の既存施設（茶室や児童プール）への動線確保、作左の森との周遊性の向上、樹木の保全に重点を置いた整備

### 3 課題・懸案事項

- (1) 県が新野球場の規模や形態、市清掃工場のエネルギー活用等の検討を行っていることから、市としても県と密接に連携し協力していく必要がある。
- (2) 市民からは、樹木の保存や子供の遊び場の充実を望む声が多いことから、希望に十分配慮した整備を実施する必要がある。

### 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市都市計画公園整備プログラム
- ・計画年度 平成28年度から令和6年度
- ・計画内容、目標等 都市計画公園における事業着手の時期を明確にし、整備予定時期に合わせた事業推進に努める。

### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
万斛庄屋公園	東区中郡町980	古民家レストラン、地域住民等の活動拠点ほか (Park-PFI制度により民間事業者が設置・運営)

### 6 職員調べ

(単位：人)

区分	次長 (課長)	専門監 (課長補佐)	計画調整 グループ	用地調整 グループ	建設 グループ	合計
常勤	1	1	5	3	4	14
会計年度			1	1		2

### 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区北寺島町617番地の6 南土木整備事務所1階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2350 (FAX 053-457-2164)
- ・メールアドレス kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

都市整備部 動物園

### 1 事務分掌

- (1) 動物園の管理運営に関すること。
- (2) 動物に係る調査、研究及び教育活動に関すること。
- (3) 傷病野生鳥獣の保護治療に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 動物園施設整備事業  
安全確保・事故防止や入園者へのサービス向上のため行う獣舎等の整備・補修等
- (2) 動物園施設維持管理事業  
動物の餌代、光熱水費、汚水処理施設の管理等

### 3 課題・懸案事項

- (1) 老朽化した動物園施設の改修  
獣舎、来園者便益施設、電気、汚水処理施設等の改修
- (2) 展示動物の確保  
希少動物種の購入規制と展示方法の検討  
空いているアジアゾウ展示施設の今後のあり方の検討

### 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市動物園再生基本計画
- ・計画年度 平成28年度～令和8年度
- ・計画内容、目標等 動物たちの「いのち」を伝える方法、来園者が楽しく学べ、満足度を高める手法など、再生を果たすため必要なソフトの取り組み、施設整備等

### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
動物園	西区館山寺町199	面積14.6㏊ 飼育動物87種349点

### 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	事業活動グループ	動物飼育研究グループ	合計
常勤	1	1	3	25	30
再任用				1	1
会計年度			4	1	5

### 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市西区館山寺町199番地
- ・電話番号(FAX番号) 053-487-1122(053-487-1125)
- ・メールアドレス hamazoo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

都市整備部 動物愛護教育センター

### 1 事務分掌

- (1) 動物の愛護及び管理に係る事務並びにその総括に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 動物愛護推進事業

動物の飼養管理における諸問題を解決するため「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定

動物ボランティアとの協働体制の拡充

- (2) いのちの教育事業

いのちの教育プログラムの拡充及び学校遠足等でのセンター利用促進

### 3 課題・懸案事項

- (1) 犬猫の飼養管理における解決が困難な苦情相談に対する、動物ボランティアや動物愛護推進員との協働  
(2) 多頭飼育で問題となるケースの解決に向けた、社会福祉や廃棄物等関係部署との連携  
(3) 飼い主のいない猫の減少対策としての譲渡や不妊手術  
(4) いのちの教育事業の拡充

### 4 事業計画等

- ・計画名 「動物の愛護及び管理に関する条例」制定
- ・計画年度 令和5年度
- ・計画内容、目標等 令和6年4月公布予定

### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
動物愛護教育センター	西区舘山寺町 199	動物収容施設、多目的ホール

### 6 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	動物愛護グループ	合計
常勤	1	1	4	6
会計年度			4	4

### 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市西区舘山寺町 199 番地
- ・電話番号(FAX 番号) 053-487-1616(053-487-1675)
- ・メールアドレス aikyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

都市整備部 公園管理事務所

## 1 事務分掌

- (1) 都市公園及び児童遊園等(他の所管に係る公園施設を除く。)の管理運営に関すること。
- (2) 公園愛護会の育成に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 公園緑地帯維持管理事業  
老木化、大木化が進む樹木の点検調査及び危険木の伐採・剪定
- (2) 土砂災害を未然防止するための法面对策事業  
部分的な崩落が発生した緑地等法面における安全対策の実施
- (3) 新清掃工場から排出される溶融スラグの利活用  
グラウンド、園路等の排水改良の促進
- (4) 総合的な治水対策の推進  
公園からの雨水流出抑制対策
- (5) 公園施設長寿命化事業  
遊具、一般施設の維持修繕及び更新
- (6) 指定管理公園の照明灯のLED化

## 3 課題・懸案事項

- (1) 老朽化が進む公園施設及び既存樹木の老木化・大木化への対応
- (2) 法面崩落の危険が顕在化していない箇所での対策
- (3) 段階的に拡大する市民要望への対応

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市公園施設長寿命化計画（遊戯施設、一般施設）
- ・計画年度 平成24年度（遊戯施設）、平成30年度（一般施設）
- ・計画内容、目標等  
計画に基づいた施設の維持管理・更新を適確に行うことにより、安全性・機能の確保及びライフサイクルコストの縮減を図るもの。

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
(都市公園) 浜松城公園ほか577公園	中区元城町100-2 ほか	・都市公園法に基づき告示された公園 ・指定管理公園（15公園）を含む
(条例公園) 浜松市小豆餅庭球場ほか11公園	中区小豆餅三丁目1410 ほか	・浜松市公園条例に基づく公園 ・指定管理公園（3公園）を含む
(その他公園) 葵東子供の広場ほか67公園	中区葵東一丁目28-3 ほか	・都市公園、条例公園以外の公園 ・子育て支援課所管の児童遊園（91）、子供の遊び場（7）を除く

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	管理調整 グループ	公園整備 グループ	合 計
常 勤	1	1	3	4	9
再任用			1	1	2
会計年度			1	1	2

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等：浜松市中区上島六丁目 19-1
- ・電話番号(FAX 番号)：053-473-1829 (053-474-6336)
- ・メールアドレス：koen-kan@city.hamamatsu.shizuoka.jp





# 土 木 部

道 路 企 画 課

道 路 保 全 課

河 川 課

南 土 木 整 備 事 務 所

北 土 木 整 備 事 務 所

東・浜北土木整備事務所

天竜土木整備事務所



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 土木部

### 1 土木部長 伏木 章尋

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		課名及び グループ数	参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名	グループ数							
1	道路企画課	5		1	2	1	24	28
2	道路保全課	5		1		2	38	41
3	河川課	3			1	1	14	16
4	南土木整備事務所	11	1		1	3	75	80
5	北土木整備事務所	6		1		3	36	40
6	東・浜北土木整備事務所	10			1	3	50	54
7	天竜土木整備事務所	10			1	3	55	59
計			1	3	6	16	292	318

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 三遠南信自動車道関連整備事業（道路企画課、天竜土木整備事務所）
- (2) 国県道整備事業、市道整備事業（道路企画課、各土木整備事務所）
- (3) 国直轄道路事業（負担金）（道路企画課）
- (4) 交通安全施設等整備・修繕事業（道路企画課、各土木整備事務所）
- (5) 交通安全推進事業、交通事故データ活用事業（道路企画課、各土木整備事務所）
- (6) 道路維持修繕事業、道路保全デジタル運営経費（道路保全課、各土木整備事務所）
- (7) 橋りょう耐震補強事業（道路保全課、各土木整備事務所）
- (8) 道路防災事業（道路保全課、各土木整備事務所）
- (9) 河川改良事業（河川課、各土木整備事務所）
- (10) 河川維持修繕事業（河川課、各土木整備事務所）
- (11) 土木施設災害復旧事業（河川課、道路保全課、各土木整備事務所）

#### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 計画的な推進に向けた継続的・安定的な事業費の確保（道路企画課、道路保全課、河川課）
- (2) 着実な推進に向けた国や県、地域、関係機関との密接な連携（道路企画課、河川課）
- (3) 自然災害による被害の軽減や最小化に向けた治水対策、道路防災対策、橋りょう耐震化対策、老朽化対策の継続的・計画的な推進（道路保全課、河川課）
- (4) 「事後保全」から「予防保全」への転換に向けた計画的・集中的な土木施設の点検や修繕（道路保全課）
- (5) 交通事故ワースト1脱出に向けたハード・ソフト一体となった交通安全対策の推進（道路企画課）
- (6) 事業の高度化や効率化に向けたデジタル技術の活用（道路企画課、道路保全課、河川課、各土木整備事務所）
- (7) 用地補償交渉やインフラメンテナンスなど専門性が高い業務に携わる人材の育成・確保（各土木整備事務所）
- (8) 自然災害への確実な対応に向けた体制の整備、国や県等との連携、必要な取組みの推進（道路保全課、河川課、各土木整備事務所）

# 所管事務・事業の概要

土木部 道路企画課

## 1 事務分掌

- (1) 道路整備に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 高規格幹線道路及び直轄国道に係る調整に関すること。
- (3) 新東名高速道路、三遠南信自動車道その他の主要道路の建設促進に関すること。
- (4) 道路及び橋梁の新設及び改築の総括に関すること。
- (5) 交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。
- (6) 所管に係る用地事務の総括に関すること。
- (7) 交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の総括に関すること。
- (8) 交通安全対策会議に関すること。
- (9) 南土木整備事務所、北土木整備事務所、東・浜北土木整備事務所及び天竜土木整備事務所との連絡調整に関すること。
- (10) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (11) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 三遠南信自動車道関連整備事業  
国施行の三遠南信道路と一体となって国道 152 号現道改良区間の整備を推進。
- (2) 国県道整備事業、市道整備事業  
国直轄道路事業に関連する道路、高速道路 IC へのアクセス道路、都心や地域の生活拠点を結ぶ道路等の整備を推進。
- (3) 国直轄道路事業（負担金）  
国施行の国道 1 号浜松バイパスや三遠南信自動車道の整備促進、浜松湖西豊橋道路の早期事業着手に取り組む。
- (4) 交通安全施設等整備・修繕事業  
交通事故防止を目的とした交差点改良や歩道整備、その他交通安全施設の整備を推進。
- (5) 交通安全推進事業（交通事故ワースト 1 脱出事業）、交通事故データ活用事業  
交通事故ワースト 1 脱出に向け、交通安全教育や広報、啓発活動を実施。事故危険箇所の抽出や選定、有効な対策の検討に向け、AI 技術や事故データを活用。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 計画的な推進に向けた継続的・安定的な事業費の確保
- (2) 着実な推進に向けた国や県、地域、関係機関との密接な連携
- (3) 交通事故ワースト 1 脱出に向けたハード・ソフト一体となった交通安全対策の推進
- (4) 事業の高度化や効率化に向けたデジタル技術の活用

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市のみちづくり計画
- ・計画年度 2017 (H29) 年度～2026 (R8) 年度
- ・計画内容、目標等 道路整備に関する基本方針、行動計画
  
- ・計画名 浜松市交通安全計画
- ・計画年度 2021 (R3) 年～2025 (R7) 年
- ・計画内容、目標等 道路交通安全の施策に関する基本方針

- ・計画名 浜松市自転車活用推進計画
- ・計画年度 2019（H31）年度～2028（R10）年度
- ・計画内容、目標等 自転車の活用に関する基本方針

- ・計画名 浜松市自転車走行空間等整備計画
- ・計画年度 2013（H25）年度～
- ・計画内容、目標等 自転車ネットワーク整備等に関する基本方針

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	次 長 兼課長	担 当 課 長	副参事	課 長 補 佐	総務用地 グループ
常 勤	1	1		1	4
再任用			1		
会計年度					2

区 分	企 画 グループ	整 備 グループ	交通安全推進 グループ	交通安全施設 グループ	合 計
常 勤	6	4	3	4	24
再任用					1
会計年度			1		3

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本館 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2375 (050-3737-0045)
- ・メールアドレス dourokikaku1@city.hamamatsu.shizuoka.jp  
kotsuanzen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

土木部 道路保全課

## 1 事務分掌

- (1) 道路保全に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 道路並びに河川、水路及び都市下水路（以下この項において「河川等」という。）の管理の総括に関すること。
- (3) 橋梁、トンネル等の長寿命化の推進に関すること。
- (4) 道路愛護事業及び街路樹愛護事業の総括に関すること。
- (5) 街路樹の育成及び管理の総括に関すること。
- (6) 道路の防災対策及び災害復旧事業の調整に関すること。
- (7) 道路及び河川等の占用等に係る事務の総括に関すること。
- (8) 道路の路線の認定、変更及び廃止に関すること。
- (9) 道路及び河川等の境界の確定に係る事務に関すること。
- (10) 道路工事に伴う交通規制の総括に関すること。
- (11) 車両制限令の施行に係る事務の総括に関すること。
- (12) 自転車等駐車場及び放置自転車等の対策の総括に関すること。
- (13) 国土調査法に基づく地籍調査事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (14) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に係る事務の総括に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 道路維持修繕事業（道路施設の長寿命化推進事業等）  
橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、舗装など公共土木施設の老朽化対策を推進。
- (2) 橋りょう耐震補強事業  
防災ネットワーク上の道路橋梁の耐震化対策を推進。
- (3) 道路防災事業  
自然災害から生命や財産を守り、被害を最小化するため、国道などの道路防災対策を推進。
- (4) 自転車等対策事業（浜松駅周辺自転車等駐車場再整備）  
市営自転車等駐車場の適正な利用に向けて、有料化を見据えた施設の再整備を推進。
- (5) 道路保全デジタル運営経費  
道路パトロール業務の効率化、災害時情報の収集・一元化のため、AI などデジタル技術を活用した実証実験や検討を推進。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 計画的な推進に向けた継続的・安定的な事業費の確保
- (2) 事業の高度化や効率化に向けたデジタル技術の活用
- (3) 「事後保全」から「予防保全」への転換に向けた計画的・集中的な土木施設の点検や修繕
- (4) 自然災害への確実な対応に向けた体制の整備、国や県等との連携、必要な取組みの推進

## 4 事業計画等

- ・計画名 公共施設長寿命化基本方針（土木施設編）
- ・計画年度 2009（H21）年～
- ・計画内容、目標等 道路橋、トンネルなど公共土木施設の長寿命化に関する基本方針

- ・計画名 浜松市橋梁耐震化計画
- ・計画年度 2008（H20）年度～
- ・計画内容、目標等 道路橋の耐震化に関する基本方針、行動計画
  
- ・計画名 浜松市斜面对策・道路土工構造物維持管理ガイドライン
- ・計画年度 2021（R3）年～
- ・計画内容、目標等 道路斜面の対策、特定道路土工構造物（国道及び緊急輸送道路の長大切土や高盛土）の維持管理に関する基本方針
  
- ・計画名 浜松駅周辺自転車等駐車場再整備計画
- ・計画年度 2023（R5）年～2029（R11）年
- ・計画内容、目標等 浜松駅周辺の自転車等駐車場の再整備に関する基本方針
  
- ・計画名 浜松市地籍調査事業計画
- ・計画年度 2010（H22）年度～2039（R21）年度
- ・計画内容、目標等 国土調査法に基づく地籍調査事業に関する基本方針

## 5 職員調べ

（単位：人）

区分	参事 兼課長	課長 補佐	総務 グループ	指導 グループ	長寿命化推進 グループ	道路防災 グループ	国土調査境界 グループ	合計
常勤	1	2	8	6	6	3	7	33
再任用			1				1	2
会計年度				4			2	6

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本館 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2425 (050-3737-0045)
- ・メールアドレス dourohozen1@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 所管事務・事業の概要

土木部 河川課

## 1 事務分掌

- (1) 河川、水路及び都市下水路（以下この項において「河川等」という。）の整備に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 河川等の維持管理の総括に関すること。
- (3) 準用河川の指定に関すること。
- (4) 道路及び河川等の防災対策の総括に関すること。
- (5) 道路及び河川等の災害復旧事業の総括に関すること。
- (6) 主要な河川の整備促進に関すること。
- (7) 天竜川のダムに係る事業の総合調整に関すること。
- (8) 海岸保全対策の総合調整に関すること。
- (9) 河川愛護事業の総括に関すること。
- (10) 港湾に係る施策の総合調整に関すること。
- (11) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に係る事務の総括に関すること。
- (12) 土砂災害対策事業の総合調整に関すること。
- (13) 水防団の総括に関すること。
- (14) 浜名湖係船対策の総括に関すること。
- (15) 所管に係る用地事務の総括に関すること。
- (16) 水防賞じゅつ金審査委員会に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 河川改良事業  
頻発する集中豪雨や台風による水害を防止・軽減するため、河川改修等の浸水対策を推進。
- (2) 河川維持修繕事業、ポンプ場等維持管理事業  
浸水等被害の軽減のため、点検により施設の損傷状況を把握するとともに、適切に維持修繕や管理を実施。
- (3) 土木施設災害復旧事業  
自然災害により被災した道路、河川等の公共土木施設を早期に復旧。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 計画的な推進に向けた継続的・安定的な事業費の確保
- (2) 流域治水の着実な推進に向けた国や県、地域、関係機関との密接な連携
- (3) 昨年の豪雨被害を踏まえた浸水対策の早期実施や計画等の見直し
- (4) 大雨や豪雨による被害の軽減や最小化に向けたポンプ場等の老朽化対策、適切な維持管理の継続的・計画的な推進
- (5) 業務の高度化や効率化に向けたデジタル技術の活用
- (6) 自然災害への確実な対応に向けた体制の整備、国や県等との連携、必要な取組みの推進

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市川づくり計画
- ・計画年度 2013（H25）年～
- ・計画内容、目標等 河川整備に関する基本方針

- ・計画名 浜松市総合雨水対策計画
- ・計画年度 2020 (R2) 年度～2029 (R11) 年度
- ・計画内容、目標等 雨水対策に関する重点エリアとその対応方針

- ・計画名 流域治水プロジェクト
- ・計画年度 2021 (R3) 年度～  
(短期：5年目まで、中期：10年目まで、中長期：11年目以降)
- ・計画内容、目標等 流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策に関する方針と施策

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	企画 グループ	総務 グループ	土木防災 グループ	合 計
常 勤	1	1	4	3	4	13
再任用					1	1
会計年度				1	1	2

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2450 (053-457-2368)
- ・メールアドレス kasen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

土木部 南土木整備事務所

## 1 事務分掌

- (1) 道路及び橋梁の新設及び改築に関すること（中区、西区及び南区に係るものに限る。以下各項において同じ。）。
- (2) 所管に係る用地事務に関すること。
- (3) 道路の交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の実施に関すること。
- (4) 道路保全に係る事業の調整に関すること。
- (5) 道路並びに河川、水路及び都市下水路（以下この項において「河川等」という。）の管理の調整に関すること。
- (6) 道路の維持管理の実施に関すること。
- (7) 道路愛護事業、街路樹愛護事業及び河川愛護事業に関すること。
- (8) 街路樹の育成及び管理に関すること。
- (9) 道路及び河川等の防災対策の実施に関すること。
- (10) 道路及び河川等の災害復旧事業の実施に関すること。
- (11) 道路及び河川等の占用等に関すること。
- (12) 道路の路線の認定、変更及び廃止並びに準用河川の指定に係る調整に関すること。
- (13) 道路工事に伴う交通規制に関すること。
- (14) 車両制限令の施行に関すること。
- (15) 自転車等駐車場に関すること。
- (16) 放置自転車等の対策に関すること。
- (17) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に関すること。
- (18) 河川等の整備及び維持管理の実施に関すること。
- (19) 海岸保全対策の調整に関すること。
- (20) 港湾に係る施策の調整及び整備に関すること。
- (21) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に関すること。
- (22) 土砂災害対策事業の調整及び実施に関すること。
- (23) 水防団に関すること。
- (24) 浜名湖係船施設整備の調整及び実施に関すること。
- (25) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務（道路及び河川区域内に係るものに限る。）に関すること。
- (26) 建設副産物に係る施策の実施に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 都市計画道路整備事業  
”拠点型ネットワーク型都市構造”の実現に資する都市計画道路の整備を実施。（植松伊左地線、飯田鴨江線、池川富塚線、旭町鴨江線、砂山寺島線）
- (2) 交通安全施設等整備・修繕事業  
交通事故防止を目的とした交差点改良や歩道整備、その他交通安全施設の整備や修繕を実施。（国道257号・成子-旅籠工区、県道村櫛三方原線・すじかい橋交差点 ほか）
- (3) 道路維持修繕事業、橋りょう耐震補強事業  
道路施設の老朽化対策、防災ネットワーク上の道路橋梁の耐震化対策等を実施。（舗装修繕、橋梁修繕、道路付属物修繕、橋梁耐震 ほか）
- (4) 河川改良事業  
頻発する集中豪雨や台風による水害を防止・軽減するため、河川改修等の浸水対策を実施。（九領川、高塚川排水機場 ほか）

- (5) 防衛施設周辺整備事業  
航空自衛隊浜松基地周辺の生活環境整備のため、歩道設置や側溝改良等の整備を実施。
- (6) 浜松駅周辺自転車等駐車場再整備事業  
市営自転車等駐車場の適正な利用に向け、有料化を見据えた施設の再整備を実施。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 用地補償交渉やインフラメンテナンスなど専門性が高い業務に携わる人材の育成・確保
- (2) 緊急度・優先度が高い地域要望への早期対応
- (3) 事業の高度化や効率化に向けたデジタル技術の活用
- (4) 自然災害への確実な対応に向けた体制の整備、必要な取組みの推進

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
J R 舞阪駅南北連絡通路	西区馬郡町 325-9	719.35 m <sup>2</sup>
J R 高塚駅南北自由通路	西区高塚町 994-1	730.83 m <sup>2</sup>
J R 浜松駅自転車等駐車場 (ほか自転車等駐車場 27 箇所)	中区砂山町 323-1 ほか	収容台数 6,194 台 (自転車、原付、小型自動二輪、自動二輪)

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	参与 兼課長	課長 補佐	総務 グループ	企画調整 グループ	道路整備第一 グループ	道路整備第二 グループ	河川・防災 グループ
常勤	1	3	2	3	5	7	5
再任用							
会計年度			1				1
区分	用地 グループ	管理指導 グループ	道路施設 グループ	道路保全 グループ	道路修繕 グループ	西保全 グループ	合計
常勤	5	5	3	8	5	5	57
再任用	2	1	1		1		5
会計年度		8	4		3	1	18

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区北寺島町 617 番地の 6
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-1012 (053-457-3201)
- ・メールアドレス d-minami@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- [西保全グループ]
- ・所在地等 浜松市西区雄踏一丁目 31 番 1 号 西区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-597-1129 (050-3385-8195)
- ・メールアドレス d-minami-w@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

土木部 北土木整備事務所

## 1 事務分掌

- (1) 道路及び橋梁の新設及び改築に関すること（北区に係るものに限る。以下各項において同じ。）。
- (2) 所管に係る用地事務に関すること。
- (3) 道路の交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の実施に関すること。
- (4) 道路保全に係る事業の調整に関すること。
- (5) 道路並びに河川、水路及び都市下水路（以下この項において「河川等」という。）の管理の調整に関すること。
- (6) 道路の維持管理の実施に関すること。
- (7) 道路愛護事業、街路樹愛護事業及び河川愛護事業に関すること。
- (8) 街路樹の育成及び管理に関すること。
- (9) 道路及び河川等の防災対策の実施に関すること。
- (10) 道路及び河川等の災害復旧事業の実施に関すること。
- (11) 道路及び河川等の占用等に関すること。
- (12) 道路の路線の認定、変更及び廃止並びに準用河川の指定に係る調整に関すること。
- (13) 道路工事に伴う交通規制に関すること。
- (14) 車両制限令の施行に関すること。
- (15) 放置自転車等の対策に関すること。
- (16) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に関すること。
- (17) 河川等の整備及び維持管理の実施に関すること。
- (18) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に関すること。
- (19) 土砂災害対策事業の調整及び実施に関すること。
- (20) 水防団に関すること。
- (21) 浜名湖係船施設整備の調整及び実施に関すること。
- (22) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務（道路及び河川区域内に係るものに限る。）に関すること。
- (23) 建設副産物に係る施策の実施に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 国県道整備事業  
高速道路 IC へのアクセス道路、都心や地域の生活拠点を結ぶ道路等の整備を実施。（国道 257 号・金指西バイパス）
- (2) 市道整備事業  
都心や地域の生活拠点を結ぶ道路等の整備を実施。（市道大原 2 号線、市道細江 11 号線外 1 線）
- (3) 交通安全施設等整備・修繕事業  
交通事故防止を目的とした交差点改良や歩道整備、その他交通安全施設の整備や修繕を実施。（国道 257 号・根洗交差点、国道 257 号・井伊谷歩道設置、国道 362 号・津々崎歩道設置）
- (4) 道路維持修繕事業  
道路施設の老朽化対策、防災ネットワーク上の道路橋梁の耐震化対策等を実施。（舗装修繕、橋梁修繕、道路付属物修繕、橋梁耐震）

(5) 道路防災事業

自然災害から生命や財産を守り、被害を最小化するため、国道などの道路防災対策を実施。(国道 257 号・金指-的場、国道 362 号・本坂-都田)

3 課題・懸案事項

- (1) 都田・三方原地区の企業進出に伴う交通量推移の把握と対策の検討
- (2) 緊急度・優先度が高い地域要望への早期対応
- (3) 用地補償交渉やインフラメンテナンスなど専門性が高い業務に携わる人材の育成・確保
- (4) 自然災害への確実な対応に向けた体制の整備、必要な取組みの推進

4 職員調べ

(単位：人)

区分	参事 兼課長	課長 補佐	総務 グループ	企画 グループ	工事 グループ	用地 グループ	北土木工事 グループ	北土木管理 グループ	合計
常勤	1	2	2	4	9	4	3	3	28
再任用				1		1	1	3	6
会計年度			1	2			1	2	6

5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区東三方町 115 番地の 4
- ・電話番号(FAX 番号) 053-436-2551 (053-436-2651)
- ・メールアドレス d-kita@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- [北土木管理グループ、北土木工事グループ]
- ・所在地等 浜松市北区細江町気賀 305 番地 北区役所 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-523-2897 (053-523-1907)
- ・メールアドレス d-kita-n@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

土木部 東・浜北土木整備事務所

## 1 事務分掌

- (1) 道路及び橋梁の新設及び改築に関すること。(東区及び浜北区に係るものに限る。以下各項において同じ。)
- (2) 所管に係る用地事務に関すること。
- (3) 道路の交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の実施に関すること。
- (4) 道路保全に係る事業の調整に関すること。
- (5) 道路並びに河川、水路及び都市下水路(以下この項において「河川等」という。))の管理の調整に関すること。
- (6) 道路の維持管理の実施に関すること。
- (7) 道路愛護事業、街路樹愛護事業及び河川愛護事業に関すること。
- (8) 街路樹の育成及び管理に関すること。
- (9) 道路及び河川等の防災対策の実施に関すること。
- (10) 道路及び河川等の災害復旧事業の実施に関すること。
- (11) 道路及び河川等の占用等に関すること。
- (12) 道路の路線の認定、変更及び廃止並びに準用河川の指定に係る調整に関すること。
- (13) 道路工事に伴う交通規制に関すること。
- (14) 車両制限令の施行に関すること。
- (15) 自転車等駐車場に関すること。
- (16) 放置自転車等の対策に関すること。
- (17) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に関すること。
- (18) 河川等の整備及び維持管理の実施に関すること。
- (19) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に関すること。
- (20) 土砂災害対策事業の調整及び実施に関すること。
- (21) 水防団に関すること。
- (22) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務(道路及び河川区域内に係るものに限る。))に関すること。
- (23) 建設副産物に係る施策の実施に関すること。

## 2 重点事業(主要事業、継続事業)

- (1) 国県道整備事業、市道整備事業  
高速道路 IC へのアクセス道路、都心や地域の生活拠点を結ぶ道路等の整備を推進。(主要地方道路浜松環状線・中郡第 2 工区、県道細江浜北線・雷神橋、市道浜北大平都田線ほか)
- (2) 都市計画道路整備事業  
”拠点型ネットワーク型都市構造”の実現に資する都市計画道路の整備を実施。(美茵線・第 2 工区)
- (3) 天竜川駅周辺整備事業  
公共交通へのアクセス向上性と駅周辺の利便性の向上を図るため、天竜川駅南のアクセス道路の整備を実施。
- (4) 交通安全施設等整備・修繕事業  
交通事故防止を目的とした交差点改良や歩道整備、その他交通安全施設の整備や修繕を実施。(県道細江浜北線・小松西向交差点ほか)

- (5) 河川改良事業、都市下水路事業  
頻発する集中豪雨や台風による水害を防止・軽減するため、河川改修等の浸水対策を実施。  
(五反田川、西美菌都市下水路ほか)
- (6) 新清掃工場整備事業  
2024 (R6) 年度操業開始予定の新清掃工場へのアクセス道路の整備を実施。(県道熊小松  
天竜川停車場線)

### 3 課題・懸案事項

- (1) 用地補償交渉やインフラメンテナンスなど専門性が高い業務に携わる人材の育成・確保  
(2) 緊急度・優先度が高い地域要望への早期対応  
(3) 自然災害への確実な対応に向けた体制の整備、必要な取組みの推進

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
J R 天竜川駅自由通路	東区天龍川町	自由通路
J R 天竜川駅自転車等駐車場 (ほか自転車等駐車場 9 箇所)	東区天龍川町 519-1 ほか	収容台数 3,044 台 (自転車、原付、小型自動二輪、自動二輪)
御陣屋川内野緑地修景施設 ほか 1 箇所	浜北区内野 1461-1 ほか	あずまや、公衆便所

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	総務 グループ	企画 グループ	用地 グループ	道路整備 グループ	道路保全 グループ
常勤	1	2	2	3	3	7	5
再任用					1		
会計年度			2		1		

区分	河川・防災 グループ	東土木管理 グループ	東土木工事 グループ	浜北土木管理 グループ	浜北土木工事 グループ	合計
常勤	3	3	4	3	3	39
再任用		1		1	1	4
会計年度		3	1	3	1	11

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地 浜北区役所 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1113 (585-3933)
- ・メールアドレス hk-doboku@city.hamamatsu.shizuoka.jp  
[東土木管理グループ、東土木工事グループ]
- ・所在地等 浜松市東区流通元町 20 番 3 号 東区役所 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-424-0165 (050-3385-9365)
- ・メールアドレス hk-doboku-e@city.hamamatsu.shizuoka.jp



## 所管事務・事業の概要

土木部 天竜土木整備事務所

### 1 事務分掌

- (1) 道路及び橋梁の新設及び改築に関すること。(天竜区に係るものに限る。以下各項において同じ。)
- (2) 所管に係る用地事務に関すること。
- (3) 道路の交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の実施に関すること。
- (4) 道路保全に係る事業の調整に関すること。
- (5) 道路並びに河川、水路及び都市下水路(以下「河川等」という。)の管理の調整に関すること。
- (6) 道路の維持管理の実施に関すること。
- (7) 道路愛護事業、街路樹愛護事業及び河川愛護事業に関すること。
- (8) 街路樹の育成及び管理に関すること。
- (9) 道路及び河川等の防災対策の実施に関すること。
- (10) 道路及び河川等の災害復旧事業の実施に関すること。
- (11) 道路及び河川等の占用等に関すること。
- (12) 道路の路線の認定、変更及び廃止並びに準用河川の指定に係る調整に関すること。
- (13) 道路工事に伴う交通規制に関すること。
- (14) 車両制限令の施行に関すること。
- (15) 放置自転車等の対策に関すること。
- (16) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に関すること。
- (17) 河川等の整備及び維持管理の実施に関すること。
- (18) 天竜川のダムに係る事業の調整に関すること。
- (19) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に関すること。
- (20) 土砂災害対策事業の調整及び実施に関すること。
- (21) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務(道路及び河川区域内に係るものに限る。)に関すること。
- (22) 建設副産物に係る施策の実施に関すること。
- (23) 三遠南信自動車道整備事務所に関すること。
  - ↳ 三遠南信自動車道関連道路の整備、防災対策及び調整に関すること。

### 2 重点事業(主要事業、継続事業)

- (1) 三遠南信自動車道関連整備事業  
国施行の三遠南信道路と一体となって国道152号現道改良区間の整備を実施。
- (2) 国県道整備事業  
高速道路ICへのアクセス道路、都心や地域の生活拠点を結ぶ道路等の整備を実施。(国道152号・浜北-天竜BP、国道152号・水窪-佐久間ほか)
- (3) 道路防災事業  
自然災害から生命や財産を守り、被害を最小化するため、国県道などの道路防災対策を実施。(国道152号、国道473号ほか)
- (4) 道路維持修繕事業、橋りょう耐震補強事業  
道路施設の老朽化対策、防災ネットワーク上の道路橋梁の耐震化対策等を実施。(舗装修繕、橋梁修繕、道路付属物修繕、橋梁耐震)
- (5) 土木施設災害復旧事業  
自然災害により被災した道路、河川等の公共土木施設を早期に復旧。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 三遠南信自動車道の現道改良区間である国道 152 号（池島-大原）の着実な整備
- (2) 雨量規制区間解除に向けた国道 152 号等における道路防災対策の計画的・継続的な整備
- (3) 用地補償交渉やインフラメンテナンスなど専門性が高い業務に携わる人材の育成・確保
- (4) 自然災害への確実な対応に向けた体制の整備、必要な取組みの推進

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
天竜浜名湖鉄道天竜二俣駅自転車等駐車場 (ほか自転車等駐車場 3 箇所)	天竜区二俣町阿蔵 177 ほか	収容台数 189 台

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	三遠南信自動車道整備事務所	総務企画グループ	工事第1グループ	工事第2グループ	用地グループ
常勤	1	3	8	6	7	9	3
再任用							
会計年度				1			1
区分	天竜土木管理グループ	天竜龍山土木工事グループ	春野土木工事グループ	佐久間土木工事グループ	水窪土木工事グループ	合計	
常勤	3	3	2	3	3	51	
再任用	1	1	1			3	
会計年度	3					5	

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地 天竜区役所南館 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-926-1561 (053-926-1566)
- ・メールアドレス tn-doboku@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- [春野土木工事グループ]
- ・所在地等 浜松市天竜区春野町宮川 1467 番地の 2 春野協働センター
- ・電話番号(FAX 番号) 053-983-0003 (053-983-0023)
- ・メールアドレス tn-doboku-hr@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- [佐久間土木工事グループ]
- ・所在地等 浜松市天竜区佐久間町中部 18 番地の 11 佐久間協働センター
- ・電話番号(FAX 番号) 053-966-0003 (053-966-0058)
- ・メールアドレス tn-doboku-sk@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- [水窪土木工事グループ]
- ・所在地等 浜松市天竜区水窪町奥領家 2980 番地の 1 水窪協働センター
- ・電話番号(FAX 番号) 053-982-0007 (053-982-0021)
- ・メールアドレス tn-doboku-ms@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- [三遠南信自動車整備事務所]
- ・所在地等 浜松市天竜区水窪町奥領家 2980 番地の 1 水窪協働センター
- ・電話番号(FAX 番号) 053-982-0023 (053-982-0021)
- ・メールアドレス tn-doboku-sn@city.hamamatsu.shizuoka.jp

区 再 編 推 進 事 業 本 部



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部局名 区再編推進事業本部

### 1 区再編推進事業本部長 岡安 章宏

### 2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	区再編推進事業本部			1		2	3
計				1		2	3

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 区再編推進事業（区再編推進事業本部）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 市民・事業者への周知広報（区再編推進事業本部）
- (2) 庁内及び庁外関係機関との調整（区再編推進事業本部）



## 所管事務・事業の概要

### 区再編推進事業本部

#### 1 事務分掌

(1) 区の再編に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

#### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

(1) 区再編推進事業

2024年1月から始まる新たな区への円滑な移行に向け、システム改修、案内看板の変更、関係機関との調整など、万全の準備を進めるとともに、幅広い手段を通じて周知を図る。

#### 3 課題・懸案事項

(1) 市民・事業者への周知広報

(2) 庁内及び庁外関係機関との調整

#### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	その他	合計
常勤	1	2	3
再任用			
会計年度			

#### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館5階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2123 (050-3730-1867)
- ・メールアドレス ksh@city.hamamatsu.shizuoka.jp





## カーボンニュートラル推進事業本部



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部局名 カーボンニュートラル推進事業本部

1 カーボンニュートラル推進事業本部長 袴田 智久

### 2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	カーボンニュートラル 推進事業本部	2	1			15	16
計			1			15	16

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 再生可能エネルギーの導入及び地産地消
- (2) 官民連携による脱炭素社会の実現
- (3) 事業者及び家庭の脱炭素化の推進

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 環境省「脱炭素先行地域」の選定に向けた官民連携による計画づくり
- (2) 市有施設（建物・土地）への太陽光発電設備設置の取組み
- (3) 2030年度の温室効果ガス排出量2013年度比46%以上削減を達成するための実効性のある実行計画づくり



# 所管事務・事業の概要

## カーボンニュートラル推進事業本部

### 1 事務分掌

- (1) カーボンニュートラルに係る総合的な施策を企画し、及び調整する事務

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 再生可能エネルギーの導入及び地産地消

再生可能エネルギーの適正な導入を推進し、2050年までに「浜松市域“RE100”」の実現を目指す。また、地域内外の企業と共に設立した(株)浜松新電力の運営を通じて、再生可能エネルギー由来の地産電力を公共施設や市内の需要家に供給する。

- (2) 官民連携による脱炭素社会の実現

産学官金の幅広い主体と連携し、脱炭素のまちづくりやエネルギー・スマートプロジェクトを推進する。

- (3) 事業者及び家庭の脱炭素化の推進

再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに積極的に取り組む事業者を顕彰するとともに、創エネ・省エネ・蓄エネシステムを導入する市民や事業者に対し補助金を交付する。

- (4) 市有施設の脱炭素化の推進

既存施設のZEB化や照明のLED化、太陽光発電・蓄電池、電気自動車の導入を推進する。

- (5) 浜松市地球温暖化対策実行計画の改定

国による2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標引き上げを踏まえ、実行計画（区域施策編・事務事業編）を改定する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 環境省「脱炭素先行地域」の選定に向けた官民連携による計画づくり

- (2) 市有施設（建物・土地）への太陽光発電設備設置の取組み（政府目標：設置可能な建物等において2030年50%、2040年100%の設置）

- (3) 2030年度の温室効果ガス排出量2013年度比46%以上削減を達成するための実効性のある実行計画づくり

### 4 事業計画等

- ・計画名：浜松市地球温暖化対策実行計画（区域政策編・事務事業編）※今年度改定
- ・計画年度：2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）
- ・計画内容、目標等：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域全体及び浜松市役所の事務事業での温室効果ガス削減目標等を定めた計画

- ・計画名：浜松市エネルギービジョン ※令和2年度改定
- ・計画年度：2020年度（令和2年度）～2030年度（令和12年度）
- ・計画内容：本市独自の電力確保及びその利用方法などのエネルギー政策をオール浜松で進めていくためのグランドデザイン（全体構想）。
- ・目標等：
  - ①電力自給率 2020年度16%→2030年度30.6%
  - ②再生可能エネルギー等導入量 2020年度75万MWh→2030年度137万MWh
  - ③省エネルギー（使用電力量削減） 2020年度499.3万MWh→2030年度470万MWh（9%削減）

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市環境共生住宅 実験施設	西区大平台 3-21-18	平成 22 年度に環境省の補助を受け、浜松市 エコハウスモデル住宅「きづきの森」とし て建設。 令和元年度をもって一般公開を終了し、現 在は産学官連携による住宅性能の向上やエ ネルギー使用量の低減に関する研究施設と して運営。

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	副本部長	計画調整 グループ	事業推進 グループ	合 計
常 勤	1	6	4	11
再任用				
会計年度		4	1	5

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本館 6 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2502(050-3730-8104)
- ・メールアドレス ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ウ エ ル ネ ス 推 進 事 業 本 部





## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部局名 ウエルネス推進事業本部

### 1 ウエルネス推進事業本部長 藤野 仁

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	ウエルネス推進事業本部	1	1			4	5
計			1			4	5

### 3 各部局または区役所における重点事業

(1) 浜松ウエルネスプロジェクト事業

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

(1) 「予防・健幸都市」の実現

- ・市民の健康増進
- ・健康経営の促進
- ・ヘルスケア産業の創出



## 所管事務・事業の概要

### ウエルネス推進事業本部

#### 1 事務分掌

- (1) 予防・健幸都市の実現に係る総合的な施策の企画及び調整する事務

#### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 官民・民間連携によるヘルスケア事業の推進
  - ・浜松市ウエルネス認証事業費補助金、官民連携共同研究事業 等
- (2) 地域企業の健康経営の促進
  - ・健康経営セミナー、健康経営優良法人認定個別サポート 等
- (3) ヘルスケアサービス等の創出
  - ・浜松ヘルステックシンポジウム 等
- (4) 地域の官民連携体制の強化
  - ・テーマ別部会、ヘルスケアアプリ「はままつ健幸クラブ」 等
- (5) 官民連携社会実証事業への参加・協力
  - ・「浜松ウエルネス・ラボ」社会実証事業への参加・協力、実施結果報告会 等
- (6) 「浜松ウエルネスプロジェクト」の市民・企業への周知・発信及び事業・取組の表彰
  - ・浜松ウエルネスフォーラム、浜松ウエルネスアワード

#### 3 課題・懸案事項

- (1) 「浜松ウエルネス推進協議会」における官民・民間連携の強化  
「浜松ウエルネス推進協議会」は、地域の医療機関、大学、商工会議所などの関連団体、金融機関、地域企業など 152 の会員企業・団体が参画
- (2) ヘルスケアアプリ「はままつ健幸クラブ」の活用促進  
「はままつ健幸クラブ」は、ウォーキング、健診受診、健康イベントへの参加などの健康づくり活動がポイントになり、貯まったポイントで地元特産品などが抽選で当たるヘルスケアアプリ。昨年度 10 月から運用開始し、会員登録者数は 7,137 人
- (3) 庁内連携・協力体制の強化

#### 4 事業計画等

- ・事業名：浜松ウエルネスプロジェクト事業
- ・開始年度：令和 2 年度
- ・事業内容：  
「予防・健幸都市」の実現に向け、医療機関や大学、経済団体、関連団体、地域内外の企業など、官民が連携し、市民の疾病・介護予防や健康づくりとウエルネス・ヘルスケア産業の振興に取り組む。

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	ウエルネ ス推進 グループ	合 計
常 勤	1			3	4
再任用					
会計年度				1	1

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等：浜松市中区鴨江二丁目 11-2
- ・電話番号(FAX 番号) 053-453-6140
- ・メールアドレス：wellness@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 中 区 役 所



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

区役所名            中区役所

1 中区区長 小松 靖弘

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		参 与	副区長 次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	区振興課	4	1	1	1	22	25
2	区民生活課	6		2	1	136	139
3	まちづくり推進課	2		1	1	98	100
4	社会福祉課	5		1	1	64	66
5	生活福祉課	5		1	1	59	61
6	長寿保険課	4		1	2	77	80
7	健康づくり課	4		1	1	39	41
計			1	8	8	495	512

### 3 各部局または区役所における重点事業

(1) にぎわいと文化を育むまち・中区（区振興課・まちづくり推進課）

(2) 共生のところで優しさあふれるまち・中区

（区振興課・社会福祉課・生活福祉課・長寿保険課・健康づくり課）

(3) 安心して快適に暮らせるまち・中区（区振興課・区民生活課・まちづくり推進課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

(1) 中央区への円滑な移行（区振興課・区民生活課・まちづくり推進課・社会福祉課・生活福祉課・長寿保険課・健康づくり課）

(2) 交通事故の削減（まちづくり推進課）

(3) 「行かない窓口」「書かない窓口」を活用した窓口業務改革の推進（区民生活課）





# 所管事務・事業の概要

中区 区振興課

## 1 事務分掌

- (1) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の維持管理等に関すること。
- (2) 防災意識その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に係る意識の普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (3) 自主防災組織に係る事務に関すること。
- (4) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部に関すること。
- (5) 区における事務事業の総合調整に関すること。
- (6) 広聴及び広報に係る事務に関すること。
- (7) 区政の情報の収集及び発信に関すること。
- (8) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (9) 区の行政区域に係る事務に関すること。
- (10) 市町村合併等に伴う証明書の発行に関すること。
- (11) 文書の管理に関すること。
- (12) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (13) 住居表示に係る事務に関すること。
- (14) 統計の実施に関すること。
- (15) 区役所で所管する財産の管理等に関すること。
- (16) 区役所庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の課の配置に関すること。
- (17) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (18) 工事その他の請負契約、物品の購入及び修繕等に関すること。
- (19) 区役所における業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (20) 不用品の処分に関すること。
- (21) 市民安全に係る事務の実施に関すること。
- (22) 暴力追放運動に係る事業の実施に関すること。
- (23) 区における市民協働に関すること。
- (24) 区の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (25) 区における総合行政の推進に関すること。
- (26) 区内の地域住民組織との連絡調整に関すること。
- (27) 地縁による団体の認可に関すること。
- (28) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関すること。
- (29) 区内のコミュニティの推進に関すること。
- (30) 区協議会に関すること。
- (31) 区振興課に置かれる第2種協働センター（第2種出先機関である協働センターをいう。以下同じ。）に関すること。
- (32) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (33) 区内の男女共同参画の啓発に関すること。
- (34) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- (35) 区役所の予算及び決算の総括に関すること。
- (36) 区役所内の総合調整に関すること。
- (37) 他の課に属しないこと。

## 区会計管理者

- (1) 現金（代用納付証券を含む。）、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
- (2) 源泉徴収等に関すること。
- (3) 在庫物品に関すること。

## 区選挙管理委員会事務局

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (3) 職員の任免、服務等に関すること。
- (4) 文書及び公印の管理に関すること。
- (5) 選挙事務の執行に関すること。
- (6) 選挙事務の調査研究に関すること。
- (7) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (8) 投票区に関すること。
- (9) 選挙の啓発及び広報活動に係る事務に関すること。
- (10) 選挙公報に関すること。
- (11) 期日前投票及び不在者投票に関すること。
- (12) ポスター掲示場に関すること。
- (13) 在外選挙に関すること。
- (14) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- (15) 国民投票に関すること。
- (16) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (17) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (18) 直接請求に係る事務に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、選挙に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 防災意識の啓発
- (2) 自主防災隊への助成
- (3) 区協議会の運営
- (4) 自治会集会所整備への助成
- (5) 地域力向上事業の実施
- (6) 防犯灯の設置や維持管理への助成
- (7) 地域コミュニティ活動の推進
- (8) ユニバーサルデザイン啓発事業

## 3 課題・懸案事項

- (1) 中央区への円滑な移行
- (2) 地域力向上事業の推進
- (3) 防災事業の推進

#### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	副区長	区調整官	課長	課長補佐	総務防災グループ	自治グループ	統計グループ	財産管理グループ	合計
常勤	1		1	1	5	3	2	4	17
再任用		1					1		2
会計年度							3	3	6

#### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所・中区役所 本館 2階
- ・電話番号(FAX 番号) 457-2210 (457-2776)
- ・メールアドレス c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

中区 区民生活課

## 1 事務分掌

- (1) 市税及び個人県民税に係る証明に関すること。
- (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関すること。
- (3) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく届出の受付等に関すること。
- (4) 旅券の申請、交付等に係る事務に関すること。
- (5) 広域行政窓口サービスに関すること。
- (6) 区民生活課に置かれる第2種協働センターに関すること。
- (7) 市民サービスセンターに関すること（他の所管に係るものを除く。）。
- (8) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に係る事務に関すること。
- (9) 墓園、墓地及び納骨堂の利用に係る事務に関すること。
- (10) 簡易な市民相談、交通事故相談、消費生活相談等に関すること。
- (11) 行政相談委員との連絡調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 「書かない窓口」の推進
- (2) マイナンバーカード普及促進

## 3 課題・懸案事項

- (1) 「行かない窓口」「書かない窓口」を活用した窓口業務改革の推進
- (2) 証明書コンビニ交付の周知

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
北部市民サービスセンター	中区葵東一丁目 15-18	証明・届出業務を扱う
駅前市民サービスセンター	中区旭町 12-1 遠鉄百貨店新館 9F	
高丘市民サービスセンター	中区高丘西二丁目 33-15	
電子市役所 PR コーナー	中区中央一丁目 12-7 地域情報センター1F	兼務職員が特定の証明を扱う
浜松斎場	中区中沢町 47-1	火葬施設、葬祭会場 1、指定管理

※東部・曳馬・富塚・佐鳴台・高台・県居協働センターで、市民サービスセンター同等の証明発行・届出受付を行っている（所在地は、まちづくり推進課の所管施設を参照）

## 5 職員調べ

(単位:人)

区 分	課長	課長 補佐	総務旅券 グループ	戸籍 グループ	証明交付 グループ	住民記録 グループ	マイナンバー カード交付 グループ	市民サービス センター	合計
常 勤	1	2	7	8	6	10	7	3	44
再任用							1	2	3
会計年度			7	3	20	23	23	16	92

(兼務を含む)

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所・中区役所 本館 1階
- ・電話番号(FAX 番号) 457-2121 (457-2134)
- ・メールアドレス c-kumin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

中区 まちづくり推進課

## 1 事務分掌

- (1) 区内のはたちの集いに関する事。
- (2) 文化事業等の企画及び実施に関する事。
- (3) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関する事。
- (4) スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関する事。
- (5) 小・中学校スポーツ施設の利用に関する事。
- (6) まちづくり推進課に置かれる第2種協働センターに関する事。
- (7) 地域における環境施策に係る事務に関する事。
- (8) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関する事。
- (9) ごみ減量施策の実施に関する事。
- (10) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関する事。
- (11) 連絡ごみの収集に係る相談等に関する事。
- (12) 不法投棄物に係る対応に関する事。
- (13) 環境美化活動に関する事。
- (14) 死犬猫等の処理に関する事。
- (15) 浄化槽に係る事務に関する事。
- (16) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関する事。
- (17) 臨時運行許可に関する事。
- (18) 観光施設等の維持管理に関する事。
- (19) 鳥獣の保護及び有害鳥獣対策に係る相談、苦情等に関する事(中及び西区役所に限る。)
- (20) 都市計画に係る地図の販売に関する事。
- (21) 公共交通事業に関する事。
- (22) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関する事。
- (23) 都市公園等に係る連絡調整に関する事。
- (24) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関する事。

## 区選挙管理委員会事務局

- (1) 期日前投票及び不在者投票に関する事。

## 2 重点事業(主要事業、継続事業)

- (1) 生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいづくり
- (2) 交通安全の推進

## 3 課題・懸案事項

- (1) 協働センターの利用促進と地域活動団体の活性化
- (2) 地域コミュニティ活動・市民協働の推進
- (3) 交通事故の削減

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松復興記念館	中区利町 304-2	展示室・会議室・和室 2 室
浜松市武道館	中区西浅田二丁目 3-1	武道場 4 面・会議室
浜松市北部水泳場	中区高丘西四丁目 7-1	屋内 25m プール・屋外レジャープール
浜松市文化コミュニティセンター及び中部協働センター(クイート浜松)	中区早馬町 2-1	ホール(300 人収容)・ギャラリー 5 室 講座室 2 室・会議室 3 室・和室 アトリエクッキングルームほか

文芸館	中区早馬町 2-1	展示室・講座室・資料保管室ほか
観光バス公共駐車場	中区中央三丁目 7-1	駐車台数 7 台
犀ヶ崖資料館	中区鹿谷町 25-10	展示室
東部協働センター	中区相生町 23-1	ホール(150 人収容)・和室・講座室・会議室・料理教室・実習室
東部地区体育館	南区飯田町 558	体育館・講座室
西部協働センター	中区広沢一丁目 21-1	ホール(160 人収容)・和室・講座室・会議室・料理教室・美術室
南部協働センター	中区海老塚二丁目 25-17	ホール(250 人収容)・和室・講座室・会議室・料理教室・体育館・実習室
北部協働センター	中区葵東一丁目 15-1	ホール(300 人収容)・和室・講座室・会議室・料理教室・体育館
曳馬協働センター	中区曳馬三丁目 13-10	ホール(150 人収容)・和室・講座室・会議室・料理教室・体育館・美術実習室
富塚協働センター	中区富塚町 1740-1	ホール(160 人収容)・和室・講座室・料理教室・体育館
佐鳴台協働センター	中区佐鳴台二丁目 24-1	ホール(150 人収容)・和室・講座室・会議室・料理教室・児童室
高台協働センター	中区和合町 58-30	ホール(120 人収容)・和室・講座室・料理教室・体育館
県居協働センター	中区東伊場二丁目 7-2	ホール(100 人収容)・和室・講座室・料理教室・体育館
和合会館	中区和合町 220-702	集会室
幸町会館	中区幸三丁目 2-16	集会室、学習室、休養室
和泉会館	中区泉二丁目 6-3	集会室、学習室、休養室、保育室、ホール
金屋会館	中区曳馬一丁目 21-47	集会室、学習室、休養室、
馬生会館	中区和合町 88-4	集会室、学習室、休養室、保育室
瑞穂会館	中区高丘西二丁目 34-1	集会室、学習室、休養室、保育室
葵西会館	中区葵西二丁目 18-18	集会室、学習室、和室
葵が丘会館	中区高丘東五丁目 1-1	集会室、学習室、休養室、保育室
富塚西会館	中区富塚町 2114-24	集会室、学習室、休養室、保育室、厨房
高丘北会館	中区高丘北二丁目 29-46	集会室、学習室、休養室、保育室

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	文化・産業グループ	生涯学習・環境グループ	協働センターほか	合計
常勤	1	1	3	4	19	28
再任用			1		5	6
会計年度			3	1	62	66

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所・中区役所 本館 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 457-2779 (457-2786)
- ・メールアドレス c-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

中区 社会福祉課

## 1 事務分掌

- (1) 福祉に係る総合的な施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉に係る施策の実施に関すること。
- (3) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (4) 民生委員及び児童委員に係る事務に関すること。
- (5) 災害見舞及び被災者の援護に関すること。
- (6) 日本赤十字社に係る事業に関すること。
- (7) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護に関すること。
- (8) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護に関すること。
- (9) 人権啓発事業及び人権教育事業の実施に関すること。
- (10) 人権擁護委員及び保護司に関すること。
- (11) 福祉事務所の庶務に関すること。
- (12) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (13) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(育成医療に係るものを除く。)の施行に係る事務に関すること。
- (14) 身体障害者、知的障害者及び障害児に関する相談に関すること。
- (15) 身体障害者、知的障害者及び障害児の援護に関すること。
- (16) 精神障害者の福祉に係る事務に関すること。
- (17) 障害者の虐待防止に係る事務に関すること。
- (18) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務に関すること。
- (19) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (20) 心身障害者扶養共済制度に係る事務に関すること。
- (21) 障害支援区分審査会に関すること。
- (22) 児童健全育成事業に関すること。
- (23) 家庭教育の推進に係る事業に関すること。
- (24) 家庭児童相談室に関すること。
- (25) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務に関すること。
- (26) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (27) 交通遺児等福祉手当及び遺児等福祉手当に係る事務に関すること。
- (28) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務に関すること。
- (29) 婦人相談員に関すること。
- (30) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 障がいの有無にかかわらず共生できる社会の推進

## 3 課題・懸案事項

- (1) 福祉館・児童館のデジタル環境の整備（Wi-Fi、イントラネット）
- (2) 高林児童遊園の移転



#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
城北会館ほか3箇所	中区文丘町1-1ほか	集会室、小会議室、和室、料理教室
北星児童館ほか1箇所	中区花川町1977ほか	遊戯室、集会室、図書室、静養室
広沢子育て支援ひろば	中区広沢3-11-9	遊戯室
中島児童遊園ほか15箇所	中区中島2-19-23ほか	遊具ほか

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当 課長	課長 補佐	地域福祉 グループ	こども 福祉 グループ	家庭児童 相談室 グループ	障害福祉 第一 グループ	障害福祉 第二 グループ	合計
常勤	1		1	3	4	5	7	4	25
再任用				3			1		4
会計年度				13	8	4	5	7	37

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所・中区役所本館2階
- ・電話番号(FAX番号) 457-2051 (457-3217)
- ・メールアドレス c-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

中区 生活福祉課

### 1 事務分掌

- (1) 生活保護の決定及び実施に関すること。
- (2) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること。
- (3) 旅費欠乏者の援護に関すること。
- (4) 生活保護法による施設の設置等の相談に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 安定した生活の実現と自立に向けた支援

### 3 課題・懸案事項

- (1) 生活困窮者の経済的自立の促進
- (2) 不正受給への適切な対応
- (3) 生活保護債権の適切な管理
- (4) 医療扶助の適正化

### 4 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	相談調査 グループ	支援第一 グループ	支援第二 グループ	支援第三 グループ	支援第四 グループ	合 計
常 勤	1	1	7	10	10	9	10	48
再任用								
会計年度			10	1	1	0	1	13

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所・中区役所 本館 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 457-2055(050-3737-1199)
- ・メールアドレス c-seifuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

中区 長寿保険課

### 1 事務分掌

- (1) 老人福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (2) 高齢者の生きがい事業等に係る事務に関する事。
- (3) 高齢者の保健福祉に係る総合相談に関する事。
- (4) 高齢者の生活支援に係る事務に関する事。
- (5) 地域支援事業に係る事務に関する事。
- (6) 地域包括支援センターに係る事務に関する事。
- (7) 高齢者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (8) 介護保険に係る事務に関する事。
- (9) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に関する事。
- (10) 介護認定審査会に関する事。
- (11) 国民健康保険に係る事務に関する事。
- (12) 後期高齢者医療に係る事務に関する事。
- (13) 国民年金に係る事務に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 生活支援体制づくりの推進

### 3 課題・懸案事項

- (1) 自治会や民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター（高齢者相談センター）、介護事業所などの関係機関との連携・協力体制の強化
- (2) 高齢者に関する相談支援体制の充実強化

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
ふれあい交流センターいたや	中区板屋町 596	教養娯楽室、講座室、大広間、事務室、倉庫等

### 5 職員調べ

(単位:人)

区分	課長	課長補佐	高齢者福祉グループ	介護保険グループ	国民健康保険グループ	国民年金後期高齢者グループ	合計
常勤	1	2	8	8	7	5	31
再任用			1	1			2
会計年度			2	28	11	6	47

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所・中区役所 本館 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 457-2062 (459-0323)
- ・メールアドレス c-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

中区 健康づくり課

### 1 事務分掌

- (1) 区における保健医療施策の実施に関する事。
- (2) 医療関係団体との連絡調整に関する事。
- (3) 地域保健活動の実施に関する事。
- (4) 区における保健師の活動の統括に関する事。
- (5) 母子保健に係る事業の実施に関する事。
- (6) 予防接種に係る事務に関する事。
- (7) がん検診等に係る事務に関する事。
- (8) 栄養に係る事業の実施に関する事。
- (9) 小児慢性特定疾病医療支援に係る申請の受付等に関する事。
- (10) 自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、養育医療及び療育医療に係る申請の受付等に関する事。
- (11) 不妊治療等支援事業に係る申請の受付等に関する事。
- (12) 難病対策に係る申請の受付等に関する事。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理に係る申請の受付に関する事。
- (14) 歯科保健事業の実施に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 健康はままつ21の推進

### 3 課題・懸案事項

- (1) 健康はままつ21の推進（全世代における健康の保持増進）

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
中央保健福祉センター	中区板屋町 596	集団指導室、健康教育室、相談室4室ほか

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	保健予防グループ	母子・成人グループ	中央センター第1グループ	中央センター第2グループ	合計
常勤	1	1	3	2	11	9	27
再任用				1			1
会計年度			4	4		5	13

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所・中区役所 本館 1階
- ・電話番号(FAX 番号) 457-2891 (457-2776)
- ・メールアドレス c-kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 東 区 役 所



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

区役所名 東区役所

### 1 東区長 野田 志保

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		副区長	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数						
1 区振興課	3	1		1	20	22
2 区民生活課	5		1	2	87	90
3 社会福祉課	4		1	1	35	37
4 長寿保険課	3		1	1	36	38
5 健康づくり課	3		1	1	19	21
計		1	4	6	197	208

### 3 各部局または区役所における重点事業

#### (1) 交通安全対策事業（区振興課）

区内の交通事故を防止するため、交通安全思想の啓発や安全運転の励行等呼び掛けるため広報活動を行っている。

#### (2) 災害対策事業（区振興課）

災害時における区内避難所の設営・運営を行うほか、平時においては、防災講演会の開催や自主防災隊への補助など啓発及び支援事業を行っている。

#### (3) 俳句の里づくり事業（区振興課）

区内の文化・教養を育むため、俳句大会「十湖賞」を開催する等、幅広い年齢層が俳句に親しむ機会を提供している。

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

#### (1) 人口当たりの人身交通事故の発生件数が県内ワースト1からの脱出（区振興課）

#### (2) がん検診の受診率向上対策（健康づくり課）





## 所管事務・事業の概要

東区 区振興課

### 1 事務分掌

- (1) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の維持管理等に関すること。
- (2) 防災意識その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に係る意識の普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (3) 自主防災組織に係る事務に関すること。
- (4) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部に関すること。
- (5) 区における事務事業の総合調整に関すること。
- (6) 広聴及び広報に係る事務に関すること。
- (7) 窓口の案内業務に関すること。
- (8) 区政の情報の収集及び発信に関すること。
- (9) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (10) 区の行政区域に係る事務に関すること。
- (11) 市町村合併等に伴う証明書の発行に関すること。
- (12) 文書の管理に関すること。
- (13) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (14) 住居表示に係る事務に関すること。
- (15) 統計の実施に関すること。
- (16) 区役所で所管する財産の管理等に関すること。
- (17) 区役所庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の課の配置に関すること。
- (18) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (19) 工事その他の請負契約、物品の購入及び修繕等に関すること。
- (20) 区役所における業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (21) 不用品の処分に関すること。
- (22) 市民安全に係る事務の実施に関すること。
- (23) 暴力追放運動に係る事業の実施に関すること。
- (24) 区の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (25) 区における総合行政の推進に関すること。
- (26) 区協議会に関すること。
- (27) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (28) 区内の男女共同参画の啓発に関すること。
- (29) 商工業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (30) 区における観光宣伝に関すること。
- (31) 農業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (32) 林業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (33) 鳥獣の保護及び有害鳥獣対策に係る相談、苦情等に関すること。
- (34) 地価公示及び地価調査の台帳等の閲覧に関すること。
- (35) 公共交通事業に関すること。
- (36) 花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関すること。
- (37) 緑地の保全及び緑化の推進に係る受付等に関すること。
- (38) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関すること。
- (39) 都市公園等に係る連絡調整に関すること。

- (40) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。
- (41) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- (42) 区役所の予算及び決算の総括に関すること。
- (43) 区役所内の総合調整に関すること。
- (44) 他の課に属しないこと。

＜東区選挙管理委員会事務局＞

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (3) 職員の任免、服務等に関すること。
- (4) 文書及び公印の管理に関すること。
- (5) 選挙事務の執行に関すること。
- (6) 選挙事務の調査研究に関すること。
- (7) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (8) 投票区に関すること。
- (9) 選挙の啓発及び広報活動に係る事務に関すること。
- (10) 選挙公報に関すること。
- (11) 期日前投票及び不在者投票に関すること。
- (12) ポスター掲示場に関すること。
- (13) 在外選挙に関すること。
- (14) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- (15) 国民投票に関すること。
- (16) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (17) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (18) 直接請求に係る事務に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、選挙に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 交通安全対策事業  
区内の交通事故を防止するため、交通安全思想の啓発や安全運転の励行等を呼び掛けるため広報活動を行っている。
- (2) 災害対策事業  
災害時における区内避難所の設営・運営を行うほか、平時は自主防災隊への補助等後方支援を行っている。
- (3) 俳句の里づくり事業  
区内の文化・教養を育むため、俳句大会「十湖賞」を開催する等、幅広い年齢層が俳句に親しむ機会を提供している。
- (4) 中野町煙火大会開催事業  
地域に根付き親しまれている花火大会である「中野町煙火大会開催事業」の警備・交通整理、仮設トイレの設置等、市民が安全かつ衛生的に観覧できる環境を整備している。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 交通人身事故多発地域（県内ワースト1）からの脱出
- (2) 地域防災力の向上
- (3) 俳句の里づくり事業の今後の展開
- (4) 地域文化・観光資源の継承

#### 4 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	調整官	課 長 補 佐	総務 グループ	財務 グループ	地域振興 グループ	合 計
常 勤	1		1	4	3	3	12
再任用		1			2	1	4
会計年度				4	2		6

#### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市東区流通元町 20 番 3 号 東区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-424-0115 (050-3737-5872)
- ・メールアドレス e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

東区 区民生活課

### 1 事務分掌

- (1) 税の申告書及び届出書等の受付に関する事。
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関する事。
- (3) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (4) 土地家屋縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳等の閲覧に関する事。
- (5) 市税及び国民健康保険料の収納等に関する事。
- (6) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関する事。
- (7) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく届出の受付等に関する事。
- (8) 旅券の申請、交付等に係る事務に関する事。
- (9) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (10) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に係る事務に関する事。
- (11) 墓園、墓地及び納骨堂の利用に係る事務に関する事。
- (12) 簡易な市民相談、交通事故相談、消費生活相談等に関する事。
- (13) 行政相談委員との連絡調整に関する事。
- (14) 区における市民協働に関する事。
- (15) 区内の地域住民組織との連絡調整に関する事。
- (16) 地縁による団体の認可に関する事。
- (17) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関する事。
- (18) 区内のコミュニティの推進に関する事。
- (19) 区内のはたちの集いに関する事。
- (20) 区民生活課に置かれる第2種協働センターに関する事。
- (21) 文化事業等の企画及び実施に関する事。
- (22) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関する事。
- (23) 文化団体等との連絡調整に関する事。
- (24) スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関する事。
- (25) 小・中学校スポーツ施設の利用に関する事。
- (26) 公益財団法人浜松市スポーツ協会及び区内のスポーツ振興団体との連絡調整に関する事。
- (27) 狂犬病予防に係る事務に関する事。
- (28) 動物の愛護及び管理に係る事務に関する事。
- (29) 衛生害虫等の防除に係る相談に関する事。
- (30) 地域における環境施策に係る事務に関する事。
- (31) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関する事。
- (32) ごみ減量施策の実施に関する事。
- (33) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関する事。
- (34) 連絡ごみの収集に係る相談等に関する事。
- (35) 不法投棄物に係る対応に関する事。
- (36) 環境美化活動に関する事。
- (37) 死犬猫等の処理に関する事。
- (38) 浄化槽に係る事務に関する事。
- (39) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関する事。
- (40) 臨時運行許可に関する事。
- (41) 区内の市営住宅に係る連絡調整に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 東区・家康公ゆかりの里推進事業  
「家康公ゆかりの里」に向けたまちづくりの推進を目的とした歴史講演会を開催
- (2) 協働センター管理運営事業  
市民協働によるまちづくりの推進のため、協働センターを適切に維持管理することにより地域コミュニティを醸成・強化する
- (3) アグレミーナ浜松との交流事業  
アグレミーナ浜松所属選手による区内小学生を対象とした「フットサル教室」を開催
- (4) 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等事業  
各種届出、証明等の発行
- (5) コミュニティ担当職員による地域づくり  
地域や学校の課題や活動を理解・情報共有することにより行政に反映する役割を担う

## 3 課題・懸案事項

- (1) 協働センターの維持管理（駐車場整備及び老朽化に伴う施設修繕等）

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
天竜協働センター	東区薬新町 99	ホール、会議室、講座室、料理教室ほか
笠井協働センター	東区笠井町 861	ホール、会議室、講座室、料理教室ほか
積志協働センター	東区積志町 1825	ホール、会議室、講座室、料理教室ほか
長上協働センター	東区市野町 2620-1	ホール、会議室、講座室、料理教室ほか
蒲協働センター	東区子安町 309-1	ホール、会議室、講座室、料理教室ほか
半田山グラウンド	東区半田山三丁目 1084-13	グラウンド、駐車場、緑地ほか
北島会館 (学習等供用施設)	東区北島町 542	集会室、学習室、保育室ほか
安新会館 (学習等供用施設)	東区安新町 274	集会室、学習室、保育室ほか
恒武会館 (学習等供用施設)	東区恒武町 311-2	集会室、学習室、保育室ほか
小池会館 (学習等供用施設)	東区小池町 1184	集会室、学習室、保育室ほか

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	市民協働 グループ	生 活 グループ	証 明 グループ	住民記録 グループ	戸 籍 グループ
常 勤	1	2	3	2	5	6	3
再任用			1				1
会計年度			1	1	8	11	3

区 分	天 竜 協 働 センター	笠 井 協 働 センター	積 志 協 働 センター	長 上 協 働 センター	蒲 協 働 センター	合 計
常 勤	2	2	2	2	2	32
再任用		1	1	1	1	6
会計年度	5	4	9	5	5	52

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市東区流通元町 20 番 3 号 東区役所 1 階及び 3 階
- ・電話番号(FAX番号) 1 階：053-424-0153、3 階：053-424-0164 (050-3737-5872)
- ・メールアドレス e-kumin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

東区 社会福祉課

### 1 事務分掌

- (1) 福祉に係る総合的な施策の調整に関する事。
- (2) 地域福祉に係る施策の実施に関する事。
- (3) 生活保護の決定及び実施に関する事。
- (4) 行旅病人、行旅死亡人等に関する事。
- (5) 旅費欠乏者の援護に関する事。
- (6) 生活保護法による施設の設置等の相談に関する事。
- (7) 生活困窮者自立支援に関する事。
- (8) 民生委員及び児童委員に係る事務に関する事。
- (9) 災害見舞及び被災者の援護に関する事。
- (10) 日本赤十字社に係る事業に関する事。
- (11) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護に関する事。
- (12) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護に関する事。
- (13) 人権啓発事業及び人権教育事業の実施に関する事。
- (14) 人権擁護委員及び保護司に関する事。
- (15) 福祉事務所の庶務に関する事。
- (16) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (17) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療に係るものを除く。）の施行に係る事務に関する事。
- (18) 身体障害者、知的障害者及び障害児に関する相談に関する事。
- (19) 身体障害者、知的障害者及び障害児の援護に関する事。
- (20) 精神障害者の福祉に係る事務に関する事。
- (21) 障害者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (22) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務に関する事。
- (23) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務に関する事。
- (24) 心身障害者扶養共済制度に係る事務に関する事。
- (25) 障害支援区分審査会に関する事。
- (26) 児童健全育成事業に関する事。
- (27) 家庭教育の推進に係る事業に関する事。
- (28) 家庭児童相談室に関する事。
- (29) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (30) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務に関する事。
- (31) 交通遺児等福祉手当及び遺児等福祉手当に係る事務に関する事。
- (32) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務に関する事。
- (33) 婦人相談員に関する事。
- (34) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 生活保護扶助事業  
生活が困窮する世帯に必要な保護をおこない、生活を保障するとともにその世帯の自立を助長する
- (2) こども保護対策事業  
子どもに対する虐待及び虐待と思われる相談や通告に対応し、子どもの健やかな成長を支

える。

(3) こども医療費及びひとり親家庭等医療費助成事業

高校生世代以下の子どもやひとり親家庭等の世帯に対し、医療費の助成申請の受付をおこなう。

(4) 障害者地域生活支援事業

障がいのある人の日常生活や社会生活を支援するため、様々な障害福祉サービスを提供する。

### 3 課題・懸案事項

(1) 生活保護制度の適正な運用

(2) 子に対する虐待の未然防止及び早期発見

(3) 放課後児童会の待機児童解消

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	地域福祉 グループ	こども福祉 グループ	障害福祉 グループ	家庭児童 相談室 グループ	合計
常勤	1	1	12	3	5	2	24
再任用			1	1		1	3
会計年度			3	1	4	2	10

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市東区流通元町 20 番 3 号 東区役所 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-424-0173 (053-424-0194)
- ・メールアドレス e-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp



## 所管事務・事業の概要

東区 長寿保険課

### 1 事務分掌

- (1) 老人福祉法の施行に係る事務に関する事
- (2) 軽費老人ホームに係る事務に関する事
- (3) 高齢者の生きがい事業等に係る事務に関する事
- (4) 高齢者の保健福祉に係る総合相談に関する事
- (5) 高齢者の生活支援に係る事務に関する事
- (6) 地域支援事業に係る事務に関する事
- (7) 地域包括支援センターに係る事務に関する事
- (8) 高齢者の虐待防止に係る事務に関する事
- (9) 介護保険に係る事務に関する事
- (10) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に関する事
- (11) 介護認定審査会に関する事
- (12) 国民健康保険に係る事務に関する事
- (13) 後期高齢者医療に係る事務に関する事
- (14) 国民年金に係る事務に関する事

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) オレンジシール・オレンジメールの普及促進  
認知症による徘徊高齢者の早期発見を図る
- (2) 認知症サポーターの養成  
地域における認知症高齢者の見守りや支援体制づくりを推進する
- (3) 介護予防事業の推進  
高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう生活を支援する

### 3 課題・懸案事項

- (1) 要介護認定の期間短縮
- (2) 国民健康保険料口座振替の推進
- (3) 高齢者に対する虐待の未然防止及び早期発見
- (4) ふれあい交流センター竜西（指定管理施設）の適切な管理運営

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
ふれあい交流センター竜西	東区中郡町 684-1	大広間、キッズルーム、運動指導室、和室 3 室、講座室ほか

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	国保年金 グループ	介護保険 グループ	高齢者 福祉 グループ	合 計
常 勤	1	1	7	4	4	17
再任用				2		2
会計年度			3	16		19

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市東区流通元町 20 番 3 号 東区役所 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-424-0182 (053-424-0212)
- ・メールアドレス e-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

東区 健康づくり課

### 1 事務分掌

- (1) 区における保健医療施策の実施に関すること。
- (2) 医療関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 地域保健活動の実施に関すること。
- (4) 区における保健師の活動の統括に関すること。
- (5) 母子保健に係る事業の実施に関すること。
- (6) 予防接種に係る事務に関すること。
- (7) がん検診等に係る事務に関すること。
- (8) 栄養に係る事業の実施に関すること。
- (9) 小児慢性特定疾病医療支援に係る申請の受付等に関すること。
- (10) 自立支援医療(育成医療に係るものに限る。)、養育医療及び療育医療に係る申請の受付等に関すること。
- (11) 不妊治療等支援事業に係る申請の受付等に関すること。
- (12) 難病対策に係る申請の受付等に関すること。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理に係る申請の受付に関すること。
- (14) 歯科保健事業の実施に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 健康づくり応援事業  
生活習慣病予防に関する情報提供や検診受診勧奨の啓発
- (2) 母子相談事業  
妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を図るなどの相談指導
- (3) 母子訪問指導事業  
妊産婦・乳幼児の健康の保持増進を図る家庭訪問

### 3 課題・懸案事項

- (1) がん検診の受診率向上対策
- (2) 生活習慣病の発症予防、重症化予防
- (3) 東部保健福祉センターの経年劣化
- (4) こども家庭センターの設置

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市東部保健福祉センター	東区青屋町 300 番地	集団指導室、健康増進ルーム、健康相談室、授乳室ほか

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	副参事 課長	専門監 課長補佐	予 防 グループ	保健第 1 グループ	保健第 2 グループ	合 計
常 勤	1	1	3	6	5	16
会計年度			4	1		5

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市東区流通元町 20 番 3 号 東区役所 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-424-0122 (053-424-0381)
- ・メールアドレス e-kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 西 区 役 所



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

区役所名            西区役所

1 西区長            仲井 英之

### 2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		副区長	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数						
1 区振興課	4	1		1	23	25
2 区民生活課	2		1	1	31	33
3 まちづくり推進課	3		1	2	57	60
4 社会福祉課	4		1	1	34	36
5 長寿保険課	3		1	1	29	31
6 健康づくり課	3		1	1	25	27
7 舞阪協働センター	2		1	1	8	10
計		1	6	8	207	222

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 地域力向上事業（区振興課）
- (2) 浜名湖うなぎまつり・舞阪えんばい朝市などの開催  
(まちづくり推進課・舞阪協働センター)
- (3) 公有財産維持管理事業（区振興課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 区再編に伴う事務調整（区振興課ほか 西区各課）
- (2) 大規模災害に備えた防災意識の啓発活動（区振興課）
- (3) 庄内協働センター管理運営業務の委託化について（まちづくり推進課）





# 所管事務・事業の概要

西区 区振興課

## 1 事務分掌

- (1) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の維持管理等に関すること。
- (2) 防災意識その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に係る意識の普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (3) 自主防災組織に係る事務に関すること。
- (4) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部に関すること。
- (5) 区における事務事業の総合調整に関すること。
- (6) 広聴及び区民の意見に係る事務に関すること。
- (7) 窓口の案内業務に関すること。
- (8) 区政の情報の収集及び発信に関すること。
- (9) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (10) 区の行政区域に係る事務に関すること。
- (11) 市町村合併等に伴う証明書の発行に関すること。
- (12) 文書の管理に関すること。
- (13) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (14) 住居表示に係る事務に関すること。
- (15) 統計の実施に関すること。
- (16) 区役所で所管する財産の管理等に関すること。
- (17) 区役所庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の課の配置に関すること。
- (18) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (19) 工事その他の請負契約、物品の購入及び修繕等に関すること。
- (20) 区役所における業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (21) 不用品の処分に関すること。
- (22) 市民安全に係る事務の実施に関すること。
- (23) 暴力追放運動に係る事業の実施に関すること。
- (24) 区における市民協働に関すること。
- (25) 区の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (26) 区における総合行政の推進に関すること。
- (27) 区内の地域住民組織との連絡調整に関すること。
- (28) 地縁による団体の認可に関すること。
- (29) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関すること。
- (30) 区内のコミュニティの推進に関すること。
- (31) 区協議会に関すること。
- (32) 区振興課に置かれる第2種協働センター（第2種出先機関である協働センターをいう。以下同じ。）に関すること。
- (33) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (34) 区内の男女共同参画の啓発に関すること。
- (35) 第1種協働センター（第1種出先機関である協働センターをいう。以下同じ。）との連絡調整に関すること。
- (36) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- (37) 区役所の予算及び決算の総括に関すること。
- (38) 区役所内の総合調整に関すること。
- (39) 他の課に属しないこと。

### <区会計管理者>

- (1) 現金（代用納付証券を含む。）、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
- (2) 源泉徴収等に関すること。
- (3) 在庫物品に関すること。

### <西区選挙管理委員会事務局>

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (3) 職員の任免、服務等に関すること。
- (4) 文書及び公印の管理に関すること。
- (5) 選挙事務の執行に関すること。
- (6) 選挙事務の調査研究に関すること。
- (7) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (8) 投票区に関すること。
- (9) 選挙の啓発及び広報活動に係る事務に関すること。
- (10) 選挙公報に関すること。
- (11) 期日前投票及び不在者投票に関すること。
- (12) ポスター掲示場に関すること。
- (13) 在外投票に関すること。
- (14) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- (15) 国民投票に関すること。
- (16) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (17) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (18) 直接請求に係る事務に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、選挙に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 地域力向上事業
  - ・西区の地域課題の解決や地域の活性化のためなど、市が公益上の必要性を認めた地域団体の提案や団体が主体的に取り組む事業に対し補助金を交付。
  - ・協働センターが核となり地域の課題を把握し、地域団体等と協働で課題解決に取り組む。
- (2) 公有財産維持管理事業
  - ・西区管内の普通財産の適正な維持管理。
- (3) 防災対策の強化
  - ・区民の防災意識の啓発に努めるとともに、地域における防災力強化のため、自主防災隊が行う活動を支援。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 区再編に伴う事務調整
  - ・令和6年1月の新3区移行後も、西区の豊富な地域資源や伝統技術を活かしたまちづくりを継承するとともに、市民サービス提供体制を維持できるよう、細かな事務のすり合わせを中区、東区及び南区と行う。
- (2) 大規模災害に備えた防災意識の啓発活動～「わたしの減災プロジェクト2023」の実施
  - ・8月23日夜間に地域の災害史の権威である国際日本文化研究センター教授・磯田道史氏を講師に招き、キックオフイベントとして講演会を開催する。
  - ・9月から10月にかけて、常葉大学副学長・阿部郁男氏を講師に招き、地区別学習会を開催する。避難行動は住民自らが主体的に判断し個別に考えることが重要であるとの理解を広めるため、地域防災の中核を担う人材育成を目指す。

- ・西区をモデルケースとして本事業を実施し、成果・課題等を検証の上、各区への展開を検討する。

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
西区役所	西区雄踏一丁目 31 番 1 号	大会議室 1、小・中会議室 2、相談室、ホールほか（西部保健センター部分を除く）

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	区調整官	総務・統計 グループ	地域振興 グループ	防災 グループ	財産管理 グループ	合計
常勤	1	1		2	5	3	3	15
再任用			1		2		1	4
会計年度				4		1	1	6

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市西区雄踏一丁目 31 番 1 号 西区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-597-1112 (050-3385-8176)
- ・メールアドレス w-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

西区 区民生活課

## 1 事務分掌

- (1) 税の申告書及び届出書等の受付に関すること
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関すること
- (3) 市税及び個人県民税に係る証明に関すること
- (4) 土地家屋縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳等の閲覧に関すること
- (5) 市税及び国民健康保険料の収納等に関すること
- (6) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関すること
- (7) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく届出の受付等に関すること
- (8) 広域行政窓口サービスに関すること
- (9) 区内の第1種協働センターにおける市民窓口サービスに係る事務の総括に関すること
- (10) 区民生活課に置かれる第2種協働センターに関すること
- (11) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に係る事務に関すること
- (12) 墓園、墓地及び納骨堂の利用に係る事務に関すること
- (13) 簡易な市民相談、交通事故相談、消費生活相談等に関すること
- (14) 行政相談委員との連絡調整に関すること

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) マイナンバーカード交付促進事業
  - ・カード提示による証明手数料の減額、申請サポートによる申請補助の実施等

## 3 課題・懸案事項

- (1) マイナンバーカードの円滑な交付
  - ・国がマイナンバーカードの普及を強力に進める中で申請が集中し、一部カードの交付が滞っている。区内での業務応援や時間外を実施し解消に努めていく。
- (2) 雄踏斎場再整備事業（3炉→7炉への増炉計画）
  - ・今後、火葬体数の増加及び火葬場の老朽化により、4炉の増炉（令和7～8年度）既存火葬炉の更新（令和9年度以降）を計画している。

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
雄踏斎場	西区雄踏町宇布見 6098-3	火葬棟（火葬炉3基、動物炉1基） 葬儀・待合棟（洋室1室、和室4室等） 駐車場（車70台、バス2台）

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	住民記録・証明グループ	戸籍グループ	合計
常勤	1	1	7	3	12
会計年度			18	3	21

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市西区雄踏一丁目31番1号 西区役所1階
- ・電話番号(FAX番号) 053-597-1115 (050-3385-9745)
- ・メールアドレス w-kumin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

西区 まちづくり推進課

### 1 事務分掌

- (1) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関すること。
- (2) 区内のはたちの集いに関すること。
- (3) 文化事業等の企画及び実施に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 文化団体等との連絡調整に関すること。
- (6) 浜松市スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 小・中学校スポーツ施設の利用に関すること。
- (8) 公益財団法人浜松市スポーツ協会及び区内のスポーツ振興団体との連絡調整に関すること。
- (9) まちづくり推進課に設置する第2種協働センターに関すること。
- (10) 狂犬病予防に係る事務に関すること。
- (11) 動物の愛護及び管理に係る事務に関すること。
- (12) 衛生害虫等の防除に係る相談に関すること。
- (13) 地域における環境施策に係る事務に関すること。
- (14) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関すること。
- (15) ごみ減量施策の実施に関すること。
- (16) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関すること。
- (17) 連絡ごみの収集に係る相談等に関すること。
- (18) 不法投棄物に係る対応に関すること。
- (19) 環境美化活動に関すること。
- (20) 死犬猫等の処理に関すること。
- (21) 浄化槽に係る事務に関すること。
- (22) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関すること。
- (23) 商工業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (24) 臨時運行許可に関すること。
- (25) 区内の商工業関係団体及び観光関係団体との連絡調整に関すること。
- (26) 区における観光宣伝に関すること。
- (27) 観光施設等の維持管理に関すること。
- (28) 農業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (29) 林業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (30) 鳥獣の保護及び有害鳥獣対策に係る相談、苦情等に関すること。
- (31) 都市計画に係る地図の販売に関すること。
- (32) 地価公示及び地価調査の台帳等の閲覧に関すること。
- (33) 公共交通事業に関すること。
- (34) 花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関すること。
- (35) 緑地の保全及び緑化の推進に係る受付等に関すること。
- (36) 自然公園及び自然環境保全地域内における建築行為等の許可等に関すること。
- (37) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関すること。
- (38) 都市公園等に係る連絡調整に関すること。
- (39) 区内の市営住宅に係る連絡調整に関すること。
- (40) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 「弁天島海開き夏フェスタ」及び「浜名湖うなぎまつり」の開催
  - ・イベントを通じて雄踏・舞阪地域の魅力を発信し、本市の観光地としての活性化と賑わいを創出。
  - ・浜名湖うなぎまつりは、11月に浜名湖ガーデンパークにおいて、うなぎをはじめとした浜名湖の水産加工品や地場産品を販売するほか、うなぎの食文化で縁のあるさいたま市と交流を図っている。
- (2) 西区に伝わる伝統芸能や文化財の保存と活用
  - ・雄踏歌舞伎「万人講」定期公演（1月）
  - ・「中村家住宅」「舞坂宿脇本陣」を活用したイベントの企画協力を行い、施設の利用促進や来場者増を目指す。
- (3) 協働センターの管理運営
  - ・市民協働、地域づくりの拠点である協働センターの管理運営。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 庄内協働センターの管理運営業務の委託化について
  - ・協働センターの施設運営を地域団体に委ねることで地域コミュニティを活性化させることを目的とし、平成30年度から開始した和地協働センター、令和4年度から開始した伊佐見協働センターの管理運営委託を継続する。
  - ・令和5年10月から庄内協働センターの施設管理運営業務を地域団体（特定非営利活動法人プラット庄内）に委託できるよう、庄内地区自治会連合会等と調整する。
  - ・生涯学習業務については、令和6年4月からの委託化を目指す。
- (2) 路線バスの退出意向に伴う運行継続支援について（大久保線・伊佐見線）
  - ・令和5年1月、交通事業者から西区内の2路線（大久保線・伊佐見線）を撤退する意向が示された。
  - ・地域住民、市、交通事業者の三者協定を締結し、2年間（令和5年10月～令和7年9月）の路線バス運行を継続するとともに、交通検討会を設立（まちづくり推進課参加）し、利用者増の取り組み等について意見交換する。

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
雄踏総合体育館	西区雄踏町宇布見 9981-1	メインアリーナ・サブアリーナ・会議室／ダンス室・トレーニングルーム
馬郡運動広場	西区馬郡町 3785-1	サッカー2面利用可能
雄踏グラウンド	西区雄踏町宇布見 9611-21	野球場／ソフトボール場ほか
舞阪総合体育館	西区舞阪町舞阪 2623-32	メインアリーナ・卓球室・会議室・トレーニング室
舞阪乙女園グラウンド	西区舞阪町弁天島 3071	野球場／ソフトボール場ほか
神久呂協働センター ほか5館	西区神原町 922 ほか	ホール、会議室、講座室、調理室ほか
雄踏文化センター	西区雄踏町宇布見 5427	大ホール・イベントホール・楽屋・展示ロビー・各種会議室17室、楽器保管庫8区画 ほか
(雄踏協働センター)		ボランティアコーナー・協働スペース
学習等供用施設	西区和地町 6749 ほか	下之谷会館ほか10会館

重要文化財中村家住宅	西区雄踏町宇布見 4912-1	建築年代は西暦 1688 年頃・主屋の平面積 238.7 m <sup>2</sup> ・屋根は寄棟造の茅葺
舞坂宿脇本陣	西区舞阪町舞阪 2091	旧東海道では唯一の脇本陣の遺構
渚園	西区舞阪町弁天島 5005-1	野球場・ソフトボール場・多目的運動場・ テニスコート・キャンプ場
弁天島海浜公園	西区舞阪町弁天島 3775-2	海水浴場・レンタサイクル
弁天島温泉供給施設	弁天島海浜公園ほか	配水管、供給管及び供給設備
舞坂表浜駐車場ほか 6 施設	西区舞阪町舞阪 2668-1 ほか	有料駐車場 3 施設、無料駐車場 4 施設
舞阪市民の森	西区舞阪町舞阪 2668-58	公園施設

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当 課長	課長 補佐	企画・ 調整 グループ	文化・ スポーツ グループ	産業・ 環境 グループ	7 協働 グルー プ	合計
常勤	1		1	3	5	3	10	23
再任用					1	2	4	7
会計年度				1	1	1	27	30

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市西区雄踏一丁目 31 番 1 号 浜松市西区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-597-1117 (050-3385-8178)
- ・メールアドレス w-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

西区 社会福祉課

## 1 事務分掌

- (1) 福祉に係る総合的な施策の調整に関する事。
- (2) 地域福祉に係る施策の実施に関する事。
- (3) 生活保護の決定及び実施に関する事。
- (4) 行旅病人、行旅死亡人等に関する事。
- (5) 旅費欠乏者の援護に関する事。
- (6) 生活保護法による施設の設置等の相談に関する事。
- (7) 生活困窮者自立支援に関する事。
- (8) 民生委員及び児童委員に係る事務に関する事。
- (9) 災害見舞及び被災者の援護に関する事。
- (10) 日本赤十字社に係る事業に関する事。
- (11) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護に関する事。
- (12) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護に関する事。
- (13) 人権啓発事業及び人権教育事業の実施に関する事。
- (14) 人権擁護委員及び保護司に関する事。
- (15) 福祉事務所の庶務に関する事。
- (16) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (17) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療に係るものを除く。）の施行に係る事務に関する事。
- (18) 身体障害者、知的障害者及び障害児に関する相談に関する事。
- (19) 身体障害者、知的障害者及び障害児の援護に関する事。
- (20) 精神障害者の福祉に係る事務に関する事。
- (21) 障害者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (22) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務に関する事。
- (23) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務に関する事。
- (24) 心身障害者扶養共済制度に係る事務に関する事。
- (25) 障害支援区分審査会に関する事。
- (26) 児童健全育成事業に関する事。
- (27) 家庭教育の推進に係る事業に関する事。
- (28) 家庭児童相談室に関する事。
- (29) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (30) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務に関する事。
- (31) 交通遺児等福祉手当及び遺児等福祉手当に係る事務に関する事。
- (32) 子ども医療費及びひとり親等医療費の助成に係る事務に関する事。
- (33) 婦人相談員に関する事。
- (34) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 子育て支援の充実について
  - ・手続きや相談において、オンライン化を積極的に導入する。
- (2) 生活困窮者への自立支援の実施について
  - ・他の専門機関と連携し、相談や一時生活支援事業などを実施。

## 3 課題・懸案事項

- (1) こども家庭センター設置に伴う影響について



- ・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に伴い、社会福祉課を2階へ移設する。
- ・課の配置の変更による混乱や騒音など、来庁者への影響が予想される。また、事務室の移設に伴う引越作業など、時間外勤務による対応が見込まれる。

(2) デジタル技術を活用した子育て支援の充実について

- ・子育て世帯は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、相談や各種手続きを行う時間が取りにくい状態にある。
- ・デジタル技術を活用し、保育に関する相談や子ども医療費等の申請手続きをオンライン化し、来庁しなくても相談等ができるよう利便性の向上を図る。

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
坪井児童遊園ほか 28 施設	浜松市西区坪井町 911-1 ほか	児童遊具等

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	地域福祉グループ	こども福祉グループ	障害福祉グループ	家庭児童相談室グループ	合計
常勤	1	1	7	2	6	3	20
再任用			1	1		1	3
会計年度			4	3	4	2	13

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市西区雄踏一丁目 31 番 1 号 西区役所 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-597-1118 (050-3385-8182)
- ・メールアドレス w-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

西区 長寿保険課

## 1 事務分掌

- (1) 老人福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (2) 軽費老人ホームに係る事務に関する事。
- (3) 高齢者の生きがい事業等に係る事務に関する事。
- (4) 高齢者の保健福祉に係る総合相談に関する事。
- (5) 高齢者の生活支援に係る事務に関する事。
- (6) 地域支援事業に係る事務に関する事。
- (7) 地域包括支援センターに係る事務に関する事。
- (8) 高齢者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (9) 介護保険に係る事務に関する事。
- (10) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に関する事。
- (11) 介護認定審査会に関する事。
- (12) 国民健康保険に係る事務に関する事。
- (13) 後期高齢者医療に係る事務に関する事。
- (14) 国民年金に係る事務に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 認知症施策推進事業
  - ・ 認知症に対する理解を深める講習会や、支援者の養成をする。
  - ・ 認知症徘徊高齢者の早期発見を助けるオレンジシール・オレンジメールの普及拡大をする。
- (2) 地域高齢者見守り支援事業
  - ・ 民生児童委員、自治会等の協力により地域高齢者の実態を調査し、ひとり暮らし・高齢者世帯の見守り支援をする。

## 3 課題・懸案事項

- (1) ふれあい交流センターの利用促進について
  - ・ 令和2年度に老人福祉センターからふれあい交流センターへ名称と運営方針が転換されたことで、高齢者の生きがいづくり・健康増進と地域の子育て支援、高齢者と子供の世代を超えた交流の場として、魅力ある講座の開催や様々な交流イベントを開催することで利用促進に努める。
- (2) 高齢者の生活支援・介護予防サービスを充実させるための体制づくりの推進
  - ・ 急速な勢いで高齢者人口が伸びる中、高齢者世帯やひとり暮らし世帯が安心して暮らせるまちを展開するため、地域包括ケアシステムによる情報共有、地域単位の支援体制づくりや認知症への理解を深める事業等を実施する。
- (3) 介護認定申請から認定結果通知までの期間のさらなる短縮化
  - ・ 後期高齢者人口の増加で介護認定申請が増加し、原則30日以内を超過している。このため、不足している調査員の募集と育成、他区との応援体制の強化などに努める。

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
ふれあい交流センター湖東	西区和地町 1833-1	大広間、マッサージ機ほか
ふれあい交流センター湖南	西区馬郡町 3805-1	大広間、マッサージ機ほか
ふれあい交流センター舞阪	西区舞阪町舞阪 2668-349	大広間、マッサージ機ほか

ふれあい交流センター陽だまり	西区舞阪町弁天島 2658-19	和室、マッサージ機、浴場ほか
ふれあい交流センターつつじ	西区雄踏町宇布見 4720	大広間、マッサージ機ほか

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	高齢者福祉 グループ	介護保険 グループ	国保年金 グループ	合 計
常 勤	1	1	3	4	5	14
再任用			1		1	2
会計年度			1	13	1	15

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市西区雄踏一丁目 31 番 1 号 西区役所 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-597-1119 (053-597-1210)
- ・メールアドレス w-chouju@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

西区 健康づくり課

## 1 事務分掌

- (1) 区における保健医療施策の実施に関する事。
- (2) 医療関係団体との連絡調整に関する事。
- (3) 地域保健活動の実施に関する事。
- (4) 区における保健師の活動の統括に関する事。
- (5) 母子保健に係る事業の実施に関する事。
- (6) 予防接種に係る事務の関する事。
- (7) がん検診等に係る事務に関する事。
- (8) 栄養に係る事業の実施に関する事。
- (9) 小児慢性特定疾病医療支援に係る申請の受付等に関する事。
- (10) 自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、養育医療及び療育医療に係る申請の受付等に関する事。
- (11) 不妊治療等支援事業に係る申請の受付等に関する事。
- (12) 難病対策に係る申請の受付等に関する事。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理に係る申請の受付に関する事。
- (14) 歯科保健事業の実施に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 母子保健事業
  - ・妊産婦及び乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のため、健診や相談、家庭訪問等を通じて妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。
- (2) 成人保健事業
  - ・生活習慣病の予防、がん検診、歯科保健、栄養に関する各種事業や協力店舗、企業、シニアクラブ等への啓発を実施し、区民の健康づくりを促進していく。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 区再編やこども家庭センターの開設に向けての体制整備等について
  - ・区再編に伴う体制の整備やこども家庭センターの開設に向けた関係各課との調整を継続していく。
  - ・こども家庭センターの開設に伴う施設改修工事や事務室の移動等は開庁時に実施することもあるため、来所する乳幼児はもちろん、職員に危険が及ぶことのないよう細心の注意を払って実施する。
- (2) 保健医療費等講演会事業の在り方について
  - ・旧雄踏町・舞阪町医師会補助金廃止に伴い、委託事業として継続している。区再編に伴い事業の在り方について、雄踏町・舞阪町医師会と調整を進める。
- (3) 地域力向上事業「健康寿命延伸啓発事業」の効果的な実施について
  - ・西区の健康課題であるメタボや糖尿病予防等に向け、アフターコロナを見据え効果的な展開方法を検討、実施していく。

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
西部保健センター 他 1 箇所	雄踏一丁目 31 番 1 号	親子相談室、集団健診室、講座室

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	保健第1 グループ	保健第2 グループ	保健第3 グループ	合 計
常 勤	1		1	6	8	3	19
再任用				1		2	3
会計年度				2	1	2	5

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市西区雄踏一丁目 31 番 1 号 西区役所 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-597-1120 (050-3385-8179)
- ・メールアドレス w-kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

## 西区 舞阪協働センター

### 1 事務分掌

- (1) 地域における防災、災害対応その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に係る事務に関する事。
- (2) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の地域本部に関する事。
- (3) 陳情、要望等の受付に関する事。
- (4) 地域の情報の収集及び発信に関する事。
- (5) 市町村合併等に伴う証明書及び住居表示変更証明書の交付に関する事。
- (6) 文書の管理に関する事。
- (7) 市政情報の提供に関する事。
- (8) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃止の申告の受付に関する事。
- (9) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (10) 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく届出の受付に関する事。
- (11) 戸籍法に基づく証明の交付及び住民基本台帳法に基づく証明に関する事。
- (12) 印鑑登録に関する事。
- (13) 身分証明書の交付に関する事。
- (14) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (15) 埋火葬許可証及び斎場火葬利用許可書の交付に関する事。
- (16) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関する事。
- (17) 地域住民組織との連絡調整に関する事。
- (18) 協働センターの管理運営に関する事。
- (19) 重度心身障害者医療費助成申請の受付に関する事。
- (20) 障害者等に係る外出支援助成券（市長が定めるものに限る。）の交付に関する事。
- (21) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金等に係る届出等の受付に関する事。
- (22) 児童手当に係る請求等の受付に関する事。
- (23) 連絡ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (24) 舞阪表浜公園及び舞阪表浜東公園の利用申請の受付に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 舞阪えんばい朝市（4及び5月・弁天島海浜公園）
  - ・海産物や地場産品を販売
- (2) おいしい舞阪まるごと体験フェア（2月・浜名湖ガーデンパーク）
  - ・舞阪地区の冬の味覚や周辺地域の魅力に直接触れることができる体験型イベント。
- (3) 表浜防風林再生事業
  - ・防風林の防災機能復活と景観維持のため、地域の活動団体と協力し、植樹を実施。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 食を通じた舞阪地区の発信
  - ・舞阪えんばい朝市は、日本で有数の水揚げを誇る生しらすをはじめとした地場産品の販売及びPRを目的に開催。令和4年度に事務局が浜名商工会から舞阪町観光協会に変わり、会場も舞阪漁港から集客効果の高い弁天島海浜公園へ変更。
  - ・おいしい舞阪まるごと体験フェアは、舞阪地域及び浜名湖周辺の冬の味覚や西区内の豊富な農産物などの販売、地元水産業に直接触れ合うことができる体験型イベント。地域の特性・資源の情報発信によって地産地消を推進し、消費拡大につなげる。

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
舞阪協働センター	西区舞阪町舞阪 2701-9	ホール、会議室、講座室、調理室ほか

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	地域振興 グループ	地域生活 グループ	合計
常勤	1	1	2	1	5
再任用			1	1	2
会計年度			2	1	3

#### 6 問い合わせ先

- ・名称 西区 舞阪協働センター
- ・所在地等 浜松市西区舞阪町舞阪 2701 番地の 9
- ・電話番号(FAX 番号) 053-592-2111 (050-3385-8196)
- ・メールアドレス ms-kyodo@city.hamamatu.shizuoka.jp





# 南 区 役 所



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

区役所名 南區役所

### 1 南區長 鈴木 江利子

### 2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		副区長 次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数						
1 区振興課	2	1		1	18	20
2 区民生活課	5		1	4	79	84
3 社会福祉課	4		1	1	34	36
4 長寿保険課	3		1	1	30	32
5 健康づくり課	3		1	1	22	24
計		1	4	8	183	196

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 防災対策事業（区振興課）
- (2) 地域力向上事業（区振興課）
- (3) 地域コミュニティ推進事業（区民生活課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 区再編に向けての準備・円滑な移行等（区役所各課）
- (2) 地域防災力の向上（区振興課）
- (3) 老朽化した所管施設の修繕等の取り組み（区民生活課）



# 所管事務・事業の概要

南区 区振興課

## 1 事務分掌

- (1) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の維持管理等に関すること。
- (2) 防災意識その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に係る意識の普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (3) 自主防災組織に係る事務に関すること。
- (4) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部に関すること。
- (5) 区における事務事業の総合調整に関すること。
- (6) 広聴及び広報に係る事務に関すること。
- (7) 窓口の案内業務に関すること。
- (8) 区政の情報の収集及び発信に関すること。
- (9) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (10) 区の行政区域に係る事務に関すること。
- (11) 市町村合併等に伴う証明書の発行に関すること。
- (12) 文書の管理に関すること。
- (13) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (14) 住居表示に係る事務に関すること。
- (15) 統計の実施に関すること。
- (16) 区役所で所管する財産の管理等に関すること。
- (17) 区役所庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の課の配置に関すること。
- (18) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (19) 工事その他の請負契約、物品の購入及び修繕等に関すること。
- (20) 区役所における業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (21) 不用品の処分に関すること。
- (22) 市民安全に係る事務の実施に関すること。
- (23) 暴力追放運動に係る事業の実施に関すること。
- (24) 区の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (25) 区における総合行政の推進に関すること。
- (26) 区協議会に関すること。
- (27) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (28) 区内の男女共同参画の啓発に関すること。
- (29) 商工業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (30) 区における観光宣伝に関すること。
- (31) 観光施設等の維持管理に関すること。
- (32) 農業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (33) 林業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (34) 鳥獣の保護及び有害鳥獣対策に係る相談、苦情等に関すること。
- (35) 地価公示及び地価調査の台帳等の閲覧に関すること。
- (36) 公共交通事業に関すること。
- (37) 花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関すること。
- (38) 緑地の保全及び緑化の推進に係る受付等に関すること。
- (39) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関すること。

- (40) 都市公園等に係る連絡調整に関する事。
- (41) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関する事。
- (42) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事。
- (43) 区役所の予算及び決算の総括に関する事。
- (44) 区役所内の総合調整に関する事。
- (45) 他の課に属しない事。

<区会計管理者>

- (1) 現金（代用納付証券を含む。）、有価証券及び物品の出納保管に関する事。
- (2) 源泉徴収等に関する事。
- (3) 在庫物品に関する事。

<南区選挙管理委員会事務局>

- (1) 委員会の運営に関する事。
- (2) 例規の制定及び改廃に関する事。
- (3) 職員の任免、服務等に関する事。
- (4) 文書及び公印の管理に関する事。
- (5) 選挙事務の執行に関する事。
- (6) 選挙事務の調査研究に関する事。
- (7) 選挙人名簿の調製及び保管に関する事。
- (8) 投票区に関する事。
- (9) 選挙の啓発及び広報活動に係る事務に関する事。
- (10) 選挙公報に関する事。
- (11) 期日前投票及び不在者投票に関する事。
- (12) ポスター掲示場に関する事。
- (13) 在外選挙に関する事。
- (14) 最高裁判所裁判官国民審査に関する事。
- (15) 国民投票に関する事。
- (16) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関する事。
- (17) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関する事。
- (18) 直接請求に係る事務に関する事。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、選挙に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 防災対策事業
  - 防災意識啓発
- (2) 地域力向上事業
  - 市民提案による住みよい地域づくり助成事業
  - 区民活動・文化振興事業
  - 区課題解決事業
- (3) 区協議会運営事業
  - 区協議会、意見交換会の開催

## 3 課題・懸案事項

- (1) 区再編に向けての準備・円滑な移行等
- (2) 地域防災力の向上
- (3) 地域力向上事業の推進

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
南区役所	南区江之島町 600-1	平成 19 年 1 月完成、鉄筋コンクリート造地上 4 階建て(屋上あり)、敷地面積 6,437.33 m <sup>2</sup> 、建築面積 1,301.06 m <sup>2</sup> 、延床面積 3,693.59 m <sup>2</sup> 、免振装置設置
浜松まつり会館	南区中田島町 1313	昭和 59 年度建設、鉄骨鉄筋・一部鉄筋コンクリート造平屋建て、敷地面積 7,779 m <sup>2</sup> 凧展示室、屋台展示室、ハイビジョンルーム、売店、トイレ、事務室、自動販売機コーナー等

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	区調整官	課長補佐	総務・企画グループ	防災グループ	合計
常勤	1		1	5	4	11
再任用		1			1	2
会計年度				5	2	7

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市南区江之島町 6 0 0 番地の 1 南区役所 3 階南
- ・電話番号(FAX 番号) 053-425-1120 (050-3385-8948)
- ・メールアドレス s-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

南区 区民生活課

### 1 事務分掌

- (1) 税の申告書及び届出書等の受付に関する事。
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関する事。
- (3) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (4) 土地家屋縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳等の閲覧に関する事。
- (5) 市税及び国民健康保険料の収納等に関する事。
- (6) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関する事。
- (7) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく届出の受付等に関する事。
- (8) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (9) 市民サービスセンターに関する事（他の所管に係るものを除く。）。
- (10) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に係る事務に関する事。
- (11) 墓園、墓地及び納骨堂の利用に係る事務に関する事。
- (12) 簡易な市民相談、交通事故相談、消費生活相談等に関する事。
- (13) 行政相談委員との連絡調整に関する事。
- (14) 区における市民協働に関する事。
- (15) 区内の地域住民組織との連絡調整に関する事。
- (16) 地縁による団体の認可に関する事。
- (17) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関する事。
- (18) 区内のコミュニティの推進に関する事。
- (19) 区内のはたちの集いに関する事。
- (20) 区民生活課に置かれる第2種協働センターに関する事。
- (21) 文化事業等の企画及び実施に関する事。
- (22) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関する事。
- (23) 文化団体等との連絡調整に関する事。
- (24) スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関する事。
- (25) 小・中学校スポーツ施設の利用に関する事。
- (26) 公益財団法人浜松市体育協会及び区内のスポーツ振興団体との連絡調整に関する事。
- (27) 狂犬病予防に係る事務に関する事。
- (28) 動物の愛護及び管理に係る事務に関する事。
- (29) 衛生害虫等の防除に係る相談に関する事。
- (30) 地域における環境施策に係る事務に関する事。
- (31) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関する事。
- (32) ごみ減量施策の実施に関する事。
- (33) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関する事。
- (34) 連絡ごみの収集に係る相談等に関する事。
- (35) 不法投棄物に係る対応に関する事。
- (36) 環境美化活動に関する事。
- (37) 死犬猫等の処理に関する事。
- (38) 浄化槽に係る事務に関する事。
- (39) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関する事。
- (40) 臨時運行許可に関する事。
- (41) 区内の市営住宅に係る連絡調整に関する事。



## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等事業  
戸籍・住民登録・印鑑登録等の各種届出・申請等の受付事務及び関係する各種証明書の交付・マイナンバーカードの交付等に関する事務
- (2) 地域コミュニティ推進事業  
コミュニティ担当職員による地域の活動支援に関する事務
- (3) 協働センター管理運営事業  
施設の維持管理、講座開設等に関する事務
- (4) 自治会振興事業  
防犯灯設置維持管理費等の補助に関する事務
- (5) スポーツ施設運営事業  
可美公園総合センター等スポーツ施設の指定管理者による運営に関する事務

## 3 課題・懸案事項

- (1) 個人番号カード交付率増加に伴い、カード更新や電子証明等の関連事務増加への対応
- (2) 老朽化した所管施設の修繕等の取り組み

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
可美市民サービスセンター	南区若林町 925-1	市民窓口業務（各種証明書発行等）
飯田市民サービスセンター	南区飯田町 558	市民窓口業務（各種証明書発行等）
南陽協働センター	南区下江町 462	ホール、講座室、和室、料理教室、体育館ほか
新津協働センター	南区新橋町 910	ホール、講座室、和室、料理教室、体育館ほか
白脇協働センター	南区寺脇町 241	ホール、講座室、和室、料理教室、体育館ほか
五島協働センター	南区福島町 242-1	ホール、講座室、和室、料理教室、体育館ほか
浜松市天文台	〃	観測室、工作室、展示ホール
可美協働センター	南区増楽町 1723-1	ホール、講座室、和室、料理教室、体育館ほか
新橋体育センター	南区新橋町 1-2	体育館、トレーニング室、野球場、庭球場
可美公園総合センター	南区増楽町 920-2	体育館、野球場、弓道場、屋内・外プールほか
沖洗運動場	南区若林町 15-8	運動場
瓜内スポーツ広場	中区瓜内町 1825	運動場
大塚グラウンド	南区大塚町河川敷	運動場
江之島アーチェリー場	南区江之島町 1197	アーチェリー場

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	住民記録 グループ	戸籍 グループ	証明 グループ	生活 グループ	協働 グループ
常 勤	1	2	4	3	3	2	2
再任用				1			1
会計年度			13	1	7	2	

(単位：人)

区 分	可美市民 サービス センター	飯田市民 サービス センター	南陽協働 センター	新津協働 センター	白脇協働 センター	五島協働 センター	可美協働 センター	合 計
常 勤	1	1	2	2	2	2	2	29
再任用				1		1		4
会計年度	3	3	6	4	5	5	2	51

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市南区江之島町600番地の1 南区役所1階南
- ・電話番号(FAX 番号) 053-425-1342 (050-3385-8926)
- ・メールアドレス s-kumin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

南区 社会福祉課

## 1 事務分掌

- (1) 福祉に係る総合的な施策の調整に関する事。
- (2) 地域福祉に係る施策の実施に関する事。
- (3) 生活保護の決定及び実施に関する事。
- (4) 行旅病人、行旅死亡人等に関する事。
- (5) 旅費欠乏者の援護に関する事。
- (6) 生活保護法による施設の設置等の相談に関する事。
- (7) 生活困窮者自立支援に関する事。
- (8) 民生委員及び児童委員に係る事務に関する事。
- (9) 災害見舞及び被災者の援護に関する事。
- (10) 日本赤十字社に係る事業に関する事。
- (11) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護に関する事。
- (12) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護に関する事。
- (13) 人権啓発事業及び人権教育事業の実施に関する事。
- (14) 人権擁護委員及び保護司に関する事。
- (15) 福祉事務所の庶務に関する事。
- (16) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (17) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(育成医療に係るものを除く。)の施行に係る事務に関する事。
- (18) 身体障害者、知的障害者及び障害児に関する相談に関する事。
- (19) 身体障害者、知的障害者及び障害児の援護に関する事。
- (20) 精神障害者の福祉に係る事務に関する事。
- (21) 障害者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (22) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務に関する事。
- (23) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務に関する事。
- (24) 心身障害者扶養共済制度に係る事務に関する事。
- (25) 障害支援区分審査会に関する事。
- (26) 児童健全育成事業に関する事。
- (27) 家庭教育の推進に係る事業に関する事。
- (28) 家庭児童相談室に関する事。
- (29) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (30) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務に関する事。
- (31) 交通遺児等福祉手当及び遺児等福祉手当に係る事務に関する事。
- (32) 乳幼児、小・中学生及び母子家庭等に対する医療費の助成に係る事務に関する事。
- (33) 婦人相談員に関する事。
- (34) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務に関する事。

## 2 重点事業(主要事業、継続事業)

- (1) こども家庭センター設置
  - ・各グループや相談室等の配置
  - ・執務室内の改修工事
- (2) 区再編に係る組織改正への対応
  - ・組織改正に伴う課題・懸案事項の調整
  - ・職員配置

### 3 課題・懸案事項

- (1) 放課後児童会の待機児童解消
- (2) 児童虐待の未然防止及び早期発見

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
遠州浜子育て支援ひろば	南区遠州浜二丁目9-10	遊戯室、事務室
芳川児童遊園	南区芳川町785-1	児童遊具等
河輪児童遊園	南区東町398	児童遊具等
河輪町上児童遊園	南区河輪町308	児童遊具等
江之島児童遊園	南区江之島町706	児童遊具等
高塚北児童遊園	南区高塚町1253-1	児童遊具等
高塚南第一児童遊園	南区高塚町4709-1	児童遊具等
高塚南第二児童遊園	南区高塚町4564	児童遊具等
増楽児童遊園	南区増楽町402-2	児童遊具等
東若林児童遊園	南区東若林町1162-2	児童遊具等
新貝子供の遊び場	南区新貝町834-37	児童遊具等

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	地域福祉グループ	こども福祉グループ	児童家庭相談室グループ	障害福祉グループ	合計
常勤	1	1	12	3	3	5	25
再任用						1	1
会計年度			4	1	2	3	10

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 南区江之島町600番地の1 南区役所 2階南
- ・電話番号(FAX番号) 053-425-1460 (FAX 050-3385-8976)
- ・メールアドレス s-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

南区 長寿保険課

### 1 事務分掌

- (1) 老人福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (2) 軽費老人ホームに係る事務に関する事。
- (3) 高齢者の生きがい事業等に係る事務に関する事。
- (4) 高齢者の保健福祉に係る総合相談に関する事。
- (5) 高齢者の生活支援に係る事務に関する事。
- (6) 地域支援事業に係る事務に関する事。
- (7) 地域包括支援センターに係る事務に関する事。
- (8) 高齢者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (9) 介護保険に係る事務に関する事。
- (10) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に関する事。
- (11) 介護認定審査会に関する事。
- (12) 国民健康保険に係る事務に関する事。
- (13) 後期高齢者医療に係る事務に関する事。
- (14) 国民年金に係る事務に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 地域高齢者支援・介護予防事業  
高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう地域包括支援センターと連携し支援する。
- (2) 高齢者福祉施設運営事業  
ふれあい交流センターの運営により、高齢者の生きがいづくりや地域の世代間交流を図る。  
令和5年度ふれあい交流センター江之島の大規模改修を行う。
- (3) 介護保険事業  
介護保険の認定申請の受付、調査、審査、認定業務及び保険料の徴収、必要な保険給付の申請受付、審査等を行う。
- (4) 国民健康保険事業  
国民健康保険の資格取得・喪失等の届出受付、審査及び保険料の算定、収納、保険給付等の申請受付、審査等を行う。
- (5) 後期高齢者医療事業  
後期高齢者医療の保険料を徴収し、保険給付等の申請受付、審査等を行う。
- (6) 国民年金事業  
国民年金1号被保険者（自営業者、学生、無職者等）の資格取得・喪失、保険料免除申請、年金受給請求に関する受付、審査を行う。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 令和2年度老人福祉センターがふれあい交流センターへと転換し、子育て世代の利用が可能となったが、新型コロナウイルスの感染拡大により利用が停滞した。今後、子育て世代向け事業を展開し、地域の子育て支援や世代交流を推進する。
- (2) 介護保険の認定申請から認定結果通知までの期間のさらなる短縮化に向け、調査員の育成及び他区との応援体制の強化に努める。

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
ふれあい交流センター江之島	南区江之島町 606	大広間、デイサービスルーム、講座室等
ふれあい交流センター可美	南区増楽町 1645-1	大広間、デイサービスルーム、講座室等
ふれあい交流センター青龍	南区青屋町 300	大広間、デイサービスルーム、講座室等

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	高齢者福祉グループ	介護保険グループ	国保年金グループ	合計
常勤	1	1	4	3	5	14
再任用				1		1
会計年度			1	13	3	17

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 南区江之島町600番地の1 南区役所1階南
- ・電話番号(FAX 番号) 053-425-1542(053-425-1569)
- ・メールアドレス s-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

南区 健康づくり課

## 1 事務分掌

- (1) 区における保健医療施策の実施に関する事。
- (2) 医療関係団体との連絡調整に関する事。
- (3) 地域保健活動の実施に関する事。
- (4) 区における保健師の活動の統括に関する事。
- (5) 母子保健に係る事業の実施に関する事。
- (6) 予防接種に係る事務に関する事。
- (7) がん検診等に係る事務に関する事。
- (8) 栄養に係る事業の実施に関する事。
- (9) 小児慢性特定疾病医療支援に係る申請の受付等に関する事。
- (10) 自立支援医療(育成医療に係るものに限る。)、養育医療及び療育医療に係る申請の受付等に関する事。
- (11) 不妊治療等支援事業に係る申請の受付等に関する事。
- (12) 難病対策に係る申請の受付等に関する事。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理に係る申請の受付に関する事。
- (14) 歯科保健事業の実施に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 健康教育事業・健康相談事業  
保健師・栄養士による健康相談・身体計測・禁煙相談等
- (2) 妊婦乳幼児健康診査事業  
妊産婦乳幼児健康診査（妊産婦・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）
- (3) 妊娠期から出産・子育て期まで、きれめない母子訪問・相談事業  
母子健康手帳交付・こんにちはマタニティ訪問・こんにちは赤ちゃん訪問・親子すこやか相談等

## 3 課題・懸案事項

- (1) 生活習慣病を未然に防止するため、生活習慣の改善や健康増進に対する意識の向上。
- (2) 母子保健事業を推進するため、伴走型相談支援の強化。
- (3) 外国籍の母子に母国語による保健指導。

## 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	保健第1グループ	保健第2グループ	保健第3グループ	合計
常勤	1		1	3	5	7	17
再任用							
会計年度				4	2	1	7

## 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市南区江之島町600番地の1 南区役所2階北
- ・電話番号(FAX番号) 053-425-1590 (050-3385-8996)
- ・メールアドレス s-kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp





# 北 区 役 所



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

区役所名 北区役所

### 1 北区長 堤 信弘

### 2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	区振興課	3	1		1	18	20
2	区民生活課	3		1	1	32	34
3	まちづくり推進課	3		1	1	38	40
4	社会福祉課	3		1	1	29	31
5	長寿保険課	3		1	1	30	32
6	健康づくり課	3		1	1	33	35
7	引佐協働センター	3		1	1	15	17
8	三ヶ日協働センター	3		1	1	14	16
計			1	7	8	209	225

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 地域力向上事業（区振興課、まちづくり推進課、引佐・三ヶ日協働センター）
- (2) 区大事業の継承実施（区振興課、まちづくり推進課、引佐・三ヶ日協働センター）
- (3) 公共交通推進事業（まちづくり推進課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 所管施設の修繕・整備（区振興課、まちづくり推進課、社会福祉課、三ヶ日協働センター）
- (2) 避難所運営に必要な「地区防災班員」の安定的な確保（区振興課）

(3) 中山間地域の医療提供体制の検討（健康づくり課）

## 所管事務・事業の概要

北区 区振興課

### 1 事務分掌

#### 区振興課

- (1) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の維持管理等に関すること。
- (2) 防災意識その他の危機管理(市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。)に係る意識の普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (3) 自主防災組織に係る事務に関すること。
- (4) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急処理事態対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部に関すること。
- (5) 区における事務事業の総合調整に関すること。
- (6) 広聴及び広報に係る事務に関すること。
- (7) 窓口の案内業務に関すること。
- (8) 区政の情報の収集及び発信に関すること。
- (9) 生活情報基盤の整備に関すること
- (10) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (11) 区の行政区域に係る事務に関すること。
- (12) 市町村合併等に伴う証明書の発行に関すること。
- (13) 文書の管理に関すること。
- (14) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (15) 住居表示に係る事務に関すること。
- (16) 統計の実施に関すること。
- (17) 区役所で所管する財産の管理等に関すること。
- (18) 区役所庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の課の配置に関すること。
- (19) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (20) 工事その他の請負契約、物品の購入及び修繕等に関すること。
- (21) 区役所における業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (22) 不用品の処分に関すること。
- (23) 市民安全に係る事務の実施に関すること。
- (24) 暴力追放運動に係る事業の実施に関すること。
- (25) 区における市民協働に関すること。
- (26) 区の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (27) 区における総合行政の推進に関すること。
- (28) 中山間地域の振興に関すること。
- (29) 区内の地域住民組織との連絡調整に関すること。
- (30) 地縁による団体の認可に関すること。
- (31) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関すること。
- (32) 区内のコミュニティの推進に関すること。
- (33) 区協議会に関すること。
- (34) 区振興課に置かれる第2種協働センター(第2種出先機関である協働センターをいう。)に関すること。
- (35) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (36) 区内の男女共同参画の啓発に関すること。

- (37)第1種協働センター(第1種出先機関である協働センターをいう。)との連絡調整に関すること。
- (38)選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- (39)区役所の予算及び決算の総括に関すること。
- (40)区役所内の総合調整に関すること。
- (41)他の課に属しないこと。

#### 区会計管理者

- (1)現金(代用納付証券を含む。)、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
- (2)源泉徴収等に関すること。
- (3)在庫物品に関すること。

#### 浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行

- (1)区内の通園・通学バスの運行に関すること。
- (2)区内の学校の用に供する財産の管理に関すること。

#### 浜松市北区選挙管理委員会事務局

- (1)委員会の運営に関すること。
- (2)例規の制定及び改廃に関すること。
- (3)職員の任免、服務等に関すること。
- (4)文書及び公印の管理に関すること。
- (5)選挙事務の執行に関すること。
- (6)選挙事務の調査研究に関すること。
- (7)選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (8)投票区に関すること。
- (9)選挙の啓発及び広報活動に係る事務に関すること。
- (10)選挙公報に関すること。
- (11)期日前投票及び不在者投票に関すること。
- (12)ポスター掲示場に関すること。
- (13)在外選挙に関すること。
- (14)最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- (15)国民投票に関すること。
- (16)裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (17)検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (18)直接請求に係る事務に関すること。
- (19)前各号に掲げるもののほか、選挙に関すること。

## 2 重点事業(主要事業、継続事業)

- (1)市民防災意識啓発事業  
区民の防災意識の向上、自主防災隊等の活動支援、発災時の迅速な情報提供体制の構築。
- (2)自治会振興事業  
自治会が設置・管理する防犯灯や、自治会集会所の整備に要する補助金の拠出。
- (3)地域力向上事業  
市民団体等の提案事業に対する補助金拠出、献上みかん事業の継続実施。
- (4)北区Deまつり開催事業  
区民の融和と北区の魅力を広く発信することを目的とした「北区Deまつり」の継続実施。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 避難所運営に必要な「地区防災班員」の安定的な確保。
- (2) 区再編により実施主体が分断される「北区 De まつり」の継続実施。
- (3) 遊休土地（普通財産）の適正処分。

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
北区役所	北区細江町気賀 305	北区役所庁舎
本陣前公園倉庫ほか 18 箇所	北区細江町気賀 763-1 ほか	防災資機材備蓄倉庫

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当 課長	課長 補佐	総務・統計 グループ	管財・調達 グループ	地域振興・ 防災 グループ	合計
常勤	1		1	4	4	5	15
再任用					1	1	2
会計年度				1	1	1	3

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区細江町気賀 305 北区役所 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-523-1112 (053-523-1907)
- ・メールアドレス n-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

北区 区民生活課

## 1 事務分掌

- (1) 市税及び個人県民税に係る証明に関すること。
- (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関すること。
- (3) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱の出入国管理に関する特例法に基づく届け出の受付等に関すること。
- (4) 旅券の申請、交付等に係る事務に関すること。
- (5) 広域行政窓口サービスに関すること。
- (6) 区内の第1種協働センターにおける市民窓口サービスに係る事務の総括に関すること。
- (7) 区民生活課に置かれる第2種協働センターに関すること。
- (8) 市民サービスセンターに関すること（他の所管に係るものを除く。）。
- (9) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に係る事務に関すること。
- (10) 墓園、墓地及び納骨堂の利用に係る事務に関すること。
- (11) 簡易な市民相談、交通事故相談、消費生活相談等に関すること。
- (12) 法律相談の連絡調整に関すること。
- (13) 行政相談委員との連絡調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等事業  
戸籍・住民基本台帳・印鑑登録その他の市民窓口サービスを提供する。
- (2) サービスセンター事業  
窓口業務のサービス拠点「新都田市民サービスセンター」の適正な運営を図る。
- (3) 三ヶ日斎場運営事業、斎場施設整備事業  
「三ヶ日斎場」の適正な運営を図る。
- (4) 旅券の申請受付・交付事業  
旅券の申請・交付等に係るサービスを提供する。
- (5) 証明書コンビニ交付推進事業（コンビニと窓口の機能分担、デジタル活用）  
「らくらく窓口証明」を区役所に設置し、コンビニ交付への誘導を促す。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 証明書コンビニ交付への周知

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
新都田市民サービスセンター	北区新都田三丁目 13-1	事務室2室、会議室2室
三ヶ日斎場	北区三ヶ日町宇志 815-1	人体火葬炉、ペット火葬炉、事務室、 告別ホールほか



## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	戸籍 グループ	住民記録 グループ	証明・旅券 グループ	新都田市民サ ービスセンター	合 計
常 勤	1		1	3	5	3	1	14
会計年度				2	8	7	3	20

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区細江町気賀 305 北区役所 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-253-1116 (053-523-1928)
- ・メールアドレス n-kumin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

北区 まちづくり推進課

### 1 事務分掌

- (1) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関すること。
- (2) 区内のはたちの集いに関すること。
- (3) 文化事業等の企画及び実施に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 文化団体等との連絡調整に関すること。
- (6) スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 小・中学校スポーツ施設の利用に関すること。
- (8) 公益財団法人浜松市スポーツ協会及び区内のスポーツ振興団体との連絡調整に関すること。
- (9) まちづくり推進課に置かれる第2種協働センターに関すること。
- (10) 狂犬病予防に係る事務に関すること。
- (11) 動物の愛護及び管理に係る事務に関すること。
- (12) 衛生害虫等の防除に係る相談に関すること。
- (13) 地域における環境施策に係る事務に関すること。
- (14) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関すること。
- (15) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る緊急時等の初期対応に関すること。
- (16) 地下水の保全対策に関すること。
- (17) ごみ減量施策の実施に関すること。
- (18) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関すること。
- (19) 連絡ごみの収集に係る相談等に関すること。
- (20) 不法投棄物に係る対応に関すること。
- (21) 環境美化活動に関すること。
- (22) 死犬猫等の処理に関すること。
- (23) 浄化槽に係る事務に関すること。
- (24) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関すること。
- (25) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の受付並びに初期調査に関すること。
- (26) 商工業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (27) 臨時運行許可に関すること。
- (28) 区内の商工業関係団体及び観光関係団体との連絡調整に関すること。
- (29) 区における観光宣伝に関すること。
- (30) 観光施設等の維持管理に関すること。
- (31) 都市計画に係る地図の販売に関すること。
- (32) 地価公示及び地価調査の台帳等の閲覧に関すること。
- (33) 公共交通事業に関すること。
- (34) 公共交通空白地有償運送事業に関すること。
- (35) 花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関すること。
- (36) 緑地の保全及び緑化の推進に係る受付等に関すること。
- (37) 自然公園及び自然環境保全地域内における建築行為等の許可等に関すること。
- (38) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関すること。
- (39) 都市公園等に係る連絡調整に関すること。
- (40) 区内の市営住宅に係る連絡調整に関すること。
- (41) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

### (1) 協働センター管理運営事業

三方原地区及び都田地区の行政サービスの円滑な提供を図る。三方原協働センターにおいては地域団体による、適切な施設の管理運営と生涯学習講座を開催する。

### (2) 生涯学習機会提供事業、生涯学習施設運営事業

地域の歴史等を紹介する地域文化セミナーや地域づくり講座等を実施し、市民へ生涯学習の機会を提供する。また、直営や民間活力を活用した生涯学習施設の管理・運営を行う。

### (3) 交通事故防止対策事業

政令指定都市20市における人口10万人当りの人身交通事故件数ワースト1脱却を目指し、関係機関と連携した交通安全教育の実施や、交通事故多発交差点等での注意喚起を図る。

### (4) 生涯スポーツ振興事業、スポーツ施設運営事業

地区のスポーツ推進団体が実施する生涯スポーツに関する講習会、研修会等を支援し、生涯スポーツの振興を図る。また、直営や民間活力を活用したスポーツ施設の管理・運営を行う。

### (5) 地域力向上事業

地域の文化振興事業や課題解決事業を実施し、住みよい地域社会の実現を目指す。

## 3 課題・懸案事項

### (1) 国民宿舎の施設運営について

### (2) 三ヶ日文化ホールのあり方について

### (3) 姫様道中のあり方について

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
引佐多目的研修センター	北区引佐町井伊谷 248-186	ホール、研修室、会議室ほか
引佐総合体育館	北区引佐町横尾 500	体育館ほか
奥山体育センター	北区引佐町奥山 1550-1	体育館ほか
引佐運動広場	北区引佐町東黒田 847-1	運動場ほか
三ヶ日 B&G 海洋センター	北区三ヶ日町都築 3116-24	屋内プール、体育館ほか
三ヶ日運動場	北区三ヶ日町宇志 1320-5	運動場ほか
三ヶ日弓道場	北区三ヶ日町三ヶ日 121-16	射場、的場ほか
三ヶ日文化ホール	北区三ヶ日町三ヶ日 500-1	音楽ホールほか
学習等共用施設（三方原会館）	北区三方原町 562-1	集会室、学習室ほか
細江総合体育センター／細江総合グラウンド	北区細江町中川 2736	体育館、野球場ほか
みをつくし文化センター／細江農業就業改善センター	北区細江町気賀 369	ホール、展示ギャラリー、会議室ほか
国民宿舎奥浜名湖	北区細江町気賀 1023-1	宿泊定員 90 名、部屋数 28 室
気賀関所	北区細江町気賀 4577	番所 3 棟、門 2 棟ほか

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	商工 観光 グループ	環 境 交 通 グループ	生 涯 学 習 グループ	都 田 協 働 セ ン ター	三 方 原 協 働 セ ン ター	合 計
常 勤	1		1	4	3	5	2	1	17
再任用				2	2	2	1	1	8
会計年度				1	1	2	4	7	15

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等

まちづくり推進課 浜松市北区細江町気賀 305 北区役所 3階

三方原協働センター 浜松市北区三方原町 1179-5

都田協働センター 浜松市北区都田町 5563-16

- ・電話番号(FAX 番号)

まちづくり推進課 053-523-1114 (053-523-1217)

三方原協働センター 053-437-6522

都田協働センター 053-428-2152

- ・メールアドレス(まちづくり推進課) n-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

北区 社会福祉課

### 1 事務分掌

- (1) 福祉に係る総合的な施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉に係る施策の実施に関すること。
- (3) 生活保護の決定及び実施に関すること。
- (4) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること。
- (5) 旅費欠乏者の援護に関すること。
- (6) 生活保護法による施設の設置等の相談に関すること。
- (7) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員に係る事務に関すること。
- (9) 災害見舞及び被災者の援護に関すること。
- (10) 日本赤十字社に係る事業に関すること。
- (11) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護に関すること。
- (12) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護に関すること。
- (13) 人権啓発事業及び人権教育事業の実施に関すること。
- (14) 人権擁護委員及び保護司に関すること。
- (15) 福祉事務所の庶務に関すること。
- (16) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (17) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療に係るものを除く。）の施行に係る事務に関すること。
- (18) 身体障害者、知的障害者及び障害児に関する相談に関すること。
- (19) 身体障害者、知的障害者及び障害児の援護に関すること。
- (20) 精神障害者の福祉に係る事務に関すること。
- (21) 障害者の虐待防止に係る事務に関すること。
- (22) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務に関すること。
- (23) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (24) 心身障害者扶養共済制度に係る事務に関すること。
- (25) 障害支援区分審査会に関すること。
- (26) 児童健全育成事業に関すること。
- (27) 家庭教育の推進に係る事業に関すること。
- (28) 家庭児童相談室に関すること。
- (29) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務に関すること。
- (30) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (31) 交通遺児等福祉手当及び遺児等福祉手当に係る事務に関すること。
- (32) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務に関すること。
- (33) 婦人相談員に関すること。
- (34) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

#### (1) 地域福祉推進事業

各地域の協働センター等に整備された情報発信の拠点施設である「地域ボランティアコーナー」を活用し、さまざまな福祉活動の担い手や団体との連携を図る。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 寸座児童遊園に使用している土地の取得
- (2) 浜松市三ヶ日総合福祉センター・浜松市三ヶ日児童館の老朽化に伴う修繕

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
三ヶ日総合福祉センター	北区三ヶ日字志 803-1	高齢者福祉施設（指定管理）
三ヶ日児童館	北区三ヶ日字志 803-1	児童福祉施設（指定管理）

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	担当課長	課長補佐	障害福祉グループ	こども福祉グループ	家庭児童相談室グループ	地域福祉グループ	合計
常勤	1		1	5	3	2	7	19
再任用						1		1
会計年度				7		1	3	11

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区細江町気賀 305 北区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-523-3111 (053-523-1119)
- ・メールアドレス n-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

北区 長寿保険課

## 1 事務分掌

- (1) 老人福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (2) 軽費老人ホームに係る事務に関する事。
- (3) 高齢者の生きがい事業等に係る事務に関する事。
- (4) 高齢者の保健福祉に係る総合相談に関する事。
- (5) 高齢者の生活支援に係る事務に関する事。
- (6) 地域支援事業に係る事務に関する事。
- (7) 地域包括支援センターに係る事務に関する事。
- (8) 高齢者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (9) 介護保険に係る事務に関する事。
- (10) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に関する事。
- (11) 介護認定審査会に関する事。
- (12) 国民健康保険に係る事務に関する事。
- (13) 後期高齢者医療に係る事務に関する事。
- (14) 国民年金に係る事務に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 地域高齢者支援・介護予防事業  
高齢者が地域で安心して暮らせることを目的とした保健・介護・福祉に関する各種事業。
- (2) 高齢者施設運営事業（施設維持管理）  
高齢者施設を安心して利用してもらうことを目的とした施設運営及び維持管理業務。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) 介護予防及び高齢者総合相談事業の充実
- (3) 区再編に伴う事務調整及び円滑な移行

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
ふれあい交流センター萩原（指定管理施設）	北区初生町1	生きがいデイルーム、講座室、大広間、工作室、キッズルームほか
細江介護予防センター（直営）	北区細江町気賀4581	デイルーム、ものづくり工房、介護指導室、（ボランティアコーナー）ほか

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	高齢者福祉 グループ	介護保険 グループ	国保年金 グループ	合計
常勤	1	1	4	4	5	15
会計年度			1	13	3	17

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区細江町気賀 305 北区役所 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-523-1144 (053-523-1928)
- ・メールアドレス n-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp



## 所管事務・事業の概要

北区 健康づくり課

### 1 事務分掌

- (1) 区における保健医療施策の実施に関する事。
- (2) 医療関係団体との連絡調整に関する事。
- (3) 地域保健活動の実施に関する事。
- (4) 区における保健師の活動の統括に関する事。
- (5) 母子保健に係る事業の実施に関する事。
- (6) 予防接種に係る事務に関する事。
- (7) がん検診等に係る事務に関する事。
- (8) 栄養に係る事業の実施に関する事。
- (9) 小児慢性特定疾病医療支援に係る申請の受付等に関する事。
- (10) 自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、養育医療及び療育医療に係る申請の受付等に関する事。
- (11) 不妊治療等支援事業に係る申請の受付等に関する事。
- (12) 難病対策に係る申請の受付等に関する事。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理に係る申請の受付に関する事。
- (14) 歯科保健事業の実施に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 生活習慣病予防事業  
区民が健康で充実した生活を送れるよう、生活習慣病予防のための健診の受診や健康づくりについて周知啓発。
- (2) 妊娠期からの切れ目ない子育て支援事業  
妊婦・乳幼児健診等を通じて、妊娠から出産・子育てに至るまで切れ目のない子育て支援事業を実施。
- (3) 診療所運営事業  
引佐鎮玉診療所等を拠点とした中山間地域における医療提供体制の検討。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 糖尿病予備軍等の生活習慣病の予防対策の実施。
- (2) 区再編（三方原地区⇒中央区）に伴う業務の調整。
- (3) 中山間地域における医療提供体制の検討。

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
細江健康センター	北区細江町気賀 305	ホール、和室、サンルームほか
引佐健康センター	北区引佐町井伊谷 616-5	ホール、調理室、診察室ほか
三ヶ日保健センター	北区三ヶ日町三ヶ日 500-1	診察室、調理室、集団検診室ほか
引佐鎮玉診療所 ほか2施設	北区引佐町別所 219-5 ほか	診察室、レントゲン室ほか

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	担 当 課 長	課 長 補 佐	保 健 予 防 グループ	保 健 活 動 第 1 グループ	保 健 活 動 第 2 グループ	鎮 玉 診 療 所 グループ	合 計
常 勤	1		1	6	6	6	5	25
再任用				1				1
会計年度				3	2	2	2	9

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 北区細江町気賀 305 細江健康センター
- ・電話番号(FAX 番号) 053-523-3121 (053-523-3122)
- ・メールアドレス n-kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

北区 引佐協働センター

## 1 事務分掌

- (1) 地域における防災、災害対応その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に係る事務に関する事。
- (2) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部その他の危機に関する対策本部の地域本部に関する事。
- (3) 陳情、要望等の受付に関する事。
- (4) 地域の情報の収集及び発信に関する事。
- (5) 市町村合併等に伴う証明書及び住居表示変更証明書の交付に関する事。
- (6) 文書の管理に関する事。
- (7) 市政情報の提供に関する事。
- (8) 普通財産等の維持管理に関する事（市長が定める軽微なものに限る。）。
- (9) 税の申告書及び届出書等の受付に関する事。
- (10) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関する事。
- (11) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (12) 市税及び国民健康保険料の収納等に関する事。
- (13) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関する事。
- (14) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (15) 埋火葬許可証及び斎場火葬利用許可書の交付に関する事。
- (16) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関する事。
- (17) 中山間地域の振興事業に関する事。
- (18) 地域住民組織との連絡調整に関する事。
- (19) 協働センターの管理運営に関する事。
- (20) 福祉にかかる申請等の受付に関する事。
- (21) 障害者等に係る外出支援助成券（市長が定めるものに限る。）の交付に関する事。
- (22) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (23) 連絡ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (24) 臨時運行許可に関する事。
- (25) 農林水産業に係る申請、届出等の受付に関する事。
- (26) 地域における林道の簡易な維持、補修及び災害の調査に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 協働センター管理運営事業  
引佐地域の拠点施設として、行政サービスを円滑に提供できるよう、適切な施設の維持管理運営を実施していく。
- (2) 生涯学習機会提供事業  
地域づくり及び生涯学習の推進を図るため、地域住民等に生涯学習機会を促進していく。
- (3) 地域力向上事業  
協働センターを核とした課題解決事業の実施により、地域コミュニティ活動の充実を図る。
- (4) いなさ人形劇まつり開催事業（負担金）  
良質な人形劇をより多くの市民が観劇できる機会を設け、家族のふれあいの場を提供し、情操豊かな子供の育成に寄与するため、いなさ人形劇まつりの開催を支援する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) いなさみどりバスの存続
- (2) 地域の活性化
- (3) 有害鳥獣被害

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
引佐協働センター	北区引佐町井伊谷 616-5	事務室、会議室 3、相談室 2、市民協働スペース、ホール 394 m <sup>2</sup>

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	副所長	地域振興 グループ	生涯学習 グループ	地域生活 グループ	合計
常勤	1	1	1	3	3	9
再任用			3	1	1	5
会計年度			1		2	3

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区引佐町井伊谷 616-5
- ・電話番号(FAX 番号) 053-542-1112 (053-542-3319)
- ・メールアドレス is-kyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

北区 三ヶ日協働センター

## 1 事務分掌

- (1) 地域における防災、災害対応その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に係る事務に関する事。
- (2) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の地域本部に関する事。
- (3) 陳情、要望等の受付に関する事。
- (4) 地域の情報の収集及び発信に関する事。
- (5) 市町村合併等に伴う証明書及び住居表示変更証明書の交付に関する事。
- (6) 文書の管理に関する事。
- (7) 市政情報の提供に関する事。
- (8) 普通財産等の維持管理に関する事（市長が定める軽微なものに限る。）。
- (9) 税の申告書及び届出書等の受付に関する事。
- (10) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃止の申告の受付に関する事。
- (11) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (12) 市税及び国民健康保険料の収納等に関する事。
- (13) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関する事。
- (14) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (15) 埋火葬許可証及び斎場火葬利用許可書の交付に関する事。
- (16) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関する事。
- (17) 地域住民組織との連絡調整に関する事。
- (18) 協働センターの管理運営に関する事。
- (19) 福祉に係る申請等の受付に関する事。
- (20) 障害者等に係る外出支援助成券（市長が定めるものに限る。）の交付に関する事。
- (21) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (22) 連絡ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (23) 臨時運行許可に関する事。
- (24) 農林水産業に係る申請、届出等の受付に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 協働センター管理運営事業  
地域の拠点施設として、行政サービスを円滑に提供するとともに、適切な施設の維持管理運営を実施していく。
- (2) 生涯学習推進事業  
地域づくり及び生涯学習の推進を図るため、地域住民等に生涯学習の機会を提供していく。
- (3) 地域力向上事業  
地域課題の解決及び地域の活性化を図る事業を地域住民と協働し、実施支援していく。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 施設（協働センター）の老朽化に伴う修繕

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
三ヶ日協働センター	北区三ヶ日町三ヶ日 500-1	三ヶ日協働センター事務室 貸館9（会議室1・講座室5・和室3）

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	副所長	地域振興 グループ	地域生活 グループ	合計
常勤	1	1	3	3	8
再任用			1		1
会計年度			3	4	7

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区三ヶ日町三ヶ日 500-1
- ・電話番号(FAX 番号) 053-524-1111 (053-524-1110)
- ・メールアドレス mk-kyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 浜 北 区 役 所





## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

区役所名 浜北区役所

### 1 浜北区長 中村 公彦

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		課名及び グループ数	参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数								
1	区振興課	4		1		1	25	27
2	区民生活課	3			1	1	31	33
3	まちづくり推進課	8			1	1	49	51
4	社会福祉課	4			1	1	29	31
5	長寿保険課	3			1	1	26	28
6	健康づくり課	4			1	1	21	23
計				1	5	6	181	193

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 区再編に伴う新区への円滑な移行（全課）
- (2) 浜北文化センター大規模改修（まちづくり推進課）
- (3) 証明書コンビニ交付推進事業（区民生活課）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 区再編に伴う新区への移行準備作業（全課）



## 所管事務・事業の概要

浜北区・区振興課

### 1 事務分掌

- (1) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の維持管理等に関すること。
- (2) 防災意識その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に係る意識の普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (3) 自主防災組織に係る事務に関すること。
- (4) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部に関すること。
- (5) 区における事務事業の総合調整に関すること。
- (6) 広聴及び広報に係る事務に関すること。
- (7) 窓口の案内業務に関すること（東、西、南、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (8) 区政の情報の収集及び発信に関すること。
- (9) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (10) 区の行政区域に係る事務に関すること。
- (11) 市町村合併等に伴う証明書の発行に関すること。
- (12) 文書の管理に関すること。
- (13) 情報公開及び個人情報情報の保護に関すること。
- (14) 住居表示に係る事務に関すること。
- (15) 統計の実施に関すること。
- (16) 区役所で所管する財産の管理等に関すること。
- (17) 区役所庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の課の配置に関すること。
- (18) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (19) 三大地財産区、四大地財産区及び赤佐財産区に関すること（浜北区役所に限る。）。
- (20) 工事その他の請負契約、物品の購入及び修繕等に関すること。
- (21) 区役所における業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (22) 不用品の処分に関すること。
- (23) 市民安全に係る事務の実施に関すること。
- (24) 暴力追放運動に係る事業の実施に関すること。
- (25) 区における市民協働に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (26) 区の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (27) 区における総合行政の推進に関すること。
- (28) 区内の地域住民組織との連絡調整に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (29) 地縁による団体の認可に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (30) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (31) 区内のコミュニティの推進に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (32) 区協議会に関すること。
- (33) 区振興課に置かれる第2種協働センター（第2種出先機関である協働センターをいう。以下同じ。）に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (34) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (35) 区内の男女共同参画の啓発に関すること。
- (36) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

- (37) 区役所の予算及び決算の総括に関すること。
- (38) 区役所内の総合調整に関すること。
- (39) 他の課に属しないこと。

#### 【区会計管理者分掌事務】

- (1) 現金（代用納付証券を含む。）、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
- (2) 三大地財産区、四大地財産区及び赤佐財産区の決算の調製に関すること。（浜北区会計管理者に限る。）
- (3) 源泉徴収等に関すること。
- (4) 在庫物品に関すること。

#### 【浜北区選挙管理委員会分掌事務】

- (1) 委員会の運営に関すること。
- (2) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (3) 職員の任免、服務等に関すること。
- (4) 文書及び公印の管理に関すること。
- (5) 選挙事務の執行に関すること。
- (6) 選挙事務の調査研究に関すること。
- (7) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (8) 投票区に関すること。
- (9) 選挙の啓発及び広報活動に係る事務に関すること。
- (10) 選挙公報に関すること。
- (11) 期日前投票及び不在者投票に関すること。
- (12) ポスター掲示場に関すること。
- (13) 在外選挙に関すること。
- (14) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。
- (15) 国民投票に関すること。
- (16) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (17) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (18) 直接請求に係る事務に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、選挙に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 区再編に伴う各種業務の移行作業  
市民サービス体制の維持を図り、各種業務のすり合わせ調整を行う
- (2) 地域力向上事業  
市民提案による住みよい地域づくり助成事業の推進
- (3) 区協議会運営事業  
地域住民の意見を行政運営に反映し、協働して魅力あるまちづくりを推進する
- (4) 区管理運営事業
- (5) 自治会振興事業

## 3 課題・懸案事項

- (1) 区再編に伴う各種業務（防災・選挙等含む）の円滑な移行について
- (2) 普通財産用地管理及び処分について

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
区役所庁舎	浜松市浜北区貴布祢 3000	複合施設「なゆた・浜北」内の区役所庁舎

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長 補佐	調整官	計画 調整 グループ	文書 統計 グループ	調達 管財 グループ	地域自治 防災 グループ	合計
常勤	1	1		4	3	4	4	17
再任用			1			1	1	3
会計年度				2	2	1	2	7

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地 浜北区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1141 (053-587-3127)
- ・メールアドレス hk-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

## 浜北区区民生活課

### 1 事務分掌

- (1) 税の申告書及び届出書等の受付に関する事（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関する事（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (3) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (4) 土地家屋縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳等の閲覧に関する事（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (5) 市税及び国民健康保険料の収納等に関する事（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (6) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関する事。
- (7) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく届出の受付等に関する事。
- (8) 旅券の申請、交付等に係る事務に関する事。
- (9) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (10) 区民生活課に置かれる第2種協働センターに関する事（中、西、北及び浜北区役所に限る。）。
- (11) 市民サービスセンターに関する事（中、南、北、浜北及び天竜区役所に限り、他の所管に係るものを除く。）。
- (12) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に係る事務に関する事。
- (13) 墓園、墓地及び納骨堂の利用に係る事務に関する事。
- (14) 簡易な市民相談、交通事故相談、消費生活相談等に関する事。
- (15) 行政相談委員との連絡調整に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 証明書コンビニ交付推進事業  
コンビニと窓口の機能分担、デジタル活用の推進

### 3 課題・懸案事項

- (1) 区再編に伴う各種業務の円滑な移行について
- (2) 証明書コンビニ交付への周知

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜北斎場	浜北区宮口 4831 番地の 170	火葬炉：9 炉

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	住民記録グループ	証明・旅券グループ	戸籍グループ	合計
常勤	1	1	4	3	3	12
再任用				1	1	2
会計年度			10	9		19

## 6 問い合わせ先

- ・ 所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地 浜北区役所 1 階
- ・ 電話番号(FAX 番号) 053-585-1111 (053-584-1005)
- ・ メールアドレス [hk-kumin@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:hk-kumin@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 所管事務・事業の概要

浜北区 まちづくり推進課

### 1 事務分掌

- (1) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関すること（西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (2) 区内のはたちの集いに関すること
- (3) 文化事業等の企画及び実施に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 文化団体等との連絡調整に関すること。
- (6) スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 小・中学校スポーツ施設の利用に関すること。
- (8) 公益財団法人浜松市スポーツ協会及び区内のスポーツ振興団体との連絡調整に関すること。
- (9) まちづくり推進課に置かれる第2種協働センターに関すること。
- (10) 動物の愛護及び管理に係る事務に関すること。
- (11) 地域における環境施策に係る事務に関すること。
- (12) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関すること。
- (13) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る緊急時等の初期対応に関すること（北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (14) ごみ減量施策の実施に関すること。
- (15) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関すること。
- (16) 連絡ごみの収集に係る相談等に関すること。
- (17) 不法投棄物に係る対応に関すること。
- (18) 環境美化活動に関すること。
- (19) 死犬猫等の処理に関すること。
- (20) 浄化槽に係る事務に関すること。
- (21) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関すること。
- (22) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の受付並びに初期調査に関すること（北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (23) 商工業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (24) 臨時運行許可に関すること。
- (25) 雇用の促進に係る相談等に関すること（浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (26) 区内の商工業関係団体及び観光関係団体との連絡調整に関すること（西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (27) 浜北地域活動・研修センターに関すること（浜北区役所に限る。）。
- (28) 区における観光宣伝に関すること。
- (29) 観光施設等の維持管理に関すること。
- (30) 都市計画に係る地図の販売に関すること。
- (31) 地価公示及び地価調査の台帳等の閲覧に関すること。
- (32) 公共交通事業に関すること。
- (33) 花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関すること。
- (34) 緑地の保全及び緑化の推進に係る受付等に関すること。
- (35) 自然公園及び自然環境保全地域内における建築行為等の許可等に関すること（西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (36) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関すること。



- (37) 都市公園等に係る連絡調整に関すること。  
 (38) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 遠州はまきた飛竜まつり開催事業  
 実行委員会による市民の親睦と地域産業の活性化及び地域文化の創造を目的としたイベント（令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
- (2) 浜北万葉まつり開催事業  
 万葉の森公園を会場に「曲水の宴」を中心とした各種イベントを開催し、万葉集とその時代の文化に親しんでもらうことを目的としたイベント  
 （令和2、3年度は中止。令和4年度は縮小開催）
- (3) 地域力向上事業（区民活動・文化振興事業）  
 地域の活性化や文化振興のため、市民協働により各種イベントを開催する。  
 「はまきたグリーンフェスタ」、「浜北区市民文化祭」、「浜北産業祭」、「浜北植木まつり」
- (4) 浜北文化センター大規模改修工事  
 開館から41年が経過していることから「浜松市施設等総合管理計画」及び「浜松市公共施設建築物長寿命化指針」に基づき、大規模改修工事を実施する。  
 令和4年度 実施設計  
 令和5年度 大規模改修工事入札及び契約（債務負担行為）  
 令和6年度 工事实施（期間：令和6年4月1日から令和7年6月30日）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 区再編に伴う各種業務の円滑な移行について  
 (2) 指定管理施設を含む、所管施設の老朽化に伴う修繕工事の増加

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜名協働センター ほか3箇所	浜北区小松 2789 ほか	会議室、和室、集会室、料理室、実習室 ほか
浜名協働センター付設体育館	浜北区小松 467-5	競技場
浜北地域活動・研修センター	浜北区於呂 2829-1	講堂、料理室、実習室、パソコン室 ほか
浜北総合体育館	浜北区平口 5042-133	メインアリーナ、サブアリーナ、軽体操室、トレーニングルーム ほか
浜北温水プール	浜北区平口 5042-125	25m×4 コース、流水プール、子供用プール ほか
浜北平口サッカー場	浜北区平口 3071-1	サッカー場、スポーツ広場、管理棟
明神池運動公園	浜北区宮口 391-5	野球場、庭球場、エントランス広場
梶池緑地	浜北区宮口 4666-1	多目的広場
御馬ヶ池緑地	浜北区於呂 3723-1	テニスコート、多目的広場
天竜川大平運動公園	浜北区中瀬地先	テニスコート、ゲートボール場、多目的広場
天竜川運動公園	浜北区中瀬・永島地先 (天竜川河川敷)	野球場コート4面、サッカーコート2面、ソフトボールコート9面ほか
サンライフ浜北	浜北区竜南 27	会議室、和室、研修室、トレーニング室、ほか
浜北武道館	浜北区竜南 26	柔道場、剣道場、弓道場
高菌ゲートボール場	浜北区高菌 221	ゲートボール場8面
浜北体育館	浜北区西美菌 29	競技場、軽スポーツ室兼会議室
浜北温泉施設	浜北区四大地 9-921	露天風呂2、内湯6、水風呂2、貸切風呂1、

あらたまの湯		サウナ2 ほか
浜北文化センター (本館・北館)	浜北区貴布祢 291-1	大・小ホール、練習室、大会議室、多目的室、 創作工房、料理室、和室 ほか
なゆた・浜北	浜北区貴布祢 3000	ホール、練習室
市民ミュージアム浜北	浜北区貴布祢 291-1	企画展示室、特別展示室、体験コーナーほか
万葉の森公園	浜北区平口 5051-1	万葉資料館、万葉亭、伎倍の工房 ほか

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	産業 スポーツ グループ	生涯学習 グループ	環境交通 グループ	浜北地域 活動・研修 センター	第2種協働 センター	合 計
常 勤	1	1	4	4	4	2	8	24
再任用				1			2	3
会計年度			3	2	2	3	14	24

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地 浜北区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1151 (053-587-3127)
- ・メールアドレス hk-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

浜北区 社会福祉課

## 1 事務分掌

- (1) 福祉に係る総合的な施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉に係る施策の実施に関すること。
- (3) 生活保護の決定及び実施に関すること。
- (4) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること。
- (5) 旅費欠乏者の援護に関すること。
- (6) 生活保護法による施設の設置等の相談に関すること。
- (7) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員に係る事務に関すること。
- (9) 災害見舞及び被災者の援護に関すること。
- (10) 日本赤十字社に係る事業に関すること。
- (11) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護に関すること。
- (12) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護に関すること。
- (13) 人権啓発事業及び人権教育事業の実施に関すること。
- (14) 人権擁護委員及び保護司に関すること。
- (15) 福祉事務所の庶務に関すること。
- (16) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (17) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療に係るものを除く。）の施行に係る事務に関すること。
- (18) 身体障害者、知的障害者及び障害児に関する相談に関すること。
- (19) 身体障害者、知的障害者及び障害児の援護に関すること。
- (20) 精神障害者の福祉に係る事務に関すること。
- (21) 障害者の虐待防止に係る事務に関すること。
- (22) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務に関すること。
- (23) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (24) 心身障害者扶養共済制度に係る事務に関すること。
- (25) 障害支援区分審査会に関すること。
- (26) 児童健全育成事業に関すること。
- (27) 家庭教育の推進に係る事業に関すること。
- (28) 家庭児童相談室に関すること。
- (29) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務に関すること。
- (30) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (31) 交通遺児等福祉手当及び遺児等福祉手当に係る事務に関すること。
- (32) 子ども医療費及びひとり家庭等医療費の助成に係る事務に関すること。
- (33) 婦人相談員に関すること。
- (34) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 放課後児童会運営支援事業  
子どもたちが地域のなかで健やかに育まれる環境づくりの推進
- (2) 子育て支援事業（児童手当・子ども医療等）
- (3) 児童家庭相談事業

- (4) 生活保護適正実施事務事業  
生活が困窮する世帯への生活の保障と世帯の自立を助長する
- (5) 障害児・者支援事業（障害者手帳・手当・医療・サービス等）

### 3 課題・懸案事項

- (1) 区再編に伴う各種業務の円滑な移行について
- (2) 放課後児童会の待機児童解消のための対策

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市浜北社会福祉会館	浜北区小林 1272-1	ボランティア活動室 2 室、会議室ほか

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	生活支援グループ	こども・地域支援グループ	家庭児童相談室グループ	障害者支援グループ	合計
常勤	1	1	5	3	2	5	17
再任用					1		1
会計年度			3	5	1	4	13

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地 浜北区役所 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1121 (053-586-5495)
- ・メールアドレス hk-syahuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

浜北区 長寿保険課

## 1 事務分掌

- (1) 老人福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (2) 軽費老人ホームに係る事務に関する事。
- (3) 高齢者の生きがい事業等に係る事務に関する事。
- (4) 高齢者の保健福祉に係る総合相談に関する事。
- (5) 高齢者の生活支援に係る事務に関する事。
- (6) 地域支援事業に係る事務に関する事。
- (7) 地域包括支援センターに係る事務に関する事。
- (8) 高齢者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (9) 介護保険に係る事務に関する事。
- (10) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に関する事。
- (11) 介護認定審査会に関する事。
- (12) 国民健康保険に係る事務に関する事。
- (13) 後期高齢者医療に係る事務に関する事。
- (14) 国民年金に係る事務に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 高齢者総合相談・虐待相談対応事業  
地域包括支援センターと協力し必要な措置を講じる。
- (2) 徘徊高齢者早期発見事業  
オレンジシールの交付、オレンジメールの配信、見守り協力者の拡充を図る。
- (3) 地域高齢者見守り支援事業  
民生児童委員、自治会等の協力により地域高齢者の実態を調査し、日常生活に不安を抱える高齢者に見守り支援を行う。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 区再編に伴う各種業務の円滑な移行について
- (2) 認知症による行方不明者の増加

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
ふれあい交流センター浜北	浜北区小林 1272-1	・ 高齢者の生きがいづくり及び子育て世代の支援を目的として交流の場を提供 ・ 指定管理者：(株)ヤタロー (1F) 工作室、機能訓練室、地区社協ほか (2F) 大広間、大・小会議室ほか

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	高齢者福祉 グループ	介護保険 グループ	国保年金 グループ	合 計
常 勤	1	1	3	5	5	15
再任用				1		1
会計年度			2	9	1	12

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地 浜北区役所 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1123 (5211)
- ・メールアドレス hk-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

浜北区 健康づくり課

## 1 事務分掌

- (1) 区における保健医療施策の実施に関すること。
- (2) 医療関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 地域保健活動の実施に関すること。
- (4) 区における保健師の活動の統括に関すること。
- (5) 母子保健に係る事業の実施に関すること。
- (6) 予防接種に係る事務に関すること。
- (7) がん検診等に係る事務に関すること。
- (8) 栄養に係る事業の実施に関すること。
- (9) 小児慢性特定疾病医療支援に係る申請の受付等に関すること。
- (10) 自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、養育医療及び療育医療に係る申請の受付等に関すること。
- (11) 不妊治療支援事業に係る申請の受付等に関すること。
- (12) 難病対策に係る申請の受付等に関すること。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理に係る申請の受付に関すること。
- (14) 歯科保健事業の実施に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 妊産婦乳幼児健康診査事業  
保護者や児の心身の健康の保持増進を図り、適切な支援を提供する。
- (2) 地域保健活動事業  
区民の健康の保持増進を図るため、がん検診や予防接種を実施するとともに、生活習慣病予防や歯科保健、食を通じた健康づくり等の健康教育・健康相談を実施する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 区再編に伴う各種業務の円滑な移行について
- (2) がん検診受診率向上に向けた積極的な周知・啓発

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜北保健センター	浜北区平口 1604 番地の 1	事務室、会議室、診察室、地域交流室等

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	予防グループ	保健第1グループ	保健第2グループ	歯科・栄養グループ	合計
常勤	1	1	2	5	5	2	16
再任用			1				1
会計年度			3	1		2	6

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市浜北区貴布祢 3000 番地 浜北区役所 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1171 (053-587-3127)
- ・メールアドレス hk-kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp





# 天 竜 区 役 所



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

区役所名 天竜区役所

### 1 天竜区長 袴田 雄三

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		副区長 次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数						
1 区振興課	4	1	1	1	22	25
2 区民生活課	1		1	1	11	13
3 まちづくり推進課	4		1	1	42	44
4 社会福祉課	4		1	1	21	23
5 長寿保険課	3		1	1	19	21
6 健康づくり課	2		1	1	25	27
7 春野協働センター	3		1	1	20	22
8 佐久間協働センター	3		1	1	28	30
9 水窪協働センター	3		1	1	16	18
10 龍山協働センター	3		1	1	13	15
計		1	10	10	217	238

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 区協議会運営事業（区振興課）
- (2) 地域力向上事業（区役所各課・各協働センター）
- (3) 区大事業の実施（区振興課・まちづくり推進課・各協働センター）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 遊休財産利活用（区振興課）
- (2) 区内の公共交通への取り組み（まちづくり推進課・各協働センター）
- (3) 災害に対する地域住民の安心・安全の確保（区振興課・各協働センター）



## 所管事務・事業の概要

天竜区 区振興課

### 1 事務分掌

- (1) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の維持管理等に関すること。
- (2) 防災意識その他の危機管理(市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。以下同じ。)に係る意識の普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (3) 自主防災組織に係る事務に関すること。
- (4) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部に関すること。
- (5) 区における事務事業の総合調整に関すること。
- (6) 広聴及び広報に係る事務に関すること。
- (7) 窓口の案内業務に関すること。
- (8) 区政の情報の収集及び発信に関すること。
- (9) 生活情報基盤の整備に関すること。
- (10) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (11) 区の行政区域に係る事務に関すること。
- (12) 市町村合併等に伴う証明書の発行に関すること。
- (13) 文書の管理に関すること。
- (14) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (15) 住居表示に係る事務に関すること。
- (16) 統計の実施に関すること。
- (17) 区役所で所管する財産の管理等に関すること。
- (18) 区役所庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の課の配置に関すること。
- (19) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (21) 工事その他の請負契約、物品の購入及び修繕等に関すること。
- (22) 区役所における業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (23) 不用品の処分に関すること。
- (24) 市民安全に係る事務の実施に関すること。
- (25) 暴力追放運動に係る事業の実施に関すること。
- (26) 区における市民協働に関すること。
- (27) 区の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (28) 区における総合行政の推進に関すること。
- (29) 中山間地域の振興に関すること。
- (30) 区内の地域住民組織との連絡調整に関すること。
- (31) 地縁による団体の認可に関すること。
- (32) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関すること。
- (33) 区内のコミュニティの推進に関すること。
- (34) 区協議会に関すること。
- (35) 区振興課に置かれる第2種協働センター(第2種出先機関である協働センターをいう。以下同じ。)に関すること。
- (36) 区振興課に置かれるふれあいセンターに関すること。
- (37) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (38) 区内の男女共同参画の啓発に関すること。

- (39) 第1種協働センター(第1種出先機関である協働センターをいう。以下同じ。)との連絡調整に関する事。
- (40) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事。
- (41) 区役所の予算及び決算の総括に関する事。
- (42) 区役所内の総合調整に関する事。
- (43) 他の課に属しない事。

<区会計管理者>

- (1) 現金(代用納付証券を含む。)、有価証券及び物品の出納保管に関する事。
- (2) 源泉徴収等に関する事。
- (3) 在庫物品に関する事。

<天竜区選挙管理委員会事務局>

- (1) 委員会の運営に関する事。
- (2) 例規の制定及び改廃に関する事。
- (3) 職員の任免、服務等に関する事。
- (4) 文書及び公印の管理に関する事。
- (5) 選挙事務の執行に関する事。
- (6) 選挙事務の調査研究に関する事。
- (7) 選挙人名簿の調製及び保管に関する事。
- (8) 投票区に関する事。
- (9) 選挙の啓発及び広報活動に係る事務に関する事。
- (10) 選挙公報に関する事。
- (11) 期日前投票及び不在者投票に関する事。
- (12) ポスター掲示場に関する事。
- (13) 在外選挙に関する事。
- (14) 最高裁判所裁判官国民審査に関する事。
- (15) 国民投票に関する事。
- (16) 裁判員候補者予定者名簿の調製に関する事。
- (17) 検察審査員候補者予定者名簿の調製に関する事。
- (18) 直接請求に係る事務に関する事。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、選挙に関する事。

## 2 重点事業(主要事業、継続事業)

(1) 区協議会運営事業

区協議会での協議を通して、区民の皆さんと積極的な連携・協働を図りながら、地域課題の解決に努めるもの。

(2) 地域コミュニティ推進事業

住みよい地域づくりを進めるため、区役所、各協働センター、各ふれあいセンターにコミュニティ担当職員を配置し、地域のコーディネーター役として市民協働によるまちづくりを支援するもの。

(3) 地域力向上事業

多様な主体が対等な立場で、相互に活動する取り組みを通して住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により、区の特性を活かした事業や区の課題を解決する事業を行うもの。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 遊休財産利活用
- (2) 地域力向上事業の推進
- (3) コミュニティ担当職員の活用

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
天竜区役所	天竜区二俣町二俣 481	事務室・会議室・相談室・市民ホール・医務室・乳児室ほか
天竜区役所南館	天竜区二俣町二俣 530-19	事務室・会議室ほか
天竜防災倉庫	天竜区大谷 126-1	防災資機材の保管
教職員住宅 (犬居地区教職員住宅ほか24棟)	天竜区春野町堀之内 1005-5 ほか	春野 13 棟 16 戸、佐久間 2 棟 28 戸、水窪 8 棟 16 戸、龍山 1 棟 11 戸 R5.4.1 現在 37 戸使用中
民放中波ラジオ放送受信施設 竜頭山ほか5施設	天竜区佐久間町大井 284-12 ほか	中波ラジオ中継局 (竜頭山、天竜、春野、龍山、佐久間、水窪)

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	副区長	課長	区調整官	課長補佐	総務グループ	地域振興グループ	防災グループ	管財グループ	合計
常勤	1	1		1	5	5	3	4	20
再任用			1					2	3
会計年度					2				2

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地 天竜区役所本館 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-922-0011 (053-922-0049)
- ・メールアドレス tn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

天竜区 区民生活課

## 1 事務分掌

- (1) 市税及び個人県民税に係る証明に関すること。
- (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関すること。
- (3) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく届出の受付等に関すること。
- (4) 旅券の申請、交付等に係る事務に関すること。
- (5) 広域行政窓口サービスに関すること。
- (6) 区内の第1種協働センターにおける市民窓口サービスに係る事務の総括に関すること。
- (7) 区民生活課に置かれるふれあいセンターに関すること。
- (8) 市民サービスセンターに関すること（他の所管に係るものを除く。）。
- (9) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に係る事務に関すること。
- (10) 墓園、墓地及び納骨堂の利用に係る事務に関すること。
- (11) 簡易な市民相談、交通事故相談、消費生活相談等に関すること。
- (12) 法律相談の連絡調整に関すること。
- (13) 行政相談委員との連絡調整に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・個人番号等事業  
戸籍・住民異動等届出書の受付、証明書及びマイナンバーカード交付等を行う。
- (2) 斎場運営事業（天竜斎場、春野斎場、佐久間・水窪斎場）  
火葬設備の保守点検等、斎場の運営維持管理を行う。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 劣化が著しい建物や設備改修のための予算確保

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
鹿島市民サービスセンター	天竜区二俣町鹿島 559	静岡県北遠総合庁舎 1 階
天竜斎場ほか 2 箇所	天竜区二俣町阿蔵 553-19 ほか	火葬棟、待合室

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	戸籍・住民記録グループ	鹿島市民サービスセンター	合計
常勤	1	1	5		7
会計年度			4	2	6

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 天竜区二俣町二俣 481 番地 天竜区役所本館 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-922-0019 (053-922-0081)
- ・メールアドレス tn-kumin@city.hamamatsu.shizuoka.jp



## 所管事務・事業の概要

天竜区 まちづくり推進課

### 1 事務分掌

- (1) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関すること。
- (2) 区内のはたちの集いに関すること。
- (3) 文化事業等の企画及び実施に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 文化団体等との連絡調整に関すること。
- (6) スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 小・中学校スポーツ施設の利用に関すること。
- (8) 公益財団法人浜松市スポーツ協会及び区内のスポーツ振興団体との連絡調整に関すること。
- (9) まちづくり推進課に置かれる第2種協働センターに関すること。
- (10) まちづくり推進課に置かれるふれあいセンターに関すること。
- (11) 狂犬病予防に係る事務に関すること。
- (12) 動物の愛護及び管理に係る事務に関すること。
- (13) 衛生害虫等の防除に係る相談に関すること。
- (14) 地域における環境施策に係る事務に関すること。
- (15) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関すること。
- (16) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る緊急時等の初期対応に関すること。
- (17) ごみ減量施策の実施に関すること。
- (18) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関すること。
- (19) 連絡ごみの収集に係る相談等に関すること。
- (20) 不法投棄物に係る対応に関すること。
- (21) 環境美化活動に関すること。
- (22) 死犬猫等の処理に関すること。
- (23) 浄化槽に係る事務に関すること。
- (24) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関すること。
- (25) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の受付並びに初期調査に関すること。
- (26) 商工業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること。
- (27) 臨時運行許可に関すること。
- (28) 雇用の促進に係る相談等に関すること。
- (29) 区内の商工業関係団体及び観光関係団体との連絡調整に関すること。
- (30) 区における観光宣伝に関すること。
- (31) 観光施設等の維持管理に関すること。
- (32) 都市計画に係る地図の販売に関すること。
- (33) 地価公示及び地価調査の台帳等の閲覧に関すること。
- (34) 公共交通事業に関すること。
- (35) 公共交通空白地有償運送事業に関すること。
- (36) 花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関すること。
- (37) 緑地の保全及び緑化の推進に係る受付等に関すること。
- (38) 自然公園及び自然環境保全地域内における建築行為等の許可等に関すること。
- (39) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関すること。
- (40) 都市公園等に係る連絡調整に関すること。

- (41) 区内の市営住宅に係る連絡調整に関すること。  
 (42) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

### (1) 地域の公共交通事業

浜松市総合交通計画に基づき「地域が主役となって育てる、持続可能な公共交通」を目指し、2年間の実証運行後、2年間隔で改善運行を繰り返し、区内各地域の40路線について、財政的な負担が増大しないよう配慮しつつ、地域特性、地域要望に応じた運営を行うもの。

### (2) 区大事業

- ・鹿島花火大会開催事業、天竜区交流促進事業、天竜区駅伝大会事業

### (3) 地域力向上事業

- ・天竜区ツーリズム創出事業、文芸誌「天竜文芸」発行事業、二俣未来まちづくり事業

## 3 課題・懸案事項

- (1) 歴史と文化を活かしたにぎわいのあるまちづくり事業への取り組み  
 (2) 区内の公共交通への取り組み  
 (3) 老朽化施設の適切な維持管理

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
二俣協働センター ほか5ふれあいセンター	天竜区二俣町二俣 184-32ほか	事務室、会議室、ホールほか
(資料館・記念館) 内山真龍資料館 ほか1箇所	天竜区二俣町二俣 568 ほか	展示スペース、事務室ほか
水窪山村開発センター	天竜区水窪町奥領家 2980-1	集会室、調理実習室、和室、小会議室
(体育館) 天竜体育館 ほか2箇所	天竜区二俣町二俣 501 ほか	延床面積 1,393 m <sup>2</sup> 、放送室ほか
(プール) 天竜 B&G 海洋センター ほか2箇所	天竜区二俣町阿蔵 330-2ほか	屋内プール 25m×6 コース、幼児用プールジャグジー、採暖室、多目的ホール
(グラウンド) 船明ダム運動公園 (野球場・運動広場) ほか5箇所	天竜区二俣町船明 2649 ほか	野球場 4,128 人収容、トレーニング室、レストハウス、運動場、屋上スタンド 630 人収容ほか
(テニスコート) 天竜庭球場 ほか1箇所	天竜区山東 2311-1 ほか	テニスコート、トイレ
(武道館・弓道場) 天竜武道館 ほか1箇所	天竜区二俣町二俣 557-1ほか	道場、事務室、更衣室ほか

天竜ボート場(月艇庫、伊砂ボートパーク)	天竜区月 969-1	艇庫 175 艇収容、会議室、管理人室、応接室ほか
天竜自然体験センター湖畔の家	天竜区月 963-1	宿泊棟、食堂棟、和室 12 室、ロビー、大浴場、中浴場ほか
天竜相津マリーナ	天竜区相津 85-2	艇庫、休憩室、管理事務室
(集会施設) 天竜壬生ホール ほか 4 箇所	天竜区二俣町二俣 20-2 ほか	大ホール、野外ステージ、リハーサル室、楽屋、音楽室、会議室 2、展示ギャラリー
本田宗一郎ものづくり伝承館	天竜区二俣町二俣 1112	展示スペース、ワークショップスペース
ヤマタケの蔵	天竜区二俣町二俣 1162-4	蔵 3 棟、多目的スペース、ワークショップスペース
(文化観光施設) ヒラシロ遺跡 ほか 1 箇所	天竜区熊 665-2	復元家屋、休憩室(展示館)

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	産業・環境グループ	計画交通グループ	スポーツ振興グループ	文化生涯学習グループ	協働センター・ふれあいセンター6施設	合計
常勤	1	1	5	4	5	4	7	27
再任用						1	9	10
会計年度			1		1	2	3	7

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地 天竜区役所本館 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-922-0027 (FAX 053-922-0093)
- ・メールアドレス tn-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

天竜区 社会福祉課

### 1 事務分掌

- (1) 福祉に係る総合的な施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉に係る施策の実施に関すること。
- (3) 生活保護の決定及び実施に関すること。
- (4) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること。
- (5) 旅費欠乏者の援護に関すること。
- (6) 生活保護法による施設の設置等の相談に関すること。
- (7) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員に係る事務に関すること。
- (9) 災害見舞及び被災者の援護に関すること。
- (10) 日本赤十字社に係る事業に関すること。
- (11) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護に関すること。
- (12) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護に関すること。
- (13) 人権啓発事業及び人権教育事業の実施に関すること。
- (14) 人権擁護委員及び保護司に関すること。
- (15) 福祉事務所の庶務に関すること。
- (16) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (17) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療に係るものを除く。）の施行に係る事務に関すること。
- (18) 身体障害者、知的障害者及び障害児に関する相談に関すること。
- (19) 身体障害者、知的障害者及び障害児の援護に関すること。
- (20) 精神障害者の福祉に係る事務に関すること。
- (21) 障害者の虐待防止に係る事務に関すること。
- (22) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務に関すること。
- (23) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (24) 心身障害者扶養共済制度に係る事務に関すること。
- (25) 障害支援区分審査会に関すること。
- (26) 児童健全育成事業に関すること。
- (27) 家庭教育の推進に係る事業に関すること。
- (28) 家庭児童相談室に関すること。
- (29) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務に関すること。
- (30) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (31) 交通遺児等福祉手当及び遺児等福祉手当に係る事務に関すること。
- (32) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成に係る事務に関すること。
- (33) 婦人相談員に関すること。
- (34) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 放課後児童会運営支援事業  
安全・安心な子供の居場所を提供し、子供たちが地域社会のなかで心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を図る。
- (2) 地域子育て支援拠点事業  
乳幼児およびその保護者が相互に交流できる場を提供して、子育てについての相談、支援、情報提供、助言などを実施する。

(3) 保育ママ事業

保育需要に柔軟に対応するため、保育士などの自宅やその他適切な場所において児童を保育することにより、親子を支援し児童の健全な育成と福祉の向上を図る。

3 課題・懸案事項

(1) 春野福祉センターの今後の方向性について

4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
春野福祉センター	天竜区春野町宮川 1330	多目的室、研修室、実習室、入浴施設ほか
天竜児童館	天竜区二俣町鹿島 530-1	図書室、遊戯室ほか

5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	地域福祉グループ	障害福祉グループ	こども福祉グループ	家庭児童相談室グループ	天竜児童館	合計
常勤	1	1	5	4	2	2		15
再任用			1			2	2	5
会計年度				1	1		1	3

6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地 天竜区役所本館 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-922-0018 (053-922-0049)
- ・メールアドレス tn-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

天竜区 長寿保険課

## 1 事務分掌

- (1) 老人福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (2) 軽費老人ホームに係る事務に関する事。
- (3) 高齢者の生きがい事業等に係る事務に関する事。
- (4) 高齢者の保健福祉に係る総合相談に関する事。
- (5) 高齢者の生活支援に係る事務に関する事。
- (6) 地域支援事業に係る事務に関する事。
- (7) 地域包括支援センターに係る事務に関する事。
- (8) 高齢者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (9) 介護保険に係る事務に関する事。
- (10) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に関する事。
- (11) 介護認定審査会に関する事。
- (12) 国民健康保険に係る事務に関する事。
- (13) 後期高齢者医療に係る事務に関する事。
- (14) 国民年金に係る事務に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

### (1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが切れ目なく一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」を推進するもの。

### (2) 地域包括支援センター運営事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を継続的に支援し、地域包括ケアシステムの実現を図ることを目的として、天竜区内に2箇所の「地域包括支援センター」を設置・運営するもの。

- ・地域包括支援センター天竜（担当圏域：天竜、春野）
- ・地域包括支援センター北遠中央（担当圏域：佐久間、水窪、龍山）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 高齢者の生活支援体制づくり
- (2) 中山間地域における介護保険サービスの維持・継続

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市水窪高齢者交流センター	浜松市天竜区水窪町奥領家 2711 番地の 1	談話室、作業及び日常動作訓練室、和室 (6 畳) ×2 ほか

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	高齢者福祉 グループ	介護保険 グループ	国保年金 グループ	合 計
常 勤	1	1	3	3	5	13
再任用				1		1
会計年度				7		7

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地 天竜区役所本館 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-922-0065 (053-922-0321)
- ・メールアドレス tn-choju@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

天竜区 健康づくり課

### 1 事務分掌

- (1) 区における保健医療施策の実施に関する事。
- (2) 医療関係団体との連絡調整に関する事。
- (3) 地域保健活動の実施に関する事。
- (4) 区における保健師の活動の統括に関する事。
- (5) 母子保健に係る事業の実施に関する事。
- (6) 予防接種に係る事務に関する事。
- (7) がん検診等に係る事務に関する事。
- (8) 栄養に係る事業の実施に関する事。
- (9) 小児慢性特定疾病医療支援に係る申請の受付等に関する事。
- (10) 自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、養育医療及び療育医療に係る申請の受付等に関する事。
- (11) 不妊治療等支援事業に係る申請の受付等に関する事。
- (12) 難病対策に係る申請の受付等に関する事。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理に係る申請の受付に関する事。
- (14) 歯科保健事業の実施に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

#### (1) 母子保健事業

安心して出産や子育てができるよう、母子健康手帳の交付をはじめ、健康診断や健康相談などを行い、母性及び乳幼児の健康保持及び増進を図るもの。

#### (2) 高齢者が元気で自立して暮らせるための事業

生活習慣病の予防、がん検診、歯科保健、食を通じた健康づくりなどの充実を図り、高齢者がいきいきと生活できるよう介護予防活動を推進するもの。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 少子化による、子育て世代の孤立化防止
- (2) 生活習慣病予備群への予防活動の推進
- (3) 天竜休日救急診療体制の安定的な運営

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
龍山入浴施設	浜松市天竜区龍山町戸倉 711-2	浴室、ロビー、休憩所、機械室
天竜保健福祉センター ほか4か所	浜松市天竜区二俣町二俣 530-18 ほか	検診室、相談室、事務室 ほか
天竜休日救急診療所 ほか2か所	浜松市天竜区二俣町二俣 530-18 ほか	診察室、処置室 ほか



## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	課 長 補 佐	予防 グループ	保健活動 グループ	合 計
常 勤	1	1	4	15	21
会計年度			6		6

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区二俣町二俣 530 番地の 18  
天竜保健福祉センター1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-922-0075 (053-925-1804)
- ・メールアドレス tn-kenko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

天竜区 春野協働センター

### 1 事務分掌

- (1) 地域における防災、災害対応その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に係る事務に関する事。
- (2) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の地域本部に関する事。
- (3) 陳情、要望等の受付に関する事。
- (4) 地域の情報の収集及び発信に関する事。
- (5) 市町村合併等に伴う証明書及び住居表示変更証明書の交付に関する事。
- (6) 文書の管理に関する事。
- (7) 市政情報の提供に関する事。
- (8) 普通財産等の維持管理に関する事（市長が定める軽微なものに限る。）。
- (9) 税の申告書及び届出書等の受付に関する事。
- (10) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関する事。
- (11) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (12) 固定資産課税台帳等の閲覧に関する事。
- (13) 市税及び国民健康保険料の収納等に関する事。
- (14) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関する事。
- (15) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (16) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に関する事。
- (17) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関する事。
- (18) 中山間地域の振興事業に関する事。
- (19) 地域住民組織との連絡調整に関する事。
- (20) 地縁による団体の認可に関する事。
- (21) 防犯灯設置維持管理費等の補助金交付申請の受付に関する事。
- (22) 協働センターの管理運営に関する事。
- (23) 福祉に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (24) 行旅病人、行旅死亡人等の受付に関する事。
- (25) 旅費欠乏者の援護に関する事。
- (26) 民生委員及び児童委員との連絡に関する事。
- (27) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。
- (28) 人権擁護委員及び保護司との連絡調整に関する事。
- (29) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (30) 狂犬病予防に係る事務に関する事。
- (31) 動物の愛護及び管理に係る事務に関する事。
- (32) 衛生害虫等の防除に係る相談に関する事。
- (33) 地域における家庭教育の推進に係る事業に関する事。
- (34) 地域における環境施策に係る事務に関する事。
- (35) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る緊急時等の連絡調整及び初期対応に関する事。
- (36) 地域におけるごみ減量施策の実施に関する事。
- (37) 家庭から排出される廃棄物及び連絡ごみの収集に係る相談等に関する事。

- (38) 連絡ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (39) 不法投棄物に係る対応に関する事。
- (40) 地域における環境美化活動に関する事。
- (41) 死犬猫等の処理に関する事。
- (42) し尿貯留槽の点検管理に関する事。
- (43) 商工業の振興に係る受付、相談、調査等に関する事。
- (44) 臨時運行許可に関する事。
- (45) 地域の観光の振興に係る事業に関する事。
- (46) 農林水産業の振興に係る受付、相談、調査等に関する事。
- (47) 地域における林道の簡易な維持、補修及び災害の調査に関する事。
- (48) 鳥獣の飼養及び捕獲の許可に関する事。
- (49) 地域における花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関する事。
- (50) 緑化の推進に係る受付等に関する事。
- (51) 地域における公共交通事業に関する事。
- (52) 市営住宅の入退去等に係る相談に関する事。
- (53) 地域における交通安全対策の調整及び実施に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 地域力向上事業
  - ・すみれの里づくり事業
  - ・天竜区河川環境保護事業、春野地区不法投棄防止パトロール事業

## 3 課題・懸案事項

- (1) 災害に対する地域住民の安心・安全の確保
- (2) 春野文化センター設備の更新

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
春野協働センター	天竜区春野町宮川 1467-2	事務室、防災対策室、会議室
春野歴史民俗資料館	天竜区春野町宮川 1327-1	常設展示室、企画展示室
旧王子製紙製品倉庫	天竜区春野町気田 556-1	展示施設
天狗下駄展示場	天竜区春野町宮川 1768	展示施設

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	副所長	地域振興 グループ	生涯学習 グループ	市民・福祉 グループ	合計
常勤	1	1	6	2	4	14
再任用			2	1	1	4
会計年度			1	1	2	4

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区春野町宮川 1467 番地の 2
- ・電話番号 (FAX 番号) 053-983-0001 (053-983-0023)
- ・メールアドレス hr-kyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

天竜区 佐久間協働センター

### 1 事務分掌

- (1) 地域における防災、災害対応その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止をいう。）に係る事務に関する事。
- (2) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部その他の危機に関する対策本部の地域本部に関する事。
- (3) 陳情、要望等の受付に関する事。
- (4) 地域の情報の収集及び発信に関する事。
- (5) 市町村合併等に伴う証明書及び住居表示変更証明書の交付に関する事。
- (6) 文書の管理に関する事。
- (7) 市政情報の提供に関する事。
- (8) 普通財産等の維持管理に関する事（市長が定める軽微なものに限る。）。
- (9) 税の申告書及び届出書等の受付に関する事。
- (10) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関する事。
- (11) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (12) 固定資産課税台帳等の閲覧に関する事。
- (13) 市税及び国民健康保険料の収納等に関する事。
- (14) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関する事。
- (15) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (16) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に関する事。
- (17) 霊きゅう自動車の管理運営に関する事。
- (18) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関する事。
- (19) 中山間地域の振興事業に関する事。
- (20) 地域住民組織との連絡調整に関する事。
- (21) 地縁による団体の認可に関する事。
- (22) 防犯灯設置維持管理費等の補助金交付申請の受付に関する事。
- (23) 協働センターの管理運営に関する事。
- (24) ふれあいセンターに関する事。
- (25) 福祉に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (26) 行旅病人、行旅死亡人等の受付に関する事。
- (27) 旅費欠乏者の援護に関する事。
- (28) 民生委員及び児童委員との連絡に関する事。
- (29) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。
- (30) 人権擁護委員及び保護司との連絡調整に関する事。
- (31) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (32) 狂犬病予防に係る事務に関する事。
- (33) 動物の愛護及び管理に係る事務に関する事。
- (34) 衛生害虫等の防除に係る相談に関する事。
- (35) 地域における家庭教育の推進に係る事業に関する事。
- (36) 地域における環境施策に係る事務に関する事。
- (37) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る緊急時等の連絡調整及び初期対応に関する事。

- (38) 地域におけるごみ減量施策の実施に関する事。
- (39) 家庭から排出される廃棄物及び連絡ごみの収集に係る相談等に関する事。
- (40) 連絡ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (41) 不法投棄物に係る対応に関する事。
- (42) 地域における環境美化活動に関する事。
- (43) 死犬猫等の処理に関する事。
- (44) し尿貯留槽の点検管理に関する事。
- (45) 商工業の振興に係る受付、相談、調査等に関する事。
- (46) 臨時運行許可に関する事。
- (47) 地域の観光の振興に係る事業に関する事。
- (48) 農林水産業の振興に係る受付、相談、調査等に関する事。
- (49) 地域における林道の簡易な維持、補修及び災害の調査に関する事。
- (50) 鳥獣の飼養及び捕獲の許可に関する事。
- (51) 地域における花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関する事。
- (52) 緑化の推進に係る受付等に関する事。
- (53) 佐久間ふれあい運動公園の利用の許可及び使用料の徴収に関する事。
- (54) 地域における公共交通事業に関する事。
- (55) 市営住宅の入退去等に係る相談に関する事。
- (56) 地域における交通安全対策の調整及び実施に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 地域力向上事業
  - ・ 蕎麦の里づくり事業（新そばまつり）、天竜川とともに生きる文化伝承事業
- (2) 中山間地域振興事業
  - 浜松山里いきいき応援隊（「地域おこし協力隊」制度を活用した中山間地域支援事業）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 旧佐久間協働センターの利活用

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
佐久間協働センター	天竜区佐久間町中部 18-11	事務室、会議室ほか
佐久間協働センター 体育館	天竜区佐久間町佐久間 2410	体育館
浦川ふれあいセンター ほか2箇所	天竜区佐久間町浦川 2794-1 ほか	会議室、和室、料理教室 など (浦川・山香・城西ふれあいセンター)

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	副所長	地域振興 グループ	市民福祉 グループ	生涯学習 グループ	ふれあい センター	合計
常勤	1	1	6	5	3	3	19
再任用				2		4	6
会計年度			1	1	1	2	5

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区佐久間町中部 18 番地の 11
- ・電話番号(FAX 番号) 053-966-0001 (053-966-0020)
- ・メールアドレス sk-kyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

天竜区 水窪協働センター

## 1 事務分掌

- (1) 地域における防災、災害対応その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に係る事務に関する事。
- (2) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の地域本部に関する事。
- (3) 陳情、要望等の受付に関する事。
- (4) 地域の情報の収集及び発信に関する事。
- (5) 市町村合併等に伴う証明書及び住居表示変更証明書の交付に関する事。
- (6) 文書の管理に関する事。
- (7) 市政情報の提供に関する事。
- (8) 普通財産等の維持管理に関する事（市長が定める軽微なものに限る。）。
- (9) 税の申告書及び届出書等の受付に関する事。
- (10) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関する事。
- (11) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (12) 固定資産課税台帳等の閲覧に関する事。
- (13) 市税及び国民健康保険料の収納等に関する事。
- (14) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関する事。
- (15) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (16) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に関する事。
- (17) 霊きゅう自動車の管理運営に関する事。
- (18) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関する事。
- (19) 中山間地域の振興事業に関する事。
- (20) 地域住民組織との連絡調整に関する事。
- (21) 地縁による団体の認可に関する事。
- (22) 防犯灯設置維持管理費等の補助金交付申請の受付に関する事。
- (23) 協働センターの管理運営に関する事。
- (24) 福祉に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (25) 行旅病人、行旅死亡人等の受付に関する事。
- (26) 旅費欠乏者の援護に関する事。
- (27) 民生委員及び児童委員との連絡に関する事。
- (28) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。
- (29) 人権擁護委員及び保護司との連絡調整に関する事。
- (30) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (31) へき地医療に関する事。
- (32) 狂犬病予防に係る事務に関する事。
- (33) 動物の愛護及び管理に係る事務に関する事。
- (34) 衛生害虫等の防除に係る相談に関する事。
- (35) 地域における家庭教育の推進に係る事業に関する事。
- (36) 地域における環境施策に係る事務に関する事。
- (37) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る緊急時等の連絡調整及び初期対応に関する事。
- (38) 地域におけるごみ減量施策の実施に関する事。
- (39) 家庭から排出される廃棄物及び連絡ごみの収集に係る相談等に関する事。

- (40) 連絡ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (41) 不法投棄物に係る対応に関する事。
- (42) 地域における環境美化活動に関する事。
- (43) 死犬猫等の処理に関する事。
- (44) し尿貯留槽の点検管理に関する事。
- (45) 商工業の振興に係る受付、相談、調査等に関する事。
- (46) 臨時運行許可に関する事。
- (47) 地域の観光の振興に係る事業に関する事。
- (48) 農林水産業の振興に係る受付、相談、調査等に関する事。
- (49) 地域における林道の簡易な維持、補修及び災害の調査に関する事。
- (50) 鳥獣の飼養及び捕獲の許可に関する事。
- (51) 地域における花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関する事。
- (52) 緑化の推進に係る受付等に関する事。
- (53) 地域における公共交通事業に関する事。
- (54) 市営住宅の入退去等に係る相談に関する事。
- (55) 地域における交通安全対策の調整及び実施に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 地域力向上事業
  - ・水窪仮装コンクール、綱引きによるまちづくり推進事業
  - ・狩猟従事者事故防止/後継者育成事業、いっかもないか事業、ローカルコープ構想検討事業
- (2) 中山間地域振興事業
  - ・浜松山里いきいき応援隊（「地域おこし協力隊」制度を活用した中山間地域支援事業）

## 3 課題・懸案事項

- (1) 災害に対する地域住民の安心・安全の確保
- (2) 水窪カモシカと森の体験館の活用

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
水窪協働センター	水窪町奥領家 2980-1	事務室・会議室ほか
水窪民俗資料館	水窪町地頭方 1097-1	展示施設

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	副所長	地域振興 グループ	市民福祉 グループ	生涯学習 グループ	合計
常勤	1	1	4	4	2	12
再任用			2			2
会計年度			1	3		4

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区水窪町奥領家 2980 番地の 1
- ・電話番号(FAX 番号) 053-982-0001 (053-982-0020)
- ・メールアドレス mb-kyodo@hamamatsu.shizuoka.jp



# 所管事務・事業の概要

天竜区 龍山協働センター

## 1 事務分掌

- (1) 地域における防災、災害対応その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に係る事務に関する事。
- (2) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部その他の危機に関する対策本部の地域本部に関する事。
- (3) 陳情、要望等の受付に関する事。
- (4) 地域の情報の収集及び発信に関する事。
- (5) 市町村合併等に伴う証明書及び住居表示変更証明書の交付に関する事。
- (6) 文書の管理に関する事。
- (7) 市政情報の提供に関する事。
- (8) 普通財産等の維持管理に関する事（市長が定める軽微なものに限る。）。
- (9) 税の申告書及び届出書等の受付に関する事。
- (10) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関する事。
- (11) 市税及び個人県民税に係る証明に関する事。
- (12) 固定資産課税台帳等の閲覧に関する事。
- (13) 市税及び国民健康保険料の収納等に関する事。
- (14) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関する事。
- (15) 広域行政窓口サービスに関する事。
- (16) 市民サービスセンターに関する事。
- (17) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に関する事。
- (18) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関する事。
- (19) 中山間地域の振興事業に関する事。
- (20) 地域住民組織との連絡調整に関する事。
- (21) 地縁による団体の認可に関する事。
- (22) 防犯灯設置維持管理費等の補助金交付申請の受付に関する事。
- (23) 協働センターの管理運営に関する事。
- (24) 福祉に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (25) 行旅病人、行旅死亡人等の受付に関する事。
- (26) 旅費欠乏者の援護に関する事。
- (27) 民生委員及び児童委員との連絡に関する事。
- (28) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。
- (29) 人権擁護委員及び保護司との連絡調整に関する事。
- (30) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に係る相談、申請の受付等に関する事。
- (31) 狂犬病予防に係る事務に関する事。
- (32) 動物の愛護及び管理に係る事務に関する事。
- (33) 衛生害虫等の防除に係る相談に関する事。
- (34) 地域における家庭教育の推進に係る事業に関する事。
- (35) 地域における環境施策に係る事務に関する事。
- (36) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る緊急時等の連絡調整及び初期対応に関する事。
- (37) 地域におけるごみ減量施策の実施に関する事。

- (38) 家庭から排出される廃棄物及び連絡ごみの収集に係る相談等に関する事。
- (39) 連絡ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (40) 不法投棄物に係る対応に関する事。
- (41) 地域における環境美化活動に関する事。
- (42) 死犬猫等の処理に関する事。
- (43) し尿貯留槽の点検管理に関する事。
- (44) 商工業の振興に係る受付、相談、調査等に関する事。
- (45) 臨時運行許可に関する事。
- (46) 地域の観光の振興に係る事業に関する事。
- (47) 農林水産業の振興に係る受付、相談、調査等に関する事。
- (48) 地域における林道の簡易な維持、補修及び災害の調査に関する事。
- (49) 鳥獣の飼養及び捕獲の許可に関する事。
- (50) 地域における花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関する事。
- (51) 緑化の推進に係る受付等に関する事。
- (52) 地域における公共交通事業に関する事。
- (53) 市営住宅の入退去等に係る相談に関する事。
- (54) 地域における交通安全対策の調整及び実施に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 地域力向上事業
  - ・秋葉ダムさくらマラソン大会開催支援事業

## 3 課題・懸案事項

- (1) 旧龍山ふるさと村の利活用について
- (2) 災害時における地域住民の安心・安全の確保

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
龍山協働センター	龍山町大嶺 570-1	事務室、会議室

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	所長	副所長	地域振興 グループ	市民福祉 グループ	生涯学習 グループ	合計
常勤	1	1	4	2	1	9
再任用				1	1	2
会計年度			2	2		4

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区龍山町大嶺 570-1
- ・電話番号(FAX 番号) 966-2111 (969-0380)
- ・メールアドレス ty-kyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

会 計 課



部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部局名 会計管理者

1 会計管理者 長坂 芳達

2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	会計課	8		1	1	32	34
計				1	1	32	34

3 各部局または区役所における重点事業

(1) 会計管理運営業務の推進（会計課）

4 各部局または区役所における課題・懸案事項

(1) 適正かつ効率的な会計事務の執行（会計課）



## 所管事務・事業の概要

会計管理者 会計課

### 1 事務分掌

- (1) 現金（代用納付証券を含む。）、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
- (2) 小切手の振出し及び公金振替書の交付に関すること。
- (3) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (4) 支出負担行為に係る債務確定の確認に関すること。
- (5) 資金前渡、概算払、前金払及び繰替払に関すること。
- (6) 支出命令の審査に関すること。
- (7) 公金収納に関すること。
- (8) 決算の調製に関すること。
- (9) 指定金融機関等に関すること。
- (10) 源泉徴収等に関すること。
- (11) 在庫物品に関すること。
- (12) 県収入証紙に関すること。
- (13) 他部局との総合調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 会計管理運營業務の推進
  - ・公金等の適正な管理を図る。
  - ・透明性及び正確性を確保し、適正な会計事務の執行を図る。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 適正かつ効率的な会計事務の執行

### 4 職員調べ

(単位：人)

区 分	課長	課長補佐	収入グループ	資金管理グループ	支出グループ	審査第1グループ	審査第2グループ	審査第3グループ	審査第4グループ	審査第5グループ	合計
常 勤	1	1	3	2	5	4	2	2	3	3	26
再任用										1	1
会計年度			1		1		2	2	1		7

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2181 (FAX 053-457-3552)
- ・メールアドレス kaike@city.hamamatsu.shizuoka.jp





# 消 防

消 防 総 務 課

予 防 課

警 防 課

情 報 指 令 課



部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

局名 消防局

1 消防長 太田 陽視

2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	総数	
課名及び グループ数								
1	消防総務課	4	1	1	2	2	23	29
2	予防課	6		1	1	1	22	25
3	警防課（消防航空隊含む）	5		1	3	3	36	43
4	情報指令課	7		1	1	4	27	33
5	中消防署（4出張所含む）	12		1	1	5	139	146
6	東消防署（2出張所含む）	10		1	1	4	115	121
7	西消防署（3出張所含む）	11		1	1	4	119	125
8	南消防署（2出張所含む）	10		1	1	4	108	114
9	北消防署（3出張所含む）	11		1	1	4	121	127
10	浜北消防署（1出張所含む）	9		1	1	4	72	78
11	天竜消防署（3出張所含む）	11		1	1	4	85	91
計			1	11	14	39	867	932

※警防課のグループ数には消防航空隊を含む。消防署のグループ数には、出張所を含む。

3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 消防庁舎運営事業（消防総務課）
- (2) 火災予防指導事業（予防課）
- (3) 消防防災施設等整備事業（警防課）
- (4) 消防通信ネットワーク事業（情報指令課）

#### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 救急件数の増加に伴う救急体制の充実強化（警防課）
- (2) 消防ヘリコプターの機体更新（警防課）
- (3) 消防団員の加入促進（消防総務課）
- (4) 消防署所の計画的な整備（消防総務課）

# 所管事務・事業の概要

消防局 消防総務課

## 1 事務分掌

- (1) 儀式に関すること。
- (2) 表彰に関すること。
- (3) 文書及び公印の管理に関すること。
- (4) 消防職員の任免、給与、服務等に関すること。
- (5) 消防職員の研修及び教育訓練に関すること。
- (6) 消防職員の被服に関すること。
- (7) 消防職員の福利厚生及び公務災害補償等に関すること。
- (8) 消防職員の安全衛生に関すること。
- (9) 消防賞じゅつ金に関すること。
- (10) 消防職員委員会に関すること。
- (11) 消防の企画に関すること。
- (12) 例規の制定改廃に関すること。
- (13) 消防音楽隊に関すること。
- (14) 消防庁舎、建設及び維持管理に関すること。
- (15) 消防団に関すること。
- (16) 消防長会等に関すること。
- (17) 消防局の予算及び決算の総括に関すること。
- (18) 消防局の広報の総括に関すること。
- (19) 消防局内及び他部局との総合調整に関すること。
- (20) 他の課に属しないこと。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 消防総務管理事業  
消防職員研修の実施と被服の整備により、災害対応能力向上と災害活動における安全性の確立を図る。
- (2) 消防庁舎運営事業  
消防庁舎の適正な維持管理と整備により、防災拠点施設としての強化を図る。
- (3) 消防団活動事業  
消防団員に対する研修の実施や被服整備、消防団の運営に要する経費の交付により、消防団の安全な活動を推進する。
- (4) 消防団施設運営事業  
消防団庁舎の適正な庁舎維持と整備により、地域の消防防災力の強化を図る。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 少子高齢化が進むなか、消防力維持のため必要な人材を確保・育成していく必要がある。
- (2) 消防庁舎の老朽化に対し、計画的に庁舎整備を進める必要がある。
- (3) 消防団員の加入促進を図るため、積極的かつ効果的な広報活動を実施していく必要がある。
- (4) 人口減少社会における適正な消防団員数の調査・研究を行うなど、消防団のあり方について検討する必要がある。

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設構造		竣工	
		敷地面積	延べ面積		
消防局 (中消防署併置)	中区下池川町 19-1	局棟 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階 地上 7 階建		H3.5	
		5,357.74 m <sup>2</sup>	5,279.45 m <sup>2</sup>		
消防ヘリポート	浜北区四大地 10-2	鉄骨造 2 階建		H22.2	
		7,446.97 m <sup>2</sup>	875.06 m <sup>2</sup>		
中消防署	本署	中消防署棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建		局庁舎 同一	
		局庁舎と同一	1,912.76 m <sup>2</sup>		
	鴨江出張所	中区鴨江二丁目 1-11	鉄骨造 2 階建		H22.3
			4,767.02 m <sup>2</sup>	1,277.89 m <sup>2</sup>	
	相生出張所	中区相生二丁目 8-7	鉄筋コンクリート造 3 階建		S63.3
1,188.20 m <sup>2</sup>			822.63 m <sup>2</sup>		
高台出張所	中区住吉三丁目 18-1	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建		S46.3	
		492.73 m <sup>2</sup>	323.23 m <sup>2</sup>		
富塚出張所	中区富塚町 1714-1	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建		S62.3	
		1,515.00 m <sup>2</sup>	586.60 m <sup>2</sup>		
東消防署	本署	鉄筋コンクリート造 2 階建		S52.3	
		3,432.00 m <sup>2</sup>	869.48 m <sup>2</sup>		
	上石田出張所	東区上石田町 827	鉄筋コンクリート造 2 階建		H11.6
3,165.58 m <sup>2</sup>			1,238.86 m <sup>2</sup>		
有玉出張所	東区有玉南町 1498-1	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建		H14.6	
		2,758.00 m <sup>2</sup>	1,344.01 m <sup>2</sup>		
西消防署	本署	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート 造 2 階建		H3.3	
		1,963.92 m <sup>2</sup>	1,045.88 m <sup>2</sup>		
	庄内出張所	西区庄内町 3-1	鉄骨造 2 階建		R3.7
			2,000.61 m <sup>2</sup>	630.25 m <sup>2</sup>	
湖東出張所	西区伊佐地町 8872	鉄筋コンクリート造 2 階建		S54.3	
		801.00 m <sup>2</sup>	331.70 m <sup>2</sup>		
大平台出張所	西区大平台三丁目 21-11	鉄骨造 2 階建		H26.3	
		3,363.70 m <sup>2</sup>	800.10 m <sup>2</sup>		
南消防署	本署	鉄筋コンクリート造 2 階建		S47.4	
		2,742.77 m <sup>2</sup>	963.53 m <sup>2</sup>		
	芳川出張所	南区四本松町 44	鉄骨造 2 階建		H30.3
2,366.58 m <sup>2</sup>			731.28 m <sup>2</sup>		
白脇出張所	南区白羽町 595	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建		S56.3	
		1,469.00 m <sup>2</sup>	403.95 m <sup>2</sup>		

北消防署	本署	北区細江町三和 2173-7	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建	H11.7
			4,385.92 m <sup>2</sup>   2,887.91 m <sup>2</sup>	
	曳馬野出張所	北区三方原町 388-5	鉄筋コンクリート造 2 階建	H5.6
			4,475.46 m <sup>2</sup>   1,586.54 m <sup>2</sup>	
	三ヶ日出張所	北区三ヶ日町三ヶ日 500-17	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建	S59.2
			1,087.66 m <sup>2</sup>   599.59 m <sup>2</sup>	
	引佐出張所	北区引佐町黒田 415-1	鉄骨造平屋建	H元.3
			1,564.00 m <sup>2</sup>   299.62 m <sup>2</sup>	
浜北消防署	本署	浜北区西美蘭 58	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建	S56.2
			1,950.64 m <sup>2</sup>   1,358.20 m <sup>2</sup>	
	赤佐出張所	浜北区於呂 1985-1	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建	S58.3
			1,139.06 m <sup>2</sup>   306.97 m <sup>2</sup>	
天竜消防署	本署	天竜区二俣町二俣 481	鉄骨造 2 階建 (区役所併設)	H23.3
			12,145.72 m <sup>2</sup>   (消防) 1,589.53 m <sup>2</sup>	
	春野出張所	天竜区春野町宮川 1467-2	鉄骨造 2 階建	H6.9
			1,174.10 m <sup>2</sup>   778.09 m <sup>2</sup>	
	佐久間出張所	天竜区佐久間町中部 12-11 地先	鉄骨造平屋建	H16.10
			4,423.47 m <sup>2</sup>   581.94 m <sup>2</sup>	
	水窪出張所	天竜区水窪町奥領家 3395-1	鉄骨造平屋建	H19.3
			1,669.74 m <sup>2</sup>   368.58 m <sup>2</sup>	

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	参与	次長兼課長	副参事課長補佐	専門監	人事グループ	企画調整グループ	消防団グループ	財務グループ	合計
常勤	1	1	2	2	4	4	4	3	21
再任用						1		1	2
会計年度					1	3	1	1	6

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区下池川町 19 番 1 号 消防局庁舎 5 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-475-7524 (053-475-7529)
- ・メールアドレス hfdsum@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 所管事務・事業の概要

消防局 予防課

### 1 事務分掌

- (1) 火災予防の企画及び指導に関すること。
- (2) 火災予防の査察に関すること。
- (3) 火災予防に係る違反の処理に関すること。
- (4) 火災予防の統計に関すること。
- (5) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (6) 防火管理及び防災管理の講習に関すること。
- (7) 火災の証明に関すること。
- (8) 火災予防の広報に関すること。
- (9) 民間防火組織及び防火協力団体の育成に関すること。
- (10) 消防法第3章の規定に基づく許可、承認、認可、検査及び届出に関すること。
- (11) 危険物の試験及び調査に関すること。
- (12) 危険物の事故調査及び報告に関すること。
- (13) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許可、認可、認定、登録、検査及び意見書の提出に関すること、報告の徴収、立入検査、質問、収去及び命令に関すること（液化石油ガス器具等の販売の事業に係るものを除く。）並びに届出に関すること（液化石油ガス設備工事に係るものを除く。）。
- (14) 浜松市火災予防条例に基づくタンクの水張検査等に関すること。
- (15) 建築物の確認及び許可の同意に関すること。
- (16) 消防用設備等の検査に関すること。
- (17) 予防技術資格者に関すること。
- (18) 火薬類取締法に基づく許可、認可、検査及び届出に関すること（煙火に係るものを除く。）並びに報告の徴収、立入検査、質問、収去、命令及び緊急の措置に関すること。
- (19) 高圧ガス保安法に基づく許可、登録、検査、届出、報告の徴収、立入検査、質問、収去、命令、勧告、指示及び緊急の措置に関すること。

### 2 重点事業（主要事業）

- (1) 火災予防指導事業  
事業所等に火災予防の推進及び法令遵守の徹底を図ることにより、災害による被害の軽減を図る。
- (2) 火災予防啓発事業  
火災予防の広報活動を行うことにより、防火意識の高揚を図る。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 予防行政を担う人材の育成  
許認可等の事務に係る審査・検査業務及び査察の精度を維持するため、高い知識と技術を有する職員（予防技術資格者等）を継続して育成する必要がある。
- (2) 火災予防分野におけるDXの推進  
DXによる業務効率の向上を図るため、電子データの活用方法等を検証し、OA環境やデータ保管に関する必要な整備を行う必要がある。



#### 4 職員調べ

(単位：人)

区 分	参事 兼 課長	副参 事兼 課長 補佐	専門 監	予防 企画 グル ープ	査察 ・違 反是 正 グル ープ	火災 調査 ・広 報育 成 グル ープ	危険 物 グル ープ	保安 グル ープ	建築 同意 ・検 査 グル ープ	合計
常 勤	1	1	1	2	2	4	3	2	5	21
再任用						1	1		1	3
会計年度				1						1

#### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区下池川町 19-1
- ・電話番号(FAX 番号) 053-475-7542 (053-475-7549)
- ・メールアドレス [hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 所管事務・事業の概要

消防局 警防課

### 1 事務分掌

- (1) 警防の企画に関する事。
- (2) 水火災又は地震等の災害の警戒、防御及び応援に関する事。
- (3) 消防水利の整備計画等に関する事。
- (4) 開発行為等に係る消防上の指導に関する事。
- (5) 消防車両、積載機械器具等に関する事。
- (6) 消防車両の安全運転管理に関する事。
- (7) 消防技術及び消防救助技術の研究、訓練及び指導に関する事。
- (8) 緊急消防援助隊及び国際消防救助隊等に関する事。
- (9) 消防救助の機械器具等に関する事。
- (10) 消防救助業務の運営管理に関する事。
- (11) 救急業務の運営管理に関する事。
- (12) 救急自動車及び救急機械器具等に関する事。
- (13) 救急技術の研究、訓練及び指導に関する事。
- (14) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (15) 救急医療機関等に関する事。
- (16) 救急高度化の推進に関する事。
- (17) 消防航空隊に関する事。
- (18) 警防の統計に関する事。

#### 消防航空隊

- (1) 消防航空技術の研究及び訓練に関する事。
- (2) 航空機の運航に関する事。
- (3) 航空機の点検及び整備に関する事。
- (4) ヘリポートの管理に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 消防防災施設等整備事業  
消防車両及び空気呼吸器などの消防用資機材を計画的に整備し、災害への即応体制を確保することで、被害の軽減を図る。
- (2) 地震対策消防水利整備事業  
耐震性のある消防水利を設置し、消防隊等の消火活動の水源を確保することで、災害による被害の軽減を図る。
- (3) 救急高度化推進事業  
適正な救急体制を整備することで、災害による被害の軽減を図る。
- (4) 消防航空隊運営事業  
消防ヘリコプターの安全運航かつ効果的な活用により、災害による被害の軽減を図る。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 災害による被害を軽減し、市民の安全を確保するため、消防車両等 141 台を計画的に更新する必要がある。
- (2) 地震対策消防水利を計画的に整備する必要があるが、地形等の状況により用地確保することが困難な地域がある。また、2022 年度は、ウクライナ情勢等の影響から、資材の調達が難しく、年度内の事業完了が見込めない状況があった。
- (3) 高齢化の進展等から救急需要の増加傾向が続いており、出動は日中の時間帯に集中している状況に対して、的確に対応する必要がある。
- (4) 消防ヘリコプターを安定的に運航するために、操縦士及び整備士の養成、機体更新を計画的に行っていく必要がある。

### 4 職員調べ

(単位：人)

区 分	次長兼課長	担当課長	副参事兼課長補佐	副参事兼消防航空隊長	専門監	警防企画グループ	消防救助グループ	機械装備グループ	救急管理グループ	消防航空隊	合計
常 勤	1	1	1	1	2	2	3	3	8	11	33
再任用						1		2	4		7
会計年度						1				2	3

### 5 問い合わせ先

(警防課)

- ・所在地等 浜松市中区下池川町 19-1 消防局庁舎 4 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-475-7531(053-475-7539)
- ・メールアドレス [hfdkeibo@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:hfdkeibo@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

(消防航空隊)

- ・所在地等 浜松市浜北区四大地 10-2 浜松市消防ヘリポート
- ・電話番号(FAX 番号) 053-428-9119(053-428-1181)
- ・メールアドレス [hfdkeibo-air@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:hfdkeibo-air@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 所管事務・事業の概要

消防局 情報指令課

### 1 事務分掌

- (1) 消防情報システムの企画、運用及び管理に関すること。
- (2) 出動指令及び消防部隊の運用に関すること。
- (3) 各種災害関係情報の収集及び伝達に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

#### (1) 消防情報通信ネットワーク事業

消防指令管制システム更新及び消防救急デジタル無線システムなどの維持管理を行い、災害への適応能力の強化などに対応するICT技術の活用や、様々な情報通信技術に対する情報収集を行うとともに、119番通報から指令管制業務までの迅速で確実な対応を行う。

### 3 課題・懸案事項

消防指令管制システムの機能強化（2024年2月に全体更新）

### 4 職員調べ

（単位：人）

区分	次長兼課長	副参事兼課長補佐	専門監	情報企画グループ	情報管理第一グループ	情報管理第二グループ	指令管制第二グループ	指令管制第二グループ	情報支援第三グループ	情報支援第三グループ	合計
常勤	1	1	4	4	3	3	4	4	4	4	32
再任用				1							1
会計年度											

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区下池川町19番1号 浜松市消防局3階
- ・電話番号(FAX番号) 053-475-7551 (053-475-7559)
- ・メールアドレス [hfdjoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:hfdjoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

# 上 下 水 道 部

上下水道総務課

お客さまサービス課

水道工事課

下水道工事課

浄水課

下水道施設課

北部上下水道課

天竜上下水道課



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 上下水道部

### 1 水道事業及び下水道事業管理者 朝月 雅則

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		課名及び グループ数	参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数								
1	上下水道総務課	5		1	2	1	27	31
2	お客さまサービス課	6			1	2	54	57
3	水道工事課	8			1	2	51	54
4	下水道工事課	6		1		1	39	41
5	浄水課	2			1	2	16	19
6	下水道施設課	5			1	1	21	23
7	北部上下水道課	5			1	1	34	36
8	天竜上下水道課	10			1	1	36	38
計				2	8	11	278	299

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 基幹管路耐震化事業（水道工事課）
- (2) 浸水対策事業（下水道工事課）
- (3) 水洗化促進事業（お客さまサービス課）
- (4) 合併処理浄化槽普及啓発および設置工事費助成事業（お客さまサービス課）

#### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 持続可能な事業運営を目的とした水道料金の見直し（上下水道総務課）
- (2) 排除能力を上回る豪雨へのハード対策（下水道工事課）
- (3) 西遠運営委託事業に係る利用料金設定割合の見直し（上下水道総務課）
- (4) 遠州広域水道の受水費の見直し（浄水課）



# 所管事務・事業の概要

上下水道部 上下水道総務課

## 1 事務分掌

- (1) 水道事業及び下水道事業の経営の基本計画並びに農業集落排水事業の経営の基本計画に係る事務の総括に関すること。
- (2) 組織に関すること。
- (3) 条例、管理規程等の制定改廃に関すること。
- (4) 文書及び公印の管理に関すること。
- (5) 職員の任命、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。
- (6) 職員の給与、退職手当及び児童手当に関すること。
- (7) 職員の研修、保健衛生、福利厚生、公務災害補償等に関すること。
- (8) 労働組合に関すること。
- (9) 資産の保険及び共済に関すること。
- (10) 水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の財務、会計及び業務統計に係る事務の総括並びに飲料水供給施設の整備事業及び水道未普及地域支援事業の財務に係る事務の総括に関すること。
- (11) 広報の総合調整に関すること。
- (12) 物品に関すること。
- (13) 工事請負契約その他の請負契約及び工事の検査に係る事務並びにその総括に関すること。
- (14) 公有財産の総括及び管理の指導に関すること。
- (15) 公有財産の有効活用に関すること。
- (16) 庁舎等の維持管理に係る事務及びその総括に関すること。
- (17) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (18) 固定資産台帳の管理に関すること。
- (19) 上下水道等の災害対策その他の危機管理に係る総合調整に関すること。
- (20) 部内事務の連絡調整に関すること。
- (21) 他の課に属しないこと。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 次期経営戦略策定事業（水道事業、下水道事業）  
令和7年度からの次期経営戦略及び中期財政計画の策定
- (2) 災害対策事業  
大規模地震災害等に備えた危機管理対策の強化

## 3 課題・懸案事項

- (1) 持続可能な事業運営を目的とした水道料金の見直し
- (2) 西遠運営委託事業に係る利用料金設定割合の見直し
- (3) 西遠運営委託事業に係る新規任意事業（太陽光発電事業）

#### 4 事業計画等

- ・計画名 水道事業中期財政計画
- ・計画年度 平成 27 年度～令和 6 年度
- ・計画内容、目標等 令和 6 年度末 企業債残高 246 億円

- ・計画名 下水道事業中期財政計画
- ・計画年度 平成 27 年度～令和 6 年度
- ・計画内容、目標等 令和 6 年度末 企業債残高 1,277 億円

#### 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
住吉庁舎	中区住吉五丁目 13-1	鉄筋コンクリート 2 階建 (延床=2,740 m <sup>2</sup> )

#### 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	次長 課長	担当 課長	副参事 課長補佐	専 門 監	総務・ 防災グ ループ	財務 グルー プ	会計 グルー プ	経営企 画グル ープ	経営戦 略グル ープ	合 計
常 勤	1	1	1	1	5	3	3	3	4	22
再任用										
会計年度					9					9

#### 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区住吉五丁目 13-1 上下水道部住吉庁舎 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-474-7011 (053-474-0247)
- ・メールアドレス [suidow-s@hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:suidow-s@hamamatsu.shizuoka.jp)

# 所管事務・事業の概要

上下水道部 お客さまサービス課

## 1 事務分掌

- (1) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）の調定及び納入の通知に関する事。
- (2) 下水道の使用開始に伴う調査に係る事務及びその総括に関する事。
- (3) 水道、下水道及び農業集落排水処理施設の使用に係る届出等の事務並びにその総括に関する事。
- (4) 水道料金等の減免、収納及び滞納整理に関する事。
- (5) 水道の使用水量並びに下水道及び農業集落排水処理施設の汚水排出量の計量及び認定に関する事。
- (6) 水洗化の促進に係る事務及びその総括に関する事。
- (7) 公共下水道事業受益者負担金に係る事務及びその総括に関する事。
- (8) 給水装置工事、排水設備工事等に係る事務及びその総括に関する事。
- (9) 指定給水装置工事事業者及び排水設備工事指定工事人に係る事務並びにその総括に関する事。
- (10) 市全域の水道メーターの貸与及びその総括に関する事。
- (11) 井戸メーターの設置に関する事。
- (12) 共同住宅における水道メーターの個別検針等の契約に係る事務に関する事。
- (13) 設置したメーターの維持管理に関する事。
- (14) 私設消火栓の使用の立会いに関する事。
- (15) 油脂遮断装置等（処理に係る1日当たりの平均的な下水の排出量が50トン未満のものに限る。以下同じ。）の設置の指導及び検査に関する事。
- (16) 水道及び下水道の不正使用の取締りに関する事。
- (17) 水道料金の未納による給水停止の執行及びその解除に関する事。
- (18) 水道及び下水道の使用に係る総合窓口及び案内業務に関する事。
- (19) 給水使用証明に係る事務及びその総括に関する事。
- (20) 貯水槽水道に関する指導、助言及び情報提供に関する事。
- (21) 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係る下水道利用料金の収受代行業務に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 上下水道料金の適正徴収  
検針結果を基に減免などを考慮したうえで、適正な料金を徴収する。
- (2) 水洗化促進事業  
報奨金、貸付あっ旋制度を継続し、下水道未接続の建築物への接続勧奨を行う。
- (3) 合併処理浄化槽普及啓発および設置工事費助成事業  
補助金制度を丁寧に説明し、合併処理浄化槽への設置替えを促進する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 2024（令和6）年1月に稼働開始する新水道料金等調定システムの構築  
多様なケースでのテストを実施し、問題が発生した場合には対応を検討する。
- (2) 2024（令和6）年1月からの新包括業務委託への移行準備  
総合評価落札方式において、提示された技術提案内容の整理を行う。

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
上下水道部館山寺庁舎 (第一環境㈱西営業所)	西区館山寺町 59-2	料金徴収等を委託している業者の拠点 (営業所：事務室、会議室、相談室他)
旧浜北区南分庁舎 (第一環境㈱北営業所)	浜北区横須賀 905-1	検針業務を委託している業者の拠点 (営業所：事務室)

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	専門監 課長 補佐	管理調整 グループ	給排水 設備 グループ	生活排水 グループ	計量 グループ	収納 グループ	受益者 負担金 グループ	合計
常勤	1	2	5	8	5	9	5	2	37
再任用				1	4			1	6
会計年度			1	1	2	8	1	1	14

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区住吉五丁目 1 3 - 1 上下水道部住吉庁舎 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-474-7812 (053-474-8009)
- ・メールアドレス service@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

上下水道部 水道工事課

## 1 事務分掌

- (1) 給水政策の総合調整に関すること。
- (2) 水道事業における建設工事に係る基本計画の作成及び認可申請に関すること。
- (3) 水道事業における建設工事に伴う用地の取得及び物件の補償並びにその総括に関すること。
- (4) 水道施設の建設及びその総括に関すること。
- (5) 配水管の新設又は改良の要望及び相談に係る事務並びにその総括に関すること。
- (6) 配水管等の保全及びその総括に関すること。
- (7) 配水管等の台帳の作成及び管理並びにその総括に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 基幹管路耐震化事業  
被災後の応急復旧期間短縮のため、基幹管路を優先的に耐震化する
- (2) 老朽管更新事業  
経過年数と管路の重要性に応じた優先順位に基づき、配水支管を更新する
- (3) 配水管布設事業  
新規給水要望に対応し、配水管を新設する
- (4) 配給水管維持管理業務  
施設の健全性維持のため、調査、点検および修繕を行う

## 3 課題・懸案事項

- (1) 基幹管路耐震化事業において、支障物件などによる大口径管の布設替えルートの再設定や工法の再設定が必要となり、事業の長期化が懸念される。
- (2) 今後増大する老朽管更新事業費に対し、発注者、受注者の対応が課題。

## 4 事業計画等

- |           |   |
|-----------|---|
| ・計画名      | 浜松市水道事業ビジョン   |
| ・計画年度     | 平成 27 年度～令和 6 年度  |
| ・計画内容、目標等 | 基本理念である「市民とともに未来につなぐ浜松の水道」のもと、3つの基本目標(持続・安全・安心)を掲げ、計画年度 10 年間でその目標を達成するため定めるもの  |
| ・計画名      | 浜松市水道事業アセットマネジメント計画   |
| ・計画年度     | 平成 27 年度～令和 46 年度   |
| ・計画内容、目標等 | 浜松市水道事業ビジョンに掲げる基本施策（施設管理適正化の推進と財務体質の強化）に基づき、平成 27 年度からの 50 年間の整備方針と投資額の概要を定めたもの |

## 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	専門監 課 長 補 佐	専門監	耐震化 推 進 グループ	管 路 更 新 グループ	管 路 新 設 グループ	技 術 管 理 グループ	計 画 グループ	管 理 グループ	管 路 修 繕 グループ	管 路 調 査 グループ	合 計
常 勤	1	1	1	7	6	8	5	2	5	5	7	48
再任用							1		1	2		4
会計年度									1	1		2

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区住吉五丁目 13-1 上下水道部住吉庁舎 2階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-474-7541(053-474-0247)
- ・メールアドレス sd-kouji@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

上下水道部 下水道工事課

## 1 事務分掌

- (1) 汚水衛生処理率の向上に関する事。
- (2) 公共下水道事業計画及び農業集落排水事業計画の作成並びにその総合調整に関する事。
- (3) 公共下水道事業の都市計画決定及びその総合調整に関する事。
- (4) 公共下水道事業に伴う用地の取得及び物件の補償並びにその総括に関する事。
- (5) 公共下水道の管きょ、ポンプ場及び終末処理場並びに農業集落排水終末処理場の建設及び改築並びにその総括に関する事。
- (6) 公共下水道の管きょの維持管理及びその総括に関する事。
- (7) 公共下水道台帳の作成及び管理並びにその総括に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 普及促進事業  
下水道未普及地区の下水道整備を、効率的に進め、普及促進を図る
- (2) 老朽化対策事業  
下水道施設を持続的に機能確保するため、計画的かつ効率的に施設を改築更新する
- (3) 再構築事業  
人口減少や都市構造の変化などを見据え、施設の再構築や統廃合などを行う
- (4) 地震対策事業  
地震発生時においても下水道の流下機能と処理機能を確保する目的で、耐震化を図る
- (5) 浸水対策事業  
豪雨による浸水被害対策として、ハード及びソフトの対策を進め、減災を図る

## 3 課題・懸案事項

- (1) 今後老朽化が増大する下水道施設を計画的に改築更新するため、予算確保が重要
- (2) 下水道施設の改築更新の調査及び施工困難箇所の対策手法の検討
- (3) 排除能力を上回る豪雨へのハード対策

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市下水道ビジョン（平成 27 年度改訂版）
- ・計画年度 平成 21 年度～令和 6 年度
- ・計画目標 下水道人口普及率：79.7%⇒82.0% 汚水衛生処理率：83.6%⇒94.0%
  
- ・計画名 浜松市下水道事業アセットマネジメント計画
- ・計画年度 令和 4 年度～令和 53 年度
- ・計画目標 良好な下水道サービスを持続的に提供するための事業運営、PDCA サイクルを通じた継続的な改善を行う

## 5 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
天王雨水ポンプ場 ほか 6 施設	東区天王町 650-3 ほか	下水道雨水ポンプ場 全 7 施設 (天王、東、山後、木戸、参野、中田 島団地、市野)

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	次 長 課 長	専門監 課 長 補 佐	計 画 グ ル ー プ	管 理 グ ル ー プ	技 術 防 災 グ ル ー プ	管 路 整 備 グ ル ー プ	改 築 グ ル ー プ	管 路 保 全 グ ル ー プ	合 計
常 勤	1	1	7	4	4	7	8	7	39
再任用					1				1
会計年度						1			1

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区住吉五丁目 13 番 1 号 上下水道部住吉庁舎 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-474-7512 (053-474-7616)
- ・メールアドレス gesuiken@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 所管事務・事業の概要

上下水道部 浄水課

## 1 事務分掌

- (1) 取水及び配水の計画並びにその実施に係る事務並びにその総括に関すること。
- (2) 取水施設、浄水場施設及び配水場施設の維持管理並びにその総括に関すること。
- (3) 水道等の水質検査及び水質管理に係る事務並びにその総括に関すること。
- (4) 水源の水質保全に係る事務及びその総括に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 施設の維持管理業務  
取水、浄水場及び配水場施設の安定的な運転及び維持管理
- (2) 水質検査業務  
水道法に基づく水質検査の実施

## 3 課題・懸案事項

- (1) 施設管理台帳システムにおける点検記録・修繕履歴の充実化
- (2) 天竜川原水の水質変動に対応するため、水質検査手法の見直し及び検査機器の整備
- (3) 遠州広域水道の受水費の見直し

## 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
大原浄水場	北区大原町 50	敷地面積 159,086 m <sup>2</sup> 、配水能力 165,500 m <sup>3</sup> /日
常光浄水場	東区常光町 1220-1	敷地面積 75,384 m <sup>2</sup> 、配水能力 56,240 m <sup>3</sup> /日
深萩配水場	西区深萩町 304-473	敷地面積 9,610 m <sup>2</sup> 、配水能力 30,850 m <sup>3</sup> /日
都田配水場	北区新都田一丁目 9-5	敷地面積 8,320 m <sup>2</sup> 、配水能力 34,190 m <sup>3</sup> /日
住吉配水場 ほか 4 施設	中区住吉五丁目 13-1 ほか	配水池容量 3,547 m <sup>3</sup> （全 5 施設） （住吉 1、都田 2、滝沢 1、鷺沢 1）

## 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	専門監 課長補佐	専門監	施設 管理 グループ	水質 管理 グループ	合計
常勤	1	1	1	5	6	14
再任用				3	1	4
会計年度				1		1

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区大原町 50 番地 大原浄水場管理棟 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-436-1307 (053-437-7928)
- ・メールアドレス josuika@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

## 上下水道部 下水道施設課

### 1 事務分掌

- (1) 業務の計画及び調整に関すること
- (2) 公共下水道のポンプ場の維持管理に係る事務及びその総括に関すること
- (3) 公共下水道の終末処理場の維持管理及び水質管理に係る事務及びその総括に関すること
- (4) 公共下水道の水質調査に係る事務及びその総括に関すること
- (5) 除害施設の設置の指導及び検査に係る事務並びにその総括に関すること
- (6) 工場等の汚水の調査及び監視に係る事務に関すること
- (7) 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係るモニタリングその他の事務及びその総括に関すること
- (8) 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業協議会に関すること

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) ポンプ場施設の維持管理事業  
市内 17 か所のポンプ場維持管理包括委託のモニタリング、適切な維持修繕
- (2) 終末処理場の維持管理事業  
市内 7 か所の終末処理場維持管理包括委託のモニタリング、適切な維持修繕  
下水汚泥のリサイクル推進
- (3) 事業場排水検査及び除害施設等の設置許認可事業  
有害物質や下水処理に悪影響を与える汚水流入防止のため、排水設備の検査や設置許認可
- (4) 終末処理場（西遠処理区）運営事業に係る事務、モニタリング  
運営権者が実施契約に定められた業務の遂行、かつ、要求水準を充足しているか確認  
運営事業に係るモニタリング事務局として事業を総括

### 3 課題・懸案事項

- (1) 下水道事業におけるカーボンニュートラルの実現と下水資源の利活用について
- (2) 包括委託の維持管理体制変更に伴う要求水準及びモニタリング内容の整理

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
中ポンプ場 ほか 16 施設	中区中央二丁目 3-1 ほか	下水道ポンプ場 全 17 施設 (北、中、南、御前谷、西、都田、和地、腫ヶ丘、西ヶ崎、 観月園、蓬莱園、弁天島、村櫛、浜名、金指、阿蔵、 上島雨水)
中部浄化センター ほか 6 施設	中区瓜内町 1825 ほか	下水道終末処理場 全 7 施設 (中部、湖東、舘山寺、細江、井伊谷、三ヶ日、西遠)

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	専門監 課長 補佐	管理調整 グループ	技術管理 グループ	中部管理 グループ	施設保全 グループ	水質指導 グループ	合計
常勤	1	1	2	3	4	4	4	19
再任用					2		1	3
会計年度					1			1
計	1	1	2	3	7	4	5	23

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区瓜内町 1825 中部浄化センター管理棟 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-441-3631 (053-441-4314)
- ・メールアドレス g-sisetu@hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

上下水道部 北部上下水道課

## 1 事務分掌

- (1) 物品に係る事務に関する事。
- (2) 工事請負契約その他の請負契約に関する事。
- (3) 市全域の水道及び下水道の使用に係る届出等の受付に関する事。
- (4) 市全域の給水使用証明に関する事。
- (5) 下水道の使用開始に伴う調査に関する事。
- (6) 給水装置工事、排水設備工事等に関する事。
- (7) 市全域の指定給水装置工事事業者及び排水設備工事指定工事人に関する事。
- (8) 配水管の新設又は、改良の要望及び相談に関する事。
- (9) 水洗化の促進に関する事（浜北区の区域に係るものを除く）
- (10) 市全域の水道メーターの貸与に関する事。
- (11) 水道事業計画における建設工事に係る基本計画の作成に関する事。
- (12) 水道事業における建設工事に伴う用地の取得及び物件の補償に関する事。
- (13) 水道施設及び公共下水道の取付管の建設に関する事。
- (14) 配水管等の保全に関する事。
- (15) 配水管等の台帳の作成及び管理に関する事。
- (16) 取水及び配水の計画並びにその実施に関する事。
- (17) 取水施設、浄水施設、配水施設及び公共下水道のマンホール等の維持管理等に関する事。
- (18) 水道の水質検査及び水質管理並びに水源の水質保全に関する事。
- (19) 油脂遮断装置等の設置の指導及び検査に関する事。
- (20) 飲料水供給施設の整備、維持、管理の指導等に関する事。
- (21) 特定未普及地域給水事業に係る事務に関する事。
- (22) 三ヶ日上下水道室に関する事。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 老朽管更新事業  
漏水事故発生実績に応じた優先順位に基づき、配水支管を更新する
- (2) 配水管布設事業  
新規給水要望に対応し、配水管を新設する
- (3) 管路耐震化事業  
被災後の応急復旧期間短縮のため、基幹管路を優先的に耐震化する
- (4) 施設改良事業  
水道施設の安定的な運転を確保するため、老朽化した機械・設備を更新する
- (5) 配給水管及び施設の維持管理業務  
配給水管漏水修繕、施設の点検及び修繕を行う

## 3 課題・懸案事項

- (1) 点在する小規模な水道施設に対する非常時の迅速・的確な対応
- (2) 日常点検、遠方監視システム活用等の予防保全による施設の長寿命化

#### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
永島配水場 ほか 107 施設	浜北区永島 376 ほか	水道施設 全 108 施設 (浜北 22, 引佐 60, 細江 9, 三ヶ日 17)

#### 5 職員調べ

(単位：人)

区 分	課 長	専門監 課長 補佐	管理調整 グループ	維持管理 グループ	水道整備 グループ	給排水 グループ	三ヶ日上 下水道室	合 計
常 勤	1	1	4	6	10	3	5	30
再任用				3				3
会計年度				2		1		3

#### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区大原町 50 番地 大原浄水場管理棟 2 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-525-6081 (053-436-1313)
- ・メールアドレス hokubu-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

# 所管事務・事業の概要

上下水道部 天竜上下水道課

## 1 事務分掌

- (1) 農業集落排水事業の経営の基本計画、資産の保険及び共済、財務、会計並びに業務統計に関すること。
- (2) 物品に係る事務に関すること。
- (3) 工事請負契約その他の請負契約に関すること。
- (4) 市全域の水道、農業集落排水及び下水道の使用に係る届出等の受付に関すること。
- (5) 市全域の給水使用証明に関すること。
- (6) 下水道及び農業集落排水の使用開始に伴う調査に関すること。
- (7) 給水装置工事、排水設備工事等に関すること。
- (8) 市全域の指定給水装置工事業業者及び排水設備工事指定工事人に関すること。
- (9) 配水管の新設又は改良の要望及び相談に関すること。
- (10) 水洗化の促進に関すること。
- (11) 市全域の水道メーターの貸与に関すること。
- (12) 水道事業における建設工事に係る基本計画並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業計画の作成に関すること。
- (13) 水道事業における建設工事並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業に伴う用地の取得及び物件の補償に関すること。
- (14) 水道施設、公共下水道、農業集落排水の管きょ及び終末処理場の建設に関すること。
- (15) 配水管等の保全に関すること。
- (16) 配水管等、公共下水道及び農業集落排水の台帳作成及び管理に関すること。
- (17) 公共下水道事業の受益者負担金及び農業集落排水事業の分担金に関すること。
- (18) 取水及び配水の計画並びにその実施に関すること。
- (19) 取水施設、浄水施設、配水施設、公共下水道の管きょ並びに農業集落排水の管きょ及び終末処理場の維持管理等に関すること。
- (20) 水道の水質検査及び水質管理並びに水源の水質保全に関すること。
- (21) 公共下水道の水質調査に関すること。
- (22) 油脂遮断装置等の設置の指導及び検査に関すること。
- (23) 飲料水供給施設の整備事業及び水道未普及地域支援事業に係る事務及びその総合調整に関すること。
- (24) 春野上下水道室、佐久間上下水道室、水窪上下水道室及び龍山水道室に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 水道事業
  - ・配水管の新設や経年管の更新及び水道施設の更新や維持管理
- (2) 下水道事業
  - ・下水道施設などの維持管理
- (3) 農業集落排水事業
  - ・農業集落排水処理施設の維持管理
  - ・公営企業会計への経営統合や一部施設を公共下水道に接続する接続統合
- (4) 飲料水供給施設事業
  - ・飲料水供給施設の維持管理、施設整備、施設管理助成(補助金)及び生活用水応援事業

### 3 課題・懸案事項

- (1) 水道施設等の不具合発生時の迅速な対応
- (2) 水道施設の老朽化対策
- (3) 上下水道施設の維持管理を行う担い手不足への対応
- (4) 飲料水供給施設の老朽化

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
山東配水池ほか 232 施設	天竜区山東 2839 番地 4 ほか	水道施設 全 233 施設 (水源・受水・浄水・配水池)
気田浄化センターほか 3 施設	天竜区春野町宮川 1383-4 ほか	下水道施設 全 4 施設 (気田・浦川・佐久間・城西)
上市場農業集落排水処理施設 ほか 3 施設	天竜区佐久間町浦川 2322-2 ほか	排水処理施設 全 4 施設
下只来飲料水供給施設ほか 138 施設	天竜区只来 1469-11 ほか	飲料水供給施設 全 139 施設

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	室長	水道整備 グループ	水道管理 グループ	下水道 グループ	小規模 水道 グループ
常勤	1	1	3	4	3	3	2
再任用					1	2	
会計年度					1		1

区分	春野上下 水道室 庶務 グループ	春野上下 水道室 工務 グループ	佐久間上 下水道室 庶務 グループ	佐久間上 下水道室 工務 グループ	水窪上下 水道室 庶務 グループ	水窪上下 水道室 工務 グループ	合計
常勤	1	2	1	3	1	3	28
再任用	1	2					6
会計年度			1		1		4

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市天竜区二俣町二俣 530-19 天竜区役所南館 1 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-922-0035 (053-922-0039)
- ・メールアドレス tn-suido@city.hamamatsu.shizuoka.jp





# 学 校 教 育 部

教 育 総 務 課

教 育 施 設 課

教 職 員 課

指 導 課

教 育 支 援 課

健 康 安 全 課

教 育 セ ン タ ー

市 立 高 等 学 校



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

部名 学校教育部

### 1 学校教育部長 奥家 章夫

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		課名及び グループ数	参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数								
1	教育総務課	4		2	1	1	30	34
2	教育施設課	6		1	1	1	33	36
3	教職員課	6		1	5		35	41
4	指導課	3			3		48	51
5	教育支援課	6			2		45	47
6	健康安全課	2		1	1	3	28	33
7	教育センター				1	1	18	20
計				5	14	6	237	262

※市立高等学校は別掲

区 分		課名及び グループ数	校長	副校長 教頭	事務長	教諭 講師 助手	その他	計
課名及び グループ数								
8	市立高等学校		1	2	2	68	7	80

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 教育総合計画推進事業（教育総務課）
- (2) 放課後児童会健全育成事業（教育総務課）
- (3) コミュニティ・スクール推進事業（教育総務課）
- (4) 小中学校学習者情報環境整備事業（教育施設課）

- (5) 小・中学校建設事業（教育施設課）
- (6) 小・中学校施設整備事業（教育施設課）
- (7) 教職員管理事業（教職員課）
- (8) 生徒指導事業（指導課）
- (9) 市立教職員研修事業（教育センター）
- (10) 発達支援教育推進事業（教育支援課）
- (11) 外国人子供教育支援推進事業（教育支援課）
- (12) 不登校児支援推進事業（教育支援課）
- (13) 市立高等学校施設整備事業（市立高等学校）

#### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 第4次浜松市教育総合計画の策定（教育総務課）
- (2) 学校再編基本方針・学校施設整備計画の策定（教育総務課・教育施設課）
- (3) 放課後児童会待機児童解消（教育総務課）
- (4) 休日の部活動の地域移行（指導課）
- (5) 統合型校務支援システムの再構築（教育施設課）
- (6) いじめの未然防止、早期発見及び重大事態への対応（教育総務課、指導課、教育支援課）

## 所管事務・事業の概要

学校教育部 教育総務課

### 1 事務分掌

- (1) 教育行政の重要施策の企画及びその総括に関する事。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。
- (3) 教育委員会議案の調製、議決等の処理に関する事。
- (4) 幼稚園及び小・中学校の規模の適正化に関する事。
- (5) 教育行政に関する相談に関する事。
- (6) 教育総合計画に関する事。
- (7) 文書及び公印の管理に関する事。
- (8) 例規の制定改廃に関する事。
- (9) 教育委員会職員（教職員課の主管に属する職員を除く。次号において同じ。）の任免、給与、服務等に関する事。
- (10) 教育委員会職員の研修、厚生及び公務災害補償等に関する事。
- (11) 教育広報に関する事。
- (12) 学校評議員制度に関する事。
- (13) 学校評価に関する事。
- (14) 学校と地域との連携の推進に関する事。
- (15) 人づくりネットワークセンターの運営に関する事。
- (16) 放課後子ども総合プランの推進に関する事。
- (17) 市立高等学校との連絡調整に関する事。
- (18) 社会教育委員に関する事。
- (19) スポーツ推進委員に関する事。
- (20) 学校運営協議会に関する事。
- (21) いじめ問題第三者委員会に関する事。
- (22) スポーツ推進審議会に関する事。
- (23) 文化財保護審議会に関する事。
- (24) 社会教育の講座及び図書に関する事。
- (25) 社会教育関係団体に関する事。
- (26) 文化財の保護及び活用に関する事。
- (27) 博物館の登録等に関する事。
- (28) 部内及び他部局との総合調整に関する事。
- (29) 他の課に属しない事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 教育総合計画推進事業  
第3次浜松市教育総合計画 後期計画～はままつ人づくり未来プラン～の推進
- (2) 放課後児童会健全育成事業  
放課後児童会等の運営支援、運営委託化の推進、定員拡大等による待機児童の解消
- (3) コミュニティ・スクール推進事業  
学校運営協議会の導入及び運営に関する支援、教職員・運営協議会委員等への研修実施

### 3 課題・懸案事項

- (1) 第4次浜松市教育総合計画の策定
- (2) 学校再編基本方針の策定
- (3) 放課後児童会の待機児童解消
- (4) コミュニティ・スクールの質的向上

### 4 事業計画等

- ・計画名 第3次浜松市教育総合計画 後期計画
- ・計画年度 令和2年度～令和6年度
- ・計画内容、目標等

#### 《教育理念》

- 未来創造への人づくり
- 市民協働による人づくり

#### 《目指す子供の姿》

- 自分らしさを大切にする子供
- 夢と希望を持ち続ける子供
- これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	参事	担当 課長	専門監 (課長補佐)	総務 グループ	企画 グループ	地域連携 グループ	放課後 対策グ ループ	合計
常勤	1	1	1	1	6	5	4	5	24
再任用					5		2	1	8
会計年度							1	1	2

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2401 (050-3730-8496)
- ・メールアドレス somu@city.hamamatsu-szo.ed.jp

# 所管事務・事業の概要

学校教育部 教育施設課

## 1 事務分掌

- (1) 学校施設等に係る総合調整に関すること。
- (2) 学校の教材、教具等の整備に関すること。
- (3) 学校の用に供する財産の取得及び管理に関すること。
- (4) 防衛施設周辺の学校施設等の障害防止等に関すること。
- (5) 学校の予算及び経理に関すること。
- (6) 教職員住宅に関すること。
- (7) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (8) 学校施設等の整備及び長寿命化に関すること。
- (9) 教育の情報化の推進及び総合調整に関すること。
- (10) 教育ネットワークに関すること。
- (11) ICT 教育の環境整備及び活用に関すること。
- (12) 校務の情報化の総括に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 学校情報技術整備事業  
学校用グループウェア、教育ネットワーク及び情報機器の運営管理
- (2) 小中学校学習者情報環境整備事業  
小中学校で児童生徒が利用する学習者用端末等の運用管理
- (3) 小・中学校建設事業  
神久呂小・西部中校舎改築、旧高砂小学校解体、照明設備 LED 化更新
- (4) 小・中学校施設整備事業  
学校施設長寿命化、既設及び特別教室空調整備、学校施設バリアフリー化推進

## 3 課題・懸案事項

- (1) 新たな学校施設長寿命化計画の策定
- (2) 統合型校務支援システム再構築
- (3) 小中学校特別教室への空調設備整備（PFI 事業）

## 4 事業計画等

- ・計画名 浜松市学校施設長寿命化計画
- ・計画年度 令和 2 年度～令和 6 年度
- ・計画内容、目標等  
建築の目標使用年数を 80 年とし計画的な改修を実施  
事後保全から予防保全へ転換  
改修時期集中が懸念されるため経費を軽減及び平準化

## 5 所管施設

施設名	施設概要等
小学校	97 校（分校 1 校含む）
中学校	49 校（分校 1 校含む）

## 6 職員調べ

(単位：人)

区 分	課長	担当 課長	課長 補佐	施設戦略 グループ	教材 グループ	整備 グループ	管理 グループ	情報環境 整備 グループ	ICT 教育 推進 グループ	合計
常 勤	1	1	1	5	4	4	3	4	3	26
再任用				1		2	1		1	5
会計年度				1	3	1				5

## 7 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目 2 番 1 号 イーステージ浜松オフィス棟 6 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2403 (050-3730-8496)
- ・メールアドレス shisetsu@city.hamamatsu-szo.ed.jp



## 所管事務・事業の概要

学校教育部 教職員課

### 1 事務分掌

- (1) 教職員の定数及び配置並びに教員の採用に関すること。
- (2) 教職員の任命、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。
- (3) 教職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (4) 教職員の給与、退職手当及び児童手当に関すること。
- (5) 教職員の人事評価に関すること。
- (6) 教職員の研修、厚生、健康審査会及び公務災害補償等に関すること。
- (7) 教職員団体、共済組合及び学校教育諸団体に関すること。
- (8) 教育センターとの連絡調整に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 教職員管理事業  
校務アシスタント、はままつ式少人数学級編制対応講師の配置
- (2) 発達支援教室支援員等配置事業  
発達支援教室支援員、スクールヘルパーの配置
- (3) 学校教育指導支援員配置事業  
学習支援員、図書館補助員、養護教諭補助員、複式学級支援員、生徒指導支援員の配置

### 3 課題・懸案事項

- (1) 小中学校教員採用試験への志願者増加に向けた対応
- (2) 定年引上げに伴う定数管理、役職定年への対応
- (3) 教職員のコンプライアンス意識向上、不祥事防止対策
- (4) 教職員のメンタルヘルス対策

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	次長 (課長)	担当 課長	副参事	副参事 (課長 補佐)	制度 グループ	人事 グループ	定数 採用 グループ	給与 グループ	健康 管理 グループ	厚生 グループ	合計
常勤	1	1	3	1	4	7	7	6	2	2	34
再任用						1		1			2
会計年度						1		2	1	1	5

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟5階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2408 (053-457-2579)
- ・メールアドレス kyoshoku@city.hamamatsu-szo.ed.jp

## 所管事務・事業の概要

学校教育部 指導課

### 1 事務分掌

- (1) 学校における教育課程、学習指導等に関すること
- (2) 発達支援教育に関すること
- (3) 学習効果の評価に関すること
- (4) 教科用図書採択及び教材教具の取扱いに関すること
- (5) 学校教育研究諸団体に関すること
- (6) かわな野外活動センターに関すること

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 教育研究・指導事業  
指導主事による学校訪問及び教育研究校の指定等
- (2) 夢育やらまいか事業  
学校、保護者、地域が一体となった特色ある学校づくりの推進
- (3) 生きた英語力育成事業  
言語能力やコミュニケーション能力を育成するため、外国語指導助手（ALT）を配置
- (4) 生徒指導事業  
児童生徒の問題行動の未然防止及び早期発見・早期対応、SSW（スクールソーシャルワーカー）の配置
- (5) かわな野外活動センター管理運営事業  
かわな野外活動センターの維持管理及び体験活動等に関する支援

### 3 課題・懸案事項

- (1) 休日の部活動の地域移行
- (2) SSW（スクールソーシャルワーカー）の配置拡充

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
かわな野外活動センター	北区引佐町川名 455-5	本館、別館、宿泊棟5棟、天体観測棟、野営施設 ほか

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	副参事	副参事 (課長補佐)	教育指導 グループ	生徒指導 グループ	事業調整 グループ	合計
常勤	1	1	1	8	9	4	24
再任用				1	2		3
会計年度				20	1	3	24

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟5階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2411 (053-457-2580)
- ・メールアドレス shido@city.hamamatsu-szo.ed.jp

## 所管事務・事業の概要

学校教育部 教育支援課

### 1 事務分掌

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 発達支援学級の設置に関すること。
- (3) 外国人子ども教育支援に関すること。
- (4) 就学支援委員会に関すること。
- (5) 児童生徒の就学に関すること。
- (6) 学齢簿に関すること。
- (7) 学級編制に関すること。
- (8) 学校教育に係る統計調査に関すること。
- (9) 教科用図書は無償給与に関すること。
- (10) 小・中学校の通学区域に関すること。
- (11) 育英事業に関すること。
- (12) 遠距離通学に関すること。
- (13) 通園・通学バスの運行に関すること。
- (14) 幼稚園の入園及び退園に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 発達支援教育推進事業  
支援が必要な子供に応じた、発達支援学級・発達支援教室等の計画的な設置
- (2) 外国人子供教育支援推進事業  
外国人の子供の学習・成長を支援する各種支援員の配置
- (3) 不登校児支援推進事業  
不登校の子供の学校復帰・社会的自立を目指した校内外まなびの教室の設置

### 3 課題・懸案事項

- (1) 発達支援学級等の設置に係る場所及び人材の確保
- (2) 校内外まなびの教室の開設に係る場所及び人材の確保

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	副参事 (課長補佐)	管理 グループ	相談 グループ	外国人支援 グループ	発達支援 グループ	就学 グループ	支援 グループ	合計
常勤	1	1	2	2	2	4	4	4	20
再任用				2	1	5			8
会計年度			2	4	5	3	3	2	19

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目2番1号イーステージ浜松オフィス棟7階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2428(050-3737-5229)
- ・メールアドレス sogo@city.hamamatsu-szo.ed.jp

## 所管事務・事業の概要

学校教育部 健康安全課

### 1 事務分掌

- (1) 学校保健に関すること
- (2) 学校給食に関すること
- (3) 学校安全に関すること
- (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること
- (5) 学童等災害共済事業に関すること
- (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センター、学校保健会及び公益財団法人静岡県学校給食会浜松支部に関すること

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 小・中学校給食事業  
安全安心でおいしい給食の提供による健康の保持増進と正しい食習慣の定着等
- (2) 学校安全事業  
学校安全(災害安全・生活安全・交通安全)に係る学校、地域との連携による対策の確立
- (3) 学校給食費管理事業  
学校給食費の徴収管理や食材調達に係る業務委託等

### 3 課題・懸案事項

- (1) 通学路における安全対策
- (2) 小中学校におけるAEDの屋外配置
- (3) 公会計による学校給食費の徴収管理

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜北学校給食センター	浜北区寺島 2815	処理能力 10,000 食/日
天竜学校給食センター	天竜区船明 1136	〃 2,000 食/日
雄踏学校給食センター	西区雄踏町宇布見 725	〃 2,300 食/日
引佐学校給食センター	北区引佐町横尾 541	〃 2,000 食/日
春野学校給食センター	天竜区春野町気田 380-13	〃 1,000 食/日

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	参事 (課長)	副参事 (課長補佐)	保健安全 グループ	学校給食 グループ	学校給食センター					合計
					浜北	天竜	雄踏	引佐	春野	
常勤	1	1	6	7	2	1	1	1	1	21
再任用			2	2						4
会計年度			1	4		1	1	1		8

## 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟5階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2422 (053-457-2579)
- ・メールアドレス [kenkou@city.hamamatsu-szo.ed.jp](mailto:kenkou@city.hamamatsu-szo.ed.jp)

## 所管事務・事業の概要

学校教育部 教育センター

### 1 事務分掌

- (1) 教育センター業務の企画、運営及び調査に関すること。
- (2) 施設の管理運営に関すること。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 市立教職員研修事業  
校長・教員育成指標に基づく教職員研修の実施

### 3 課題・懸案事項

- (1) 教職員研修の充実（社会環境の変化、学校課題及び学校現場のニーズへの対応）
- (2) 研修受講履歴システムの導入及び移行準備

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
浜松市教育センター	北区東三方町 143-4	研修施設

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	職員	合計
常勤	1	1	9	11
再任用			6	6
会計年度			3	3

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市北区東三方町 143 番地の 4
- ・電話番号(FAX 番号) 053-439-3120 (053-439-3030)
- ・メールアドレス hamakyo-c@city.hamamatsu-szo.ed.jp

## 所管事務・事業の概要

学校教育部 市立高等学校

### 1 事務分掌

- (1) 高等学校教育に関すること
- (2) 施設の整備・維持管理に関すること

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 市立高校教育事業
  - ・スクール・ミッションに掲げる「学業」と「人間性」の両面においてバランスのとれた教育を実践し、「規律ある進学校」を目指すとともに「選ばれる学校」を具現化するための事業
- (2) 市立高校管理デジタル運営経費
  - ・市立高校 I C T環境の整備・充実による教育や校務のデジタル化を推進する事業
- (3) 市立高等学校施設整備事業
  - ・安全安心な教育環境を提供するため計画的に学校施設の整備、充実を行う事業

### 3 課題・懸案事項

- (1) 学校施設・設備の整備・充実及び延命化  
老朽化が進む学校施設・設備の計画的な改修等

### 4 所管施設

施設名	所在地	施設概要等
市立高等学校	中区広沢一丁目 2 1 - 1	校舎、体育館、講堂、武道場、研修施設
野球場	東区半田山二丁目	硬式野球場、夜間照明設備、雨天練習場

### 5 職員調べ

(単位：人)

区分	校長	副校長 教頭	事務長 専門監	教諭 養護教諭	主任実 習助手	事務職員	合計
常勤	1	2	2	67	1	2	75
再任用						1	1
会計年度						4	4

### 6 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区広沢一丁目 2 1 番 1 号
- ・電話番号(FAX 番号) 053-453-1105 (053-452-9478)
- ・メールアドレス hamaichi@hamamatsu-h.ed.jp





# 選挙管理委員会事務局



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

局名 市選挙管理委員会事務局

### 1 選挙管理委員会事務局長 石川 正喜

### 2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		次長	専門監	その他	計
課名及び グループ数					
1 市選挙管理委員会事務局	2	1 (0.3)	1 (0.3)	23 (7.4)	25 (8.0)
計		1	1	23	25

※市選挙管理委員会事務局は、全職員が文書行政課職員との併任のため、市選挙管理委員会事務局業務に係る人工数を（ ）書きで表記した。

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 統一地方選挙（市選挙管理委員会事務局）
- (2) 選挙人名簿作成事業（市選挙管理委員会事務局）
- (3) 明るい選挙推進事業（市選挙管理委員会事務局）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 行政区再編による区選挙管理委員会の新たな設置
- (2) 行政区再編後の選挙執行に向けた準備、調整等
- (3) 名簿・投票管理システムの改修



## 所管事務・事業の概要

### 市選挙管理委員会事務局

#### 1 事務分掌

- (1) 委員会の運営に関する事。
- (2) 例規の制定及び改廃に関する事。
- (3) 職員の任免、給与、服務等に関する事。
- (4) 選挙の啓発及び広報活動に関する事。
- (5) 政治活動に関する事。
- (6) 区選挙管理委員会の指導及び連絡調整に関する事。
- (7) 選挙の執行及び管理指導に関する事。
- (8) 選挙制度の調査研究に関する事。
- (9) 選挙の諸統計に関する事。
- (10) 直接請求に関する事。
- (11) 前各号に定めるもののほか選挙に関する事。

#### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 統一地方選挙  
令和5年4月9日執行の統一地方選挙の投票及び開票事業
- (2) 選挙人名簿作成事業  
選挙人名簿、在外選挙人名簿の調製等
- (3) 明るい選挙推進事業  
選挙人に対する政治意識の向上等に関する諸事業の実施、選挙に関する事項の周知

#### 3 課題・懸案事項

- (1) 行政区再編による区選挙管理委員会の新たな設置
- (2) 行政区再編後の選挙執行に向けた準備、調整等
- (3) 名簿・投票管理システムの改修

#### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	次長	専門監	総務・選挙 調整官	選挙管理 グループ	選挙啓発 グループ	合計
常勤	1 (0.3)	1 (0.3)		10 (4.1)	6 (1.2)	18 (5.9)
会計年度			1 (0.9)		6 (1.2)	7 (2.1)

※全職員が文書行政課職員との併任のため、市選挙管理委員会事務局業務に係る人工数を（ ）書きで表記した。

#### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町103番地の2浜松市役所北館2階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2521 (053-457-2236)
- ・メールアドレス senkan@city.hamamatsu.shizuoka.jp



人事委員会事務局





## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

局名 人事委員会事務局

1 人事委員会事務局長 伊藤 哲

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		参与	次長 参事	課長 担当課長 副参事	専門監 課長補佐	その他	計
課名及び グループ数							
1	人事委員会事務局	2	1		1	10	12
計			1		1	10	12

### 3 各部局または区役所における重点事業

(1) 人事委員会事業（人事委員会事務局）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

(1) 優秀な人材確保に向けた採用試験・選考及び採用広報活動の実施（人事委員会事務局）

(2) 地域民間給与を精確に公務員給与へ反映させるための職種別民間給与実態調査の実施

（人事委員会事務局）



# 所管事務・事業の概要

## 人事委員会事務局

### 1 事務分掌

- (1) 人事委員会の会議に関する事。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修等の調査研究に関する事。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申し出に関する事。
- (4) 給与等に関する報告及び勧告に関する事。
- (5) 競争試験及び選考に関する事。
- (6) 給与の支払の監理に関する事。
- (7) 職員の勤務条件に関する措置の要求に関する事。
- (8) 職員に対する不利益処分についての審査請求に関する事。
- (9) 職員からの苦情の処理に関する事。
- (10) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。
- (11) 退職管理に関する事(任命権者が所掌する事務を除く。)
- (12) 分限及び懲戒に関する事(任命権者が所掌する事務を除く。)
- (13) 職員団体の登録に関する事。
- (14) 管理職員等の範囲に関する事。
- (15) 労働基準監督機関の職権行使に関する事。

### 2 重点事業(主要事業、継続事業)

- (1) 人事委員会事業(採用試験・選考、採用広報活動)  
任命権者の採用計画に基づき職員採用試験を実施するとともに、それに向けた採用広報活動を行う。
- (2) 人事委員会事業(職員の給与等に関する報告及び勧告、職種別民間給与実態調査)  
職種別民間給与実態調査から得られた基礎資料を基にして、職員の給与等に関する報告及び勧告を実施する。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 優秀な人材確保に向けた採用試験・選考及び採用広報活動の実施
- (2) 地域民間給与を精確に公務員給与へ反映させるための職種別民間給与実態調査の実施

### 4 職員調べ

(単位：人)

区分	課長	課長補佐	調査グループ	任用グループ	合計
常勤	1	1	2	4	8
再任用			1		1
会計年度			1	2	3

### 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区中央一丁目12番7号 浜松市地域情報センター3階
- ・電話番号(FAX番号) 053-457-2201 (053-457-2089)
- ・メールアドレス jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



# 監 查 事 務 局



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

局名 監査事務局

1 監査事務局長 松下 文明

### 2 課別職員数の調べ

(単位：人)

区 分		参 事 (次 長)	副 参 事 (次長補佐)	専 門 監	そ の 他	計
課名及び グループ数						
1 監査事務局	3	1	1	1	11	14
計		1	1	1	11	14

### 3 各部局または区役所における重点事業

監査執行事業(監査事務局)

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 市にとってリスクが高い分野に重点を置いた実効性のある監査の実施（監査事務局）
- (2) 指摘事項に対する早期の是正措置に向けた指導（監査事務局）
- (3) 監査能力の向上に向けた事務局職員の専門的知識の修得と、庁内弁護士や庁内公認会計士の活用（監査事務局）





# 所管事務・事業の概要

監査事務局

## 1 事務分掌

- (1) 監査事務の企画運営に関すること。
- (2) 定期監査、行政監査、随時監査、決算審査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査等の実施に関すること。
- (3) 外郭団体等に関する監査、住民監査請求に基づく監査等の実施に関すること。
- (4) 例規の制定改廃に関すること。
- (5) 職員の任免、給与、服務に関すること。

## 2 重点事業（主要事業、継続事業）

### ・監査執行事業

合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から事務事業の執行状況を監査し、適正な行財政運営の確保に資する。

## 3 課題・懸案事項

- (1) 市にとってリスクが高い分野に重点を置いた実効性のある監査の実施
- (2) 指摘事項に対する早期の是正措置に向けた指導
- (3) 監査能力の向上に向けた事務局職員の専門的知識の修得と、庁内弁護士や庁内公認会計士の活用

## 4 職員調べ

(単位：人)

区 分	参 事 (次 長)	副 参 事 (次長補佐)	監査第一 グループ	監査第二 グループ	監査第三 グループ	合 計
常 勤	1	1	4	4	2	12
非 常 勤				1		1
会計年度				1		1

## 5 問い合わせ先

- ・所在地等 浜松市中区元城町 103-2 浜松市役所本館 8 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2391 (050-3730-5218)
- ・メールアドレス kansa@city.hamamatsu.shizuoka.jp



農業委員会事務局



## 部局、区役所等総括表（令和5年4月1日現在）

局名 農業委員会事務局

1 農業委員会事務局長 鈴木 智久

### 2 課別職員数の調べ

（単位：人）

区 分		専門監	その他	計
課名及び グループ数	グループ数			
1	農業委員会事務局	1	37	38
計		1	37	38

### 3 各部局または区役所における重点事業

- (1) 優良農地の確保推進事業（農業委員会事務局）
- (2) 農業者年金受託事務事業（農業委員会事務局）
- (3) 広域農業委員会行政推進事業（農業委員会事務局）

### 4 各部局または区役所における課題・懸案事項

- (1) 農地利用の最適化の推進（農業委員会事務局）



## 所管事務・事業の概要

農業委員会事務局

### 1 事務分掌

- (1) 農地等の利用関係の調整に関する事。
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する事。
- (3) 地区調査会の開催に関する事。
- (4) 法人化その他農業経営の合理化に関する事。
- (5) 西部農業委員会協議会に関する事。
- (6) 農業者年金に関する事。
- (7) 農地台帳の整備に関する事。
- (8) 国有農地等に関する事。
- (9) 農地等に係る諸証明に関する事。
- (10) 議案の調製及び議決等の処理に関する事。
- (11) 例規の制定改廃に関する事。
- (12) 職員の任免、給与、服務等に関する事。
- (13) 他部局との総合調整に関する事。

### 2 重点事業（主要事業、継続事業）

- (1) 優良農地の確保推進事業  
農地法等に基づく適正な農地管理、農地集積・集約などの農地利用最適化の推進により優良農地の確保と有効利用を図る。
- (2) 農業者年金受託事務事業  
農業者年金基金法に基づき S46 に締結した業務委託契約により、農業者年金に関する業務を行い、農業者の老後の生活の安定を図る。
- (3) 広域農業委員会行政推進事業  
浜松市と湖西市で西部農業委員会協議会を設置し相互の協調と連携を図ることで、また、農業委員会のサポートを行う静岡県農業会議とともに活動することで、農業委員会組織の機能を高める。

### 3 課題・懸案事項

- (1) 非農家の農地所有者に対する農地の貸し出し方法の周知、農地利用最適化推進委員の農地パトロールによる貸出農地情報の掘り起し、農地銀行の充実等により農地利用の流動化を促進する。
- (2) 地域の状況（担い手や農地など）に合わせた農地利用の集積・集約化を促進する。

#### 4 職員調べ

(単位：人)

区 分	専 門 監	農地総務 グループ	農地調整 グループ	農地活用 グループ	農地集積 グループ	北部農地利用 グループ	浜北農地利用 グループ	合 計
常 勤	1	4	7	3	5	5	5	30
再任用							2	2
会計年度		2		1	1	2		6

※農地利用課と併任

#### 5 問い合わせ先

事務局本局（中区・東区・西区・南区）

- ・所在地等 中区元城町 103-2 浜松市役所本館 6 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-457-2481 (FAX 050-3730-5387)
- ・メールアドレス nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

北部農地利用グループ（北区）

- ・所在地等 北区細江町気賀 305 北区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-523-3106 (FAX 053-523-1119)
- ・メールアドレス n-nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜北農地利用グループ（浜北区・天竜区）

- ・所在地等 浜北区貴布祢 3000 浜北区役所 3 階
- ・電話番号(FAX 番号) 053-585-1118 (FAX 053-585-6330)
- ・メールアドレス hk-nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp